

# 平成 2 4 年 第 1 回

## 名寄市議会定例会会議録目次

### 第 1 号（2 月 2 9 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	4
1. 事務局出席職員	4
1. 説明員	4
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定（2 3 日間）	5
1. 市民福祉常任委員長辞任許可、正副委員長選任報告	5
1. 日程第 3. 平成 2 3 年第 4 回定例会付託議案第 1 号 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について	5
○経済建設常任委員長報告（竹中憲之委員長）	5
○修正可決	6
1. 日程第 4. 平成 2 3 年第 4 回定例会付託議案第 2 8 号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について	6
○経済建設常任委員長報告（竹中憲之委員長）	6
○原案可決	7
1. 休憩宣告	7
1. 再開宣告	7
1. 日程第 5. 平成 2 4 年度市政執行方針（加藤市長）	7
○教育行政執行方針（小野教育長）	1 8
1. 日程第 6. 議案第 1 号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	2 3
○提案理由説明（加藤市長）	2 3
○質疑（川村幸栄議員）	2 3
○原案可決	2 4
1. 日程第 7. 議案第 2 号 名寄市基金条例の一部改正について	2 4
○提案理由説明（加藤市長）	2 4
○質疑（熊谷吉正議員）	2 4
○質疑（川村幸栄議員）	2 5
○原案可決	2 6

1. 休憩宣告	2 6
1. 再開宣告	2 6
1. 日程第 8. 議案第 3 号 名寄市税条例の一部改正について	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○原案可決	2 7
1. 日程第 9. 議案第 4 号 名寄市公民館条例等の一部改正について	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○原案可決	2 7
1. 日程第 1 0. 議案第 5 号 名寄市児童クラブ条例の一部改正について	2 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 8
○原案可決	2 8
1. 日程第 1 1. 議案第 6 号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例及び名寄市重 度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に關 する条例の一部改正について	2 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 8
○原案可決	2 9
1. 日程第 1 2. 議案第 7 号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について	2 9
○提案理由説明（加藤市長）	2 9
○原案可決	2 9
1. 日程第 1 3. 議案第 8 号 名寄市介護保険条例の一部改正について 議案第 1 1 号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び名寄市介護保険事 業計画を定めることについて	2 9
○提案理由説明（加藤市長）	2 9
○補足説明（三谷健康福祉部長）	3 0
○質疑（熊谷吉正議員）	3 3
○市民福祉常任委員会付託	4 0
1. 日程第 1 4. 議案第 9 号 名寄市土地改良事業分担金等徴収条例等の一部改正につ いて	4 0
○提案理由説明（加藤市長）	4 0
○原案可決	4 0
1. 日程第 1 5. 議案第 1 0 号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について	4 0
○提案理由説明（加藤市長）	4 0
○経済建設常任委員会付託	4 1
1. 日程第 1 6. 議案第 1 2 号 市道路線の廃止について 議案第 1 3 号 市道路線の認定について	4 1
○提案理由説明（加藤市長）	4 1
○原案可決	4 1
1. 日程第 1 7. 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度名寄市一般会計補正予算（第 6 号）	4 1

○提案理由説明（加藤市長）	4 1
○補足説明（扇谷総務部長）	4 2
○原案可決	4 3
1. 日程第 1 8. 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）	4 3
○提案理由説明（加藤市長）	4 3
○原案可決	4 4
1. 日程第 1 9. 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	4 4
○提案理由説明（加藤市長）	4 4
○原案可決	4 4
1. 日程第 2 0. 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	4 5
○提案理由説明（加藤市長）	4 5
○原案可決	4 5
1. 日程第 2 1. 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会 計補正予算（第 1 号）	4 5
○提案理由説明（加藤市長）	4 5
○原案可決	4 6
1. 日程第 2 2. 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算 （第 1 号）	4 6
○提案理由説明（加藤市長）	4 6
○原案可決	4 6
1. 日程第 2 3. 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予 算（第 1 号）	4 6
○提案理由説明（加藤市長）	4 6
○原案可決	4 7
1. 日程第 2 4. 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予 算（第 1 号）	4 7
○提案理由説明（加藤市長）	4 7
○原案可決	4 7
1. 日程第 2 5. 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）	4 7
○提案理由説明（加藤市長）	4 7
○原案可決	4 8
1. 日程第 2 6. 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度名寄市病院事業会計補正予算（第 4 号）	4 8
○提案理由説明（加藤市長）	4 8
○原案可決	4 9

1. 日程第27. 議案第24号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算(第4号) .....	49
○提案理由説明(加藤市長) .....	49
○原案可決 .....	50
1. 日程第28. 議案第25号 平成24年度名寄市一般会計予算ないし議案第35号 平成24年度名寄市水道事業会計予算 .....	50
○提案理由説明(加藤市長) .....	50
○予算審査特別委員会設置・付託 .....	50
1. 日程第29. 議案第36号 名寄市固定資産評価員の選任について .....	51
○提案理由説明(加藤市長) .....	51
○同意 .....	51
1. 日程第30. 報告第1号 専決処分した事件の報告について .....	51
○提案理由説明(加藤市長) .....	51
○報告済 .....	51
1. 日程第31. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつ いて .....	51
○提案理由説明(加藤市長) .....	51
○適任と認める .....	52
1. 休会の決定 .....	52
1. 散会宣告 .....	52

## 第 2 号（3 月 1 2 日）

1. 議事日程	5 3
1. 本日の会議に付した事件	5 3
1. 出席議員	5 3
1. 欠席議員	5 3
1. 事務局出席職員	5 3
1. 説明員	5 3
1. 開議宣告	5 4
1. 東日本大震災の被災者に対する黙祷	5 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5 4
1. 日程第 2. 請願	5 4
○総務文教常任委員会付託	5 4
1. 日程第 3. 代表質問	5 4
○質問（東 千春議員）	5 4
1. 休憩宣告	7 6
1. 再開宣告	7 6
○質問（熊谷吉正議員）	7 6
1. 休憩宣告	9 5
1. 再開宣告	9 5
1. 休憩宣告	9 9
1. 再開宣告	9 9
1. 休憩宣告	1 0 1
1. 再開宣告	1 0 1
○質問（山口祐司議員）	1 0 1
1. 休憩宣告	1 1 1
1. 再開宣告	1 1 1
1. 散会宣告	1 1 5

### 第 3 号（ 3 月 1 3 日）

1. 議事日程	1 1 7
1. 本日の会議に付した事件	1 1 7
1. 出席議員	1 1 7
1. 欠席議員	1 1 7
1. 事務局出席職員	1 1 7
1. 説明員	1 1 7
1. 開議宣告	1 1 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 1 8
1. 日程第 2. 一般質問	1 1 8
○質問（川村幸栄議員）	1 1 8
○質問（高橋伸典議員）	1 2 9
1. 休憩宣告	1 3 9
1. 再開宣告	1 3 9
○質問（奥村英俊議員）	1 3 9
○質問（川口京二議員）	1 4 9
1. 休憩宣告	1 5 8
1. 再開宣告	1 5 8
○質問（大石健二議員）	1 5 8
1. 散会宣告	1 6 9

## 第 4 号（3 月 1 4 日）

1. 議事日程	1 7 1
1. 本日の会議に付した事件	1 7 1
1. 出席議員	1 7 1
1. 欠席議員	1 7 1
1. 事務局出席職員	1 7 1
1. 説明員	1 7 1
1. 開議宣告	1 7 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 7 2
1. 日程第 2. 一般質問	1 7 2
○質問（日根野正敏議員）	1 7 2
○質問（山田典幸議員）	1 8 3
1. 休憩宣告	1 9 4
1. 再開宣告	1 9 4
○質問（竹中憲之議員）	1 9 4
○質問（宗片浩子議員）	2 0 5
1. 会議時間延長宣告	2 0 8
1. 休会の決定	2 1 3
1. 散会宣告	2 1 3

## 第 5 号（3 月 22 日）

1. 議事日程	2 1 5
1. 本日の会議に付した事件	2 1 5
1. 出席議員	2 1 6
1. 欠席議員	2 1 7
1. 事務局出席職員	2 1 7
1. 説明員	2 1 7
1. 開議宣告	2 1 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 1 8
1. 日程第 2. 議案第 8 号 名寄市介護保険条例の一部改正について	
議案第 1 1 号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び名寄市介護保険事業 計画を定めることについて	2 1 8
○市民福祉常任委員長報告（日根野正敏委員長）	2 1 8
○原案可決	2 1 9
1. 日程第 3. 議案第 1 0 号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について	2 2 0
○経済建設常任委員長報告（山口祐司委員長）	2 2 0
○原案可決	2 2 1
1. 日程第 4. 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度名寄市一般会計予算ないし議案第 3 5 号 平成 2 4 年度名寄市水道事業会計予算	2 2 1
○予算審査特別委員長報告（山口祐司委員長）	2 2 1
○原案可決	2 2 1
1. 日程第 5. 請願第 1 号 仮称・市民ホール建設計画に関わる請願	2 2 2
○総務文教常任委員長報告（駒津喜一委員長）	2 2 2
○不採択	2 2 4
1. 休憩宣告	2 2 4
1. 再開宣告	2 2 4
1. 日程第 6. 議案第 3 7 号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	2 2 4
○提案理由説明（加藤市長）	2 2 4
○原案可決	2 2 4
1. 日程第 7. 議案第 3 8 号 名寄市教育委員会委員の任命について	2 2 4
○提案理由説明（加藤市長）	2 2 4
○同意	2 2 5
1. 日程第 8. 意見書案第 1 号 若者の雇用推進を求める意見書 意見書案第 2 号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書 意見書案第 3 号 平成 2 4 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書	2 2 5
○原案可決	2 2 5

1. 日程第9. 報告第2号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告について.....	2 2 5
○報告済.....	2 2 5
1. 日程第10. 閉会中継続審査（調査）の申し出について.....	2 2 5
○継続審査（調査）決定.....	2 2 5
1. 閉会宣告.....	2 2 5
1. 質問文書表.....	2 2 7
1. 議決結果表.....	2 3 4

平成24年第1回名寄市議会定例会会議録  
開会 平成24年2月29日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- |       |  |       |   |
|-------|--|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員指名  | 日程第14 | 議案第9号 名寄市土地改良事業分担金等徴収条例等の一部改正について         |
| 日程第2  | 会期の決定  | 日程第15 | 議案第10号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について                |
| 日程第3  | 平成23年第4回定例会付託議案第1号 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について（経済建設常任委員長報告）                | 日程第16 | 議案第12号 市道路線の廃止について                        |
| 日程第4  | 平成23年第4回定例会付託議案第28号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告）              | 日程第17 | 議案第13号 市道路線の認定について                        |
| 日程第5  | 平成24年度市政執行方針・教育行政執行方針  | 日程第18 | 議案第14号 平成23年度名寄市一般会計補正予算（第6号）             |
| 日程第6  | 議案第1号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について                                    | 日程第19 | 議案第15号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）       |
| 日程第7  | 議案第2号 名寄市基金条例の一部改正について   | 日程第20 | 議案第16号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）         |
| 日程第8  | 議案第3号 名寄市税条例の一部改正について  | 日程第21 | 議案第17号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）        |
| 日程第9  | 議案第4号 名寄市公民館条例等の一部改正について   | 日程第22 | 議案第18号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第5号 名寄市児童クラブ条例の一部改正について  | 日程第23 | 議案第19号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）       |
| 日程第11 | 議案第6号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例及び名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について | 日程第24 | 議案第20号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）     |
| 日程第12 | 議案第7号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について   | 日程第25 | 議案第21号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）     |
| 日程第13 | 議案第8号 名寄市介護保険条例の一部改正について   |       | 議案第22号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）      |
|       | 議案第11号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び名寄市介護保険事業計画                                   |       | を定めることについて                                |

日程第26	議案第23号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算（第4号）		制定について（経済建設常任委員長報告）
日程第27	議案第24号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算（第4号）	日程第4	平成23年第4回定例会付託議案第28号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告）
日程第28	議案第25号 平成24年度名寄市一般会計予算		
	議案第26号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計予算	日程第5	平成24年度市政執行方針・教育行政執行方針
	議案第27号 平成24年度名寄市介護保険特別会計予算	日程第6	議案第1号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
	議案第28号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計予算	日程第7	議案第2号 名寄市基金条例の一部改正について
	議案第29号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	日程第8	議案第3号 名寄市税条例の一部改正について
	議案第30号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	日程第9	議案第4号 名寄市公民館条例等の一部改正について
	議案第31号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算	日程第10	議案第5号 名寄市児童クラブ条例の一部改正について
	議案第32号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	日程第11	議案第6号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例及び名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
	議案第33号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	日程第12	議案第7号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について
	議案第34号 平成24年度名寄市病院事業会計予算	日程第13	議案第8号 名寄市介護保険条例の一部改正について
	議案第35号 平成24年度名寄市水道事業会計予算		議案第11号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び名寄市介護保険事業計画を定めることについて
日程第29	議案第36号 名寄市固定資産評価員の選任について	日程第14	議案第9号 名寄市土地改良事業分担金等徴収条例等の一部改正について
日程第30	報告第1号 専決処分した事件の報告について	日程第15	議案第10号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について
日程第31	諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	日程第16	議案第12号 市道路線の廃止について
			議案第13号 市道路線の認定について
		日程第17	議案第14号 平成23年度名寄市一

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	平成23年第4回定例会付託議案第1号 名寄市畜産物処理加工施設条例の		

日程第18	般会計補正予算（第6号） 議案第15号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	易水道事業特別会計予算 議案第31号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算
日程第19	議案第16号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）	議案第32号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
日程第20	議案第17号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	議案第33号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
日程第21	議案第18号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）	議案第34号 平成24年度名寄市病院事業会計予算
日程第22	議案第19号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	議案第35号 平成24年度名寄市水道事業会計予算
日程第23	議案第20号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）	日程第29 議案第36号 名寄市固定資産評価員の選任について
日程第24	議案第21号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）	日程第30 報告第1号 専決処分した事件の報告について
日程第25	議案第22号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
日程第26	議案第23号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算（第4号）	
日程第27	議案第24号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算（第4号）	
日程第28	議案第25号 平成24年度名寄市一般会計予算 議案第26号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計予算 議案第27号 平成24年度名寄市介護保険特別会計予算 議案第28号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計予算 議案第29号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算 議案第30号 平成24年度名寄市簡	
<hr/>		
<b>1. 出席議員（20名）</b>		
議長	18番 黒 井	徹 議員
副議長	14番 佐 藤	勝 議員
	1番 川 村	幸 栄 議員
	2番 奥 村	英 俊 議員
	3番 上 松	直 美 議員
	4番 大 石	健 二 議員
	5番 山 田	典 幸 議員
	6番 川 口	京 二 議員
	7番 植 松	正 一 議員
	8番 竹 中	憲 之 議員
	9番 佐 藤	靖 議員
	10番 高 橋	伸 典 議員
	11番 佐々木	寿 議員
	12番 駒 津	喜 一 議員
	13番 熊 谷	吉 正 議員
	15番 日 根	野 正 敏 議員
	16番 谷 内	司 議員
	17番 山 口	祐 司 議員
	19番 東	千 春 議員

20番 宗 片 浩 子 議員

---

1. 欠席議員（0名）

---

1. 事務局出席職員

事務局 長	田 中	澄 昭
書 記	佐 藤	葉 子
書 記	三 澤	久美子
書 記	高 久	晴 三

---

1. 説明員

市 長	加 藤	剛 士 君
副 市 長	佐々木	雅 之 君
副 市 長	久 保	和 幸 君
教 育 長	小 野	浩 一 君
総 務 部 長	扇 谷	茂 幸 君
市 民 部 長	土 屋	幸 三 君
健康福祉部長	三 谷	正 治 君
経 済 部 長	寺 崎	秀 一 君
建設水道部長	野間井	照 之 君
教 育 部 長	鈴 木	邦 輝 君
市立総合病院 事務部長	松 島	佳 寿 夫 君
市 立 大 学 事務局長	鹿 野	裕 二 君
営業戦略室長	湯 浅	俊 春 君
上下水道室長	石 橋	正 裕 君
会 計 室 長	竹 澤	隆 行 君
監 査 委 員	手間本	剛 君

---

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成24年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に10番、高橋伸典議員からおくれる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3番 上 松 直 美 議員

15番 日根野 正 敏 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月22日までの23日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月22日までの23日間と決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 去る1月16日に谷内司市民福祉常任委員長から委員長辞任願の申し出があり、2月14日に開催されました市民福祉常任委員会におきまして委員長の辞任が許可され、後任の委員長に日根野正敏副委員長を選任し、副委員長に谷内司委員を選任した旨議長に報告がありましたので、報告をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成23年第4回定例会付託議案第1号 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報

告を求めます。

経済建設常任委員会、竹中憲之委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、平成23年第4回定例会におきまして当委員会に付託をされました付託議案第1号 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

委員会は、12月21日、1月16日、2月15日及び28日の4回にわたり、寺崎経済部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容などについて詳細に説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託されました議案は、提案理由の説明にありましたように、名寄市畜産物加工処理施設は名寄市立食肉センターの改修及び規模拡大に伴い、当該センター等のと畜場で加工された枝肉のうち牛肉、馬肉及び豚肉をブロック、ミンチ等に加工する施設として地域経済の振興を図るため、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用し、設置するもので、施設の管理については指定管理者制度を活用し、民間による管理を目指し、関係条例の制定を行おうとするものであります。

条例の内容について説明を受けた後、都合4回の委員会において各委員から出されました主な質疑では、第6条、指定管理者の指定の期間にかかわり、条例案では指定管理者が加工施設の管理を行う期間は指定を受けた日に属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年の間とするとしているが、説明では稼働は年度途中であり、整合性が図れないのではないか。第12条、損害賠償にかかわり、利用者が故意または過失によって生じた損害賠償を規定しているが、ただし市長が特別な事情があると認めたときはこの限りでないとしている。故意または過失における市長が特別な事情と認めるものとはとの質問に対しては、第6条は指定管理の期間を5年とうたっているものとの答

弁にとどまりました。また、損害賠償については、故意に機械等を破損させなければ、人身などに危険を及ぼす場合などがあり、あり得るとの答弁がありました。

さらに、食肉センター条例では、牛と馬の処理となっているが、豚も含まれるのか、加工施設等の使用料の算出根拠は、骨、肉等の処理方法は、またBSE等についての扱いはなどの質問に対して、第1条の目的及び設置の中でと畜場で加工された枝肉のうち牛肉、馬肉及び豚肉をブロック、ミンチ等に加工するためと定めている。豚は、基本的に枝肉で加工されてから持ち込みを想定している。加工施設料金の考え方は、1頭の平均体重から枝肉重量の平均をもとに算定している。枝肉加工料金も現行の屠殺使用料と平均体重ごとに算定している。さらに、冷蔵庫設置使用料は施設の年間利用料を見込んで算出しているとともに、電気料は1頭半日12時間で料金を設定しているし、焼却施設利用料金は1回の処分量と燃料費により算定している。新施設は、骨、皮等の処理方法について残渣という言葉を使った。加工肉は、国産、道内産で対応するため、BSE等の問題はないとする答弁がありました。

しかし、指定管理者の指定の期間を定めた第6条では年度途中の指定には対応できないため、付託議案第1号 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定につきましては、第6条第2項として、指定管理者が指定を受けた日が4月2日以降で、指定を受けた日の属する年度に係る加工施設の管理を行う場合においては、前項の規定にかかわらず、当該年度の3月31日までを1年間とみなすを加える一部修正案が全員より提出され、議論の結果、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正案を除く部分を原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、付託議案の審査経過並びに結果について御報告をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告

に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成23年第4回定例会付託議案第1号は委員長の報告のとおり決定されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 平成23年第4回定例会付託議案第28号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、竹中憲之委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） ただいま議長の御指名をいただきましたので、平成23年第4回定例会におきまして当委員会に付託をされました付託議案第28号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、12月21日、1月16日、2月15日及び28日の4日間にわたり、寺崎経済部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容などについて詳細に説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託されました議案は、提案理由の説明にもありましたように、当該市場使用料については取り扱い金額の減少や卸売業者の健全経営を考慮し、平成16年度から23年度までの8年間、使用料を取り扱い金額の1,000分の7を1,000分の3.5とする減額措置を実施してきましたが、同額減額措置が平成24年3月31日をもって終了することとなるものの、震災や天候不順による取り扱い高の減少が大きく経営環境に影響しているこ

とから、今後においても市場の果たす公共的な役割や地元農業者からの受け入れ状況、近隣を含む買い受け人、小売商業者への影響、卸売業者のさらなる経営改善努力などを勘案し、24年4月から26年3月までの2年間について現行の取り扱い金額の1,000分の3.5の使用料をさらに半額の1,000分の1.75に引き下げる特別措置を実施しようとするものであります。

都合4回の委員会において各委員から出されました主な質疑では、ここ数年の経営状況は右肩下がりとなっている。今回の特別措置による経営改善が期待できるとする行政の基本的な考え方が伝わってこない。計画では3年後に売り上げが伸びることになっているが、具体的な改善策は、市民の血税を投入することに対する行政の論拠をしっかりと持つべき、それが将来の市場をどうするのかの判断にもつながるなどに対しては、経営改善計画は横ばいの形となっているが、2年間力を注ぎ、以後の経営についてよい方向を見出したい。売り上げを伸ばす手法として、パック作業場を整備して加工品として販売し、利益率を上げるのを初め使用されていない魚のさばき所を民間に賃貸して収入を得ること、移動販売や市場祭り等の構想を持っている。使用料を1,000分の1.75とする明確な根拠を示せないが、市が支援できる最大限の率であり、2年間で黒字体質を目指すのが目的。一方、来年1年間をかけ他の市場を調査しながら、経営体質及び運営体質、運営方策等を調査し、2年目に具体策を策定し、抜本的な解決を図りたいとの答弁がありました。

以上の議論の結果、付託議案第28号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正につきまして全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、付託議案の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成23年第4回定例会付託議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第5 これより平成24年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成24年度市政執行方針を行います。加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。平成24年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のお理解と御協力をいただきたいと思います。

はじめに

市長として市政を担わせていただき、間もなく2年が経過しようとしています。

この間、多くの市民の皆様から様々な御意見をいただきながら、「明るく元気なまちづくり」を積極的に進めてまいりました。

しかし、国の財政状況は、税収の減少や歳出の増加により財政赤字が拡大し、平成23年度末における公債残高は約667兆円と見込まれています。これは一般会計税収の約16年分に相当し、国民一人当たりになりますと約524万円の借金を背負うこととなります。また、ギリシャに端を発した欧州債務危機に揺れる中で、先進国で最悪の水準にある我が国の借金は、さらに膨張することが予想されます。

こうした中、東日本大震災の復興が本格的に始まりますが、その被害額は16兆円とも25兆円とも言われており、地方財政への影響やヨーロッパ経済の日本への影響など、先行き不透明な社会経済情勢により、本市の厳しい行財政運営に拍車がかかると考えられることから、地方財政に係る国などの情報収集に一層努め、適切に対応してまいります。

平成24年度からは総合計画後期計画がスタートしますが、身の丈に合った健全な財政運営の下に、後期計画に基づく施策、事業を着実に推進して、目標とする将来像の実現に努めてまいります。

さらに、施策の推進にあたっては、市民が主役のまちづくりを基本に、課題を先送りせず、しっかりと将来を見据えて全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

#### 市政推進の基本的な考え方

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「市民と行政との協働」についてです。

市民自治を基本に、市民参加と協働による市民主体のまちづくりを進めるため、名寄市自治基本条例に基づき、パブリック・コメントの推進とまちづくりに関する情報の積極的かつ速やかな提供による情報の共有を図り、市民と行政が互いの役割と責任を適切に分担して、暮らし続けたいと感じるまちづくりを目指してまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてです。

厳しい財政状況の下で、これまでも行政サービスの向上と効率的な行政を目指し、行財政改革を積極的に推進してきましたが、さらに質の高い行政サービスを提供するために、民間活力の導入・活用を進めてまいります。

また、まちづくりを堅実かつ効率的に進めるために、引き続き行財政改革を推進し、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応できる職員の育成

と職責に応じたスキルアップを図るため、職員研修の充実に努めてまいります。

三点目は、「財産を生かしたまちづくり」についてです。

美しく豊かな自然環境に恵まれ、寒暖の差が大きい名寄の風土で育まれる良質で安心安全な農産物、中でも、もち米やアスパラガス、馬鈴しょ、かぼちゃなどは、本市が全国に誇る名産品です。

また、地域特性を生かした特色ある施設では、ピヤシリスキー場、ピヤシリシャンツェ、サンピラー交流館カーリングホール、さらには国内最大級の望遠鏡を有する市立天文台、道北地方の広域医療を担う市立総合病院や保健・医療・福祉の人材を育む市立大学、道の駅など多くの財産があります。これらの財産を活用し、地域の活性化と交流人口の拡大を図るため、官民一体となり地域資源を磨いてまいります。

#### 平成24年度の予算編成

次に、平成24年度の予算編成について申し上げます。

国の平成24年度予算編成は、「日本再生元年」「経済成長と財政健全化の両立」を基本的な考え方とし、さらに、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活など5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むという基本方針が示されました。

一方、地方財政対策については、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が確保され、地方財政計画の規模は、東日本大震災を除く通常収支分で、前年度比0.8パーセント減の81兆8,647億円となりました。

このうち地方交付税は、前年度比0.5パーセント増の17兆4,545億円となり、歳出の別枠加算として「地域経済基盤強化・雇用等対策費」が創設されるなど、地方の厳しい財政事情に一定の配慮がなされました。

こうした中、本市の平成24年度各会計予算については、市立大学や市立天文台、道立サンピラ

一パークなどの多くの財産を活用し、総合的な地域振興、観光振興などを推進することを念頭に、総合計画後期計画の具現化を最優先としました。

主な事業については、ハードでは食肉センター施設整備事業、（仮称）複合交通センター整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、（仮称）市民ホール整備事業などを、また、ソフトでは、エゾシカによる農作物被害などを防止する有害鳥獣駆除対策事業、小中学校の放課後の学習を支援する放課後子ども教室事業、多世代間交流と子育て支援を実施する地域活動事業など、多くの事業を盛り込んでいます。

これにより、一般会計予算案は194億4,497万4千円、前年度比3.2パーセントの減となりました。

また、8つの特別会計予算案は前年度比9.5パーセント増の82億7,169万円、企業会計予算案は前年度比7.7パーセント増の105億4,148万3千円となり、全会計の総額では前年度比2.2パーセント増の382億5,814万7千円となりました。

なお、財源調整的に財政調整基金で3億4,543万4千円を取崩しましたが、普通建設事業の事業量を確保しながら、今後の公債償還や総合計画後期計画で想定される大型事業に備え、減債基金などの積み立てを行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後も、行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営に努めてまいります。

#### “市民と行政との協働によるまちづくり”

##### 市民主体のまちづくりの推進

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民ニーズの多様化や分権型社会に対応するため、市民と行政が連携・協力してまちづくりを進めることが求められています。

名寄市自治基本条例に基づき、住民参加制度のひとつであるパブリック・コメントの推進を図り、

市民の皆様から広く御意見をお寄せいただくなど積極的にまちづくりに参画いただくとともに、透明性の高い公平・公正な行政運営を進めるために、一層の情報公開に努め、市政情報の共有を図りながら、市民が主体のまちづくりを進めてまいります。

##### コミュニティ活動の推進

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

住民に最も身近な自治組織である町内会は、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化により、地域社会の連帯感が薄れていく傾向にあります。

このため、地域の現状と課題を把握するためにアンケート調査などを実施し、地域コミュニティのあり方について検討を行うとともに、小学校区毎に連携・協力する体制として設置されている地域連絡協議会の活動に対して、引き続き支援してまいります。

##### 人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

人権が尊重され平和で豊かな社会を実現するためには、日常生活における人権意識の普及・高揚が重要であることから、法務局や人権擁護委員と連携して人権教育、人権啓発活動を推進してまいります。また、平成24年度は、北海道から地域人権啓発活動活性化事業の委託を受け、ラッピングバス、人権の花、講演会ほか、FM放送などを活用した啓発活動を展開します。

男女共同参画では、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度、慣行の見直しを進めるため、名寄市男女共同参画推進計画に基づき、広報・啓発活動のほか、研修会や講演会などを開催してまいります。

##### 情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成24年度は、総合行政システムの機器更新

を行うとともに、これに併せてアウトソーシングによるクラウド化を行い、住民記録などの重要データ及びシステムの保護と管理をより確実なものとし、災害等の非常時においても住民サービスや窓口業務の停滞を招かぬよう努めてまいります。

#### 交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワサレイクス市リンゼイとの間で、交換学生に加えて友好委員会が中心となり市民訪問団の派遣を予定しています。また、友好都市ロシア連邦ドリーンスク市との交流でも友好市民訪問団の派遣を予定しており、より強い交流の絆が育まれるよう支援してまいります。

国内交流については、東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島との間で、子どもを含めた人的交流や特産品販売のほか、交流人口の拡大に向けた事業展開など、充実した交流となるよう推進してまいります。

ふるさと会については、本市の情報発信と相互の情報交流に努め、側面からの支援を通じて人的・経済的交流を図るなど、活動の充実に向け支援してまいります。

#### 広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

昨年9月の議会において御審議いただき、関係11町村と協定を締結した「定住自立圏構想」については、平成23年度内に定住自立圏共生ビジョンを策定し、平成24年度からのスタートを予定しています。

「北・北海道中央圏」の複眼型中心市として、士別市とともにその役割と責務を認識し、定住のための暮らしに必要な機能を確保し、圏域の活性化と地域特性を生かした魅力あふれる地域づくりに取り組んでまいります。

#### 効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

向こう5カ年の行財政改革の基本となる（仮

称）「新・名寄市行財政改革推進計画（後期）」の策定に向けて、現在、行財政改革推進計画策定委員会で最終作業を進めています。

基本的な考え方としては、簡素で効率的な行政運営を推進するため施策推進体制の充実、人材育成の推進、組織のスリム化及び事務事業の改善を、健全な財政運営を推進するため歳入の確保及び歳出の抑制として、指定管理者制度による施設管理の民間委託をはじめ、公債費などの適正化や使用料・手数料、負担金・補助金の見直しを定期的に行います。

また、市民との協働の行政運営を推進するため自助、共助、公助の原則のもと、市民と行政の役割と責任を分担し、市民参加によるまちづくりを進めます。

なお、組織のスリム化に伴って職員の人材育成が急務であることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき職員研修の充実と人事管理制度の確立などに取り組み、職員自らの意識改革や資質向上に努めるとともに、北海道からの職員派遣の受入れ及び東京都杉並区への職員派遣を実施してまいります。

#### 陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持

次に、自衛隊関係について申し上げます。

新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」では、道内の大幅な人員削減が回避されたものの、新大綱に基づく部隊改編において、全国にある高射特科群が8群から7群体制に縮小される状況にあると聞いています。

陸上自衛隊名寄駐屯地は、昭和28年の創設以来、まちづくりの様々な分野で地域との絆が極めて強く、定数削減や縮小は、災害などの地域の安全・安心、さらには地域社会・経済に与える影響が多岐であることから、引き続き、関係機関、団体、期成会と連携し、地域住民の総意をもって、駐屯地の現体制の堅持に向けて国への要望活動に取り組んでまいります。

“安心して健やかに暮らせるまちづくり”

### 健康の保持増進

次に、保健事業について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ21」に基づき、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の啓発と市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことのできる体制づくり、さらに、がん検診、特定健診などの受診率の向上を目指し、積極的に生活習慣病の予防対策に努めてまいります。なお、本計画の目標年度が平成24年度であることから、生活習慣調査などを行い、次期計画に反映してまいります。

母子保健事業については、妊婦・乳幼児健診や子育て相談を通して、妊娠期から乳幼児期まで一貫した支援体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てる環境づくりに努めてまいります。

また、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図り、積極的に感染症予防の推進に努めてまいります。

### 地域医療の充実

次に、市立総合病院について申し上げます。

平成24年度の診療体制については、昨年10月から休診となり、市民はもとより医療圏内の多くの住民の皆様にご心配をおかけしていた「消化器内科」ですが、旭川医科大学第三内科の特段の御配慮により4月から3人の常勤医師を派遣していただけることになりました。なお、「循環器内科」「糖尿病・代謝内科」「呼吸器内科」については、常勤医による診療体制が維持されますので、以前に増して充実した内科の診療体制となります。

他の診療科については、皮膚科で常勤医が1人となり、減員分は出張医による応援体制となりますが、全体として大きな変更はありません。

慢性的な医師不足の中で、一度医師が不在となった診療科が半年で復活できることは、地方病院にとっては幸運なことではありますが、これまでの関係者の努力と当院が地域に果たしてきた役割が認められてのことと受け止めており、御理解と御

協力をいただいた皆様に心から感謝を申し上げます。次第であります。

「地域医療再生事業」については、当院では「道北圏地域医療再生計画」の中で3事業の指定を受け、現在それぞれの事業を並行して進めています。

地域周産期母子医療センター機能強化事業では、NICU（新生児特定集中治療室）及びLDR（陣痛・分娩・回復まで行う入院室）の整備を行い、すでに一部供用を開始しています。これにより、分娩時の環境、低体重児への対応能力などが大幅に改善されることとなります。

精神科病棟改築事業では、現在基本設計を行っており、外来診察室、55床程度の入院病棟、デイケア施設、24時間院内保育所などを中心に、6月頃までに取りまとめる予定となっています。

道北北部連携ネットワークシステム整備事業では、圏域内の医療機関をオンライン化して、診療情報の共有化を図るネットワークシステムを整備してまいります。

公立病院改革プランについては、平成23年度が「名寄市立総合病院改革プラン」の計画最終年度となります。

医療を取り巻く経営環境が厳しい中、これまで計画されている経常収支の黒字化達成に向けて努力をしておりますが、営業収益で大きなウエートを占める消化器内科の診療体制に変更が生じ、計画期間内での目標達成は困難な状況となりました。

これらを受け、平成24年度においては、新たな長期計画の策定について検討してまいります。

### 子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援施策の充実については、「次世代育成支援後期行動計画」に基づき、次世代を担う子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりを進めてまいります。

保育行政については、多様な保育ニーズに対応

し、きめ細かな保育事業を進めるとともに、子育て支援センター事業では従来の支援に加えて、多世代交流をはじめ関係機関との緊密な連携のもと、家庭への訪問などその充実に努めてまいります。

障がい児福祉の充実については、改正児童福祉法の施行により、通所型障がい児支援施策の新制度への移行が平成24年4月から始まることから、総合療育センターにおける療育の更なる充実を図り、障がいを持つ児童とその家族が身近な地域において、適切な相談・支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。

「子ども手当」及び「子ども・子育て新システム」については、今後も国の動向を的確に把握するとともに、情報収集と制度の研究に努めてまいります。

#### 地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域住民との協働による福祉の推進を柱とした「名寄市地域福祉計画」を平成23年度において策定しました。

市民アンケートや福祉懇談会を通して市民の福祉に対する要望・意見を取り入れ、市立大学や福祉関係団体などと連携した事業の推進により「安心して健やかに暮らせるまちづくり」を目指すとともに、分野ごとの実施計画や社会福祉協議会で策定した「地域福祉実践計画」との整合性を図りながら、住民福祉の向上に努めてまいります。

#### 高齢者福祉の充実

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

本年1月末における65歳以上の高齢者人口は8,295人で、高齢化率は27.52%となっています。

名寄市徘徊高齢者SOSネットワーク事業については、関係機関と連携を図り徘徊高齢者の早期発見に努めるとともに、ネットワーク体制の強化と拡大、認知症に対する市民意識の向上を図るため、模擬訓練を予定しています。

平成24年度から始まる「名寄市第5期高齢者

保健医療福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉サービスの各種事業を計画的に推進するとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者個々のニーズに応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に努めてまいります。

#### 障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指した「第3期名寄市障がい福祉実施計画」を平成23年度において策定しました。

障害者自立支援法に基づき、就労支援による自立と安定した日常生活の整備に向けた計画として、平成26年度までの3カ年の事業量を見込み、地域住民をはじめ企業、福祉団体などと協働した事業の推進に努めてまいります。

#### 国民健康保険

次に、国民健康保険について申し上げます。

「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化のための財源措置が見込まれることから、低所得者層への負担軽減と今後の安定的な運営とが均衡する適正税率の実現に向けて、運営協議会、議会とも十分協議してまいります。

また、引き続き「国民健康保険事業安定化計画」の推進に取り組むとともに、特定健診・特定保健指導については、平成24年度が実施計画の最終年度となることから、目標達成に向けて高医療費体質改善のための有効な取組を進めてまいります。

“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”

#### 循環型社会の形成

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

環境への負荷が少ない循環型社会を形成するた

め、資源集団回収や段ボールコンポストの普及、3R運動を推進して環境意識の啓発に努めてまいります。

また、一般廃棄物最終処分場における環境衛生推進員の分別指導を継続して、ごみの分別、減量化を進め、発生抑制と資源化をさらに推進してまいります。

なお、新一般廃棄物最終処分場の建設整備については、近隣町村と協議を進め、広域における「廃棄物処理基本計画」を策定します。

#### 消防

次に、消防事業について申し上げます。

全国的に住宅火災による高齢者の焼死が多いことから、一般住宅及び高齢者世帯の防火訪問を強化するとともに、住宅用火災警報器の設置を進め、焼死火災発生の抑止に努めてまいります。

消防・防災体制については、老朽化した消防団車両及び消火栓の更新による体制強化を図り、地域の安全安心を高めてまいります。

また、消防・救急無線のデジタル化への移行を進め、広域的な災害に対応してまいります。

#### 防災対策の充実

次に、防災対策について申し上げます。

地域防災計画に基づく防災訓練の実施や自主防災組織の育成を図るほか、災害時要援護者のための避難支援対策など、防災対策の強化に努めてまいります。

また、他県等で大災害が起きたとき、被災自治体に迅速かつ的確な支援を行うことができる仕組みとして「災害時相互援助条例（仮称）」の制定に向けて取り組んでまいります。

#### 交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりのために、関係機関・団体等と連携を深めながら「高齢者事故防止」「スピードダウン」「飲酒運転根絶」などのセーフティーキャンペーンを軸とした通年運動や、4期40日間の期別運動、初夏や輸送繁忙

期の特別運動、交通安全の日運動など、交通事故の根絶に向けて幅広い交通安全運動を展開してまいります。

#### 生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な市民生活の実現のために、関係機関・団体などと連携して、犯罪防止に向けた運動を推進します。

また、名寄市安全安心地域づくり推進協議会、安全安心円卓会議を開催して、地域の状況把握・情報交換に努めるほか、青色回転灯装備車及び公用車による啓発活動を進めてまいります。

#### 消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

消費者被害を未然に防止するため、消費者自らが正しい知識を得られるよう適切な情報提供と講座の開催等を実施します。

また、消費者生活専門相談員のスキルアップを図り、適切な相談業務に努めてまいります。

#### 住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、北斗団地1棟10戸の建設、新北斗団地2棟8戸の住戸全面改善、4棟16戸の解体及び平成25年度着工分の実施設計を行ってまいります。

改善事業については、平成23年度から継続となる瑞生団地の水洗化及び雑排水整備工事の完了を予定するとともに、公営住宅等長寿命化計画に基づき、ノースタウンなよろ団地の施設改修に係る実施設計を予定しています。

また、「名寄市住宅マスタープラン」の見直しを行うとともに、震災から生命と財産を守るための耐震診断、耐震改修に対する補助制度や相談窓口の活用について、広く市民にPRしてまいります。

#### 都市環境の整備

次に、公園の整備について申し上げます。

都市公園のリニューアル事業については、長寿

命化計画に基づき浅江島公園ほか2カ所の老朽施設の改修を行い、安全安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

また、平成23年度から進めています市立天文台の駐車場及び大型バス転回路については、本格的な利用に向け、舗装工事を実施します。

#### 上水道・簡易水道の整備

次に、水道事業について申し上げます。

利用者に安全な水を安定供給するために、老朽管更新事業として13路線の老朽管を更新するほか、配水管網整備事業として南11丁目東通ほか3路線を整備してまいります。併せて漏水調査を継続することにより、有収率の向上を図ってまいります。

簡易水道事業については、安定した水道水源を確保するために、智恵文八幡地区簡易水道施設の改修事業に着手し、新たな井戸の掘削を行ってまいります。

サングダムについては、現在、「サングダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、ダム建設の妥当性について検証がなされていますが、ダムの有利性、必要性は明らかであると確信しており、今後とも、早期の本体着工による安定的な水源確保に向けて取り組んでまいります。

#### 下水道・個別排水の整備

次に、下水道事業について申し上げます。

安定した維持管理のために、名寄下水終末処理場送風機設備及び風連浄水管理センター監視装置の更新を行うとともに、雨水排水路豊栄川3号幹線の整備に着手してまいります。

また、処理場施設及び管渠施設の長寿命化に必要な基本設計、詳細設計を実施します。

個別排水整備事業については、農村部における快適な生活環境を確保するために、合併浄化槽8基の設置を予定しています。

なお、上水道及び下水道については、経費節減目標などを盛り込んだ、第二次となる「上水道及

び下水道事業の中期経営計画」に基づき、健全経営に努めてまいります。

#### 道路の整備

次に、道路整備について申し上げます。

継続路線では、郊外幹線道路として19線道路を、市街地生活道路として東1条通ほか1路線の整備を行い、このうち19線道路及び南11丁目東通については平成24年度完了の予定です。

新規路線では、都市計画道路として昭和通の11線道路を大通から西4条までの区間について、生活道路として西4条伸通を道路改良舗装に着手し、市街地の舗装率向上を目指してまいります。

#### 総合交通体系

次に、公共交通について申し上げます。

地域住民の足である公共交通を確保する観点から、バス路線維持対策を推進してまいります。

また、「名寄市地域公共交通総合連携計画」に基づき、市民、行政、関係者が一体となった「育む公共交通」の仕組みづくりとして、郊外におけるデマンド型バスの運行、市内循環バス2路線の再編に係るコミュニティバスの実証試験運行、公共交通への市民意識の醸成を行うとともに、（仮称）複合交通センターと市内商業施設、公共施設との交通結節機能を強化して、中心市街地の賑わい創設を目指してまいります。

#### 雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪については、冬の快適な生活環境の確保や生産活動を維持するために、車道445キロメートル、歩道57キロメートルの実施を予定しています。

排雪については、道路幅員確保と交通安全対策のためのカット排雪及び交差点排雪を重点に実施します。また、スリップ事故防止策として、危険箇所への砂散布を行ってまいります。

さらに、効率的・効果的な除排雪体制とするために、市道・私道除排雪助成事業、排雪ダンプ助成事業を継続し、除排雪水準の向上に努めてまい

ります。

“創造力と活力にあふれたまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村行政について申し上げます。

農業・農村では、年間所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面していることから、国は昨年10月に「食と農林漁業の再生推進本部」において「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を決定しました。

基本方針では、「持続可能な力強い農業の実現」「6次産業化等による農山漁村の活性化」「食の安全と消費者の信頼の確保」の三本の柱を掲げ、具体的な行動計画を示して推進するとしています。

このことから、本市においても基本方針の内容を十分検討し、関係機関・団体と連携・協力して、担い手の育成や産地づくりに取り組むほか、昨年の異常気象による農作物被害に対する支援制度の創設、有害鳥獣による農作物被害の防止対策、6次産業化推進などの施策を講じながら農業政策を展開してまいります。

また、平成24年度からは、これら施策の基本となる「新名寄市農業・農村振興計画」の後期実施計画が始まることから、実施計画の実行に向けて取組を推進してまいります。

昨年、政府が交渉参加に向けて関係国と協議入りすることを表明した「TPP（環太平洋経済連携協定）」については、未だ具体的な対応など不透明であり、農業を基幹産業とする本市にとって大きな影響が予想されることから、農業をはじめ関連する団体と連携して対応してまいります。

食育の推進については、「名寄市食育推進計画」に基づき、市民・地域・行政・関係機関や団体が連携して、安全で安心な農作物の地産地消、農業体験などを推進してまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成24年度産米の配分については、前年比9

9.9%の1万3,557トンで、その内訳はもち米1万2,010トン、うるち米1,547トンと示されており、良質米生産に向けて取り組んでまいります。

戸別所得補償制度については、平成23年度から畑作物も含めて完全実施となっており、平成24年度も継続されることから、産地資金等の有効活用を図るなど、関係機関・団体と協力して、農家経営の安定に努めてまいります。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「農地・水保全管理支払交付金事業」について申し上げます。

中山間地域等直接支払制度は、第3期対策の中間年を迎えることとなります。名寄地域、風連地域においてそれぞれ集落協定が結ばれ、条件不利地における営農の継続と集落での共同取組活動が行われており、名寄地域3,207万円、風連地域6,319万円が交付予定となっています。

「農地・水・環境保全向上対策」は、平成23年度から「農地・水保全管理支払交付金」に名称が変更となり、平成24年度も継続した取組が行われることとなりました。9活動組織が行う共同活動支援として1億6,476万円、用水路等の農業用施設の長寿命化を行う向上活動支援として4,167万円がそれぞれ交付される見込みとなっており、対象農地の面積や単価について調整を進めてまいります。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

農業技術の開発研究、実用化及び普及を促進する指導体制確立のため、関係機関・団体・農業者が連携し、高い技術に根ざした体質の強い農業づくりを目指してまいります。

このため、引き続き営農技術指導体制の確立、地域適応試験及び実証試験圃の設置、土壌診断などに努め、地域農業を支えるための取組を進めてまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

駆除したエゾシカの残滓については、地域の合

意形成が図られたことから、焼却処理施設を建設して焼却処分することになります。施設は本年4月末に完成予定となっており、完成後、速やかに稼働してまいります。

なお、施設の運営に当たっては、環境等に十分配慮しながら進めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

飼料穀物や配合飼料をはじめとする生産資材等の高止まり、さらには、今年の異常気象に伴う飼料作物の収量減など、酪農・畜産経営は依然として厳しい状況にあります。このため、飼料の自給率や生産性の向上を図るため、関係機関と連携して経営安定に向けた取組を進めてまいります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

食肉センターについては、施設の老朽化に伴う改修工事を平成23年度から2カ年計画で実施し、施設の衛生管理の向上及び作業環境の改善による安全で安心な食肉の提供並びに畜産振興により、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、平成23年度に整備を行った農畜産物処理加工施設については、8月からの稼働を予定しており、安全で安心な畜産加工品の増産体制が図られることとなります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体系の確立による農業経営の安定化を図るため、農業生産基盤整備・保全の事業を推進してまいります。

「道営経営体育成基盤整備事業」名寄東地区では、引き続き区画整理、暗渠排水、客土、用排水路などの整備を実施してまいります。

「道営基幹水利ストックマネジメント事業」弥生地区では、老朽化した基幹的農業水利施設の有効利用を図り、効果的な機能保全を推進するために、頭首工ゲート・揚水機場・幹線用水路の改修を進めており、平成24年度の完了を予定しています。

「道営ため池等整備事業」クラヌマ排水地区では、平成24年度から排水路の整備を実施してまいります。

林業の振興

次に、林業の振興について申し上げます。

カラマツをはじめトドマツなどの人工林は、収穫の時期を迎えており、その豊富な森林資源は、今後の道産材の需要拡大に期待できる状況となっています。

一方、森林は、地球温暖化防止など多面的機能を持つ貴重な財産であり、森林資源の循環システムを確立して未来に引き継ぐ必要があることから、今後も森林の健全な育成を図るため、市有林の維持管理や造林を実施してまいります。

また、名寄市森林整備計画の変更より必要となった「森林施業計画」から「森林経営計画」への移行については、関係団体と連携しながら円滑に推進し、国・道の助成制度を活用しながら民有林の整備を図ってまいります。

商工業の振興

次に、商工業について申し上げます。

道内の経済産業の動向は、個人消費や生産は横ばい、民間投資や雇用情勢、観光は持ち直しの状況とされていますが、公共投資は減少が見込まれるため、名寄地方における経済産業動向は、依然として厳しい状況にあると感じています。

このような状況の中、本市では中小企業振興条例に基づく支援制度のほか、平成24年度からスタートする「名寄市観光振興計画」の推進により、本市を訪れる方々の中心市街地への誘導を図り、地元商店街の活性化に取り組みます。

なお、中小企業振興条例については、都市再生整備計画に併せて実施する中心市街地の環境整備に必要な見直しを行い、拡充を図ってまいります。

次に、物産振興事業について申し上げます。

平成23年度に引き続き、道北圏や札幌圏、さらには首都圏における各種イベントなどへの参加、あるいは友好交流都市の東京都杉並区や東京なよ

ろ会との交流事業など様々な機会を活用しながら、関係機関や団体と連携して、農産物などの特産品の販売・PRを進めてまいります。

#### 雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

平成24年3月卒業予定の高校生、大学生の進路動向については、経済情勢が依然として厳しい状況にあって、雇用も厳しい状況にあります。

本年1月末における市内各校の就職内定率は、名寄高等学校及び名寄産業高等学校はともに100パーセントとなりましたが、市立大学73.6パーセント、市立大学短期大学部90.6パーセントとなっており、今後もハローワーク、商工会議所、商工会、企業、大学等と連携して就職希望者の雇用拡大に努めてまいります。

平成24年度の緊急雇用創出推進事業では、観光関係2事業で4人の雇用を見込んでおり、就業機会の創出に努めてまいります。

季節労働者の通年雇用化のため、各種技能講習やホームヘルパー資格取得講習の充実、通年雇用支援セミナー、先進地視察など、研修機関や関係団体と協力しながら時代のニーズに適合した研修事業を展開し、雇用の促進に取り組んでまいります。

#### 観光の振興

次に、観光振興について申し上げます。

総合計画後期計画の主要施策「観光の振興」における具体的な事業を補完する「名寄市観光振興計画」では、基本理念を「本市の素晴らしい既存資源を見つめ直し、市民にその魅力を自覚してもらい、名寄に愛着と誇りを持ってもらうことにより、持続的な賑わいづくりを目指す」とし、この理念を踏まえて、基本目標を「交流人口の増加による経済効果の拡大」と定めています。

基本目標の実現に向けては、「名寄市民の満足度アップ」をはじめ四つの戦略目標を掲げており、初年度となる平成24年度には、市内関係機関・まちづくり団体などで構成するオール名寄の組織

を設立し、計画に登載している戦略事業を多角的な視点から検討・検証しながら効果的な事業展開を図り、交流人口の拡大に向けて取り組んでまいります。

ふうれん望湖台センターハウスについては、先に平成24年3月末での閉鎖を判断させていただきましたが、なよろ温泉サンピラーへの交通誘導や老人クラブなどの例会場の確保について、風連地域の町内会や老人クラブの御意見・御要望を踏まえ、名寄振興公社と協議を重ねてきたところで

4月以降の対応については、これまで利用されていた市民の皆様にご不便をかけないように、最大限取り組んでまいります。

なよろ温泉サンピラーについては、前回の改修から14年が経過しており、建物やボイラー、給水施設、温浴施設などの施設改修について、指定管理者である名寄振興公社と協議しながら、緊急性や危険度などを勘案して計画的に取り組んでまいります。

また、ピヤシリスキー場については、第1ペアリフトの補修工事を進め、安全な施設運営に努めてまいります。

#### 市街地再整備

次に、市街地再整備について申し上げます。

（仮称）複合交通センターの整備については、平成25年4月の供用開始に向け、消費者や市民の利便性を考慮したソフト事業の構築に向け、商工会議所や入居予定の団体、関係企業と引き続き協議を進めてまいります。

また、商店街振興組合との協働により、市街地中心部の魅力を高める事業に年次計画で取り組み、消費者や市民など、多くの人々が市街地中心部を来訪することを促し、商店街のイメージアップを図ってまいります。

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

#### 生涯学習社会の形成

次に、（仮称）市民ホール整備事業について申

上げます。

（仮称）市民ホールについては、「文化・芸術の拠点」「市民コミュニティの醸成の場」、さらには「賑わいづくりの場」として、既存施設の改修も含め、平成24年度中に基本設計及び実施設計を行ってまいります。

#### 大学教育の充実

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

平成24年度は、平成22、23年度に両大学が受けた大学評価の結果を踏まえ、教育研究環境の充実に向けての取組が重要と考えています。

保健・医療・福祉の分野で地域社会を支える幅広い職業人を養成し、地域や社会に貢献することを目指す大学として、教育環境の充実に努め、少人数によるきめ細かな教育実践により、魅力ある大学づくりをさらに進めるとともに、地域の振興と発展に寄与できる教育研究の向上に努めてまいります。

平成24年度は、依然として厳しい就職環境が続く中であって、学生への支援体制の充実を図るとともに、教育と学術研究の中心となる大学図書館の整備に向けて基本構想・基本計画の策定を進めてまいります。また、引き続き特別支援学校教員免許の取得が可能となる教員免許法公開講座を実施し、地域の小中学校教員に対してスキルアップの機会を提供してまいります。

平成24年度入学者の一般入試状況については、短期大学部児童学科の試験を2月1日に行い、募集人員20人に対し56人の受験があり、2月9日に28人の合格者を発表しました。平成22年度から取り組みました大学入試センター試験利用入試では、募集人員5人に対し志願者は30人で倍率6.0倍となり、3月5日に合格者の発表を予定しています。

保健福祉学部一般入試の前期日程では、3学科全体の募集人員71人に対し志願者は243人で昨年より73人減少し、平均倍率は昨年を1.1ポ

イント下回る3.4倍となり、2月25日に札幌と名寄の2会場で試験を実施しました。合格者の発表は3月5日に予定しています。

また、後期日程では、3学科全体の募集人員14人に対し志願者は203人で昨年より28人減少し、平均倍率は昨年を2.0ポイント下回る14.5倍となりました。3月12日に試験を行い、3月20日に合格者の発表を予定しています。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、平成24年度の市政執行方針といたします。

○議長（黒井 徹議員） 次に、平成24年度教育行政執行方針を行います。

小野教育長。

○教育長（小野浩一君） I はじめに

平成24年第1回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げ、議員並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

21世紀は、新しい知識や情報、技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代といわれています。

このような中、我が国においては、未来を切り拓く心豊かでたくましい日本人を育成するため、教育基本法や学校教育法等の改正を行い、生きる力の育成を理念とする学習指導要領を改訂しました。

また、北海道教育委員会では、「自立」と「共生」を基本理念として第4次北海道教育長期総合計画を策定し、学力の向上とその基盤となる豊かな心、健やかな体の育成や信頼される学校づくりと家庭・地域の教育力の向上などの目標を掲げております。とりわけ、本道の子どもの学力・体力がいずれも全国平均を下回っている状況を踏まえ、その対策に全力を尽くしているところであ

ります。

このような、国や道の教育の動向を踏まえ、名寄市の教育は、児童生徒一人一人の生きる力の要素である、確かな学力や豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を図ることを目指し、家庭や地域社会と一体となった教育活動を推進していくことが大切であります。

また、市民が個性や能力を生かし、生きがいのある人生を送ることができる生涯学習社会を目指し、自発的に生涯にわたって学び続ける学習環境や学習機会を充実させていくことが重要であります。

このような認識の下、名寄市教育委員会としては、新名寄市総合計画後期基本計画の主旨をしっかりと受け止め「心豊かな人と文化を育むまちづくり」を教育・文化・スポーツ分野における基本目標として関係部局や関係機関、団体等との連携を図り、市民の期待と信頼に応える教育行政を推進してまいります。

以下、平成24年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

## Ⅱ 重点施策の展開

### 1 学校教育の重点施策の展開

まず、はじめに学校教育の重点施策について申し上げます。

新年度の学校教育については、平成24年度の名寄市学校教育推進計画に基づき、新しい学習指導要領の理念である「生きる力」を育てる教育活動と地域ぐるみで子どもを育てる教育環境の充実を目指し、次の5つの重点的な取り組みを進めてまいります。

#### （1）確かな学力を育てる教育の推進

はじめに、確かな学力を育てる教育の推進について申し上げます。

これまでの学力・学習状況調査における本市の傾向を踏まえ、児童生徒が主体的に学ぶ態度や思考力、判断力、表現力等の育成を重視し、確かな学力の育成に努めてまいります。

このため、名寄市教育研究所に（仮称）教育改善プロジェクト委員会を組織して、校内研究の充実や指導方法の改善、地域の教育資源の活用など、学力向上に関する取組やその体制づくりに努めてまいります。

また、家庭との連携による学習習慣の定着を図るとともに、小学校、中学校と高等学校との相互連携、大学生による放課後支援、学校図書館の活用など特色ある教育活動の推進に努めてまいります。

国際理解教育につきましては、外国人英語指導助手や外国語指導講師を配置して効率的な派遣方法を工夫するとともに、小学校外国語活動については、研修会への参加や名寄市教育研究所の班活動等を通して充実に努めてまいります。

#### （2）豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

次に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について申し上げます。

豊かな心の育成につきましては、自分を大切にしたり、他人を思いやる態度を育てることが大切なことから、道徳教育については、道徳の時間を要として、豊かな体験を取り入れたり家庭・地域社会との連携を図りながら、道徳性が育成されるよう学校の教育活動全体を通じて推進してまいります。

また、生徒指導については、教師と児童生徒との信頼関係を基盤に指導体制を充実させるとともに家庭や地域社会及び関係機関等との連携を密にして進めてまいります。

いじめや非行等の問題行動や不登校への対応については、「いじめに関する実態調査」の実施により、早期発見、早期対応に努めるとともに、中学校3校に配置しております「心の教室相談員」による教育相談や教育推進アドバイザーとの連携により対応してまいります。

また、携帯電話などの利用による問題行動、薬物乱用などについては、生徒指導連絡協議会や関

係機関、家庭と連携しながら取り組んでまいります。

健やかな体の育成につきましては、日常的な運動や「早寝、早起き、朝ごはん」など望ましい生活習慣の形成は、体育の授業や学級での指導を充実させるとともに、保護者への啓発活動を進めてまいります。また、運動の楽しさを味わわせることが大切であり、休み時間の有効活用や屋外での活動など運動に親しむ機会を増すとともに、地域行事への積極的な参加を促進してまいります。

学校における食に関する指導につきましては、全体計画を作成して進めておりますが、学校給食を生きた教材として活用するために、栄養教諭と連携しながら指導内容を検討してまいります。また、今年度卒業する中学生を対象に、「かんたんお弁当レシピ」を配布し食育意識の高揚を図ってまいります。

学校給食で使用する食材は、安全で安心な食材の選定に細心の注意を払いながら、地場の農畜産物を積極的に活用してまいります。

施設整備につきましては、学校給食の主食加工を行う学校給食用食材供給施設の厨房施設整備を図ることで、主食用パン・米飯の安全供給に努めてまいります。また、経年劣化による給食用食器の更新を行います。

昨年3月、大量調理施設におけるハサップ（HACCP）に基づく衛生管理導入評価審査で北海道から最高の評価を受けましたが、今後もハサップ推進委員会を組織し衛生管理の徹底に努めるとともに、学校、保護者の皆さんから信頼される安全で安心な給食を提供してまいります。

### （3）特別支援教育の推進

次に、特別支援教育について申し上げます。

児童生徒一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るために、特別支援教育学習支援員の増員や名寄市立大学教授と専門的知識を有する教員で構成する特別支援専門家チームによる巡回指導相談を実施いたします。また、名寄市特別支援連携協

議会の開催や個別の支援計画「すくらむ」の普及促進を通して生涯にわたっての支援体制づくりに取り組んでまいります。

### （4）安全・安心な教育環境の推進

次に、安全・安心な教育環境の推進について申し上げます。

校区ごとに組織しています安全安心会議など地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全指導や安全マップの活用による指導を行います。また、児童生徒の通学路の安全確保や「110番の家」の協力、登下校時の見守りなどを通して地域ぐるみで安全・安心な教育環境づくりに努めてまいります。

名寄市街地区における小学校の適正配置計画につきましては、平成24年1月の「名寄市街地区公立学校統廃合検討委員会」の報告書を基に、校区毎や通学区域の見直し対象となる町内会などに説明会を開催していきます。平成24年度においては、新校舎の建設に向け（仮称）「新校舎建設準備委員会」を設置するなど、基本設計を策定するにあたり、より良い教育環境の整備を図るための検討を進めてまいります。

### （5）信頼される学校づくりの推進

次に、信頼される学校づくりについて申し上げます。

学校教育は、保護者や地域住民との信頼関係が基盤となることから、教職員の資質の向上については、教育研究所による研修活動、今日的な教育課題を踏まえた校内研修、指導主事の要請、各種研修会への積極的な参加促進などを通して進めてまいります。

また、服務規律については、教職員一人一人が使命感や倫理観を持って職務に遂行できるよう、指導資料の提供や服務規律ハンドブックの活用などを通して徹底してまいります。

学校評価につきましては、重点目標に沿った自己評価とその結果の公表や、保護者・地域住民等による学校関係者評価の充実に努め学校運営の改

善に生かしてまいります。

## 2 社会教育の重点施策の展開

引き続き、社会教育の重点施策について申し上げます。

新年度は、平成19年度に策定された名寄市社会教育中期計画が終了することから、新たに名寄市社会教育中期計画を策定します。また、平成24年度社会教育推進計画を踏まえ、全ての市民が生涯にわたって主体的に学習し、充実した人生を送れるよう生涯学習社会の形成を目指して、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

### (1) 生涯学習機会の提供

はじめに、生涯学習機会の提供について申し上げます

新年度におきましても、生活課題や地域課題など、市民の学習ニーズの把握に努めながら市民講座を実施し学習機会を提供するとともに、新たなグループやサークルの組織化及び活性化のための支援事業「ジャックの豆事業」の奨励、更には既存団体への支援、協力などを行いながら、市民が自主的な学習に取り組めるよう努めてまいります。

市立名寄図書館については、市民の生涯学習を支援する施設として、利用者のサービス向上を図るため、幅広い図書資料の収集やレファレンスサービスを充実させるとともに、各種事業を積極的に実施してまいります。

子どもの読書活動に関する取り組みにつきましては、「第2次名寄市子どもの読書活動推進計画」を策定し、図書館が中心となり、幼児施設や小中学校、読み聞かせのボランティア団体などと連携し、読書環境の整備や啓発に努めてまいります。

また、新たに読み聞かせ研修会の開催や学校貸出専用図書の利用促進に取り組んでまいります。

なよろ市立天文台は、昨年4月29日、北海道大学の口径1.6mのピリカ望遠鏡の一般公開によるグランドオープンにともない、入館者は5月に2万人、10月には3万人に達したところです。

10月末からは、「小学生による小惑星発見プロジェクト」がスタートし、残念ながら今回は新たな小惑星の発見には至りませんでした。児童の星空への夢がかなえられるように、今後も継続してまいります。

新年度には、5月に部分日食、6月には太陽面の金星通過と大きな天文現象が続くことから、安全な観測情報の提供に努めてまいります。新年度もプラネタリウムや天体観測などを理科教育や総合的な学習の時間の中に取り入れ、学校教育との連携を図るとともに、国内外の研究者との共同観測やゴールデンウィークと夏休み期間には特別開館を行い、各種イベントを通じた交流人口の拡大に向けた取り組みを継続してまいります。

### (2) 豊かな地域文化の継承と創造

次に、豊かな地域文化の継承と創造について申し上げます。

まず、芸術・文化活動について申し上げます。

毎年好評をいただいております芸術鑑賞バスツアーは、より有意義な内容とするため市民などの意見を反映できる体制づくりを検討するとともに、昨年度に引き続き実行委員会などを組織しながら芸術文化事業を招へいし、優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めてまいります。

(仮称)市民ホールの整備事業につきましては、「文化・芸術の拠点」として、また「市民コミュニティの醸成の場」、更には「賑わいづくりの場」として、市民や利用される団体の意見も伺ってまいります。更に、利用しやすく、財政負担の少ない管理運営方法も含め、基本設計の中で具現化し、平成24年度中には実施設計を行い、25年度の当初に建設工事に着工出来るよう検討を進めてまいります。

北国博物館については、北国の自然や歴史に学び、地域の情報を集積・発信し、より多くの市民に利用していただくために、展示会を核に各種講演会や講座など普及活動を行うなかで、魅力ある事業展開に努めてまいります。そのために道内博

物館や市内の協力団体との連携を一層深めてまいります。

文化財につきましては、市内に点在する郷土の遺産や史跡を再確認し、一部説明板の更新を行い文化財探訪や解説リーフレットを活用して幅広い周知に努めます。

### （3）家庭教育の推進

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

子どもの基本的な生活習慣の定着化を支援するため、幼児と親を対象とした家庭教育支援講座を実施するなど、親子のコミュニケーションや子どもの発達課題に合わせた家庭教育支援事業を進めてまいります。また、市内の企業に対して家庭教育を支援する職場環境づくりについて「家庭教育サポート企業」の登録に向けた啓発を行います。

### （4）生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

誰でも、いつでも、どこでも生涯にわたってスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設の整備や改修など環境整備に努めるとともに、新年度において市民の「スポーツ意識・実態調査」を行います。

一流選手による実技指導などのセミナーやアスリートとの交流事業、スポーツ推進委員等による軽スポーツの出前講座などについては引き続き実施してまいります。また、スポーツ人口の拡大や技術向上を図るとともに、体育協会、地域スポーツクラブなどと協力して、スポーツ団体の育成や指導者の育成・確保、各種スポーツ大会の支援などにも努めてまいります。

### （5）青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

体験事業につきましては、新年度も、引き続き子ども達が自然の中で学ぶ野外体験学習事業「へっちゃんランド」、友好交流都市である東京都杉並区の子供達との交流事業「都会っ子交流」を実施いたします。また、子ども会育成連合会などと

協力して様々な体験事業や育成者研修等の事業に取り組みながら、青少年の健全な育成を目指した事業の展開を図るとともに、育成環境の整備に努めます。

名寄市児童センター並びに風連児童館については、自由来館型の施設として遊びやスポーツ、各種事業や体験活動を通して児童の安全で安心な居場所となるよう努めてまいります。また、乳幼児をかかえる子育て中の親子などが、本の読み聞かせなど気軽に利用できる場所としても活用を図ってまいります。

放課後児童クラブは、放課後の児童の安全な居場所として、保護者の仕事と子育ての両立支援を行ってまいります。風連児童クラブは、これからも特色ある行事や児童の安全面に考慮した運営を行ってまいります。また、南児童クラブは利用希望者が増加傾向にありますので、低学年と高学年の2教室での運営体制とし、全体交流を持ちながらきめ細やかな対応を図ってまいります。

青少年センターについては、青少年を取り巻く社会環境の変化が子ども達の健全な育成に大きな影響を及ぼしていることから、青少年表彰や健全育成標語の募集などの啓発活動を行ってまいります。また、各町内会からの推薦指導員と共に行っている日常の巡視活動や研修を通じ、更には市内小・中・高等学校で組織する「名寄市児童・生徒補導協議会」などと連携するなかで、多様化する青少年の問題行動を早期に発見して、適切な指導に努めてまいります。

教育相談センターのハートダイヤルでは、児童生徒や保護者などからの悩みについて、専門指導員による電話相談や面接相談を行っておりますが、新年度も適応指導教室と連携して定期的に夜間相談を開設し、昼間に時間がつくれないう保護者や児童生徒の対応を行ってまいります。

また、適応指導教室では、不登校の子ども達の心情や悩みを受け止め、学校復帰と自立に向けた支援をしてまいります。とりわけ、不登校は学校

や多様化する家庭環境から生じる傾向にあり、関係機関との連携が重要になることから、教育推進アドバイザーが学校などとの連携や教職員の資質向上に協力しつつ、教育相談センターとして諸問題の対応に努めてまいります。

最後に、放課後子ども教室について申し上げます。

当事業は、平成23年度の試行を受け、新年度から小学4年生から中学3年生までを対象に児童センター、市民文化センター、風連地域交流センターを会場にして実施いたします。放課後の子ども達の過ごし方を見直す機会となることを願い、地域の教育経験者などによって指導していただく予定となっております。

### Ⅲ むすび

以上、平成24年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げます。

名寄市は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を支える人材を育てる大きな役割と責任を担っております。

名寄市教育委員会としては、この自覚のもと、これまで以上に学校、家庭、地域社会との連携を深めながら、本市の教育の振興と発展に誠心誠意努力してまいります。

議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で平成24年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第1号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市立総合病院に勤務をする職員を対象とした特殊勤務手当について、待機手当及び緊急呼び出し手当の支給対象の職員を追加すること並びに新たに認定看護師手当を設置をするため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

改正の内容について申し上げます。まず、待機手当及び緊急呼び出し手当の支給対象の職員の追加でありますけれども、正規の勤務時間以外における病院情報システムの障害に迅速に対応し、救急医療体制をより一層強化するため、診療情報管理室に勤務をする職員を当該両手当の支給対象に含めようとするものであります。

次に、認定看護師手当の設置につきましては、認定看護師の転出を防ぐとともに、今後認定看護師の取得を目指す者に対する士気高揚と安定確保を図るため、認定看護師の資格を有し、病棟等で看護等の業務に従事をする看護師に対して、1人につき月額5,000円を支給をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 1点確認といえますか、お知らせをいただきたい部分があります。この認定看護師の件なのですけれども、また私がちょっと調べたところによると19の分野の中で専門的なスキルアップというか、そういった部分になっているのかなというふうに思っているのですが、今名寄市立病院の中で認定看護師さん、こういった分野で何人いらっしゃるのかをお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） お答えいたします。

今現在は3名いらっしゃるのですけれども、3月末で1名が退職する予定でありますので、新年

度からは2名の予定になっております。また、新たに24年度に学校、受講、試験が受かったという方も2名ほどおりますので、その方についてはこれから学校に行って試験が受かった段階でその翌月から取得するということになります。いずれにしましても、5,000円という額は十分ではないのですけれども、これから志を、目指す方、あるいは今資格を持っている方にしっかりとした目的意識を持って、病院で働きたいと思って、創設をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 看護師さんのスキルアップも含めて、診てもらった患者にとっても安心が大きくなるのかなというふうに思っていて、積極的な受験もして、全国でも調べたら9,000人ちょっとぐらいしかいらっしやらないということで、積極的に挑戦していただくということが必要なというふうに思うので、ちょっと人数をお知らせいただきました。

終わります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第2号 名寄市基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市基金条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

介護従事者の処遇改善を図るという趣旨で平成21年度の介護報酬改定が行われましたが、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するために市町村が設置をする基金の造成のため、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付をされ、本市では当該交付金により介護従事者処遇改善臨時特例基金を名寄市基金条例に設置をし、運用をしております。本件は、当該交付金の交付要綱において、当該基金は平成23年度末までに解散することと規定をされていることから、本市においても当該基金を廃止するため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 本件については、制度改正に伴う廃止でありますから、是といたしますが、介護従事者処遇改善臨時特例基金の実績として、介護従事者の労働現場のきつさや賃金の低さなど処遇をするということに加えて、名寄市においても第4次の計画の中でも介護保険料の抑制との関係でもそれなりに効果があったわけなのですが、廃止をするに当たってこの基金の効果、運用について改めてこの機会にお知らせをいただきたいと思っております。

それから、この間やりとりもありましたけれども、介護従事者の現状などについてどのようにこの基金が反映をされてきたのか、改めてお聞きを

したいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今の御質問は、効果と、それから現状ということだと思います。

1つは、この基金ができてから、金額的には約1,200万円程度の基金ということで、21年から23年度分ということでございます。これにつきましては、現状の今のそれぞれの職員の処遇に対して、行政としてそれぞれ推進をしてきているところでありまして、具体的に金額が何ぼから何ぼになったという表示はできませんけれども、今名寄市内の従事者につきましては全道的な平均を見ますと高い水準ではございませんけれども、低いという水準に至っていないという認識をさせていただいているところであります。

また、現状におきましては、結果的にそれらの金額につきましては今後とも介護保険の第5期の部分で保険料の算定をさせていただいた範囲の中で、今後それらも考慮しながら推進をしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） せっかくの制度、基金がなくなることについての是非はさておいても、介護保険計画が既に第5期の出ていますから、そのほうに詳細は譲りますので、もう少し数字を精査をしていただくように求めておきたいと思うのですが、介護従事者の処遇改善の関係は当初3%ぐらいをという引き上げを全体的に予定をされていましたが、現実的にはそれが人件費に十分反映をされていないという、名寄市の場合でも同様なわけで、あるいはそれとまた別な立場で現行の4次の計画の介護保険料の値上げが必要のところまでいっているけれども、この辺の活用も含めて反映をされてきたという効果はまたあるのですけれども、現実には処遇高くもないが、低くもないという言い方、ふらっとした言い方ではなくて、現状しっかりどういう状況になっているのか、細かな数字はまた計画の議論のときにもほかの議

案がございますからやりますけれども、もう少し詳細にお答えをいただきたいと思ひますし、4次の中における介護保険料の見直しに至らないでその後も3年間きたというところの効果について改めてお聞きをしておきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 効果につきましては、先ほど議員言ったように3%という国の方針で進めさせていただいておりますけれども、現状につきましてはその3%が即職員の処遇改善に進んでいるとは私のほうも考えてございません。しかしながら、その部分の数字的に大変申しわけございませんけれども、把握してございませんけれども、この部分が出てきたときに21年度から出てきた部分から、やはり毎年処遇改善の部分につきましては担当のほうで前向きに検討しながら、少しずつ改善、特に名寄市としましては事業団のほうに委託をしている特養が2つございますので、そういう処遇に向けてもそれぞれの給与も含め、処遇改善に向けて向上を図ってきているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） これは、午後からになるのでしょうけれども、介護保険計画等第5次の計画の論議も出てきますから、もう少し詳細に精査をして臨むように求めて終わりたいと思ひますが、この基金から削除するということについては是としたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 私は、今回の臨時特例交付金なのですが、交付金は継続すべきというふうを考えているところであります。今熊谷議員のほうからお話がありましたけれども、介護従事者の皆さん方の処遇という、境遇という、働く現場というのは本当に大変な状況になっていきますので、恒久的な処遇改善策を講じると。これは、もう国の財政で責任を果たすということが必

要だというふうに思っているところであります。この中でせんだって介護報酬改定されました。それが介護労働者の賃金を維持するための財源づくりだという口実の中で検討されて、介護報酬が改定されたのですが、5期の介護計画にも触れない程度でちょっとお話をさせていただくと、この介護報酬というのは介護事業者に支払う公定価格であるとともに、介護サービスを具体的に決める内容にもなってくると。この中で施設介護に極めて冷たい仕打ちも今回明らかになりました。ちょっと例を言えば、個室入所を優先するというところで相部屋入所への報酬を減額してしまうだとか、また老人保健施設ではベッドの回転率が高いなどの施設を評価する報酬を新設して入所者の早期退所を迫ることを盛り込んでいると。こういった中身も出されていて、介護を利用したいという人たちに大きな負担になってくると。それと、介護従事者の方たちの賃金を維持すると。こういった裏腹な形の中身になっている中で、この部分について名寄市としてはどのように考えているのか、この部分ちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員お話ありましたように、国の方針としては例を挙げますと、例えば特養の施設で言えば今議員言われたようにそれぞれの複数の部分から単身の部分ということのいろいろな施策は変更しつつございます。それによってその従事者の労働強化というようなお話であったと思います。現実にはそういう部分は当然出てくると思います。しかしながら、名寄市が独自に今国の方針と意に反して行うという政策は残念ながら今の部分では、第5期計画の中でもその部分では国に沿った形、また国、道の指針に基づいてというような方針で名寄市も策定させていただいております。今議員のお話、そのとおりだと私のほうも考えてございますので、今後の5期計画推進に当たってその点も重点的に推進をして、

また担当、それぞれの現場とも協議をさせていただければと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今回の交付金、臨時交付金が廃止されるということで、私たち共産党としても継続をとというふうに強く求めていきたいというふうに思っているのですが、本当に介護を利用する、また介護従事者の方々の一番身近な市としても積極的に国のほうにこの要望を声を出していただきたい、そのことを強く求めて終わります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第3号 名寄市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市税条

例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成23年12月2日及び14日に地方税法の一部を改正する法律等3本の法律及び関係省令等4本が公布及び施行されたことに伴い、本条例におきましても所要の改正を行おうとするものであります。

このたびの地方税制改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、また東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施をする防災の施策に必要な財源の確保のために現行の税制の見直しが行われたものであります。

改正の主な内容といたしましては、法人実効税率の引き下げと課税標準拡大による道民税と市民税の増減に対する調整措置がとられたことに伴い、市のたばこ税の税率について、たばこ1,000本につき現行の4,618円を5,262円に、旧3級品の紙巻きたばこも同様に2,190円を2,495円にそれぞれ引き上げるものであります。

また、退職所得に係る個人市民税の10%の税額控除を廃止をするほか、東日本大震災の被災者の負担軽減から雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間が1年から3年に延長されたことに伴う改正、さらには復興のための財源確保として平成26年度から平成35年度までの間の住民税均等割の税率引き上げによる市民税均等割を現行の3,000円から3,500円に引き上げるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第4号 名寄市公民館条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市公民館条例等の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

平成23年8月30日に公布をされました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権一括法におきまして、社会教育法、図書館法及び博物館法の一部が改正をされ、これまでそれぞれの法律で定められていた公民館運営審議会、図書館協議会及び博物館協議会の委員の委嘱及び任命の基準に関する規定が削除され、当該基準は文部科学省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされました。

本件は、名寄市社会教育委員の会での審議を経て、当該基準を各設置条例で定めるものとして、名寄市公民館条例、名寄市図書館条例及び名寄市博物館条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第5号 名寄市児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市児童クラブ条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成22年12月10日に公布をされました障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律におきまして、児童福祉法の一部が改正をされたことに伴い、本市においても関係条項の整理を行うため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第6号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例及び名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例及び名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成22年12月10日に公布をされました障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律におきまして、障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別に分かれている施設体系について、入所による支援を行う施設を障害児入所施設に、通所による支援を児童発達支援センターに一元化することを目的として児童福祉法が改正をされたことに伴い、本市においても関係条項の整理を行うため、2本の条例を改正をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第7号 名寄市総合療育センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成22年12月10日に公布をされました障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律におきまして、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が改正をされたことに伴い、名寄市総合療育センターの関係法律が障害者自立支援法から児童福祉法へ移行することから、関係条項の整備等を行うため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第8号 名寄市介護保険条例の一部改正について、議案第11号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び名寄市介護保険事業計画を定めることについて、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 名寄市介護保険条例の一部改正について及び議案第11号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び名寄市介護保険事業計画を定めることについて、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第8号 名寄市介護保険条例の一部改正についてであります。本件は介護保険法第117条第1項の規定に基づき、名寄市第5期介護保険事業計画を定め、第1号被保険者の介護保険料について、現行の基準月額3,667円を10.06%引き上げ、4,036円に改定しようとするものであります。したがって、本条例第5条第1項につきましては、期間を平成24年度から平成26年度までの3年間に改め、年額保険料を第1号及び第2号は2万4,200円に、第3号を3万6,300円に、第4号を4万8,400円に、第5号を6万5,000円に、第6号を7万2,600円にそれぞれ改めようとするものであります。

また、同条第2項では、第5号と第6号を区分する基準所得金額について、国の基準所得金額が200万円から190万円に改正をされますが、

本市では該当する所得階層について保険料の著しい上昇を防ぐため現行どおり200万円とし、市民負担の軽減を図ろうとするものであります。

次に、議案第11号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び名寄市介護保険事業計画を定めることについてであります。当該両計画につきましては老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき策定をするもので、平成23年度をもって第4期の計画期間が終了をすることから、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画期間とする第5期の当該両計画を策定しようとするものであります。

計画の策定に当たりましては、高齢者を対象に計画策定の基礎資料となるアンケート調査を実施をし、それをもとに名寄市保健医療福祉推進協議会の高齢者部会で協議を重ね、本年1月10日に名寄市保健医療福祉推進協議会から答申をいただいたところであります。

本件は、当該答申をもとにパブリックコメントを経て、名寄市第5期高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画の最終案が整いましたので、名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、2件につきまして提案の概要を申し上げましたが、細部につきましては健康福祉部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 一括して提案させていただきました2件の案件のうち、議案第11号の計画書から説明をさせていただきます。

3ページからの第1節、計画の趣旨では、第5期計画は3期及び4期計画の延長線上に位置づけられ、3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標に向けてその基本的な考え方に基づき、継続的かつ確実に取り組むこととされています。介護保険制度が平成12年4月からスタートして1

1年が経過し、サービスの提供基盤は急速に整備され、利用者数が大幅にふえており、介護保険制度は国民の間に定着してきたと考えております。この計画は、高齢化の一層の進行、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることから、国及び道の計画策定指針に基づき、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築を念頭において策定をいたしました。

地域包括ケアシステムとは、4ページに掲載のとおり日常生活圏域の中で介護、医療、予防、住まい、生活支援のサービスが切れ目なく提供されることを目指しており、今回重点的に取り組む事項として、認知症支援策の充実、医療と介護の連携、地域生活支援体制の整備、高齢者のニーズに応じた住まいの確保の4点を挙げました。

6ページからの第2節、計画の概要では、この計画は老人福祉法第20条の8と介護保険法第117条の規定により策定が定められており、要介護者数や介護サービス量、介護保険事業費の見込みが盛り込まれています。

計画の期間は、平成24年度から26年度までの3カ年で、新名寄市総合計画などの趣旨を踏まえて策定するものです。

13ページからの第2章、高齢者の現状の第1節、人口の動向では、国勢調査から見た人口の動向で、平成22年につきましては23年10月に発表されました速報値を掲載しており、少子高齢化が進んでいる状況にあります。

16ページからの第2節、高齢者世帯等の状況につきましては、平成12年から22年にかけて総世帯数は約1.7%、高齢者の世帯数では13.9%増加しています。

21ページからの第3章、高齢者施策の推進目標と施策体系の第1節、高齢者人口の推計では、将来高齢者人口の推移は平成23年10月1日現在の住民基本台帳の数値を踏まえ、国から配付されたワークシートにより推計いたしました。

22ページの第2節、高齢者施策の推進目標では、基本理念及び基本目標を掲載し、23から24ページの第3節、高齢者施策の基本的方針では、国及び道からの指針に基づき、目標の実現に向けた基本的方針の介護サービス基盤の整備など8項目を挙げました。

29ページの第4章、目標の実現に向けた施策の展開の第1節、医療サービスでは、今後高齢化が一層進行し、疾病構造の変化や住民ニーズが多様化することが予想されることから、これらに的確に対応するためにプライマリーケアの推進など重点4項目を挙げました。

33ページの第2節、高齢者自立支援事業の1の高齢者等の生活支援事業の（2）の除雪サービス事業では、除雪が必要な高齢者等で生活保護世帯の方には委託事業による除雪サービスを、低所得者等で除雪が困難な方々には除雪助成券を交付しています。現在名寄と風連地区の除雪方法が異なっておりますので、統合に向けて検討してまいりたいと考えております。

35ページの2の自立支援事業の自立支援デイサービス事業では、通所型介護予防事業の対象者の利用割合が増加し、本事業の利用対象者が減少していますが、継続実施とし、状況に応じて見直しを図ってまいります。

36ページの3の（2）のケアハウスにつきましては、昨年10月に2番目のケアハウスが開設しています。設置許可に関する事務を平成22年度から北海道から権限移譲されており、適切な入所者処遇が行われるよう指導してまいりたいと考えております。

シルバーハウジングにつきましては、住宅マスタープランの策定にあわせて高齢者に配慮した住宅の供給や整備に努めてまいりたいと考えております。

37ページの4のその他のサービスの緊急通報システムでは、地区の民生委員、町内会、介護支援専門員などとの連携を図り、心疾患などの疾病

がある緊急度の高い独居高齢者の設置を促進してまいります。

また、38ページの敬老事業の取り組みにつきましては、敬老事業のあり方について道内各市の状況調査、町内会長等の意見を聞きながら事業のあり方を検討してまいりたいと考えております。

名寄市徘徊高齢者SOSネットワークにつきましては、関係機関との連携によりネットワーク体制の拡大、24年度より新たに模擬訓練の実施などに取り組んでまいります。

緊急医療情報キットにつきましては、より多くの高齢者が設置できるよう周知を行うとともに、町内会や民生委員などとの連携により、設置を促進してまいります。

43ページの第5章、介護サービスの推進の第1節、高齢者介護のビジョンと目標指標では、1の平成26年度における高齢者介護の姿においては、介護予防の定着したまちへなど3つのビジョンを掲げております。

44ページの2の平成26年度における目標指標では、これまで国では要介護者の在宅重点化及び施設利用における重度者重点化を掲げ、数字を示しておりましたが、第5期計画では廃止されることとなりました。しかし、本市ではこれまでの計画を継承し、実績を踏まえ、指標を設定することといたしました。

47ページの第2節、地域包括ケアシステムの構築の1の地域包括支援センターの役割と地域包括ケアシステムの推進では、次のページの（4）の地域包括ケアシステムの推進として、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活していけるよう個々の状況や変化に応じて介護保険を中心に医療を初め地域資源を活用したサービスが切れ目なく継続的、包括的に提供される地域包括ケアが求められており、その仕組みづくりに取り組みます。地域包括ケアシステムの構築に向けて国の指針に基づき重点的に取り組む4つの事項の中で、名寄市としては認知症支援策の充実、名寄市保健医療

福祉協議会の高齢者部会に諮り、取り組むことといたしました。認知支援策の取り組みは、認知症の理解を専門職のみならず、市民にも広く理解し、誤解や偏見をなくし、認知症高齢者やその家族などを支えることにつなげ、ひいては認知症の予防や適切な介護のあり方などについて知識の普及に努めてまいります。これらの推進は、地域包括支援センターが中心となりますが、関係部署や関係機関と連携して事業を進めてまいります。

2の地域支援事業の介護予防事業では、高齢者が要介護状態、要支援状態となることの予防のための事業で、基本チェックリスト調査を実施し、2次予防事業の対象者把握事業により把握された対象者のうち、利用を希望する場合、通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業の2次予防事業の利用へ結びつけ、介護状態になることを予防してまいります。

54ページの(3)の任意事業の介護給付等費用適正化事業につきましては、介護保険サービスなど適正に提供されているか検証を行い、介護支援専門員やサービス提供事業所の専門スタッフに対して専門的な機関からの協力と支援を得て指導や助言を実施してまいります。

58ページの3の地域支援事業見込み量の確保の方策では、本市の社会資源、基盤の有効活用を図りつつ、民間事業者などとの連携により、量的確保に努め、また事業を円滑に実施するために必要な専門職の配置、地域間の協力を得るなど適切に事業を推進してまいります。

4の指定介護予防支援では、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者の指定を受けて介護保険サービスを利用する要支援認定の方のケアプランの作成を行っております。これらも要支援状態の維持、改善を目標に適切な支援を行ってまいります。

59ページの第3節、介護保険事業量等の現状と見込みの1の第1号被保険者の将来推計では、年々増加傾向にある第1号被保険者が26年度に

は8,607人程度になると見込み、2、要支援、要介護認定者の将来推計では、1号被保険者と同様増加傾向にあることから、平成26年度には1,448人を見込んでいます。

60ページの3の給付対象サービスの提供量の現状と見込みでは、第4期の実績からそれぞれ表のとおり5期を見込んでいます。

65ページの福祉用具貸与及び66ページの特定福祉用具販売及び住宅改修につきましても利用者が年々ふえていることから、増加を見込んでおります。

67ページの②の地域密着型サービスでは、認知症対応型通所介護施設が平成22年8月に開設されたことによる増、また次ページの認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームは、平成23年10月に1施設が開設され、3施設となり、それぞれに利用者の増を見込んでいるところであります。

なお、小規模多機能型居宅介護につきましては、第4期で計画しましたが、実施する事業所がなかったため、実績はありませんでした。しかし、今後も需要が見込まれることから、第5期でも計画をしております。

70ページの4の地域密着型サービス事業では、新規の申請については地域密着型サービス運営委員会において指定に関する協議を行います。また、4つのサービスの種類については、必要定員総数の設定を行っているところであります。

71ページ以降は、議案第8号の介護保険条例の一部改正、保険料と関連いたしますので、あわせて説明を申し上げます。71ページの第4節、介護保険事業費等の見込みと保険料の1の介護保険事業費等の見込みの保険料基準額の変遷では、第1期から保険料基準額を掲載しております。

次の第5期介護保険事業費等の見込みでは、平成24年から26年度に合わせて65億1,066万円で、第4期の54億1,516万円と比較して2割程度増加すると見込んでおります。また、国

の制度改正により1号被保険者の負担率が第4期の20%から21%に改正がされております。これらの総支給費見込額から第5期の介護保険料算定基準額は4,400円程度になると見込まれ、この基準額から介護報酬の改正、財政安定化基金の活用、介護給付金準備基金の活用を行い、保険料を算定いたします。

2の第1号被保険者の介護保険料の第5期保険料段階設定の基本的な方針といたしましては、国では介護給付費の増加に伴い保険料の負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、これまで以上にそれぞれの被保険者の方の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定が必要との考えを示しております。具体的には、第3段階の細分化となります。国において第3段階の対象者については、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、5期において細分化することが可能とする制度改正により行っており、本市においても第3段階の細分化を図ることとしております。

次に、特例第4段階の継続につきましては、第4期で既に設定をしておりますので、継続することといたします。

多段階設定につきましては、第5期において5段階以上の設定が示されておりますが、被保険者の負担が増大することから、こちらも4期と同様継承することといたしております。

これらの基本的な方針を踏まえ、第5期保険料所得別段階は表のとおり6段階8区分とすることといたします。新設される特例第3段階については、住民税非課税世帯で前年の課税年金収入プラス合計所得金額が80万円を超えて120万円以下の方が対象となるものであります。

74ページの介護保険料基準額の算出では、介護保険料収納必要額をもとに表の手順により算出をし、基準額を月額4,036円と試算をいたしました。

75ページの第1号被保険者の介護保険料では、

介護保険料基準額4,036円からそれぞれの段階の年額を示したものとなっており、基準額の第4段階では年額4万8,400円となります。ただいま説明いたしました計画に基づき算出された2割アップの保険料から、上昇抑制策として財政安定化基金2,339万円と平成23年度の介護給付費準備基金が約2億円と見込まれることから、この半分の1億円を取り崩し、2割から1割程度のアップ率に下げ、被保険者の負担の軽減を図るものであります。

参考資料として、名寄市保健医療福祉推進協議会規則など、79ページから82ページに掲載をいたしております。

以上、補足説明とさせていただきますので、どうぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第8号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 第8号と11号、この後所管委員会に付託の予定と聞いておりますけれども、先立って介護保険計画あるいは条例の一部改正に絞って何点かお尋ねを申し上げたいと思います。

説明もあったように、介護保険制度が始まって丸12年も今終わろうとして、第5期目の計画3年間で提案をされております。それ以降というか、当初から日本の場合、名寄市も当然その傾向は同じなのですが、高齢化の進行、極めて高いスピードで急増しているということだとか、あるいは低所得高齢者や認知高齢者の増大、ひとり暮らしや老夫婦世帯だけの増加だとか、子供との同居率が低下をしているなど、虐待問題だとか、いろいろ高齢者の介護を取り巻く環境はかなり予想はされていたけれども、現実の姿として実感できるような状態になっておりまして、この12年間名寄市、いわゆる保険者の経験的な観測、あるいは財政的

な見通し、第5期の提案なども踏まえて見た場合に現行の介護保険制度についての課題についてどのように押さえられているのか、まずお聞きをしたいと思います。特に一昨年は6月に法改正があって、施設介護よりも一層在宅への誘導で、そういう指導も強まってきているわけでありませけれども、現行制度についての中での計画を立てられていることについては承知をしておりますけれども、さらに第6次、第7次というところの一定の基礎数値はもう見えている段階でありまして、さらに向こう3年間の想定論議も含めて保険者としての課題について少しくお知らせをいただきたいなと思っています。

もう一つは、介護保険料の関係で、第5期の想定はやや月基準のところでは4,400円のところを想定をしたけれども、基金の取り崩しだとかを含めて若干400円ぐらい軽減をされての提案になっております。これは、全道かなり市町村の高齢化率だとか、あるいはサービスの利用状況だとかによって変動はありますけれども、まさに右肩上がりで推移をするという、現行制度が続くとすれば右肩上がりで第1号と第2号の保険者の調整だけでいくことについても限界があるわけなのですが、その介護保険料の高額化に対する認識についてお知らせをいただきたいと思っています。

それから、3つ目には、利用者負担と支給限度額の問題でありますけれども、これは所得は豊かな方と極めて低所得者、低所得者にも現行制度の中でも一定の配慮はされておりますけれども、利用負担料の問題、1割負担の問題が2割を想定をされるようなこともいろいろ政治の段階では物議を醸し出しているのですけれども、利用者負担としての支給限度額の現状課題についてお知らせをいただきたいなと思っています。

それから4つ目に、地域包括支援センターの役割と介護予防の取り組みについて、地域包括支援センターの設置が義務づけられて以降、その中心的になる人はやっぱり保健師であったり、主任介

護支援専門員だとか社会福祉士、この3軸が有効的な機能を深めながら、計画やサービスへの努力をされていることについては理解をしているところなのですが、いわゆる自治体によってはこの連携がスムーズにいつているかどうかという評価もいろいろ話がありまして、名寄市の場合、十分機能されているというふうには認識はしますけれども、この役割と介護予防の取り組みについての包括支援センターの現状課題についてお知らせをいただきたいなと思っています。

それと、5つ目には、先ほども午前中の質疑の中でお答えを聞きましたけれども、介護労働者の賃金労働条件について、国でも一定の対応はされて、基金を廃止をするということになったのですが、それぞれ名寄の社会福祉法人や施設、さまざまなケースはばらばらで、一定の改善は見ているものです。まさにこれから3年、6年、9年と長い期間の中で働く、介護をする方の労働者の条件が非常に介護をされる人へのサービスの質の問題についても大きくかわるわけでありませけれども、これらについて基金はなくなりましたけれども、いわゆる第5次あるいは第6次に向けた介護労働者の賃金労働条件の見通しについて基本的な見解を賜っておきたいなというふうに思います。

それと、最後になりますけれども、条例の改正の8号のほうですが、(2)の基準所得金額について名寄市の判断に基づいて基準のところの保険料の上昇を少し抑えるという意味合いで、国が200万円から190万円に下げたわけでありませけれども、現行を維持をして市民に対する負担軽減を図ろうということですが、具体的に言えばこの10万円の差の中における市民の皆さんの負担軽減はどのぐらいのものを想定をされているのかお知らせをいただきたいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今6点にわたり御質問をいただきました。順番が後先になると思うので、御了承いただきたいと思っておりますけれども、

今最後の6番目の部分につきましては……済みません。第5番目の介護労働者の改善、先ほど午前中も御質問あった関連でございますけれども、こちらのほうから答弁させていただきます。

議員御存じのように、国のほうでは報酬を1.2%アップということで、この基金を先ほども質問ありました基金の部分は廃止をしましたけれども、この1.2%の中に取り込むという国の方針でございます。しかしながら、先ほど議員も御質問あったように、実際の部分はこの1.2%の部分を勘案しても実質部分につきましては下がる見込みだという試算も出ているところでもあります。しかしながら、先ほどの21年度からの基金の3年間の実績で名寄市すべての施設の部分は把握をしてございませんので、名寄市として補助と、それから委託をしている社会福祉協議会、それから事業団の部分について御説明をさせていただきたいと思えます。社会福祉協議会におきましては、常勤ヘルパーにつきましては月額1万2,000円のアップ、人数につきましては9名、それから時間給につきましては70円のアップ、これは37人という報告をいただいているところでもあります。あわせて事業団、200人の従業員につきましては月額1万5,000円のアップ、時給では80円のアップというような形で、先ほどお話ししましたようにこの2つの施設におきましてはこの部分につきましては効果があったという判断をさせていただきました。しかしながら、議員がお話のように、それでは民間のほうはどうなのだというお話になりますと、残念ながらその部分はシステムとしては各施設が国保連合会に申請をして、その申請に基づいて審査をして国保連合会が施設のほうへ支給をするという制度になっている観点から、支給された中身が従業員のほうに、今社協と事業団のほうを説明させていただきましたけれども、民間のほうがどのような形になっているかは大変恐縮ですけれども、把握していないので、御了解いただければと思います。

それから、4番目の包括支援センターの現状と課題ということでもあります。取り組みということでもあります。これにつきましては、議員御承知のとおり保健師を中心に看護師、ケアマネさんを含めて今臨時職員を含めて十数名で対応させていただいているところでもあります。この部分につきましては、基本的に各施設の若干の連携がというお話をいただきましたけれども、地域包括担当のほうといたしましては過去包括支援センターができる以前に比較しますと市民からの問い合わせ、または市民からの問い合わせによる訪問という部分はここ数年ふえている状況にあります。特に我々としましては、市民に対して、もし市内にそのような市民が例えば店のところでうろうろしていたりだとか、家庭でこういう老人がお一人で住んでいるだとかという情報が常日ごろ包括支援センターのほうに入っているのが現況であります。その情報のもとに包括支援センターの担当職員は家庭を訪問するなり民生委員と一緒にいくなり町内会長さんと御相談するというような対応をさせていただいてございますので、さらに今後とも地域包括の活動はこれから必要になってくると考えてございますので、今の活動を維持してまいりたいと考えているところでもあります。

それから、利用者の負担と支給状況ということでもあります。今回名寄市で4,036円と保険料の算定をさせていただきました。現時点では、すべての自治体では金額は出てございませんけれども、今私が手持ちの資料でいきますと最高額が旭川市の5,679円、最低が35市中であります。登別市の3,600円ということで、この手持ちの資料で概算の数字を手計算でさせていただきますと平均については道内の35市中では大体4,400円から4,500円ぐらいの数字になるのではないかと認識をしているところでもあります。それを思いますと、支給の部分につきましては名寄市としては道内35市中、今の時点でいきますと大体下から10番目以内の保険料ではないかと見込ん

でいるところであります。第4期と比較しまして全国平均で2割という国の方針が出されたとおりに、名寄市におきましても自然のアップ率はやはり2割でございました。この2割を先ほど議員もお話ししましたように被保険者の軽減、負担を考えるために2億円の1億円と安定の2,000万円ということで、1割程度ということで、やはりアップ率の最高の金額をお話ししましたがアップ率でいきますと5割の自治体もあります。逆にアップをしない自治体も1自治体ございます。ですから、これはそれぞれの自治体の状況と思っておりますけれども、名寄市においては御存じのように特養等におきましては180床ということで、全道平均に比べましても非常に高いベッド数を確保しているということで考えておりますので、この部分につきましては負担に見合った支給が進んでいるのではないかと認識をしているところであります。

それから、第5期のほうに関連しますけれども、保険料右肩上がりではないかということでございます。これにつきましても基本的に今お話ししましたように、実際では旭川5,679円ですから、これを勘案すると第1、2、3、4と年々アップをしているのが現状であります。名寄も今回は全国平均の2割でございますけれども、第6期、第7期、特に第5期は名寄市においてはやはりこれは自前ではなりませんが、その障害または介護に至るまでの予防対策、保健増進も含めて予防対策が進んでいるのかなと。その一例を挙げますと、やっぱり高齢者が一つのサークル、例えばAB友の会、二百数十名の会員でございますけれども、こういう会は自主的にそれぞれの健康管理をして、介護にならない自己管理をしている等々、またパークゴルフも盛んでございますし、そういうことで予防に市民が意識をしていただいているのではないかと認識をさせていただいております。しかしながら、高齢化率は毎年特に名寄市は3月時点では27.1%であります。この率は全国、

全道の平均よりやはり高い数字になってございます。特に農村部になるとなおさら高くなってございますので、この部分につきましてはやはり議員言われるようにこれから名寄は今回4,036円で決定していただいたといたしましても、第6期につきましては同じ全道平均、全国平均のアップで、それで保たれるかということは現時点では担当としても未知数でございます。しかしながら、やはりそれを抑制するのは予防しかないと考えてございますので、先ほどお話しした市民の意識を上げて予防に努めさせていただければと考えているところであります。

それから、施設の部分であります。国のほうでは、施設から在宅という国の方針が出ているということでございます。この部分の課題につきましては、名寄市では今現在では各自治体に比べては非常にスムーズに進んでくるのではないかと考えております。また、施設におきましても100人、200人という待機者がいるという数字は出てございますけれども、前にもお話し申し上げました実質その数の中にはほかの施設に入って名寄に戻りたいだとか、まだ元気だけれども、将来入りたいだとかと、そういう見込みの部分を含んでございますが、実際はその1割から2割という国の考え方も示されておりますので、名寄市におきましては先ほど特養でも申しました180床の部分の考えると非常に施設的には充実されているという認識を持っております。ただ、国の方針で在宅のほうに移行ということになりますと、これは1つ問題があるのではないかと私のほうも考えています。それは、在宅に訪問をする専門職がやはりこの地方、特に都会と違って地方にはその職員、人員が確保されないのではないかと、されづらいのではないかと認識を非常に強く持っているところであります。現在は、看護ステーションですか、各施設でそれぞれの専門職がございまして、それぞれの対応をしているところが実態で、スムーズな運営をされていると思っております。しか

しながら、経営面の運営では非常に各施設も苦慮しているのが実態であります。それに加えて各専門職の確保というのが非常に難しいと聞いてございます。その部分を含めると、やはり国で在宅のほうに移行という方針が出されたとしても、これは都会は可能性があると思いますけれども、原課としては名寄市を含めこの農村地区、小さな自治体では非常に難しいと判断をさせていただいているところであります。

保険料の負担軽減の部分であります。これは、先ほど御説明をしましたように国は200万円から190万円という部分であります。実は、私のほうでこの部分をこの方式で算出しますと、この部分では約30%のアップ率になります。やはりこのアップ率は、今算出しました1割と比較すると3倍のアップ率になるということで不公平性が伴う。やっぱり被保険者に負担が増になるということで、総体的に全体の把握で名寄としては190万円ではなく200万円に抑えて、総体的な部分でひとしく1割アップということで算出をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） それぞれお答えをいただきましたけれども、制度の問題について、いずれ5期も保険料やサービスの増大だとか、あるいは高齢化率が本当にわずか一、二年で0.5ぐらい上がるような、26台からもう27.52でしたか、あるいはもう30%も目の先という、鼻の先の感じの数字がもうこれだけは残念なことに絶対条件変わらないわけでありまして、それを見越した制度の改正を市町村あるいは全国的にどういう情報を共有をし、構えていくのかということあたりは、この5期がスタートすると同時に動き出さなければならぬのではないかというふうに思っております。市長会や知事会との関係も当然あるでしょうけれども、加藤市長の立場としてもこの介護保険の制度の問題について、保険者として

の危機感についてどのように持たれて、どういう対応をこれからされようとしているのかお聞きをしたいと思います。

それから、2つ目には、包括支援センターの関係、制度にも関係するのですが、今いみじくも三谷部長おっしゃったように、国はとりあえずうがった見方をすれば介護保険報酬の引き上げだとか、あるいは介護保険に現行国が25%、道が15の市が15、税金の部分についてできるだけそれは抑制をしたいという意思のあらわれも含めて、あるいは理想的に言えば在宅で介護が家族や地域のお世話になってなればよいということはあるのですけれども、それはだれもが。しかし、現実は大変な今の介護の状況、老老介護や高齢介護、ひとり住まいだとか、さまざまな現実を考えると、簡単に在宅への誘導だけでは済まされないということ、いみじくも担当部長としてもおっしゃっておりまして、在宅をしていくためには当然マンパワーに対する一定の財源あるいはスタッフの増大をしっかりとやらなければならないということとの連動性があるのですけれども、あわせて制度問題ではぜひ加藤市長にもこの辺についてお伺いしておきたいというふうに思います。

それと、三谷部長、4期の実績、経験からいって名寄の場合、予防対策がある程度支援センターの努力もあって行き渡りながら、あるいは介護の認定に至らないように現状維持のところまで一生懸命頑張っていたという話がありましたけれども、これは本当にいいことではあるのですけれども、これもいわゆる予防対策の限界も高齢化率が今の状況と違った形でスピードが進みますから、幾ら予防対策を一生懸命努力をされてもよくて現状維持、少なくとも下がるという傾向は、介護保険計画のサービス量を見ても3年間の中では量をふやしているものもあれば、余り3年間で変わらない、26年のできればはそう24年と数字が動いていない部分もあったりなんかして、恐らくこれは介護保険計画全体の3年間で六十数億

円の、頭に想定をしながらいろいろ提案はされているのでしょけれども、予防対策の限界。そして、施設介護について、はなから軽視できないところまで、確かに必要とされて申し込んでいる人と、本当にもうせっぱ詰まっている人、あるいは3年後、5年後を見通して申し込んでおこうかという人と内情は別々ですけれども、かなり毎回毎回の亡くなった方のいわゆる交代で入るような人等の認定作業も大変苦労が多いのではないかというふうに考えていますけれども、施設増はやっぱり避けて通れない。それは、また全体的に介護保険料に、現行制度の中で考えればもうアップしかないということになるのですけれども、しらかばの増改築の問題の後期の論議の中でもいろいろ出ていましたけれども、そこはやっぱり民間だけに頼ることには限界があるような気がいたしまして、改めてこの辺についての施設介護の充実についてお答えをいただきたいなと思っています。あるいは、この3年間の中で新たな受け皿ができる可能性についても多少計画の中で研究はされていますけれども、民間がやるだけではちょっと限界があるような気がいたしますので、お答えをいただきたいと思います。

介護労働者の関係、十分介護する方が健康で生活の面でも安心で、しっかり介護される人を質の高いサービスに導くということについても絶対条件の共通認識は当然あるのだろうと思いますけれども、まだまだやっぱり介護現場の実態について伝わっていない部分もあるのかなという感じがしておりまして、国のいわゆる基金の制度はなくなったけれども、この3期3年間の中、あるいは将来的に向けて新たな動きを支援をしていくような考え方についてお答えをいただきたいと思います。

まだたくさんお聞きをしたいことございますけれども、この後お答えをいただいてまた質問をいたしますけれども、付託をされ、所管の中で熱心に議論される予定になっていますから、まずは今この関係についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 介護保険制度の関係に対する保険者としての今後の見通しということでお話ありましたけれども、先ほど三谷部長からもお話あったとおり少子高齢化が大変急速に進む、加えて社会構造も大きく変化している中で、現在の介護保険制度の今後の先行きは大変厳しいというか、このままの現状でいけば当面立ち行かなくなる自治体も出てくることは予想されるというふうに私も感じています。今まさに社会保障と税の一体改革の議論の最中でありますから、この議論の経過を見きわめさせていただいて、その結果をしっかりと分析させていただき、またしかるべき要請等をさせていただくということに尽きるのではないかというふうに思っています。

あと、在宅に関してのマンパワーのことに関してもお話ありましたけれども、三谷部長の見解そのとおりでございます。名寄市立総合病院が基幹病院でありまして、その病院自体のマンパワーというか、そこもなかなか満足に充足がされない中で、まずは名寄市としてはそこをきっちりとマンパワーを確保していく。そのことが在宅も含めてあらゆる地域医療、介護の基盤につながるというふうに考えておりますので、まずはそちらのほうをしっかりと頑張っていきたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 施設の介護の充実という御質問だったと思います。先ほどから申し上げておりますように、現在名寄市が管轄しております施設の特に特養につきましては180床ということで、これは道内の自治体に比べまして非常に高い数字だと認識しております。若干手持ちの資料で御説明申し上げますと、隣の土別さん2万1,000から音更町の4万5,000の自治体の状況を、12市町の状況をちょっと調査させていただきました範囲では、特養につきましては12市町中2番目という多くのベッド数を所有して

いと。また、老人保健施設、名寄でいけばそよかぜ館の部分につきましては100床ということで、これにつきましてはやはり同じ12の部分では上が2市町と下2市町での残りの中間と同じレベル、中間に位置をしているということで、総体的に12市町におきましても名寄市の施設の充実というのは非常に中間的な位置を占めて、特養の部分で断トツという状況でございます。先ほど申し上げましたように、施設から在宅という国の方針がすぐこの自治体に影響するかということ先ほど御説明申し上げました。非常に難しいと判断をしております。待機者がいる中におきましても名寄市の今の部分では、これ以上例えば今と同じ特養をもう一つつくるということになると300円、400円という1人当たりの負担増が保険料がアップするという状況が出てまいります。今のこの地点の中で保険料の100円でも200円でもアップ、非常に厳しいという認識をさせていただきましたので、2割アップを1割に抑えたという方策をとらせていただきました。充実するのはいいことだと私のほうも考えてございますが、これ以上の被保険者の負担の増を図るのは、介護保険料ばかりではなく料金も含めて保険料すべての部分がアップしている状況の中では、この保険料の部分についてはこれ以上市民の方が負担をしていくのは非常に難しいと考えてございますので、先ほども申し上げましたように予防対策、限度がございませぬけれども、やはり予防対策でこれから地域包括支援センター、関係機関と連携をとりながら推進をしてまいりたいと考えているところであります。

それから、介護の認定率、数値からお話ししますと介護の認定率はここ数年大きく変わってございませぬ。しかしながら、先ほども御説明申し上げたように高齢化率は非常にアップしているということは、やはり先ほどお話ししましたように予防対策が市民に浸透していることではないかと認識してございます。ですから、これは議員言われ

るように限度はあると我々も感じておりますけれども、これを限度があるからといって施設をどんどんふやすということになりますと、他の自治体ではありませんが、アップ率1,000円以上ですとか、そういうような状況が即次期の第6期に反映するということになりますので、現状では民間活力を生かしながら推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 施設介護、特に入所の現制度の中で定員をふやしていくということの限界についての話もありましたけれども、それは制度の変更や改善を求めていくということとの連動で、限界については理解はしますが、それにかわるものとしてやっぱり私も介護10年ぐらいの経験持っていますけれども、ショートステイだとか、あるいはデイサービスで介護をする方が一定の心身ともに休める状況があるということなんかかなり有効策としてありまして、ぜひその辺についての枠の拡大などについては5期の中でしっかり追求をしてほしいというふうに思っています。ぜひ強く市民の声として聞いておりますから、求めておきたいというふうに思います。

それと、部長に求めておきたいのですけれども、介護労働者の現状について決して十分ではないという共通認識はありながらも、それも今押さえている数字というのは準公共的な性格を持っている施設あるいは法人ということの話でありまして、民間がすべてがよいということは介護の現場では少なくともそれ以上に厳しい現実がございまして、名寄市における民間の介護労働者の施設にも十分理解を得て、現状どうであるかということについて少し数字を調査を求めておきたいというふうに思っていますので、トータルとしてやっぱり介護するほうもされるほうも安心、安全の比率が上がって、ニーズが上がっていけば非常によろしい結果につながるというふうに思いますから、それを

押さえて初めて行政として、あるいは制度として何ができるのかというところあたりをもっと追求をしておいていただきたいなというふうに思います。

まだいろいろありますけれども、この後またしっかり審議が深められていくということですので、その推移を見守っていきたいと思いますが、もう一点だけ最後に基準のところ、名寄市の場合は4,400円ぐらい欲しいのだけれども、4,036円で提案をしたと。審議の結果、これで決まった場合、向こう3年間については急激な変化がない限りは当然常識的にその数字は動かないというふうに思っていますけれども、そこについてはしっかり私どもも受けとめてよろしいのかどうか、これ仮定の話ですけれども、お聞きして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 保険料の5期の部分につきましては4,036円、3年間についてはこういう推移をしております。1年度目は多分黒字でしょう。2年度目は大体ちょんちょん、3年度目が多分赤字というような想定をさせていただいています。この部分で3年の分に今の準備基金を取り崩しをいたすというような想定をさせていただいておりますので、議員が心配しているよっぽどの状況がない限りは今の3年間はそのまま継承させていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第8号及び議案第11号は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第9号 名寄市土地改良事業分担金等徴収条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 名寄市土地改良事業分担金等徴収条例等の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成23年8月30日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権一括法におきまして、土地改良法の一部が改正をされたことに伴い、本市においても関係条項の整理を行うため、名寄市土地改良事業分担金等徴収条例、名寄市営農用水施設管理条例及び名寄市基幹水利施設管理条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第10号 名寄市営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 名寄市営

住宅管理条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成23年5月2日に公布をされた地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地域主権一括法におきまして、公営住宅法の一部が改正をされ、平成24年4月1日をもって同法で規定する同居親族要件が撤廃されることに伴い、名寄市営住宅管理条例の一部を改正し、同条例で当該要件を規定しようとするものであります。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸をし、社会福祉の増進に寄与するということを目的にしています。本市といたしましては、同居親族の有無や人数の多寡はその世帯の経済的困窮度を推しはかる上で重要な要件であり、真に住宅に困窮する者の居住の安定を図るためには住宅の困窮事情等を考慮した入居資格の要件設定が必要と判断をし、パブリックコメントを経て同居親族要件を入居資格に含めるものといたしました。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

本件は、経済建設常任委員会に付託いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第12号 市道路線の廃止について、議案第13号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 市道路線の廃止について及び議案第13号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第12号 市道路線の廃止について申し上げます。本件は、整理番号8020、路線名、智東3線につきまして、調査により判明をした道有林林道との重複区間について北海道との協議を経て道有林界が確定をしたことに伴い、路線の終点及び延長を変更するため、一たん廃止をしようとするものであります。

次に、議案第13号 市道の認定についてであります。本件は議案第12号により廃止をする整理番号8020、路線名、智東3線につきまして、路線の終点の変更により1,717メートルの延長になることから、認定し直そうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第12号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第12号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第14号 平成23年度名寄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成23年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれ6億1,462万4,000円を減額をして、予算総額を199億9,690万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金7,039万4,000円の追加は、普通交付税や特別交付税で措置されている病院の病床割と精神科などの不採算部門の単価アップがあったこと、また基礎年金拠出金に要する経費の算定があったことなどから、繰出金を増額しようとするものであります。

8款土木費におきまして市道除雪・排雪対策事業費6,600万円の追加は、今年度の降雪の状況により増加をしている除雪及び排雪に係る委託料を増額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を行ったほか、1月末の収納状況等から判断をして市税、使用料及び手数料などで必要な調整を行いました。

19款繰入金では、財政調整基金の繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更をしようとするものであります。

次に、第4表、債務負担行為補正につきましては、公設老人クラブ巡回警備委託料ほか6件を追加をしようとするものであります。

次に、第5表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない議会運営事業費ほか5件を繰り越しをしようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長から説明をさせます

ので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。議案第14号の52ページ、53ページをお開きください。4款衛生費、1項4目病院費で名寄東病院振興基金積立金7,473万1,000円の追加は、交付税で措置された経費について積み立てを行い、老朽化部分の改修等に備えようとするものであります。

58ページ、59ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費でエゾ鹿駆除対策事業費の有害鳥獣焼却処理施設建物建築工事300万円の追加は、建物の構造を見直したことから事業費が増加となったものであります。

62ページ、63ページをお開きください。6款農林業費、1項6目農地整備費で経営体育成基盤整備事業費（名寄東地区）で2,641万9,000円の追加とため池等整備事業費（クラヌマ排水地区）1,148万円の追加は、国の4次補正において事業が増加したことによるものであります。

次に、歳入について申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。1款市税におきまして市たばこ税で4,000万円の追加は、当初見込みよりたばこ本数の落ち込みがなかったことによるものであります。

12ページ、13ページをお開きください。15款国庫支出金におきまして子ども手当負担金5,300万円の減額は、平成23年10月以降の制度改正によるものであります。

20ページ、21ページをお開きください。18款寄附金1,108万9,000円の追加は、既に予算化したものを除き2月8日までに寄附採納した一般寄附金、ふるさと納税寄附金などを予算計

上するもので、寄附者の意向に沿い地域振興基金のふるさと納税分に60万9,000円、地域振興基金に747万3,000円、地域福祉基金に165万2,000円、教育振興基金に78万円、大学振興基金に4万7,000円、文化大ホール基金に150万円、それぞれ積み立てするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第15号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして保険給付費の科目間の調整と年度末における事業見込みによる各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ8,698万8,000円を減額をし、予算総額を33億7,561万1,000円に、直診勘

定におきましてへき地診療所の運営費が国庫補助対象事業になったことと診療収入の増加など費目間の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ229万6,000円を減額をし、総額を1億8,459万円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費では一般被保険者と退職被保険者間の療養給付費等の調整及び一般被保険者療養給付費の減額により4,250万円を、3款後期高齢者支援金等では前々年度精算分として1,845万3,000円を、7款共同事業拠出金では拠出額の確定により2,956万7,000円をそれぞれ減額をしようとするものであります。

11款諸支支出金では、国保診療所経費に係る特別調整交付分の繰出金として413万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。1款国民健康保険税では現年課税調定額の減額及び滞納繰り越し分の収納率の増加に伴う増額等で2,755万円を、2款国庫支出金では療養給付費等負担金の減額等で5,502万1,000円を、5款道支出金では各負担金の精算により354万1,000円を、6款共同事業交付金では交付額の確定により2,501万1,000円を、8款の一般会計繰入金では保険基盤安定繰入金及びその一般会計繰入金で1,370万円をそれぞれ減額をしようとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では需用費等で64万5,000円を、2款医業費では使用料及び賃貸料等で111万2,000円を、3款施設整備費では風連国保診療所空地整備工事費の不用額及び工事に伴って発生をした地盤振動による隣接住宅損傷の賠償金を計上し、53万9,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では診療報酬収入等で361万7,000円を、2款使用料及び手数料では文書料で2

8万6,000円を、3款道支出金では電源立地地域対策交付金で149万1,000円を、4款繰入金の事業勘定繰入金では413万1,000円を、5款諸収入では雑入で7万4,000円を、7款国庫支出金では国保診療所解体整備事業交付金で1,930万4,000円をそれぞれ追加をし、4款繰入金の一般会計繰入金では1,049万9,000円を、6款市債では解体整備事業費の50%を交付金に充当したことから2,070万円をそれぞれ減額し、調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第16号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、保険事業勘定におきまして歳入

歳出それぞれ5,318万7,000円を追加をし、予算総額を20億6,526万2,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ34万6,000円を減額をし、予算総額を2億2,718万7,000円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ140万4,000円を追加し、予算総額を1億120万1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費では、居宅介護サービス給付費で2,333万9,000円を、地域密着型介護サービス給付費で1,311万3,000円をそれぞれ減額をし、施設介護サービス給付費で4,870万円を追加しようとするものであります。

4款基金積立金では、前年度の介護給付費負担金の精算等に伴い5,123万6,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。4款国庫支出金、6款道支出金では、前年度における介護給付費負担金の精算等に伴う交付金を追加しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄では人事異動に伴う人件費の減額、サービス事業勘定・風連では人事異動に伴う人件費及び備品購入費を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第17号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ4,206万3,000円を減額し、予算総額を11億6,926万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費では、事業費の確定に伴う各費目の調整により4,305万円を減額しようとするものであります。

2款公債費では、長期債償還元金で509万3,000円を追加しようとするものであります。

3款諸支出金では、国庫返納金で5万9,000円を、消費税で404万7,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款使用料及び手数料では使用料の減少により750万円を、3款国庫支出金では事業費の確定により1,780万4,000円を、6款市債では事業費の確定により2,130万円をそれぞれ減額をし、4款繰入金では一般会計繰入金で347万2,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 議案第18号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ211万円を減額をし、予算総額を7,744万1,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では事業費の確定に伴う調整により201万円を、3款諸支出金では消費税で10万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では2,000円を追加をし、2款使用料及び手数料では157万7,000円を減額しようとするものであります。

4款諸収入では消費税の確定により26万円を追加をし、3款繰入金では79万5,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 議案第19号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ230万5,000円を減額をし、予算総額を4,148万2,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、事業費の確定に伴う調整により230万5,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料

及び手数料では、水道使用料で33万4,000円を、給水工事検査手数料で4万1,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

2款繰入金では、一般会計繰入金で193万円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 議案第20号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ26万1,000円を減額し、予算総額を3,885万8,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費では、事業費の確定及び支出科目の振りかえによ

り26万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、取り扱い高の減少に伴い137万円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 議案第21号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ21万円を減額して予算総額を1,999万円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、食肉センター施設整備事業費で21万円を

減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金では、一般会計繰入金で21万円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第25 議案第22号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ159万2,000円を追加をし、予算総額を3億31万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、人件費及び住民基本台帳の法改正に伴うシステム改修委託料等で236万2,000円を追加しようとするものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、広域

連合事務費負担金の確定に伴い77万円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支出金では高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で7万2,000円を、3款繰入金では事業費繰入金で委託料の増額等により107万8,000円を、保険基盤安定繰入金で44万2,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第26 議案第23号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うとともに、各種医療機器の賃貸借について債務負担行為を設定しようとするものであります。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして市立病院の入院患者数の減少により入院収益で7,245万2,000円を、一般会計負担金では救急医療確保に要する経費等で1,704万6,000円をそれぞれ減額し、その他医業収益では人間ドック等の医療相談収益で481万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、医業外収益におきまして他会計補助金では基礎年金拠出金に要する経費等で4,357万7,000円を、他会計負担金では精神科病棟運営に要する経費等で3,472万2,000円をそれぞれ追加し、負担金交付金では特別医師派遣負担金等で500万円を減額しようとするものであります。

次に、特別利益におきまして過年度の入院診療報酬調定等で726万6,000円を追加し、収益の総額を75億5,576万2,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費で外来での医師の負担軽減のためメディカルアシスタントを配置したことなどにより1,000万円を、材料費では薬品、診療材料等で6,464万円を、経費では電子カルテ関連機器導入に伴う保守業務等で432万4,000円をそれぞれ追加をし、減価償却費では機器、備品等の減価償却で1,760万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、医業外費用におきまして雑支出では貯蔵品非課税売り上げ消費税で714万8,000円を追加しようとするものであります。

次に、特別損失におきまして過年度損益修正損で2,520万円を追加し、費用の総額を80億2,968万7,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして企業債では市立病院の周産期医療体制整備事業、東病院の医療機器整備事

業で5,930万円を、出資金では企業債償還金に要する経費で5,486万7,000円をそれぞれ減額し、負担金では建設改良に要する経費で6,400万8,000円を追加、道補助金では新たな地域医療再生基金で1,407万6,000円を追加をし、総額を6億2,967万5,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして建設改良費では市立病院の周産期医療体制整備事業、東病院の医療機器整備事業等で1,154万9,000円を、償還金では長期債償還元金で934万9,000円をそれぞれ減額をし、総額を8億7,428万3,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんをするものであります。

次に、棚卸資産購入限度額について申し上げます。5款貯蔵品におきまして市立病院の薬品で853万7,000円を、給食材料で147万3,000円をそれぞれ減額をし、総額を8億3,049万円にしようとするものであります。

次に、各種医療機器の賃貸借に係る債務負担行為について申し上げます。微生物感受性分析装置等4件の賃貸借について、それぞれ期間及び限度額を設定をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第27 議案第24号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、給水収益の減額や材料売却収益等の減額により102万9,000円を減額をし、総額を6億1,546万6,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で616万3,000円を追加をし、総額を6億1,699万1,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では2,314万9,000円を減額をし、総額を2億6,865万円に、また4款資本的支出では3,293万3,000円を減額をし、総額を5億3,837万9,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第28 議案第25号 平成24年度名寄市一般会計予算、議案第26号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第27号 平成24年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第28号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第29号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第30号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第31号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第32号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第33号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 平成24年度名寄市病院事業会計予算、議案第35号 平成24年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第25号 平成24年度名寄市一般会計予算及び議案第26号から議案第35号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、市立大学や市立天文台きたすばる、道立サンピラーパークなどの多くの財産を活用し、総合的な地域振興、観光振興などを推進していくことを念頭に、新総合計画後期計画の具

現化を最優先に予算編成をいたしました。

一般会計予算案は、前年度比3.2%減の194億4,497万4,000円となりました。普通建設事業費が前年度比25.8%減の21億9,052万3,000円と大きく減少したことが主な要因であります。また、収支不足を補う財政調整基金の取り崩し額は3億4,543万4,000円を予定をしております。

次に、特別会計について申し上げます。平成24年度国民健康保険特別会計外7特別会計の予算総額は、前年度比9.5%増の82億7,169万円となっております。増減の大きなものは、国民健康保険特別会計直診勘定で旧国保診療所の解体整備事業が終了したことから前年度比20.1%減少し、一方で食肉センター事業特別会計では食肉センター改修工事費を盛り込んだことから前年度比2,876.8%増と大幅な伸び率となりました。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度比7.7%増の105億4,148万3,000円となりました。内訳は、病院事業会計で精神科病棟改築事業費の増などにより8.6%増の93億7,583万4,000円、水道事業会計で建設改良費の増加などにより1.0%増の11億6,564万9,000円となっております。

以上によりまして、平成24年度全会計の予算総額は前年度比2.2%増の382億5,814万7,000円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号外10件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第29 議案第36号 名寄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第36号 名寄市固定資産評価員の選任について、提案の理由を申し上げます。

本市における名寄市固定資産評価員につきましては、評価事務を所管する市民部長の職にある者を選任しております。本件は、本年1月1日付の人事異動において市民部長に任命をした土屋幸三を名寄市固定資産評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第36号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は同意することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第30 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事件の内容は、本市が発注した風連国保診療所空地整備工事において、建物の解体工事中に発生した地盤振動が原因で当該工事場所に隣接をする相手方所有の住宅の壁に亀裂が生じる損害を与えたものであります。当該工事の施工業者には、工事委託契約書に規定している過失は認められず、本市が修繕費用として85万1,370円を負担することで示談が成立をし、和解したところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第1号について質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には8人の

人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成24年6月30日をもって野田正昭委員が任期満了となります。

議 長 黒 井 徹

本件は、退任となる野田委員の後任として関下富士夫氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

署名議員 上 松 直 美

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

署名議員 日根野 正 敏

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月1日から3月11日までの11日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月1日から3月11日までの11日間を休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 3時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

平成24年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成24年3月12日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 請願  
日程第3 代表質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 請願  
日程第3 代表質問

1. 出席議員（20名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	16番	谷内	司	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員
	20番	宗片	浩子	議員

1. 事務局出席職員

事務局長	田中	澄昭
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	扇谷	茂幸	君
市民部長	土屋	幸三	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	寺崎	秀一	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大学局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	湯浅	俊春	君
上下水道室長	石橋	正裕	君
会計室長	竹澤	隆行	君
監査委員	手間本	剛	君

1. 欠席議員（0名）

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災から昨日で1年がたちました。被災され、亡くなられた方々は1万5,854人、行方不明になられた方々は3,155人、今なお避難されている方々は34万4,000人おられます。犠牲になられた方々への哀悼の意と一日も早い復興への祈願の意を含めて黙祷を行います。

御起立をお願いいたします。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（黒井 徹議員） 終わります。

御着席ください。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

8番 竹 中 憲 之 議員

20番 宗 片 浩 子 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 請願を議題といたします。

今期定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の総務文教常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

加藤市政の折り返し地点での評価と未来について外6件を、東千春議員。

○19番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、市政クラブを代表して質問をさせていただきたいと思っております。

道内一若い市長として誕生し、10年後、20年後の名寄市のビジョンに期待をした多くの市民に支えられ、間もなく任期折り返しとなりますが、その評価について、また新たに名寄の未来にそのようなことが必要だと感じたことなど、名寄の未来と将来への考えについてお知らせをいただきたいと思っております。

大項目の2点目、名寄大学の運営は比較的順調に進んでおり、全国各地から訪れた学生たちが名寄の地で学び、研究をしております。一方、名寄市民がなかなか入学することができない、またもう少し看護学生が市立病院に就職してほしいなどの声も聞かれますが、今後何らかの取り組みが必要ではないかと思っておりますが、考えをお知らせいただきたいと思っております。

2点目、名寄大学は、看護、保健、福祉、栄養、児童教育及び保育など行政や市民生活に関する高度な研究が行われております。これらの分野での行政機関と大学の密接な情報交流は互いのメリットになるのではないかと思っておりますが、現状と今後の考えについてお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、名寄市が保有する不動産の中で、使う見込みがないのであれば売却することが望ましく、また若干の投資をすることで有効活用をされるのであれば利用を進めるべきではないかと思っております。歴史的建造物の旧木原天文台、子供たちの利用も考えられる南広場、西2条南6丁目の市有地、東病院の未利用部分など、今後の利用の考え方についてお知らせをいただきたいと思っております。

4点目、名寄は災害の少ないまちだと言われております。まず、盆地であるために強い風が吹くということが少なく、台風の被害はごくまれであります。また、地震は大きく揺れることはなく、今後も大きく影響するような断層はないと言われております。企業誘致をする場合にこのような条

件は有利だと思いますが、これら過去のデータを作成して示しながら、企業誘致や定住活動などに活用してはいかがかと思いますが、お考えをお知らせください。

大項目の3点目、市政執行方針にもありました人事交流として、杉並区への派遣、あるいは北海道からの招き入れを予定しておりますけれども、その目的等についてお知らせをいただきたいと思っています。

2点目、議員の委員会視察は、先進地での有効な施策を学び、名寄市の行政やまちづくりに反映することができないか調査研究をすることが目的であります。学んだ事例を名寄の行政に反映する場合には、理事者との情報共有も必要です。委員会視察への担当職員の動向を含む職員の道外出張の考え方についてお知らせいただきたいと思います。

3点目、国や道あるいは各種財団などが行う補助メニューを調査研究し、行政、企業活動や市民活動に生かすことが望ましいのではないかと思います。特に市民ホールが完成する際には、市民も含めて活動がしやすい環境を紹介する必要があるのではないかと思います。考えをお知らせください。

4点目、議会の中で何度か労働実態に合わせた給与システムという観点から、市立病院の医療職給料表の整備について発言をいたしました。一般職においては、個人の能力に左右される部分が多いことから、横並び昇給ではなく実質的な能力や労働実態に合わせた給与体系が必要であると思えます。年俸による昇給を抑え、管理職手当を厚くすることが職員のスキルを上げる意味からも望ましいのではないかと思います。

また、管理職では勤務時間外の会合出席や会食は自費であることから、一般職と比べて実質収入減となることはないのかお知らせをいただきたいと思います。

5点目、名寄市のPR事業としてゼロ予算で名

刺をつかみ、画像やイラスト素材を提供することは評価をしたいと思います。職員が職員として名刺を使うということは、職務上必要な行為であり、職員の名刺は職員の負担なしに支給対象とすべきだと思いますが、考えをお知らせいただきたいと思います。

6点目、職員の評価されるべき提言や活動、職務の遂行に対して、人事での評価以前の細やかな評価方法があってもよいのではないかと思います。職員のやる気を喚起するような見えるプラス評価について考えをお知らせいただきたいと思います。

7点目、職員の懲戒規定で交通事故に関する決まりは細分化されております。交通事故は、故意に発生させるものではなく、運転技術やその日の体調や天候など要因となるものがあり、それらを解決する対策も必要だと思います。一方、かつて盗難が発生した際にこれらを明らかにして処分をいたしました。このような故意によるものや隠ぺいなどは、厳重に処分すべきではないかと考えます。また、酒酔い運転は知っていてとめなかった者も処分されますが、同様に誤った行政対応や隠ぺいを見ぬふりをした者も処分の対象とすべきだと思いますが、懲戒に対する基本的な考え方をお知らせいただきたいと思います。

8点目、現在の職員の年齢構成などから、将来の管理職としての人材を育てることが必要であるとともに、社会人枠の設定や外部からの管理職の登用も検討するべきではないでしょうか。また、一度管理職になったけれども、その職種に向かない場合があります。その際は、身分の降格であっても速やかに適したポジションに配置することによって本人の能力をより発揮できることになると思いますが、人事についての考えをお伺いいたします。

大項目の4点目、地方自治体における病院の多くは、医師等職員の不足により厳しい経営状況にあります。今までも何度か医師不足により診察できない診療科が発生し、昨年は消化器内科の医師

が退職されました。このことは、経営難に陥っている他の病院の状況は人ごとではなく、名寄地域の医療も名寄市立病院を核とし、市民や他の医療機関と連携をしながら、地域として医療を守っていかねばならないと思いますが、この地域での望ましい姿についてお伺いをいたします。

2点目、国は看護師の配置について、看護基準7対1に対して点数が加算される改正を行い、数年が経過しております。病院収入としてはメリットがあり、患者にも充実した看護が可能となるものではあります。市立病院の現状で7対1を実現する具体的なメリットと課題、またそのハードルについてお知らせをいただきたいと思っております。

大項目の5点目、（仮称）複合交通センターの工事が着工されましたが、完成後の利用促進などどのように進めようとしているのかお伺いをいたします。また、現在市民会館で活動する文化活動がそごなく行うことができる設計になっているのかお伺いをいたします。

2点目、（仮称）複合交通センターにはNPO法人なよろ観光まちづくり協会が入りますが、ここに観光情報とともに市内のさまざまなイベントや市民活動の情報を集約したインフォメーションセンターの役割を持たせてはいかがでしょうか。市民活動の活発化や文化、芸術事業の振興、さらには交流人口への効果も期待できるのではないかと思います。考えをお知らせいただきたいと思っております。

3点目、名寄市の公共工事の発注では、早期発注を目指しております。他の自治体の事例では、ゼロ市債による単費による工事発注を行うなど、春の工事を確保する例も見られます。また、概数等発注は工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部または一部を概数で積算し、契約後に概数工事した工事数量の確定を行う手法をいうもので、このような方法で天候のよい大型連休明けに工事着工が可能となるよう4月中旬ごろまでに最初の工事発注を行ってはいかがでしょうかと思っております。考え

をお知らせください。

また、今後名寄市が発注を予定する複数の建築工事は、市内業者による競争原理の中から入札が望ましいと思っておりますが、対応についてお知らせをいただきたいと思っております。

大項目6点目、名寄市の道路の舗装状況では、人口の近い他市と比較しても余り進んでおりません。特に高級舗装は低い状況にありますが、今後の計画についてお知らせをいただきたいと思っております。

2点目、近年老朽危険家屋の問題が他市の自治体でも発生し、条例整備などで対応する例が見られます。これは、産業廃棄物の規制が強化され、費用が高額になることから放置される建物がふえるのではないかと予想されていましたが、自治体としての生活環境を守る観点からの対応と国への要望も必要になるのではないかと思います。考えをお知らせいただきたいと思っております。

3点目、私はまち全体の建物、建造物の望ましい色調等を提案し、市民とともにたたくまと呼べる生活環境、都市空間をつくるべきだと考え発言してきましたが、実現には至っておりません。最低限公共施設については、生活環境に配慮した色調やデザインを採用すべきだと考えておりますが、（仮称）複合交通センターを初め市立病院精神科病棟、市民ホールなど色調デザインについての基本的な考え方をお知らせいただきたいと思っております。

大項目7点目、市民から期待を寄せられる市民ホールがようやく設計段階に入りました。補助金や起債を活用しての建設ですので、多目的とすることが条件であります。施設全体としての多目的の意味とホールとしての多目的の意味について改めてお知らせをいただきたいと思っております。

また、市民ホールの設計によっては文化センターのホール部分の改修による小ホールの方向性が変わってくると思っております。小ホールは、土別市の例を見ても使い勝手がよく、小さな市民活動の発

表の場として有効に活用されています。市民の草の根文化を育て、また市民ホールを使う文化団体を育てる意味からも小ホールの位置づけについて考え方をお知らせいただきたいと思います。

以上でこの場での質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ただいま東議員のほうから大項目7点にわたりましての御質問をいただきました。1番目から6番目まで私から、7番目を教育長からの答弁とさせていただきます。

平成22年に新名寄市の第2代目の市長として市政を担わせていただいて2年が経過をしようとしています。これまで市民の皆さんとの対話を積極的に行い、多種多様な考えの調和を図り、広く市民の意見を市政に反映させようと各団体が行う事業あるいは会合に出席をさせていただき、さらには市長室の開放事業なども行い、さまざまな御意見をいただいております。市民に支えられ、できるところから一步一步ではありますけれども、明るく元気なまちづくりを進めてきたところでございます。私の公約の一つであります民間会社名寄市的な発想での行政運営では、営業戦略推進事業、さらには総合窓口の配置によります来庁者への丁寧な案内などに取り組んでまいりました。また、2つ目の基幹産業の推進では有害鳥獣の駆除対策事業による農作物の食害の防止、油用のひまわり栽培の振興への支援、3つ目の名寄市立総合病院のさらなる充実では市立総合病院の精神科病棟の改築事業、4つ目の名寄市の財産を生かしたまちづくりでは名寄市立天文台の運営事業として各種天文台のイベントや公開講座事業などを行い、5つ目の自衛隊名寄駐屯地の堅持では基地対策に関する事業として要望活動や各関係団体への支援を行ってまいりました。6つ目の市民福祉の充実ではグループホーム、ケアホーム整備事業に対する支援、真狩川河道改修事業など多くの施策を行ってきたところであります。どの施策も多くの市民の皆さんの御理解と御協力により推進できたも

のと感謝をしております。後期計画への継続事業もございますけれども、私自身100%とは言えませんが、一定の成果を上げられたものと考えてございます。

平成24年度からは、総合計画の後期計画がスタートし、駅横、市民ホール、大学図書館など大きな事業に取り組んでおりますが、健全な財政運営のもと後期計画に基づく施策事業を着実に推進し、目指すべき将来像の実現に努めてまいります。さらには、名寄市が持っている財産を生かし、10年、20年先を見据え、夢を語る元気な名寄市をつくるために、力強い産業づくりと雇用の創造を推進をし、市民の皆様から愛される明るく住みよい活力あるまちづくりを目指してまいります。そのためには、地場産業である1次産業の地域性などを生かした農業、農村の持続的な発展や食、観光、物づくり等の連携による地域ブランドの育成により地場産業の振興や雇用の創造を推進するとともに、道立サンピラーパークやきたすばる天文台等の観光資源を生かした交流人口の拡大と若い人が集まる名寄市立大学や陸上自衛隊名寄駐屯地を通じ、地域力の創造と地域医療を守る市立病院は地方センター病院としての役割を担う等各界各層のあらゆる力を結集して未来に誇れる郷土を築いてまいります。

次に、大学、病院、市民の連携のまちづくりについてお答え申し上げます。名寄市立大学は、開学から6年が経過をしようとしており、3月14日の卒業式では第3期生を送り出すこととなります。現在保健福祉学部にて在学をする602名の学生のうち約30%の179名が道外からの入学者となっております。市内の高校出身者は全体の約6%、35名となっております。看護学科は、在学する214名の学生のうち18名が道外からの入学者で、約90%が道内の出身者が占めております。市内の高校出身者は、看護学科全体の約8%の17名となっております。また、卒業予定の第3期生を含めると累計で434名の学生を送り

出し、このうち38名が市内で就職をしています。特に看護学科では、看護師として就職した学生の累計117名のうち名寄市立総合病院には今春就職予定の4名を含めて13名が看護師として就職をし、医療機関への就業者数では最多となっております。

学生の確保につきましては、一般入試のほか上川北部地域を地域指定枠として入学定員を持っている推薦入学を実施するとともに、市内の高校に対して大学教員による高校訪問を実施をし、学生の受け入れ方針について理解をいただくとともに、入試の実施状況、動向などについて意見交換を行い、地域からの入学者の確保を図るよう努めております。また、名寄高校とは高大連携事業に関する協定を結び、毎年高校1年生を対象に生徒の進路選択の支援を目的とした大学授業体験を実施をしてきております。

また、名寄市立総合病院との連携については、これまでの看護学科や栄養学科の実習受け入れや医師や臨床検査技師による非常勤講師として現業、臨床の立場から学生に対する教育支援などの連携、協力関係を基盤として、さらに教育と研究における連携について検討を進めることが必要と考えております。あわせて在学生に対する就職支援を通じて、名寄市立総合病院の就職先としての優位性などについて積極的に情報を提供するとともに、受験生や入試合格者に対して名寄市立総合病院の看護師等学資金貸与制度についても周知をし、名寄市への定着を図ってまいります。

次に、大学と行政機関の交流についてお答えを申し上げます。大学と行政機関との相互人的交流につきましては、大学開学以来実施できるところから順次取り組むよう進めてまいりました。新名寄市総合計画後期計画の策定に当たりましては、策定審議会専門部会の特別委員として5名の教員に参画をしていただきました。北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョンの策定にも協力をいただいております。保健、医療、福祉関係では、名

寄市保健医療福祉推進協議会委員として高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画、地域福祉計画、障害福祉実施計画など各計画の策定委員や社会福祉協議会の地域福祉実践計画策定委員として多くの教員に参画をしていただきました。また、総合療育センターのアドバイザー、国民健康保険事業安定化推進本部委員、市立総合病院倫理委員会委員などに教員が就任をしていただいております。農業、観光、環境の関係では、農業・農村振興計画検討委員会委員、天塩川水系及び道北河川水質調査、観光振興計画策定市民懇話会委員、教育関係では特別支援連携協議会、特別支援教育専門家チーム委員、就学指導委員会委員の就任など大学教員の委員就任は多岐にわたり、名寄市の政策決定に深くかかわり、指導、助言等の協力をいただいております。

一方、行政機関からは社会福祉学科で開講する社会福祉行財政論や栄養学科で開講する臨床検査学や看護学科で開講する臨床治療学、病弱心理、生理、病理や児童学科で開講する乳児保育などは、市の健康福祉部の職員、市立総合病院の医師、臨床検査技師、地域支援室ソーシャルワーカーが非常勤講師として現業、臨床の立場から学生に対し教育支援を実施をしております。大学にとっては、地域は学生の教育と研究のフィールドでありまして、地域にとって大学は地域課題の解決に向けたパートナーでございます。今後も大学の特性と行政課題の解決に向け両者の連携をさらに充実させたいと考えております。

次に、名寄市の保有する財産の有効活用について申し上げます。市内にある市の管理する財産において、先ほど議員御指摘の主なものについて今後の取り扱いも含めてお答えを申し上げます。旧木原天文台につきましては、天文台の移設後、図書館の書庫等への活用を考えていたところでありまして、土台の部分が傷んでいることから、改修や維持管理に多額の費用がかかるものと判断をしております。将来的には取り壊しを考えてい

るところでございます。

南広場の利用につきましては、雪祭りを初め名寄市全体の行事ばかりでなく、町内会の行事や周辺地域の教育、福祉団体の利用、体育団体の利用、写生等の学校行事や市民の皆様の散策路に利用をされているところであり、自由広場として家族から団体まで幅広く認知をされているところとっております。将来的にも南広場を自由広場として位置づけることが望ましいと考えておりますけれども、今後は南広場は雨が降ると使えなくなるということ、また砂ぼこりが立つという問題点がございまして、併設をしております親林館の利活用も含めて利用方法を検討する時期になってきていると考えております。

東病院の未利用地につきましては、地域町内会より要望がありまして、一部パークゴルフ場として利用をされております。また、東病院職員住宅跡地は、NPO法人名寄心と手をつなぐ育成会が平成23年秋から運営をしております障害者グループホームに土地の無償提供をしているところでございます。今後ともこのような利活用に取り組んでいきたいと考えております。

西2条南6丁目の市有地でありますけれども、現在商店街駐車場として、またイベント広場として利用をされているところでもありますけれども、今後商店街振興組合など関係団体とともに、都市再生整備計画において町中のにぎわいづくりに利活用できるような空間の整備事業を協議をしております。

遊休地につきましては、庁内討議において検討し、財産管理委員会の意見等を受けながら、市外や道内外への情報を発信して、遊休地の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

気象条件を生かしたまちづくりというところでございます。冬の寒さを生かした企業誘致の取り組みについては、平成3年に名寄市に誘致をした住友ゴム工業株式会社につきましては現在まで二十有余年にわたり名寄市の冬期間の気候を、特徴

を生かしたスタッドレスタイヤテストコースとしての活動が顕著でありますけれども、議員御指摘のとおり地震が少ないことや台風被害がまれであるなどの気象条件を生かした誘致活動が重要であると認識をしております。また、誘致活動においては立地の面から民間企業同士の情報共有も極めて重要であると感じております。このことから、現在市が提供できる市有地は限定的であり、点在をしているところから、徳田工業団地あるいは食品加工流通団地などにおいて民間が所有する空き地、空き工場の情報も分析をして、権利者の意向調査などを行いながら、情報発信可能な物件のデータ化を行い、市の立地条件や気象データの特徴、市の企業誘致に係る助成制度などを網羅したパンフレットの作成や市ホームページへの掲載などを通して地元企業や商工業団体に対する情報提供を含めて東京都杉並区や東京なよろ会などふるさと会との交流の中から企業誘致につながる活動を推進をしております。

平成24年度の人事交流の内容について説明をいたします。まず、人事交流の目的について、東京都杉並区への職員派遣につきましては職員の能力向上、これはもちろんでありますけれども、両市区の相互理解と協力関係を深めることが大きな目的となっております。また、首都圏における各種イベントなどの参加、あるいは東京なよろ会との交流事業などさまざまな機会をとらえ、関係機関や団体と連携をして、農作物など特産品の販売や都会からの移住、定住、さらには名寄のPR戦略を担うなど現地職員としてさまざまな受け入れ態勢を整える役割も担ってまいります。さらには、名寄市として国等への要請活動や懸案事項に対する情報収集を行うことも職務として考えております。

一方、北海道からの職員派遣については、平成24年度から25年度までの2カ年間となっております。広域的な見地から地域振興の推進を行うとされております。具体的には、1つ目として道北観光連盟による道北の観光資源の発掘及び連携、2

つ目には天塩川流域活性化事業による広域での連携強化、3つ目としては名寄市観光振興計画に基づく観光PRと周辺市町村との連携強化等の職務を担う予定としております。

民間企業との人事交流に対する考え方についてですけれども、新名寄市人材育成基本方針の中でも職員研修の充実、多様化の一つとして民間企業などへの交流派遣事業も視野に入れて取り組むこととしていますが、多くの課題もあり、実現には至っておりません。実施に当たっては、行政と企業側との研修目的の効果、あるいは合理性などさまざまな内容について十分な整備が必要となります。今後には当たっては、待遇や財務、経営ノウハウなど民間企業の特徴を行政運営に反映させるメリットも十分検討しながら、その実施に向けての条件整備を図ってまいりたいと考えております。

現在職員の道外出張は、特に必要なものに限っております。具体的には、東京等で開催をする物産展、杉並区ほか友好都市等との交流、大学における文部科学省との協議などで、明確な基準を設けてはいませんけれども、予算査定においてある程度の制約をしているのが実態であります。このほかに職員研修といたしまして全国市町村研修財団が運営をする市町村アカデミー、全国市町村国際文化研究所において実施をしている研修に合わせて年間3名程度を参加をさせております。現在も職員自主研究活動推進要綱を定め、年間を通した職員の研究活動を促進していますが、合併前の旧名寄市が実施したような道外研修の推進は予算的制約もあって実施に至っていません。議員御指摘のように、市議会の各常任委員会の道外視察の際に担当職員が同行し、研修を深めるといったことは効率的な研修機会の拡大が図られると考えますが、そうした対応も含め、可能かどうか検討をしてみたいと思います。

次に、国や財団などの補助メニューの研究について申し上げます。市の各種事業の推進に当たっては、財源の効率的な運用を図るため、これまで

も特定財源の確保を念頭に国、道を初め各財団等の補助制度の調査研究を行い、ハード事業、ソフト事業問わず有効活用を進めてまいったところで、地域主権改革に伴う補助金の一括交付金化など大幅な制度の改正なども見込まれておりますけれども、今後とも迅速かつ確かな情報収集、調査研究に一層努め、各種補助制度の有効活用を図ってまいります。また、御指摘のとおり明るく元気なまちづくりには民間活力の一層の向上が不可欠でありまして、これまでも財団等のソフト事業などを中心に民間における活動促進や新たな事業展開などに活用いただいているところであります。

（仮称）市民ホールにつきましても文化、芸術活動の拠点機能を果たすためには、市民と行政が両輪となり活動を展開することが必要であることから、今後ともこれらに有効な補助メニュー等の調査研究、情報の共有に努め、市民との協働による文化、芸術活動の振興を図ってまいりたいと考えております。

職員の名刺に関してでございます。昨年11月1日から実施している職員提案制度におけるゼロ予算事業の名寄市アピール事業では、名刺や外部メールに掲載をする情報を標準仕様として示して、観光情報等のPRの促進に活用をしています。現在名刺を公費で賄っているのは市長、副市長など特別職に限られています。一般職員の名刺については、作成するかどうかも含めて個人の判断にゆだねられているもので、実際にどのくらいの枚数が必要となっているかについて把握はしておりませんが、対外的な折衝が多い職場、そうでない職場と所管する業務の違いによっても大きな差があるものというふうにも認識しております。業務の円滑な遂行のために名刺の必要性は認識してまいりまして、現在はこれら費用については個人負担となっておりますけれども、議員御指摘のとおり職務上差し支えがあるのかないか、あるいはそうした職場の利用実態を含めて今後名刺の効果的なあり方について検討してまいりたいというふう

に考えております。

続きまして、地方公務員の給与につきまして、当該地方公共団体がこれは決めるものとされ、その決定に当たっては国家公務員や他の地方公務員の給与、あるいは民間事業従事者の給与を考慮して決めなければならないというふうに定められております。近年人事評価制度の導入、職務、職階の厳格化により単なる年功による給与体系から能力、実績主義への移行が地方公務員にも導入をされつつありますが、市の幅広い業務を遂行する各部署の職員の能力や職務達成度をいかに的確に評価するかが大きな課題となっておりまして、慎重な対応を進めるべく人事評価制度の試行を重ねているところで。

また、職務上の会合に出席をする際の会費等の負担につきましても飲食を伴う場合、自己負担としております。こうした対応は、管理職、一般職とも出席機会の多少はありますが、同様の対応としており、職員理解を得ているものと考えております。

見える評価ということで、名寄市では平成21年度から管理職を対象に人事評価制度の試行を実施し、23年度で3回目となりました。人事評価制度の目的は、適正な評価と処遇への反映、公正かつ合理的な人事管理とあわせて人材育成を図るということにございます。地方分権の時代にあつて、地方自治体みずからの判断のもとに行政運営を行い、結果責任とあわせて一層の主体性が求められています。こうした状況のもと、人材育成のための人事評価制度の構築、仕組みづくりが必須な状況となっています。昨年の8月に総務省の人材育成等推進アドバイザー派遣事業により管理職を対象とした大学教授と総務省の課長補佐による講演会を開催をしましてまいりました。こうした研修機会を重ねる中で、速やかに人事評価制度を確立をし、これを一つのツールとして職員のモチベーションを高める手法も取り入れていくことが必要と考えております。このような人事評価制度によ

る職員の意欲の向上を図るほかに、個々の事例に着目した方法として、職員の表彰制度を設けております。具体的には、業務上の有益な発明、考案、または改良、業務上の被害を未然に防止をした者、変事に特別の功績があった場合などに表彰対象としているもので、毎年11月の永年勤続表彰にあわせて表彰対象者の上申を各所属長に求めています。しかし、こうした取り組みも十分に成果を出すまでには至っていないことから、現在取り組みを進めています職員の提案制度とあわせて組織的な仕組みづくりを進めて、職員の意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

職員の懲戒処分については、名寄市職員の懲戒処分並びに訓告及び嚴重注意の措置に関する要綱、これに基づき職員賞罰審査委員会を開催をして処分内容を決定をしております。委員会は、定例会開会前の4回のほかに必要に応じて随時開催することとしております。

交通事故に対する処分については、過失割合等を考慮しながら、市に損害を与えた場合に処分の対象としています。また、職員の不注意による自損事故についても金額や事故発生状況により処分の対象としています。交通事故による処分を受けた職員に対しては、平成22年度から新規採用職員と同様に運転技術講習会を受講させ、安全運転の励行を喚起をしております。

職員の故意によるものや隠ぺいなどによる事件についても交通事故と同様に職員賞罰審査委員会で処分の決定を行っています。処分の内容につきましては、嚴重注意や訓告、戒告、さらには減給、停職、免職など事件内容により嚴重な対応を図っております。こうした対応については、毎年人事行政の運営状況等についてにおいて処分の内容と対象人数等を公表をしております。また、職員の不正行為が明らかになった場合には、再発防止を目的として職員全員に対して文書等によって注意喚起を行っております。

国においては、平成16年に事業者内部からの

通報により国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が明らかになったことを受けて、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合に解雇等の不利益な取り扱いから保護をし、あわせて事業者の法令遵守を強化をするために平成18年4月に公益通報者保護法が施行されています。本市としては、名寄市職員倫理規程により職員のコンプライアンスを求めてきていますが、今後においては法の趣旨である職員の法令違反行為等に対する通告を行った場合に、通告者の保護はもとより不利益な処分を行えないことを定めた規定等の制定について検討してまいりたいと思います。

名寄市の職員構成は、平成26年3月、昭和28年生まれですけれども、には技術職を含めた幹部職員の大量退職が予定をされています。加えて財政的な理由で昭和57年度から昭和62年度までの一般職の職員採用を凍結したことに伴い、年齢構成に偏りが生じているのは事実でございますが、現在この職員の大量退職に備えて若手職員の管理職と係長との兼務登用を行うなど経験の蓄積を図る人材育成を進めてきております。当面は、組織のスリム化とあわせ庁内職員による管理職配置を進めることとしておりますけれども、民間からの管理職登用については今後の職場状況等を見きわめた上で検討していくものと考えています。今後において技術職の確保、また福祉関係の専門職の確保が難しいことから、社会人枠での職員採用も検討をしてまいります。

また、管理職の身分を降格しても速やかに適したポジションに配置すべきではないかという御指摘もいただきましたけれども、今後においても管理職として本人の能力を最大限発揮できる人事配置に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、名寄市立総合病院について、初めに平成24年度からの診療体制についてお答えをいたします。多くの市民の皆様や医療圏内の住民の皆様にも御心配、御不便をおかけしておりました消化器内科の休診につきまして、旭川医科大学

第3内科の特段の御配慮によりまして3人の固定医を配置をしていただくこととなりました。4月2日から診療再開を予定をしております、現在診療体制や診療時間などの詳細を調整をしておりますので、整い次第お知らせをしてまいりたいと考えております。その他の診療科では、皮膚科の固定医が1名体制になりますけれども、出張医による応援をいただくこととなっておりますので、休日等の救急対応を除き大きな影響はない見通しです。また、循環器内科、麻酔科では一定期間増員の連絡をいただいております、救急の分野などでは受け入れ強化が図られるものと期待しております。

なお、4月時点での医師数は、固定医50人、研修医8人、合計58人を予定をしております。

市立総合病院は、地方地域センター病院としての指定を受けており、1次から3次までの救急医療への対応、急性期医療を中心に担う責務を負っています。国においては、今後の医療のあり方として超急性期、急性期、慢性期といった機能分化を推進する方向を示しております。佐古院長は、ことしの年頭に当たりまして病院の経営について住民から信頼を得て利用していただくために、診療の充実と地域一体となったサービス提供にも力を注ぎたいと方向性を示されました。これらのことから、市立総合病院の基本姿勢としては引き続き医師、看護師を初めとした医療スタッフの充実に努力をすることを第一に、人口が減少しても救急、急性期医療に全面的に対応できる体制の維持など多方面から地域医療の充実に取り組む必要があると認識をしております。また、今後に向けては全国的にも医療圏内の病院、診療所、施設とのネットワーク化が推進をされており、当地域においてもサービス改善の大きなポイントとなってきます。この点で地域医療再生計画での診療情報ネットワーク事業により、その中心的役割を担うための準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、看護基準7対1の入院基本料についてですが、全国の主要病院から中規模病院まで多くの

病院が7対1を導入したことにより、当初の見込みをはるかに超える病床数に達し、今後は制度の見直しが検討されるものと思われます。一方で、平成24年度の診療報酬改定の中では、10対1の入院基本料でも一定の要件で加算が見込める区分が示されています。市立病院としては、昨年からの消化器内科の休診による患者数の減少を受けて、副次的に7対1入院基本料の取得が可能な状況となっていました。この導入の大きな効果としては、入院患者へのサービスの向上のほかに年間で1億8,000万円から2億円程度の収益の向上が図られ、消化器内科が再開できない場合は収益確保の最優先課題としてとらえてきました。現状としては、4月からの消化器内科の診療再開により、全体の入院患者数の動向を見きわめた上で判断しなければならないと考えております。7対1導入の要件であります重症患者比率は増加傾向で、基準をクリアをしておりますが、課題は患者数の調整と看護師の確保であります。どちらも難しい課題でありますけれども、収益向上の選択肢として慎重に判断をしていきたいと考えております。

大項目5、市内の経済と産業振興につきまして、まず（仮称）複合交通センターの利用促進についてお答えをいたします。施設の利用促進については、これまで3者協議の場において当該施設や株式会社西條の集客施設を利用した事業の展開について、駅前地区の活性化を進めることを確認してきたところでございます。現在名寄商工会議所やNPO法人なよろ観光まちづくり協会などの入居団体を皮切りに施設の利用促進や中心市街地ににぎわいづくりのための意見交換をしておりますけれども、今後も市民会館を利用している文化団体、各商店街振興組合、道北バスやJR北海道などの交通機関や利用者、さらに町内会関係者などと利用促進のための意見交換の場を順次開催をして、施設を利用した会議や各種イベント、展示など利用促進に向けた協議を行ってまいります。

次に、市民会館の機能についてでありますけれ

ども、現在市民会館の会議室を利用して活動している文化団体は詩吟やダンス、民謡など約30団体が定期的に活動しておりまして、平成22年度実績では年間で延べ700件、1万3,000人の利用があり、複合交通センターに移行後も多くの利用促進に期待をしているところです。会議室の機能については、おおむね同等規模の活用が可能と考えておりますけれども、中会議室、多目的会議室は可動式の間仕切りでありまして、十分な防音効果が得られないことも想定され、他の利用団体との活動内容に応じて受け付け時に利用調整をさせていただくことも想定をしております。

観光協会と市民活動の情報提供についてでございます。平成25年度完成予定の（仮称）複合交通センターでは、NPO法人名寄観光まちづくり協会が観光インフォメーション業務を担っていただくことになっております。この観光インフォメーションは、単に観光客に対する案内や情報提供を行うだけではなくて、レンタルサイクルの活用方法などさまざまなサービスの提供も含めた観光業務全般のものとして位置づけをしております。どのサービスの提供が本市を訪れるお客様にとって求められているものなのか、本年4月に設立をする予定でありますオール名寄体制での検討組織において、多面的な視点から平成24年度から実施をすべきサービス、また年次計画で導入すべきサービス等について検討をし、本市の玄関口に位置し、ランドマークとしての役割の一つである市内外からのお客様を受け入れる体制の整備について充実を図ってまいります。また、御質問のあった本市での各種イベントや文化活動等の情報発信の拠点としての情報インフォメーション機能も（仮称）複合交通センターに兼ね備えていくことは、にぎわいづくり等の効果も期待ができ、市民に対するサービスの向上策として検討すべき課題の一つと考えております。この全市的な各分野を網羅をした情報発信サービスは、本来的に行政が行うべきものでありますけれども、情報の受け手

側から求められているわかりやすい情報、あるいは提供してほしい情報などニーズを的確かつ敏感に取り入れることがこれからも必要であります。そのためには、NPO法人なよろ観光まちづくり協会を含めた民間活力を利用することがスピーディーな対応が可能となるなど含めて検討させていただきたいと考えております。

公共工事の発注についてお答えをいたします。名寄市の公共工事については、現場条件、状況にもよりますが、年間の工事量等も勘案しながら工事の発注時期について早期発注に努めているところでございます。しかしながら、名寄市の発注工事の大半が国等の補助金、交付金による事業が多いことから、事務手続上国からの交付決定等の許可が出てからの工事発注手続となるため、平成23年度におきましても国からの交付決定が5月下旬だったことから、工事発注が早くても6月となっております。

なお、舗装補修工事等の市単独事業、維持工事につきましては、概数発注を活用しながら早期発注に努めております。

名寄市が発注します各種工事につきまして、地元発注を主としながら、土木、建築では市内登録業者を2ランクに格付をし、予定価格の区分に基づき指名競争入札、または市内限定一般競争入札によって執行をしております。また、工事の難易度で施工体制を単独または共同企業体により施工させるなど、入札等審議委員会の審議を経て実施をしているところでございます。平成24年度は、特殊な技術を要するなど技術的難易度が高い大型事業が予定をされ、工種によっては市内業者のみで入札を行うことが難しいことが想定もされますことから、現在入札等審議委員会において発注方法や時期等の検討を行っておりまして、必要によっては市外業者との共同企業体を結成をすることも検討をしております。名寄市としても建設業の健全な発展を図るとともに、効果的な施工を確保するよう引き続き努めてまいりたいと考えており

ます。

大項目6、市内の経済と産業振興について、道路舗装率の向上についてお答えをいたします。名寄市の市道、とりわけ市街地内の道路舗装率につきましては、合併時におきましては名寄地区の市街地内道路舗装率が約63%、風連地区の市街地内道路舗装率が約82%、平均で66%であったことから、総合計画の中で市街地内の舗装率を10年間で10%アップをすることを目標としてスタートしてまいりました。しかしながら、前期計画の終了時点での平成23年度末におきましては舗装率については約2%アップの進捗状況となっております。目標達成されなかった主な理由としては、国の公共事業の見直しや市の財政状況による部分が大きいわけですが、このことによる進捗状況のおくれについては総合計画後期計画におきましても引き続き厳しい情勢が想定されますが、さらなる国や北海道への働きかけ、あるいは少しでも有利な地方債等を活用しながら、舗装率向上に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、老朽危険家屋の対策についてでありますけれども、名寄市では道の緊急雇用創出事業を活用しまして平成21年度から今年度までの3年間、老朽化をしているなどの危険家屋の取り壊しに対しまして補助事業を実施をしております。この事業に当たりましては、各町内会長から危険家屋の報告をいただき、担当職員が個別に調査をし、実施をしてきました。平成21年度、平成22年度各7件、平成23年度8件で合計22件実施をしております。しかし、所有者と連絡がとれなかったり、解体企業が負担できない等で実施できない危険家屋も残っております。議員御指摘のとおり、老朽家屋、空き家の解体には相当の費用が必要なことから、解体を見送っている方もいらっしゃいますが、倒壊等の事故、近隣に与える不安等がありますので、所有者の責任で早目に取り壊す、要は安全対策を講ずるよう所有者への指導を行っ

ているところであります。さらに、広報紙等での啓発をしてまいりたいと考えております。今後老朽危険家屋の増加が予想されることから、他市町村の状況や制度について調査研究を行ってまいりたいと考えております。あわせて、各関係機関、団体等の意見をお聞きをし、国に対して要望を提言していくよう努めていきたいと思っております。

建築予定の公共施設の色調、デザインについてお答えいたします。従来よりいかなる公共建築物を建設する場合においても、色調やデザインについては重要な建設要素の一つとしてとらえ、検討してきたところでございます。一定程度の基準を設けることは必要不可欠だと認識をしておりますが、建物の用途、建設場所、利用方法などによりさまざまに建設要件が変化をするものと考えていることから、一定の基準を設けることは難しいと判断をしているところでございます。今後においても今まで以上に周辺環境や景観形成に配慮した設計に努めてまいります。

なお、現在工事中の（仮称）複合交通センター、また今後予定している市立総合病院の精神科病棟、（仮称）市民ホール等の大型公共施設においても生活環境に配慮をした色調、デザインについて関係部署との協議を踏まえ、議会とも十分相談をさせていただきながら、末永く市民に親しまれるような施設づくりに努めてまいりたいと考えております。よろしく御理解をお願いいたします。

以上、私からのこの場の答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私のほうから大項目7、（仮称）市民ホール設計について御答弁を申し上げます。

まず、（仮称）市民ホールの座席に関するこれまでの動向につきましては、庁内の担当との打ち合わせ、協議の過程で教育委員会の認識、理解度の不足もあり、議会、懇話会、関係団体及び市民の皆様には不信を与える結果となり、一連の不手際

につきまして私からも深くおわびを申し上げます。今後は、関係者との連携を密にし、十分な説明を行い、基本設計を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

御質問にありました（仮称）市民ホールの施設全体の多目的の意味につきましては、隣接する既存の市民文化センターと連結し、一体的な施設として文化、創造、交流の拠点、地域コミュニティの形成の場として位置づけ、（仮称）市民ホールには舞台芸術の機能、既存施設には生涯学習の機能、そして施設全体には交流の機能を持たせた施設のことを指しております。また、新設する施設の大ホールの多目的の意味につきましては、市民懇話会からの要望にもありますが、舞台そでや奥行きが十分確保されたステージ、音楽や舞踊、演劇の鑑賞などさまざまな用途に対応できる音響、照明、映像設備などの多様な機能を備えたホールのことを指しております。また、小ホールにつきましては、現在検討中の大ホールの座席が固定席か可動席かによりまして、その仕様が変動するものと思われませんが、議員の御指摘のとおり草の根団体が育っていただく観点からもその利用しやすさからも必要な施設と考えます。その規模は、市民懇話会からの報告書にも200席前後の小ホールの設置が望まれており、市民会館の利用状況及び昨年7月に庁内各部署、文化協会、各団体を対象に調査しました開催可能行事調べからしても200人程度の利用が大半となっております。新ホールは、市民が長年待ち続けた待望の施設であります。限られた財政の中、将来的な維持管理にも配慮した施設づくりが求められております。今後は、施設の規模や機能につきまして平面、立面、計画などの具体的な資料により議会、利用団体や市民懇話会などの意見を伺いながら、文化、芸術の拠点として、また市民のコミュニティの醸成の場として、親しみがあり、市民が利用しやすい施設となるよう計画をまとめてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） それぞれ御答弁をいただきました。時間もありますので、再質問のほうをさせていただきたいというふうに思います。ちょっと順番が入れかわりますけれども、ホールのほうを先にやらせていただいて、あとは順番にいきいたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長からも冒頭発言がございましたけれども、設計の段階での市民への説明にちょっと行き違いがあったということがございます。多目的という意味を深く受けとめての職員の判断だったのかなというふうにも思いますけれども、やはり市民の意見を聞くという場合においては正しい情報を提供してからの意見聴取でなければ、その意味というのはかなり薄れてしまうというふうに考えております。そういった観点からしますと、極めて残念だったなというふうにも思いますし、市民からも落胆の声と白けムードが漂っているなというふうにも思っております。もう一方で言いますと、私たち議会も理事者の答弁をうのみにしていたなと。理事者の答弁、説明というのは間違いがないものだというふうに今までは正直言って思っておりました。しかし、それは違うということが今明らかになったわけで、議会としての調査機能、こういったものも我々も反省すべきだなというふうに思っております。私は、それぐらい今回のことは大きかったのかなというふうに思っております。市民あるいは議会との信頼関係にひびが入ったと申しましょうか、そういったことをこれから努力をしながら、修復に向けて互いが努力をしていかななくてはいけないのかなというふうに思っておりますけれども、しかしそんなことばかり言っておられません。これから建設をするものは、20億円という多額の財政を投資をしながら、市民がこれから30年、40年、ひょっとしたら50年使っていく施設を一生懸命考えていかななくてはならないということでもありますので、そこら辺

のところを市民の皆さんにも最終的にはよく頑張っているのではないのかと言っていたぐらいしっかりと対応を求められているのではないのかというふうに思っております。

そういった中で、ホールについての使い方、多目的の目的というのは理解をさせていただきました。そういうふうな観点で進めていただきたいと思います。小ホールについては、答弁もいただきましたけれども、やはり市民ホールを使う、いきなり使うというのはなかなか難しいかもしれません。そういった使う団体を育てるということも必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、小ホールの役割というのはやっぱり大きいのかなというふうに思っております。そこで、代表者会議の中での答弁でもございました。市民ホールの仕様によって小ホールの考え方も変わってくるのだというふうな答弁があったかというふうに思います。可能性として、例えばもし市民ホールの部分が固定席になったのであれば、ひょっとすると小ホールのほうを今までの使い方もしたい、今まで使っていたわけですから。あるいは、いすも並べたいというのであれば、こちらのほうに可動席を設置するというのも視野に入れてみてはいかかかと思ひます。もしそういうふうになるのであれば、試算上は大体5,000万円ぐらいお金が増えるということでありました。その分を小ホールのほうの可動席に向けるということも可能かなというふうに思ひますので、その可能性について考え方をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今御質問にありました仮に市民ホールを固定席にした場合、浮いた分で小ホールの可動席の設計することの可能性ということについてでございますが、単価の高い可動席から固定席にした場合の座席数の分の浮いた費用につきましては、その配分も含めて全体予算の中で検討がなされることではないかなと思ひます。今議員御提案の既存施設の多目的ホールは、

現在でも平土間で年間200件以上使用されているところがございます。小ホールとして改修する場合でも平土間の確保の面から、可動席の導入も選択肢の一つと考えております。ただ、この場合でございますけれども、現在の床では可動席の荷重に対する構造上の問題と座席を収納するスペースが必要となって、その分平土間の面積が若干小さくならざるを得ないという問題が考えられているところがございます。また、もう一つの選択肢としましては、小ホールとして改修しつつも平土間に移動席とする利用もあるかと思っておりますので、これらにつきましても今後の検討課題と考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 市民ホールに関しましては、請願も出ておりますので、この程度にさせていただきますというふうに思います。

それでは、順番に沿ってお伺いをしたいというふうに思います。特に1点目については、再質問は考えておりませんが、やはり市長のキャラクターである明るく元気なまちづくりというのは本当にこのとおりに進めていっていただきたいなというふうに思いますし、これは市民も議会も含めてみんなで進めていかなければいけないのかなというふうに思っております。また、民間的な行政運営ということのお答えもいただきました。これについては、後の私の4番目の質問にも関連してまいりますので、そういったところでお伺いをしていきたいというふうに思います。

財産を生かしたまちづくりについて御答弁をいただきました。まず、1点目の大学、病院、市民の連携というところで、市内の在校生の皆さんに情報提供していきたい、あるいは奨学金の充実を図っていきたいというふうな答弁をいただいたわけです。名寄高校との連携というのも一定程度進んでいるというふうな答弁をいただきました。私産業高校の先生とちょっとお話をすることがござ

います。例年何人か、実は大学に入学しております。残念ながら、ことしは入学をすることができませんでした、児童には1人入ったようなのですが、そのことしチャレンジして残念ながらだめだった生徒というのは、地元の病院に就職を目指してチャレンジをしたのだけれども、だめだったということであります。人柄はとていい子だったけれども、学力がちょっと及ばなかったという残念な結果になったわけであります。

そこで、やっぱり市民のそういった願いもあるわけございまして、小学校を対象としました放課後子ども教室というのが始まりました。これは、やっぱり子供たちにとってはとてもいいことかなというふうに思っております。そこで、例えば高校生を対象としながら、名寄大学を目指す生徒に対してこのように放課後子ども教室のような学力を支援をするというふうな取り組みを行政として考えてみてはいかがかなというふうに思うのですが、そういった考えについてどうか、ちょっとお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私のほうからただいま高校生を対象とした学力支援の考え方はどうかというお尋ねでございました。こちらにつきましては、やはり高等学校の教育の分野でございまして、直接大学が学力支援というふうにはなかなか難しいのかなという考え方をしております。だがしかし、昨今の大学では推薦入試の合格者に対して、いわゆる入学まで3カ月ないし4カ月程度の期間がございまして、いわゆる入学前教育ということで、推薦入試の合格者に対して大学入学後の勉強が、学習がスムーズに行くような取り組みも進めている大学がございまして。今後は、推薦入学者に対しましてそのような取り組みというのも大学として研究、検討を進めていかなければならないだろうというふうに考えております。実際に高校生への取り組みというか、学習への取り組みというのはなかなか、現在の時点では高等学

校にお任せをしているということになるかと思  
います。

一方で、看護師を確保していくという考え方  
は、上川北部の看護協会などは高校生対象に、い  
わゆる未来の看護師を獲得していくというこ  
とでいろいろ事業を進めております。こういった  
中で大学がそこにどの程度協力をできるかとい  
うことがございますので、今後はそのような研  
究も進めていっていただきたいと。これは、大  
学の教員の先生方へのお願いというふうにな  
りますが、取り組みということも考えられるだ  
ろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） だめだという答え  
だったのですけれども、少し考えてみてくだ  
さい。

それと、名寄の大学を卒業する学生という  
のは比較的優秀な学生で、学生たち一人一人  
見ていると学内でも部外者に対してきちっと  
あいさつしてくれるというふうな、これは学  
風なのでしょう。これは、現場に行ったら大  
変いい効果を生むのではないのかなというふ  
うに思っております。そういった素養のいい  
学生が就職が全員ができていないというの  
が少し残念な気がしております。多分就職活  
動の支援というのは大学でも行っているのか  
なというふうには思いますが、産業高校の場  
合は、ことしも去年も、多分おとしもそう  
だったと思います。100%就職、進学をさ  
せております。それは、相当厳しい面接指  
導などをやっております。名寄の産業高校  
というの道立ではありますけれども、名寄  
のまちの中にある一つの財産かなというふ  
うに思いますので、ひょっとしたら大学の中  
でも参考になることってあるかもしれません  
ので、そういった連携も今後考えていって  
もいいのではないかなというふうに思いま  
すので、その辺についてちょっと考えをお  
伺いしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大学の価値基準の  
非常に重要な部分で、出口の就職率という  
のは大きな問題になっていると認識をして  
います。新年度に新たに就職支援に関して  
の人的強化を図るための予算づけも今して  
いるところでございますが、問題はそうした  
ことも含めた中身であるというふうに思  
います。さまざまないろいろな角度から情  
報をいただくということが非常に有益だ  
と思っておりますので、今産業高校の例  
をいただきましたけれども、連携をさせ  
ていただいて、これからのそうした間  
口の就職の支援についてぜひ連携をして  
いきたいというふうに思いますので、よ  
ろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 前向きな答  
弁をいただきました。そのように進めて  
いっていただきたいと思っております。市  
内の高校も財産、大学も財産、このよう  
に思っておりますので、また高校生もや  
はり財産ですので、なるべく名寄の高校  
に入学できるように何とかみんなで支援  
をしてあげたいものだなというふうに思  
いますので、きょうの段階では余りいい  
答弁いただけませんでしたけれども、今  
後また研究をさせていただきたいと思  
いますので、よろしくお願ひしたいと思  
います。

では、次いかさせていただきますと思  
います。大学と行政との関係について  
ですけれども、答弁をいただいた中  
では委員会などはかなり積極的に活  
動していただいているという、私も  
そうだなというふうに認識をして  
おります。あるいは、現場での  
学生に対する支援、実習支援だ  
とか、そういうことが行われて  
いるということでもあります。  
この部分まではかなり進んで  
いるかなというふうに思いま  
す。私もう一步進めて、やっ  
ぱりこういった知的財産があ  
るわけですから、行政がここ  
をもう少し生かしたらどう  
かなというふうに考えてお  
ります。というのは、例え  
ばこれらの各分野において、  
名寄はやっぱり大学がある  
から、さすがに行政のやっ  
ていることが進んでいるな  
と言われる

ような体制づくりができないか。そういう意味においての情報交換というのはどうなのかな、あるのかな、ないのかなというのはちょっとわからないのですけれども、やっぱりそこら辺のところも模索していくべきかなというふうに思います。これがやっぱり大学を上手に生かすことにもなるのかなというふうにも思いますので、これらについて考えについてお知らせをいただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 御指摘のとおりでありまして、この知的財産というのは本当に名寄市の大きなかけがえのない財産であると思えます。その中で行政が大学に求めるもの、あるいは大学側からもできるものといった、そうした情報の連携というか、またそうしたことを密に相談をする協議の場というのもこれから必要になってくるのではないかなというふうに思ひまして、ぜひ検討させていただきたいと思ひます。24年度から始まる地域福祉計画に関しては、それぞれの分野、分野での縦割りと言ったらあれですけれども、持ち場での福祉の情報をしっかりと横ぐしを刺して連携をしていくということが主眼でありますけれども、もう一つはこの地域の財産である大学を十分に生かした地域福祉を考えていくということを大きなテーマとしてうたっている特徴になっています。そんなことも含めて、ぜひこれから行政として大学を有効に活用できるように、さらなる協議あるいは研究をしていきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。大学の側からどらどらと言ひながら行政に入ってくるということというのはないと思ひます。できないと思ひます。ですから、やっぱり何か行政の側から求めてあげなければ、大学というのはなかなか動きづらいのだろうなというふうにも思ひますので、そこら辺の連携、情報

交換をしっかりとしながら、求めてあげるという考え方もちょっと必要かなというふうに思ひますので、多分大学側ではそういうことを待っている部分もあるのかなというふうにも思ひますので、先ほど答弁にいただきましたような協議の場を設けていただいて、しっかりと対応していただきたいなというふうに思ひます。

次いかさせていただきますと思ひます。気象条件を生かしたまちづくりということで御答弁をいただきました。パンフレット等をつくっていただけるということで、よかつたなというふうに思ひしております。名寄の例えば企業誘致の場合には、さまざまな利用をするに当たっての必要条件というのがあるかなというふうに思ひまして、電源がどれぐらいとれるのであるとか、先ほどは土地の利用であるとか、そういうこともお答弁をいただきましたけれども、そういったさまざまなことはどうなのかなということはもうすべて網羅したようなもの、それは行政だけではなくて、やはり違う、そういった面のもも全部織り込んで、名寄ってこういうことができるのだなとぱつと見てわかるようなものをつくっていただく。そういったことが必要かなというふうに思ひますので、そこら辺もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。この辺はつくっていただけるということでしたので、その程度にさせていただきますと思ひます。

ちょっとごめんなさい。戻って、木原天文台。そうなのです。あそこかなり老朽化をしていて、解体が予定されているという形なのですけれども、ドームの形がなくなってしまうというのは残念だなというふうに思ひしております。危険となつてしまえば、これはしょうがないのかなというふうにも思ひますけれども、危険でない限りはやはりあそこの外から見ただけでもいいと思ひますので、これは名寄のきたすばるができた歴史の1ページであるという、何か看板を設置するであるとか、そういったことも今後取り組んでいただきたいなというふうに思ひますけれども、できれば取り壊

さないでいただきたいのですけれども、仮に取り壊すとすればそれまでの間どのような使い方を考えるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま名寄市の現在の市立天文台の前身となりました木原天文台の施設の扱いについての再質問をいただきました。御存じのように、木原天文台はもともと木原先生の個人の所有物を名寄市に寄贈いただいて、その後市立天文台として運営したものでございます。現在施設については、先ほどの答弁のとおり再利用を考えましたけれども、残念ながらかなり土台部分が傷んでいるということで、現状では取り壊す方向で考えてございます。また、現状の状態で町内会のほうにも一定程度要望等いただいておりますけれども、将来的には取り壊すということでの御理解をいただいております。また、旧所有者であります木原先生の御親族の方にも一応将来的には取り壊すという方向で内諾はいただいております。ただ、特異なドームを持った形のものが現存しておりますので、現在の天文台の前身になったという部分での啓発等につきましてはパンフレット等で周知をするとかというような方法を考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思いますと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 大変残念なことですけれども、そのような答弁をいただきました。名寄は、案外どちらかというとも歴史的建造物をもう少し大切にしてもいいのかなというふうに考えております。せっかくあるものもなかなか生かして切れていない部分もあるのではないのかなというふうに思っておりますので、ぜひそこら辺可能な限りよろしくお伺いしたいなというふうに思っております。

次いかせてもらいます。3点目の市役所のあり方についてお伺いをしたいと思います。職員の道外出張の考え方についても答弁をいただきました。

ここについては、そういったことも検討をさせていただけるということだったと思います。こういう調査研究であるとかというのは、私たち議員もそうなのですけれども、行ったからすぐリターンが返ってくるということではないと思うのです。やっぱりそういったことを勉強を重ねていって、名寄のまちづくりに対して何が本当に必要なのかということをしかりと調査研究をするということだと思っております。こういうのは、企業的な考えでいきますと先行投資だと思っております。先行投資をやっぱりしっかりしていかなければ、新しいアイデア、そういったものもなかなか生まれづらいのかなというふうに思っております。そういった考えの中で、我々も現場に行って初めてわかるということって結構あるのです。よくインターネットで調べればいいのではないのかと言われることあるのですけれども、実際に行ってみて、かなり期待していたけれども、そうではなかったところもある。あるいは、どうかなと思ったけれども、なかなか進んでいるなというところもある。やっぱりこれは、行って初めて取り組みの強さというものがわかるということもありますので、そういった観点から委員会の視察だけに限ったことではないのですけれども、ぜひ職員がこれ調査したいと思うようなことがあるのであれば、それは積極的にやらせてあげたらいいなというふうに考えておりますので、そこに対して再度考えをお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 職員のスリム化に伴って、また職員の皆さんの資質の向上というか、それが極めて重要であるし、これからの地域間の競争に大きな影響を与えるファクターであるというふうに私も認識しております。その中で研修、いろんな形があると思っておりますけれども、お話しのとおりさまざまな場所に行っているものを見聞きをしていくということのも、私は重要だというふうに思います。また、そういうことを積極的に提案を

してもらって認めていくという、そうした体制も重要だなというふうに思います。繰り返しになりますけれども、今のところ予算の制約ということを含めてそうしたところを制限をしているということでもありますけれども、ぜひ今の質問いただきましたので、どこまでの範囲でできるかということも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思います。

次、国や財団のメニューの研究ということなのですが、これは例えば加藤市長が進められています営業戦略室ということで、名寄を積極的に売り出していこうということでもあります。これは、やっぱり最終的には名寄の利益になるということだろうなというふうに思っております。外部の情報を仕入れてきて、それをまちづくりに生かしていくというのも、これもやっぱり利益になることだというふうに思っておりますので、こういった部分を例えば今の営業戦略の中で担っていただくであるとかという考え方についてはどのように思われますでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 3点目にありました外部の情報を仕入れてきて、例えば行政に生かす、あるいは民間に情報提供する、企業に情報提供する。そして、そういった補助メニューを紹介することによって、例えば文化事業が進行していく。企業の活性化にもつながる。そういったことを今どこの部署でやっておられるか、企画かどこかでやっておられるかもしれませんが、これも営業戦略の一つかなというふうに思いますので、営業戦略の仕事としてやってはいかかかと思いませんけれども、その考え方について。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今各省庁だとかでいろん

な事業メニューがあると思ひまして、それぞれの部署、部署でそうしたものにアンテナを張りながら情報収集しているというふうに思ひます。基本的にそのスタンスを変えるつもりはなくて、営業戦略にそれをまた1つ集約していくということは大変な膨大な作業量になるというふうに思ひますし、その即した情報というのは現場、現場で収集していくというのがやはり一番なのだろうというふうに思ひます。ただ、これをどういう情報があるのかというのはやっぱり集約をしていくという、うちの行政の中で集約をして共有化していくことは必要なかなと。その情報もほかの部署で、あるいはまた違ったカウンターのところでも、また市民のところでも使える情報があるのかもしれないということもあると思うので、アンテナをこれからしっかりと張っていくというのはさらにそれぞれの職員が意識をしてかからなければならぬということだと思ひますし、それを共有化をして、このことはまたこちらのところでも使えるのではないかという、そうした情報の共有ということもぜひこれからやっていきたいというふうに思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 理解をさせていただこうと思ひます。

次の4点目、職員給与のあり方について再質問させていただこうと思ひますけれども、ちょっと実は先ほど答弁をいただいた中身の最後のほうが聞き取れませんでした。そこら辺をどういうふうにおっしゃったのはわからないのですけれども、これはやっぱり基本的には一生懸命やっている職員が報われるという、これが前提となっております。そして、そういった観点からお伺いしておりますので、なかなかこれは給与体系を変えるというのは難しいことだろうなというふうには思ひますけれども、例えば最後のお伺いしました会費で、会費は自費だと。飲食費は全部自費だと。しかしながら、民間だったらどうなのかなと考えた

ときに、本当の会社の職務で行けといったときには本当にそれは自費でやらせているのかどうかということも含めて、民間的発想というのであればやっぱりそこからも含めて考えるべきでないのかなというふうに思います。だから、出すものは出すけれども、我慢するものは我慢するという考え方が基本的なのかなと。そしてまた、一生懸命やっている者が報われていくという給与体系、あるいはこういった実費負担の関係です。名刺もそうだと思います。最終的にそういうことが望まれていくのかなというふうに思いますけれども、ごめんなさい。ちょっと最後の答弁のほうも聞き漏らした部分もありますので、再度そこら辺の考え方についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 最後のほうは、会費の負担のあり方についてだったと思いますが、飲食を伴う場合は自己負担であると。基本的には、腹に入るものは自己負担でいくと。これは、管理職、一般職とも同様であります。出席の機会の多少はあると思いますけれども、同様の対応で職員の理解を得ているものというふうに考えております。なかなか難しいところだと思います。民間企業はそうなのかもしれませんけれども、また公務員の皆さんの立場というのはちょっとやっぱり民間の方と違う立場で、そこを業務どうなのかという切り離すというのはなかなか難しい部分もあるのかなと思います。お話しのとおり、しかしやる気のある、頑張る職員が報われる全体的な体系にしなければならないというのは本当にそのとおりだというふうに思います。また、そのために今さまざまな試行を行って、どのような評価の仕組みがいいのか、それをどう給与に反映させたらいいのか、まさに研究している段階であります。役所の仕事というのも評価がしやすい仕事と評価ができにくい仕事という、その部署、部署によっての違いもあるので、なかなかここは悩ましい部分がありますけれども、さまざまな観点から、能力による給

与の体系のそうしたインセンティブだとか、もう少し若手の登用だとかということも含めて、これは広い全般的な見地からやる気のある職員、また頑張る皆さんが報われる、そうした体系にしなければならぬ。そのことに向けて今研究、検討しているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 最終的に管理職になって割食ったみたいな話になったら、これは全くいけないわけで、管理職になってそれなりのものももらえて、やっぱりみんながそこを目指していくのだと。そういうふうな体制でなければ、やる気というのはなかなか起こってこないのかなというのが、美しい言葉、美しいことは本当に望みたいわけでありましてけれども、制度としてもそういう形がやっぱり必要かなというふうに思いますので、今後の検討を期待したいというふうに思います。

名刺についてお伺いしたいと思いますけれども、これも同じで、やはり必要なものは必要で、出してやったらいいなというふうに思います。調査するのだったら調査をしてもらって、その中で必要なものは出してやると。例えば今画像だけは提供して、あとは全部使うということなのですけども、例えば市役所の中のプリンターを使って、台紙は支給してやるとか、そうすると自己負担にならないで済みます。余り大きな投資にもならないかもしれません。そういったことも含めて少し検討いただきたいなというふうに思いますけれども、その考え方についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、お話しのとおり名刺というものはやっぱり広くこれから市民の皆さんと接していく、あるいは情報をとっていくとか、営業していくとか、そういったことによって名刺が自

己負担だということに対してそうした行動に制限が出てくるという場合がもしあるのであれば、これは私としてはゆゆしき問題だなというふうに思います。お話しアイデアも含めて、またそれぞれのさっきもお話ししましたけれども、職場によっても使う頻度の差はあるのかもしれませんが、その辺もちょっと調査をさせていただいて、ぜひ今の提案を前向きに検討させていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、職員の見える、プラス評価ということで再度お伺いをしたいと思いますけれども、この大項目の中の趣旨は全部同じでありまして、何回も申し上げますけれども、一生懸命やる職員が報われていくというふうなことの一つ一つお伺いをしているわけであります。職員の生涯賃金というのは3億円ぐらいだったのでしょうか。この人が一生懸命働いてくれるのか、より一生懸命働いてくれるのか、ここでやっぱり名寄市の財政といたしまししょうか、お金の有効な使い方というのは大きく違ってくるのだろうかというふうに思います。そういった観点から、やっぱりモチベーションを上げていって、そして一生懸命働いてもらう。こういった工夫が必要だろうなというふうに思っている中で、今も人勧の中の人事考課だとか、そういうこともそういう方向性は多分そういう方向になってきていると思いますので、そこら辺がしっかりと職員にも見える形で、人事までいこうとなるとなかなか難しい部分はあるのだろうかというふうに思います。年に1回そういった表彰をされているということの答弁をいただきましたけれども、そういったことをさらに進めていくというふうなお考えについて再度何かありましたら、答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 全般的な話の中でやる気のある皆さんがしっかりと報われる、あるいは全体的な職員の皆さんのモチベーションを上げていくというのは本当に大事なことでありますし、またまだまだこれからその手法も含めて検討しなければならないというふうに思います。いろんな角度から、やはりいろんなやり方があると思いますので、ここは議員の皆様にももしあれば御提案もいただきたいというふうに思いますし、ぜひ我々としてもこれから研究をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思います。

職員の処分についての考え方について御答弁をいただきました。民間でもそのような通告制度を設けて、通告をした者が不利益をこうむらない仕組みづくりになっているということでございます。つい最近も1部上場の企業で不正というのかどうか分かりませんが、大きな事件がありましたけれども、これも多分わかっていたことだろうなというふうに思います。こういったことをより早くに明らかにしていれば、こんな大きなことにはならなかったのだろうかというふうにも思います。職員の中でも同じだと思います。やはりそういったことは早く明らかにできるような仕組みづくりが必要なのかなというふうに思っております。仮にそういうことがあったとすれば、その下で働いている職員というのは悶々としながら、それぞれモチベーションも高まらないで、何だろうな、これはと思いつながら働かなくてはいけないという状況も考えられますので、こういったことを今後検討するというふうなお答えをいただきましたけれども、これはなるべく早目に実行していただきたいなというふうに思うわけですが、できればタイミング等に関しても考えがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今東議員のほうから公益通報者保護法に関しまして、これにつきましては国のほうで2004年に法律が制定されて、2006年から実際に運用されて動いております。先ほどお話ありましたオリンパスの問題も含めて公益通報の保護の関係につきまして、こういう分野についてはできるだけ早い時点で検討させていただきまして、制定のほうに向けて努力をしてみたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

この項の最後です。管理職の外部登用等に関してお答えをいただきました。基本的には、やはり職員の皆さんで管理職を担っていただけるのが一番かなというふうに思っております。しかしながら、年齢構成を見ますとやはりかなり大きなひずみがあるのも現実かなというふうに思っておりますので、例えば管理職というのは正規雇用でなくてもいいわけなのです。期間契約雇用でもいいということがあります。他市の例で、視察に行ったときに専門的な知識を持った方を3年間契約で雇用して管理職に充てると。その間手いっぱいその仕事をやらせてもらうというふうな取り組みをしているまちがありました。比較的うまくいっていたようであります。さすがにその方というのは、ヘッドハンティングを常にされる立場の方でありますので、一般的な職員の方の物の考え方は若干違うので、そこら辺のあつれきというのは見受けられたのですけれども、仕事の進め方だとか情報の持っていく方、持ってくる場合、そこら辺はなかなかやっぱりすごいものがあつたかなというふうに思います。いろんな形での管理職の登用というのがあると思いますけれども、こういった正規職員でなくても結構だと思っておりますので、そういった期間を限った契約管理職だとか、そういう方法もありますので、そういったことに対する考えについてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、大量退職に伴って、また昨今の行政の仕事自体の多様化と専門化ということで、こうした専門性の高い分野における管理職の登用、民間からの登用ということはぜひ職場状況を見きわめた上で考えていきたい。今お話をいただいた非正規での管理職というのも一つの選択肢なのかなというふうに思います。それも含めて検討してみたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思います。

次、病院についてお伺いをしたいと思います。看護基準7対1への考え方についてお知らせをいただきました。この考え方が示されたのは、消化器内科がなくなるということを前提として御答弁をいただいた部分があつたのかなというふうに思います。それが本当によかつたかなというふうに思うのですけれども、消化器内科が復活いたしました。そういった中で、これを無理に進めていこうとすると、患者さんに早期に退院をしていただくなどの対応も求められるやもしれません。日本中の入院日数というのは、外国より長目であるということはデータであるわけなのですけれども、実際には地域の住民というのは大体それになっているわけですから、そこを余り急激に変えるとハレーションも起きるのかなというふうにも思っておりますので、そこら辺のところは様子を見ながら対応していくというふうな答弁だつたかなというふうに思いますけれども、様子を見ながら余り無理をしなくてもいい状況になつたのかなというふうにも思いますけれども、再度その状況についてお知らせをいただければと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほども御答弁ちよつと繰り返しになりますけれども、24年度の診療報酬の改定の中で10対1の入院の基本料でも一定

の要件で加算が見込まれることが示されたということでありまして、お話しのとおりだというふうに思います。無理に7対1を進めるということがそうした患者さんへの対応も含めて、中核病院としての機能としてふさわしいのかどうかということもしっかりと検討しなければならないだろうというふうに思います。ぜひ収益の問題もありますので、難しい課題ではありますけれども、慎重にこの辺のことは判断をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしく願いしたいと思います。

次、（仮称）複合交通センターについてお伺いをしたいと思います。今市民会館で使われている皆さんというのは、そういった30団体、700件が使っているということでありまして。利用の用途もお示しをいただきました。こういった民謡ですとか、そういった中で比較的大きな音が出たりだとかという部分もあろうかなというふうに思います。隣の区切りが余らないということから、そこら辺の対応は難しいのではないかなというふうな御答弁もありましたけれども、離れた部屋に1カ所部屋もあるわけですよ。なるべくだったら、隣がやっているからきょうは活動ができませんというのであれば、今までやっていた市民団体はどこに行けばいいのかということにもなりかねませんので、そこら辺の対応、要するにちょっと休んでいただくみたいな話もありましたけれども、そこら辺の利用者への説明はもうちゃんとできているのかなのか、そこら辺についても再度お伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 利用を控えていただくということではなくて、調整をさせていただきたいという答弁をさせていただいたと思いますけれども、多目的ホールもだらっとした長いスパンの中で3つに区切れるということですから、例えば真

ん中を使わないで両端を使っていくだとか、あと離れているところもあるということで、そういう調整の中で十分そうしたことを調整が可能だというふうに考えているところでありますので、ぜひその辺御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） わかりました。今までやっていた活動が滞らないように、ぜひ対応をよろしく願いしたいなというふうに思います。

それと、2つ目の観光協会に対するインフォメーション、比較的前向きな答弁をいただきまして、よかったなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。市長の答弁にもありましたように、行政の仕事の部分もあろうかなというふうに思いますけれども、こういったところに一定程度の管理費を支出しながらやってもらうということも有効な手段なのかなというふうに思いますので、ぜひここら辺は進めていただきたいというふうに思います。

次、大項目でいきますと6番目、老朽危険家屋対策についてお伺いをしたいというふうに思います。緊急雇用の中で3年間で22戸解体をすることができたというのは一つの成果だったかなというふうに思っております。しかし、今回まちの中いろいろ調査をされたのかなというふうにも思いますけれども、まだ残っている家屋がたくさんあるのかなというふうにも思っておりますし、問題となるなかなか解体ができない、家主が見つからない、あるいは支出ができない、そういった家屋もあるということで、これがよそのまちの事例を見ても決定打というのではないのです。しかしながら、やっぱり何らかの手段を持ちながら情報をアピールをしていくという方法しかないのかなというふうに思います。そういった中で条例を制定しながら、条例に基づいて解体を求めていくであるとか、催促をするであるとかということも他市の例ではあるようですけれども、今後名寄市の中ではそういったことはどのようにお考えかお知らせ

いただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） この冬の大雪によりまして、各地こうした老朽家屋が倒壊をするという事故が多発しているということで、このことがクローズアップされているのは承知をしています。先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、今後ともこうした危険が増加をします。これは、一定程度行政も少し責任の一端はあるのだらうというふうに考えますので、他市町村の状況、制度についてぜひここは調査研究を今後行ってまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 大体時間がいい時間になってまいりまして、6項目めの3番目、公共施設のデザインや色彩について最後お伺ひして多分終わると思ひますけれども、まちの中を眺めてみますと民間の住宅ですとかの場合にこの色は一体どうなのだらうなと思ひてしまうような住宅もややもするとあるわけでありまして。私は、なるべくこういうのは控えていただきながら、落ちつきのある景観形成ができるようなことが望ましいなというふうに思ひております。やっぱり今までも行政の行う公共施設というのは随分配慮されてきて、おかしなものはないなというふうに思ひておりますけれども、例えばこれからできるホールも外も中もそういった考え方というのはあつていいかなというふうに思ひております。例えばホールの中であつても使う部材であるとか、色彩、色合ひであるとか、そういうものによつてかなり雰囲気も変わってくるかなというふうに思ひておりますので、できれば中も外も市民が使う際、外から見際においても随分配慮をしていただきたいなというふうに思ひますけれども、最後そこちょっとお伺ひして、終わりたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） それぞれの建物を規制で

色を統一したりだとかということは、個々人の皆さんの好みもあるでしょうし、またそうしたことは建物生まれてくる背景もあるでしょうから、なかなか厳しいものがあるのかなというふうに思ひますけれども、一定程度こうした公共施設も含めて建物の中で色彩やデザインというのは一つの大きなイメージというか、要素になるのは私もそのとおりだと思ひますので、ぜひ市民の皆さんから親しまれる、また愛着を持ていただける、いいなという施設になるように、そうしたデザインをしっかりと考えていきたいと思ひますし、また議会も含めて十分に今後相談をさせていただきたいと思ひておりますので、よろしく願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2012年度執行方針と予算編成について外5件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 議長より御指名がありましたので、市民連合・凜風会を代表して順次質問を申し上げたいと思ひます。

きのうは、私も2時46分、サイレンに合わせて黙祷をささげたところでありますけれども、これからも1年の節目に被災をされた皆さんに心を寄り添いながら、いろんな活動に支援をしてまいらなければならないという思いでいっぱいあります。

去る1月20日、札幌市内のマンションで姉と知的障害を持つ妹が孤独死をしたという報道に接し、その原因がわかるにつれ、なぜ、どうしてというふうに思つた道民が数多くおられたように聞いております。その後釧路市でも要介護者を抱え

る高齢者の夫婦が同じような社会的な犠牲になっております。14年連続3万人を超えるという、みずから死を選ぶ、命を絶つという今の社会のひずみ、矛盾と私たちが本来目指さなければならない憲法25条、生存権の理念との乖離を改めて直視をしなければならないと思います。札幌や釧路で起きたことが名寄ではないと信じたいし、せめてこの名寄市では地域ぐるみの連携で起こらないよう、すべての行政課題を通じて社会的に弱いと言われる子供たちや障害者、高齢者への施策を最優先しなければならないのではないかと思います。

以下、通告順に質問を申し上げますが、1つに2012年度執行方針と予算編成について。市長は、施政方針の基本的な考えとして3点を挙げ、昨年第4定で議決した総計後期計画の着実な実施により目標とする将来像実現に努めると表明をされました。そこで、1つには就任2年を迎えた加藤市政の自己評価と目標とする将来のイメージについてお伝えをいただきたいと思います。

2つ目には、前段にも述べましたが、憲法理念と現実の社会の現状認識についてお聞かせをいただきたいと思います。

3つ目には、予算編成と財政展望についてであります。国の地方財政計画は国、地方を含め公債費残高1,000兆円にも上ると言われ、さらには景気の悪化、大震災への対応等厳しい環境下でありましたが、昨年同様に地方の厳しい財政事情を加味し、一定の配慮がありました。名寄市も経常経費の現状や政策予算に限界がある中での予算編成であったと思いますが、加藤カラーをどのように演出をしたのか、さらには予算編成後の財政展望についてお聞かせをいただきたいと思います。

2つ目には、市民目線のまちづくりについて。名寄市自治基本条例と市政運営についてですが、施行1年になりました。執行方針にも本条例の趣旨を意識した引用があります。この1年間主権者たる市民はもとより、それに対応する市長を初め市役所、市の職員における条例への理解、

浸透度をどう評価をされているのか、そして実際の運用についてどうであったのかお答えをいただきたいと思います。

2つ目には、地域主権の確立と自治体の対応への課題について。あの震災直後に国会は、地域主権3法を可決をいたしました。2000年の地方分権一括法の施行以来、遅々として進まなかった国と地方の自主的な対等、協力関係や国による義務づけ、枠づけ等の緩和、見直し等具体的に少しずつでも動き出しました。既に保育所の設置基準や条例制定権や議会の議決権の拡大など自治事務を地域の自主性、自立性に基づいて実施する条件が整いつつあります。それに伴い、自治体の対応への責任、課題についてもついて回りますので、改めて考え方を伺いをいたします。

さらには、まちづくりの核でもある町内会や地域連絡協議会をどう熟成をさせ、地域自治組織へと展望していくのかもあわせてお答えをいただきたいと思います。

3、行財政改革について。新行財政改革推進計画の策定に当たって既に改革や推進に向けた基本的考えが提示をされ、3月末には完成品となるようではありますが、自治基本条例を意識しながら計画を実行、推進するために欠かせない要素、自治体職員としての能力の発揮、働きがいのある職場環境づくりなどどう具体化し、市民への対応や質の高いサービスを提供していこうとするのかお答えをいただきたいと思います。

行革に関連し、あわせて北体育館の利用廃止問題が取りざたされておりますけれども、この間の経過と協働を意識したまちづくりのあり方、向き合う姿勢について伺いをいたします。

2つ目には、人材育成と職員研修について。市民ニーズに的確に対応できる職員の育成、スキルアップ、意識改革、資質向上等ありますが、市長が職員に求める分権時代を生き抜く職員像をお聞かせをいただきたいと思います。

4、保健、福祉、医療行政について。少子化と

子育て支援についてであります。ことしは次世代育成支援行動計画5年の中間年になります。担当でもそれぞれ努力をされていますが、さらに名寄市の若者が安心して子供を産み育てることが出来る地域社会を実感できるための現状と課題、さらに子供権利条例の制定についての考え方を求めたいと思います。

安心の福祉施策について。地域福祉計画推進の基本目標のメインタイトルは、安心して健やかに暮らせるまちづくりありますが、5年後のイメージについてお伝えをいただきたいと思います。

障がい福祉実施計画は、既に廃止が確認されている現行の障害者自立支援法に規定されて策定されているようではありますが、障害児、いわゆる児童生徒に関連する教育的視点との関連性が抜け落ちているという指摘もあります。考え方をお知らせをいただきたいと思います。

児童福祉法等の改正予定があるというふう聞いておりますが、それに伴う行政サービスの影響、変更について想定をされると思いますが、考え方をお知らせください。

安心の地域医療の確立について。市立病院改革プランの主要な課題でもあった消化器内科等の医師確保、精神科病棟の改築、駐車場問題、看護師確保にかかわる院内保育所設置問題等、既に具体化をし、あるいは計画に織り込んでいただいていることにまずこの間の御努力に敬意を表したいと思います。しかし、今後も病院経営も含め市民に信頼され、安心な地域医療機関とするため、見直しをした市立病院改革プランの経過を踏まえ、来年度以降の新改革プランというのでしょうか、その課題を聞きたいと思います。

さらに、地域医療全体の中で市立病院の果たす機能、役割をより生かしていくために、まさに広域的視点も含めた病病、病診連携、それを利用する市民の理解、協力もいただかなければなりません。設置者としての果たす役割、責任をお聞きをしたいと思いますし、市民に対するメッセージも

あるとすればお聞かせをいただきたいと思います。

5番目、経済、建設行政について。戦後農政は、猫の目のように変わると言われ、農家の皆さんは毎年の営農計画に苦慮されてきたのではないかと思います。さらに、自然条件や市場価格や国際競争にさらされ、頑張ってきたわけではありますが、それでもこれからも北海道、名寄市の基幹産業は農業であり、農業を中心に環境、景観、安全な食料の提供、加工、地域経済、観光等へとその可能性を広げていかなければならないと思います。しかし、ここにきて大きな障害となるTPP参加問題がございます。TPP参加反対と今後の取り組みについて、既に非常に重要な相手と言われているアメリカとの交渉、参加協議に2月7日から入ったというふうに言われていますが、どういう情報が伝えられているのかお知らせをいただきたい。さらには、今後の絶対反対に向けた市民的な取り組みについてもあわせてお伺いをしたいと思います。

国の農業政策の評価と名寄市農業振興への反映であります。佐々木隆博代議士が政務官時代から大きな課題として持っておりました持続的な農業を営むために、農政の柱である戸別所得補償制度が導入され、3年目を迎えました。名寄市の評価と農村、農業振興施策への反映についてお聞きをしたいと思います。

中心市街地活性化と商工業団体等の取り組み推進について。中心市街地活性化及び都市再生整備計画等の進行状況と今後の推進に向けた行政並びに商工業団体等の役割、課題をお聞かせをいただきたいと思ひますし、それにあわせて使い勝手のよい中小企業振興条例等の見直し経過についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

普通建設事業等のあり方について。インフラ整備、建設投資や維持管理についてであります。市民ニーズといわゆる財源、補助金、交付金などとの関係で、ニーズと財源とのミスマッチがどうしても生じているのではないかというふう

考えておりますので、現状の課題についてお知らせをいただきたいと思っております。あわせて水道、下水道事業中期経営計画が既に示されておりますけれども、総計後期計画との整合性についてお尋ねを申し上げます。

労働者の現状と労働行政のあり方について。小泉政権以降の規制緩和、市場原理主義により、働く者の労働条件は賃金を初め低下傾向に歯どめがかからず、雇用、生活、将来不安が増すばかりだと思っております。景気低迷にも大きな影響を与えておりますが、大変厳しい現状にあります。名寄市においての現状認識と労働行政のあり方についてお答えをいただきたいと思っております。

今後の災害発生対応について。新年度方針にも防災対策の充実が示されていますが、関係機関や地域町内の理解と協力のもとに推進をしていただくとともに、何事にも社会的弱者への配慮を強く求めておきたいと思っております。そこで、災害に備えての減災に向けた施設整備の限界は理解をしつつ、今後名寄市においての課題や計画についてお伺いをいたします。地震列島日本にありながら、名寄の地理的条件や自然環境から日本一安全地帯としての名寄に改めて災害支援組織のようなもの、国道への働きかけが必要ではないかと思っておりますので、考え方をお知らせをいただきたいと思っております。

教育行政について。学校教育執行方針について、信頼される学校づくりなど5点の目標を掲げておりますが、それぞれ方針に基づき執行し、成果を上げるための学校現場における特に主要な課題をお知らせをいただきたいと思っております。

校務支援システムについて。道教委が進める学校校務支援システムについての検討経過、課題をお聞かせをいただきたいと思っております。

（仮称）市民ホール建設について。申告をしておりましたけれども、先般の議員協議会あるいはこれから開かれる懇話会等の関係もございますから、別な機会に先送りさせていただくことをお許しをいただきたいと思っております。割愛をさせていた

できます。

最後になります。名寄大学の今後の課題と展望について。ことしの志願状況は既に発表されておりますが、今後の経済、社会状況を踏まえ、志願、いわゆる入り口、就職、出口の見通しと大学としての後期計画に係る課題等についてお知らせをいただきたいと思っております。

看護学科卒業生の一層の名寄の定着を願うために、さらなる新たな推進策について考え方をお伺いして、この場における質問を終わりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ただいま熊谷議員から大項目で6点にわたって御質問いただきました。大項目の1から5と大項目6のうちの小項目の4については私から、以外は教育長からの答弁とさせていただきます。

市長に就任してはや2カ年が経過をしています。この間さまざまな機会、場面において、あるいは市長室開放事業など新たな手法を試みながら市民の皆様の声に耳を傾け、調和を図りながら、市民主体のまちづくりを進めるとともに、本市が誇る多くの財産を活用して情報発信による名寄の売り込み等を通じて元気なまちづくりに取り組み、総合計画の着実な推進、公約の実現に向けて邁進をしまいったところ です。御質問ありました自己評価についてですけれども、この間の取り組みに確かな手ごたえ、改めてまた本市の可能性を実感する一方で、今後に残す課題もあると考えております。総合計画後期計画の中でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、目標とする将来像につきましては、市民の英知を結集した総合計画の将来像「自然の恵みが人と地域を育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄」、まさにこれでありまして、総合計画後期計画はもとより私の6つの公約の着実な推進がこの将来像の実現に大きく貢献をするものと考えています。平成24年度の市政の推進に当た

りましては、さきに執行方針で申し上げましたが、市民と行政との協働、行財政改革の推進、財産を生かしたまちづくり、この3つの基本的な考え方を持って推進をしてみたいと考えています。市民参加と協働による市民主体のまちづくり、行財政改革による行政サービスの向上と効率化、名寄の風土ではぐくまれる農作物や地域特性を生かした特色ある施設、広域医療を担う市立総合病院、保健、医療、福祉の人材をはぐくむ市立大学など多くの財産の活用と情報発信を行うとともに、官民一体となってこれらの地域支援に磨きをかけて将来像の実現に取り組んでまいります。

憲法理念と現実社会の現状についてお答え申し上げます。市政執行の基本は、市民の皆さんの英知を結集して策定した総合計画後期計画の着実な実行、そしてこの総合計画はまちづくりの基本ルールである名寄市自治基本条例にその根拠を置くことから、現行の条例下においてはこの仕組みが踏襲されるべきものと考えています。また、その事務処理に当たっては、地方自治法第2条の規定にありますように住民福祉の増進に努めること、加えて最少の経費で最大の効果を上げるように全力で取り組んでいるところです。

現実社会の現状認識でありますけれども、雇用環境につきましては、市政執行方針あるいは行政報告でも触れさせていただいておりますけれども、全国、地方を問わず依然厳しい状況にあると認識をしています。また、自殺者についても平成10年以降3万人を超え、その多くを職のない方が占める状況が続いているほか、生活弱者の孤立死など痛ましい事故の発生に対しては悲しみを禁じ得ないところであります。これらの対応につきましては、社会経済情勢や企業などの使用者あるいは国の政策やセーフティーネットなどによるところが大きくて、一自治体としては限りがあるところではありますけれども、以下2点について申し上げたいと思います。

まず、雇用対策についてですけれども、これは

市の重要な行政課題の一つとして関係機関、団体との連携はもちろん、国の緊急雇用創出推進事業の活用、普通建設事業費の確保、さらには新年度からスタートする観光振興計画の実施による産業の振興などを通じて地域における雇用機会の拡大、雇用条件の改善に努めてみたいと考えています。

次に、生活困窮者に対しましては、国の制度として生活保護などのセーフティーネットがございますが、本市においては相談員を配置をして対応するなど適切な事務執行に努めているところであります。これらの取り組みを初め今後とも憲法の理念、精神に基づき、適正な市政の執行に努めてまいります。

平成24年度予算案についての質問がありました。この主な事業ですけれども、市政執行方針の中でも述べさせていただきましたが、ハード事業では食肉センターの施設整備事業、（仮称）複合交通センターの整備事業、北斗、新北斗団地の建て替え事業、（仮称）市民ホール整備事業など、またソフト事業ではエゾシカ等の農作物被害などを防止する有害鳥獣駆除対策事業、小中学校の放課後の学習を支援する放課後子ども教室の事業、多世代間交流と子育て支援を実施をする地域活動事業などを盛り込んでおります。また、名寄市の知名度の向上や交流人口の拡大を目指すことを政策課題とした事業といたしましては、ふるさと大使の活動、PR戦略事業を展開をする営業戦略事業や名寄市のイメージであるひまわりを活用し、観光振興を図るひまわり観光推進事業などを計画をしています。平成24年度の予算案と先ほどお示しをいたしました中期財政計画とを比較しますと、中期財政計画策定時では平成24年度の地方財政対策が示されておりましたので、主に歳入部分で乖離が発生をしています。普通建設事業費におきましてもその後の議論の推移、状況の変化によりまして変更が生じてきております。また、子ども手当などの制度改正も計画策定時では

不明でしたので、扶助費で増加をしています。24年予算編成においては、新名寄市総合計画後期計画で想定をされます事業の具現化を最優先として編成したところであります。また、財源調整的に財政調整基金を3億4,543万4,000円取り崩したほかに、老朽化している施設、設備の改修を見据えて、公共施設整備基金を1億2,583万円取り崩しをしております。また、一方では、普通建設事業の事業量を確保できたこと、また今後の起債償還や総合計画後期計画期間中で想定される大型事業に備えて減債基金などへの積み立てをすることができましたので、将来の財政健全化を視野に入れた予算編成ができたものと考えています。今後は、合併算定がえがなくなる、このことを要因に名寄市の財政状況もより厳しくなっていくことが予想されますので、スピード感を持って行財政改革を推進をし、実行し、適切な公債管理や資産の有効な運用、各種基金の活用も視野に入れながら、健全な財政運営を進めていくことが必要と考えております。

次に、名寄市自治基本条例と市政運営について申し上げます。名寄市自治基本条例は、市民主体のまちづくりの基本ルールとして平成22年4月に施行され、間もなく2年が経過することになります。本条例の施行に伴い、庁議等における決定事項、部次長会議を初めとする各種会議録のほか、行財政に係るさまざまな情報について市ホームページや広報紙等による公開を通じ、市民との情報共有を推し進め、また市民委員会等の設置や委員公募、懇談会や説明会の開催などを通じ市民の参加機会の確保に努めているほか、自治の重要な担い手である町内会等のコミュニティーへの支援を継続をし、活動の助長を図ってまいりました。御質問のありました本条例の浸透につきましても、制度の周知は進んでいるとは考えておりますけれども、市民の参加状況、あるいは情報提供等のスキルの均一化などの点から申し上げますと、制度が浸透し、本条例が目指す市民主体のまちづくり

へと制度が醸成するまでになお一層の時間とまちづくりにかかわるすべての者の認識向上と努力が必要であると考えており、今後とも行政としての役割及び責務を果たすため、しっかりと取り組んでまいります。

また、平成23年4月には本条例の市民参加制度が具体化する名寄市パブリック・コメント手続条例が施行され、現在までに13の政策等を対象とし、市民からの意見の募集を行っております。このうち12の政策等についての意見の募集を終了しており、4つの政策等に対して7名から貴重な御意見をいただいたところであります。先ほどの自治基本条例でも申し上げましたけれども、制度の浸透並びに醸成にはなお一層の時間と努力が必要と考えているところであります。今後とも市民への意識啓発、また募集方法の工夫、わかりやすい資料の作成、職員のスキルアップに努め、市民との協働、市民主体のまちづくりに取り組んでまいります。

次に、地域主権の確立と自治体の対応への課題についてでございます。住民に身近な行政は、地方公共団体が広く担い、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる改革として、国が進める地域主権改革については平成23年4月に地域主権改革関連3法が成立、8月には第2次一括法が成立をし、地方自治体においても具体的な対応が求められることとなりました。関連3法における国と地方の協議の場は、地方が長年にわたり要請をしてきたものでありまして、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方が協議を行うというシステムの構築は地域主権に向けての着実かつ大きな一歩と高く評価をしています。実効ある運用に期待をするものであります。また、国による義務づけ、枠づけの見直しを進める第1次一括法、第2次一括法については、本定例会においても必要な関連条例についての改正等の提案を行わせていただいておりますが、今後も地域主

権の確立に向け迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えています。しかし、移譲された事務を円滑に推進をしていくためには、地方自治体の努力はもちろんでありますが、財源の確保、人材の育成等の仕組み、あるいは時間的余裕など国に検討を願うべき課題も少なくないと考えているところです。また、権限移譲と並んで大きな課題と考えていますのが地域主権に対応した地方財政の充実、強化でありまして、地域主権改革ではひもつき補助金等の一括交付金化が進められており、平成23年度からは都道府県で、平成24年度からは政令指定都市で先行して実施をされておりますけれども、地方自治体の自由裁量の拡大への寄与という趣旨が尊重された制度であること、補助金等の総額が削減されずに確保されることなどへの課題があり、真の地域主権改革に向けてはこれから地方自治体の枠を超えた課題も多いことから、全国市長会などを通じて引き続き国に要請をしております。

次に、地域内分権としての地域自治区について申し上げます。地域自治区制度の目的は、地域社会の住民自治力を高め、行政とのパートナーシップのもとで最も効果的、効率的に地域課題の解消を図り、自信と誇りの持てる地域をつくることと考えています。現在地域自治を支える組織としては、町内会や地域連絡会初めボランティア組織、NPOなどがあり、それぞれが主体的な取り組みを通じて地域自治の維持、発展に貢献をいただいております。特に地域連絡協議会では、スノーラントンの集いや防災マップの作成、世代間交流など今後に見込まれる地域課題への対応も含め、新たな活動に取り組んでいただいているところでありまして、これら地域コミュニティ活動の助長を図りながら、住民自治意識の醸成を促すとともに、平成24年度には町内会アンケート調査等を実施をして、地域の現状や課題の把握を行いまして、地域自治区の創設を展望しながら、住民と行政が協働して地域を支えていく仕組みづくりに努

めてまいります。

次に、行財政改革について、まず新たな行財政改革推進計画策定に対する考え方としましては、これまでの計画を見直しをして、基本計画と実施計画の2つに分けて整理を行い、名称につきましては新名寄市行政改革推進計画後期基本計画及び新名寄市行財政改革推進計画後期実施計画とするものであります。基本計画については、行財政改革の基本的な考え方と簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民と協働の行政運営の3つの基本方針及び主な推進項目の具体的方策等について取りまとめをしております。また、実施計画については、これまでの72項目の推進項目の見直しを行い68項目とし、PDCAサイクルによるローリングを毎年行う中で随時削除、追加ができるようにするものです。また、これまでの計画では、行財政改革に伴う数値目標の設定、また年度別効果額も掲載をしておりましたが、今後においては実施計画に基づく実績報告の中で明らかにしてまいります。計画期間の考え方については、行財政改革は総合計画及び中期財政計画と一体的に進める必要があることから、平成19年2月に策定をした新名寄市行財政改革推進計画、これが平成18年度から平成23年度までの6年間、これを前期計画と位置づけをし、これから策定する後期基本計画及び後期実施計画につきましては総合計画後期計画に期間を合わせて24年度から28年度までの5年間とするものでございます。

行財政改革の理念として、平成22年4月に施行された自治基本条例の基本理念及び基本原則に基づく市民と行政による協働のまちづくりを進めるために、市民と行政が情報共有を図り、連携、協力をして自主性と自立性の高い施策を決定をし、持続的に発展していける強固な行財政基盤を持った自治体へ変革をすることを目指しています。簡素で効率的な行政運営の中で、最少の経費で最大の効果を上げる、これを基本原則に、組織及び運営の合理化や施設の統廃合を行い、補完性の原理

に基づく市民と行政の役割を明確にし、公共性に配慮しながら民間活力を導入し、市民サービスの向上や経費の節減等を図ることや今後の行政運営に当たって市民の視点で職員一人一人がサービス精神やコスト意識を持ち、組織としての目標に向かって取り組む必要があります。限られた財源を有効に活用するために、職員提案制度等の仕組みを活性化するとともに、多様化する市民ニーズに対し行政の果たすべき役割は何かを検証し、事務事業の範囲を見直すなど時代に即応した効果的、効率的な行政運営を進め、質の高い市民サービスができるよう体制強化を図ります。

北体育館の今後の取り扱いについてでありますけれども、老朽化が著しい状況から、基本は廃止、解体施設としておりますが、利用団体等の代替施設が確保されるまでの間は存続させることとしております。今後につきましては、当面代替施設の確保が難しい弓道場として存続をさせ、管理運営につきましても弓道場として活用する趣旨から弓道会による自主管理について協議を進めることとしております。現状では、弓道会が使用しない場合に他の団体の利用も可能となっておりますが、床などの傷が著しい状況から、弓道以外の利用については制限せざるを得なく、できるだけ速やかに利用団体等との協議を済ませ、利用における統一性を図ってまいりたいと考えています。

なお、これまでに利用団体等との協議はおおむね進み、一定の理解をいただいておりますが、いまだ代替施設の確保に問題がある団体等についてはその条件整備も含めて早急な対応を図ってまいりたいと考えています。

人材育成、職員研究について。職員の組織のスリム化が進み、職員の人材育成は急務となっております。職員の人材育成については、平成22年4月に新名寄市人材育成基本計画を制定をし、職員の意欲を引き出し、高めて資質、能力の向上を図ることを目的として、求められる職員像や向上すべき資質、能力、人材育成の基本方針を定めてい

ます。求められる職員像としては、職員は市民主体の奉仕者であることを自覚をし、市民福祉の向上と広域の利益のためにみずからの資質を高め、能力を最大限に発揮し、時代の変化に柔軟に対応していくこと、また市民に信頼され、自立的に行動する職員、職員としての使命感を持ち職務を遂行する職員、環境変化に適応し、柔軟かつ的確に対応する職員、経営感覚を持ち専門的知識を備えた職員の4つを柱に人材育成に取り組んでおります。人材育成を進める上で職員研修の充実が必要不可欠の要素となりますが、これまでも職員一人一人が公務員としての使命感とモラルを持ち、平素から自己研さん、意識改革に努め、幅広い視野と慣行にとらわれない発想で仕事に取り組む意欲の育成に努めるため、職員が自発的に取り組む自己啓発、仕事を通じて行う職場内研修及び専門的知識等を習得する職場外研修を実施をしています。さらには、派遣研修として東京都杉並区への職員派遣や北海道からの職員派遣の受け入れなど、他の自治体における行政運営の習得の機会をつくるなど広いステージを持った職員研修を取り進めていきたいと考えております。

大項目4点目、保健、福祉、医療行政について、小項目1の少子化と子育て支援についてでございます。次世代育成支援後期行動計画、平成15年7月に制定をされました次世代育成支援対策推進法により策定を義務づけられた市町村行動計画として平成17年3月に前期計画が策定をされ、5年間の実績の検証をもとに平成22年度から平成26年度までの5年間の期間とする後期計画を平成22年3月に策定をいたしました。本計画は、子供の健やかな成長を社会全体で願い、子育てを子供のいる家庭だけではなくて地域で見守り、支え合う体制の実現のための行政や事業所、市民がそれぞれ担う役割を目標として示しました。平成23年4月には、進捗状況調査を実施をし、検証を行ったものです。基本施策に基づき、細項目は163項目あり、平成22年度は132項目を実

施をし、81.0%の達成となり、一部実施は7項目、4.3%、未実施は24項目、14.7%の状況にあります。

基本目標ごとに見ますと、基本目標1、みんなで子供を育てる名寄では、目標値を設定した項目については父親が参加しやすい体制づくりや案内方法などにより、お父さん、お母さん教室への受講率を初め各項目で少しずつではありますが、向上傾向にあり、今後も子育て家庭、特に母親が孤立しないよう育児不安を軽減するための取り組みを進めていく必要があると考えております。

基本目標2の子育てと就労が両立できる名寄では、多様化する保育ニーズにこたえられるようゼロ歳児からの保育、午後7時までの延長保育、一時預かり保育、病後児保育、子育て支援センターなどの事業を実施をしております。未就学児の保育については、待機児童が生じることなく保育が実施をされており、就学時の学童保育では児童の15%が学童保育を利用しております。近年非正規雇用の割合がふえている中、女性が働き続けられる制度を企業に働きかけ、短時間保育等ニーズに対応できる体制を引き続き検討し、両面から取り組みを進めていく必要があると考えております。

基本目標3の子育てが支えられる名寄では、保健センターでの妊産婦健康相談、こんにちは赤ちゃん訪問、またお父さん、お母さん教室などを開催をして子育て支援センターでの子育て相談などにより、育児不安を解消するため体制を整えてまいりました。子育てに当たり、経済的な負担は大きな悩み、不安に挙げられますが、乳幼児医療制度、幼稚園就園奨励費助成制度、保育所における保育料の第3子目以降の無料化などによりまして、一人でも多くの子供を産み育てるための経済的支援が少しずつですが、前進してきていると考えています。

基本目標4の生きる力がはぐくまれる名寄では、多様な体験活動の促進において体験回数や参加人

数が横ばい状態になっています。近年児童虐待の相談が増加傾向にあるため、名寄市要保護児童対策地域協議会を設置をし、関係機関と連携を図り、対応をしております。

基本目標5の子供が伸び伸びと育つ名寄では、市内の小学校において安全安心会議が設置をされ、地域町内会や保護者の協力のもと、児童が事故や犯罪に巻き込まれないよう見守りなどの活動を続けています。また、市内788カ所において子ども110番の家が設置をされ、犯罪に遭遇しそうになったとき避難できる体制づくりに取り組んでいます。市内大型店や公共施設では、徐々にではありますが、子育てに優しい設備が配慮されているようになってきています。

平成24年度の新たな子育て支援事業として、平成19年12月より休所をしています風連日進保育所を活用し、定期的に活用すべく子育て世代の親子に日進保育所までバスで移動をし、日進地区のお年寄りの皆さんと交流をしていただく世代間交流を実施をしております。お年寄りの方々の見守る中、自然豊富な広い庭で走り回り、運動会や収穫祭、おもちつきなどの行事も実施をしていき、みんなで子育てを行っていきたいと考えています。また、大学公園、健康の森、浅江島公園、ふれあい広場では、年4回の青空保育を実施をし、親子で楽しいひとときを過ごしていただき、保育所の栄養士も同行して食育の相談、アレルギー食の相談や年齢に応じたお勧めメニューの紹介等の企画を予定をしています。また、子育て支援センターでは、孤立しがちな家庭への訪問などこれまでの支援とあわせて関係機関と連携を図りながら、こちらが外向く支援を実施をしております。名寄ひまわり子育てプラン「ここで育て、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」を実践をし、子育て世代の親子が子育てを楽しめるよう努力をしております。

子供の権利条例の策定については、道内の条例

等を策定している自治体は札幌市、滝川市、奈井江町、芽室町の2市2町であります。現在は、核家族化の進行や生活様式の多様化に伴い、家族団らんの減少、きずなの希薄化を招いていると考えています。子供の人格形成には、保護者及び家庭の果たす役割は大きいと考えており、基本的習慣、善悪の判断、社会ルールなど身をもって示すことが大切であり、家庭の養育力、教育力の向上が重要な課題であると考えております。本市におきましては、次世代育成支援後期行動計画を策定し、家庭、地域、行政が連携し、社会全体で育て合う取り組みを進めておりまして、その着実な具現化の推進が重要と考えております。

平成22年12月に公布をされました障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第3条、障害者自立支援法の一部改正及び第5条の児童福祉法の一部改正により平成24年4月1日から改正になり、名寄市総合療育センターに係る法令が障害者自立支援法から児童福祉法に移行され、現在の児童デイサービスが児童発達支援に改正をされます。このことにより従来の支援に加え、新たに保育所等を訪問し、専門的な支援を行う保育所等訪問支援が創設をされますが、実施については検討を行い進めてまいりたいと考えております。また、障害児支援はこれまで障害種別ごとに行われてきましたが、改正後は身近なところで通所や入所サービスを利用できるよう障害種別の区分をなくし、一元化されることから、総合療育センターにおける療育のさらなる充実を図り、障害を持つ児童とその家庭が身近な地域において適切な相談、支援が受けられるよう体制づくりに努めてまいります。

次に、安心の福祉施策についてお答えをいたします。平成23年度において社会福祉法第107条の規定に基づき、名寄市地域福祉計画を策定をいたしました。新名寄市総合計画後期計画と整合

性を図り、現在進行中の各福祉分野における実施計画等に住民アンケートや福祉懇談会での意見、要望を加え、本計画と両輪となる名寄市社会福祉協議会で策定をします名寄市地域福祉実践計画と連携をした内容となっております。本計画は、新名寄市総合計画とともに地域福祉を推進する計画として位置づけ、だれもが健康で幸せに暮らせる地域社会の実現を目指しています。計画策定に当たっての重点課題としては、1つ目に地域活動への市民参加に向けた環境づくり、2つにだれもが安心して暮らせる地域づくり、3つに行政福祉サービス事業者と地域住民との距離を縮める、この3つをとらえ、5つの主要施策を盛り込んでいます。しかし、医療費や福祉給付費の急激な増加に加え、少子化が進行している状況では、目標を達成するまでには多くの課題があると考えています。将来のイメージという点では、市民意識の高い住みなれた地域で安心した生活を送ることができる社会づくりを目指しておりまして、行政で行うサービスに住民みずからが支え合う地域活動に積極的に参加をし、生きがいを持った健康な日々を送ることができる地域を描いております。年金、医療給付が一体的となったサービスの提供が求められるところではありますが、御承知のように国では社会保障制度の見直しと税制改革を進めている最中であり、将来に不透明な部分も多く見られる状況にあることから、今後は国の動向を注視をしながら計画された事業の具現化に取り組んでまいりたいと考えております。事業の展開に当たっては、名寄市地域福祉計画の主要施策に基づいた事業を各分野における実施計画により進めております。

次に、障害福祉実施計画と児童教育のかかわりについて説明をいたします。第3期目となります名寄市障害福祉実施計画は、障害者自立支援法第88条に基づき厚生労働省が定める基本指針に即して策定をされるため、就学時にかかわる記載はありません。しかし、名寄市教育委員会ではさまざまな障害を抱える児童生徒一人一人のニーズに

応じた支援の充実を図るため、名寄市立大学の教授と専門知識を有する市内小中学校の教員で構成をする特別支援専門家チームによる巡回教育相談を実施をしています。また、各学校には児童生徒の安全確保や学習活動上のサポートを行うため、特別支援教育学習支援員を配置をし、快適な学校生活を送れるよう見守っております。今定例会において児童福祉法の改正に伴い、関連する市条例の改正をさせていただきました。名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例、名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、名寄市総合療育センター条例の3件につきましては、いずれも児童福祉法に定める施設体系の一元化に伴うものであり、本市においては現在該当する施設がないため、サービス提供において市民への影響はないものと考えております。

次に、安心の地域医療の確立についてお答えをいたします。初めに、名寄市立総合病院改革プランについては、平成21年度から平成23年度までの3年間を期間として平成20年度に策定をし、昨年11月に一部見直しを行ったところです。お尋ねの改革プランに基づく主な項目の取り組みについては、運営基盤の強化では医師確保で期間中消化器内科の休診等があったものの4月から再開できること、また看護師確保では十分とは言えませんが、奨学金貸与枠の拡大、年齢制限の撤廃などにより一定の看護師確保を図ることができ、医療スタッフの確保につながりました。また、施設整備の面では、救急外来の充実とICU病棟の整備、NICUの整備、精神科病棟改築の基本設計などに取り組むことができました。経営の改善では、病診連携の推進による地域医療機関との連携、亜急性期病棟の設置など病棟の効率的な運用、コンサル導入で診療報酬項目見直しによる収益の向上と薬品、診療材料等の節減を実施することができました。サービスの向上では、接遇や専門分野の研修を初めとする職員の資質向上、総合案内、病院ボランティアの配置などによる患者サービス

の向上などに努めました。

次に、期間中に取り組むことができなかった、また目標が達成できなかったものについては、看護師、医療技術職員に対する医療職給与表の導入、また地方公営企業法の全部適用、最終年度である平成23年度決算における経常収支比率の黒字化、この3点などが挙げられます。これらについては、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、病診連携を含めた市立病院の役割、機能強化などについて申し上げます。市立病院の役割については、地方地域センター病院としての指定を受け、市民はもとより道北第3次医療圏の住民の命と暮らしを守るために1次から3次救急まで急性期医療を中心に多くの役割を担っています。特に消化器内科の診療が再開をされることにより、内科では全体で12名の医師がそろい、近年にない充実が図られます。また、東病院を含めた病院、診療所との連携では、まず紹介、逆紹介などの病診連携、これが平成22年実績で1万960件あり、5年前の1.7倍、10年前の2.5倍となっています。医師派遣など医療支援を中心に実施しており、これらを推進するため毎年病診連携協議会、研修会等を実施してきているところであります。今後とも市民並びに圏域住民の皆さんの健康を守るために、医師、看護師等の人材確保、病院施設整備等を進めるとともに、救急外来の適切な受診などについては市民の皆様にも御理解をお願いしていく次第であります。

大項目5番につきまして、まずTPP参加の反対と今後の取り組みについてであります。国が昨年11月に参加を表明したTPPにつきましては、年明けから関係国との内容協議が進みつつありますが、いまだ不透明な部分も多くあります。農業を基幹産業としております名寄市農業への影響額は、米が現状の1割程度、豆類が大豆が壊滅し、4割程度、麦類は秋小麦が壊滅し、3割程度、バレイショは生食以外は壊滅をし、5割程度、てん

菜は壊滅、牛乳は飲用以外は壊滅し、2割程度となるなど現在80億円の農業生産額が34億円になると試算がされています。関連産業も含めると、地域経済に及ぼす影響は大きいと考えます。市議会においても平成22年第4回定例会で反対決議、さらには23年第4回定例会で意見書が全会一致で採択をされており、名寄市としてもこれまでの反対の方針に変更はなく、TPP問題についての市民周知についてもホームページや広報等を通じて行ってまいりたいと考えております。

また、来たる4月12日には旭川市におきまして「道北地域TPP問題を考える講演会」と題しまして1,500人規模の集会も予定されています。参加対象者は、地域住民、市町村関係者、商工関係者、農業関係者等となっています。今後についても農業団体、関連団体ばかりでなく、経済団体も含め全市一丸となって反対行動を行ってまいります。

農業施策について。国は、平成22年度に戸別所得補償モデル事業を行い、平成23年度からは畑作物を含め農業者戸別所得補償制度を完全実施をいたしました。農業者戸別所得補償制度は、御案内のとおり食料自給率の向上とあわせ農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が明るい展望を持ち生き続ける環境をつくるための施策として実施をされています。モデル事業を実施した平成22年の1経営体当たりの農業所得は、全国ベースで122万円となり、前年比17.4%増加をしたことが農林水産省の統計調査で明らかになりました。農業所得がふえたのは平成15年以来ということであり、戸別所得補償モデル事業によるものが大きいと言われておりまして、名寄市においても交付額が増加していることから、農業者にとりましては少なからず恩恵があるものと判断しているところであります。ただ、戸別所得補償モデル事業導入時に農業農村整備事業費は大きく減額をされています。食料基地である北海道において基盤整備事業は、計画的に継続して行って

生産性を維持していくことが従前から必要な対策となっています。基盤整備事業費の減少がどのような影響を及ぼすかは、しばらく時間を要すると考えます。農業は、国の政策に大きく左右されるところです。名寄市におきましても平成24年度の国の農業政策を十分活用し、新名寄市農業・農村振興計画実施計画に沿って地域農業の振興を図ってまいります。

次に、中心市街地活性化と商工業団体等の取り組み推進についてお答えをいたします。都市再生整備計画の進捗状況については、事業期間が平成22年度から平成26年度であり、一部事業は民間が事業主体となる事業については一部が実施困難な状況にありますが、ほぼ計画に沿って進んでおり、現在は（仮称）市民ホール整備事業、商店街ファサード整備事業、コミュニティーバス試験運行事業について具体的な実施段階にあります。バスターミナル整備事業の中で進める（仮称）複合交通センターの整備や商店街ファサード整備事業など経済団体を初めとする関係団体の協力のもとで平成24年度中の完成を目指しております。

（仮称）市民ホール整備事業については、本年度より用地取得に着手しており、平成26年度の完成を目指して市民懇話会を初め関係する文化団体や市民から意見聴取をし、基本設計の策定作業を現在進めている段階でございます。（仮称）複合交通センターの利用促進や中心市街地への誘導策については、現在施設に入居を予定している商工会議所やNPO法人なよろ観光まちづくり協会などと協議を進めており、今後においても各商店街振興組合や市民会館を利用する文化団体、道北バスやJR北海道などの交通機関、商業施設を計画をしている株式会社西條との協議、意見交換の場を設けていきます。このことにより人の流れがで、市街地の活性化やにぎわいづくりにつながるものと考えています。行政の役割は、中小企業者の皆さんの自主的な努力に期待しつつ、日々変化する地域経済社会に対応し、企業経営のために必

要な助成制度を活用するために、中心市街地近代化事業や店舗支援事業、各種特別融資事業などのソフト事業を推進をしております。商工業関係団体や各商店街振興組合など団体の皆さんには行政との連携、協力のもと個々の個店を束ねる指導的立場としての役割を担っていただきます。

中小企業振興条例については、平成22年度において一定の見直しを行い、使い勝手のよい制度としましたが、過日振興審議会を開催をし、本事業で進める交付金事業に対応する部分の補助率の見直しを行いました。今後においても中小企業振興審議会、商工会議所や関係機関などと相談をしながら、中小企業者の皆さんにとって使い勝手のよい制度に随時見直しをしております。

普通建設事業のあり方についてお答えいたします。これまで普通建設事業の実施に当たりましては、国及び北海道などにおけるさまざまな補助制度を可能な限り活用した財源を担保に事業を実施をし、一般財源の圧縮に努めてまいりました。しかし、こうした補助制度も必ずしも市民ニーズに合ったものばかりではありません。こうした市民ニーズと財源のミスマッチに対しては、事業の必要性も考慮しながら、一般財源を用いて対応せざるを得ない状況にあり、結果として市民ニーズに十分こたえることができない状況も発生をしております。今後国の補助制度が一括交付金制度へ移行する状況にもありますけれども、いずれにせよ補助制度に依存せざるを得ない財政状況は変わらず、施設等につきましても維持補修や改修などにより延命を図り、また新たな利便性を高める方法を模索をするなど、できる限りの対応の中で市民ニーズにこたえてまいりたいと考えております。

続きまして、お尋ねありました水道、上下水道事業の中期経営計画につきましては、国が示している水道ビジョン、下水道ビジョンを踏まえ、名寄市総合計画後期計画をベースに将来にわたって信頼される上下水道の実現、健全経営の推進、計画的な施設等の改善などを柱に、平成24年度か

ら平成28年度までの5カ年間、第2次となる上下水道の中期経営計画を策定をいたしました。時間的には、後期総合計画策定と並行しての計画策定をしているため、総合計画後期計画で予定している各年次ごとの個別実施事業を盛り込んだ計画となっています。後期計画を策定するに当たり、平成23年2月1日から住民アンケート調査を実施をしたところ、自然環境の豊かさに次いで水道の整備状況、下水、排水の処理状況が比較的高い評価となったところですが、重要なライフラインでありますので、総合計画後期計画と財政との整合性を図りながら事業を推進をしております。

次に、労働者の現状と労働行政のあり方についてでございます。道内の雇用情勢については、有効求人倍率は緩やかに回復が続いていると分析をされておりますが、医療、福祉関連などの一部職種では高い水準になっているものの、一般事務員などの求職者が多い職種では水準は低迷をしており、希望職種のミスマッチが就職件数伸び悩みの要因と考えられております。また、景気の先行き不透明感などによる企業側のコスト削減圧力が依然として強いため、臨時、季節雇用への依存度が高まり、常用雇用の求人を抑制していることが推測をされております。名寄市税務課課税状況調べによりますと、平成22年度の給与収入者の所得階層別調べでは200万円以下が2,821人で26.1%、200万円から300万円が1,899人で17.5%となり、300万円以下で全体の43.6%、500万円以下で全体の72.9%を占めている状況です。平成22年度に実施をした労働実態調査では、常用雇用労働者は男子で77.9%、女子で42.2%という状況で、臨時、季節雇用、パート労働者の賃金水準についても厳しい状況と分析をしております。市としては、こうした状況を踏まえて、ハローワークや商工会議所など関係機関と連携をして地元企業に対して通年雇用に向けた働きかけを行うとともに、通年雇用促進協議会や上川北部地域人材開発センターの各種事業を通

して通年雇用への取り組みと各種技術講習会やセミナーなどの雇用機会の提供を行ってまいります。また、中小企業振興条例の中で通年雇用支援資金や福祉資金の融資、勤労者共済会への支援を通して労働環境の改善を図ってまいります。地場企業を大切にすることも重要な雇用対策であり、新築、増改築に対する助成、設備資金や経営資金の低利融資、利子補給や保証料補助の助成制度などにより地元企業を支援してまいります。

次に、今後の災害対応の課題、災害弱者の対応についてお答えをします。近年当市においても異常気象による浸水害の兆候が見られる中、東日本大震災から得た第一の教訓は、いち早く避難を行うということです。そのためには、速やかな市民等への情報連絡体制と災害から身を守る意識の啓蒙が課題となっています。連絡体制については、街宣広報、FMラジオ等の既存の連絡方法のほか、1月からはエリアメールでの伝達を加え、複数の情報で伝達を行うこととしております。意識の啓蒙につきましましては、毎年の防災訓練などを通じ、また積極的に地域に出向きながら、防災、施策の説明を行い、対応を図ってまいります。

また、災害弱者の対応ですが、次年度から障害を有する方や御高齢の単身世帯者など災害時に1人で避難することが困難な方に対する災害時要援護者の避難支援に係る個別計画の策定を行い、地域共助のもとこれらの方の支援を行うこととしております。

また、減災に向けた施設整備の考え方がありますが、まず減災に向けた対応として施設の耐震化があります。昭和56年5月以前に建築をされた施設は、耐震診断の実施が必要であり、平成14年に名寄庁舎、平成22年に風連庁舎及びスポーツセンターについてそれぞれ耐震診断を実施した結果、いずれも耐震改修工事が必要であると判断をいたしました。この結果を受けまして、当該施設の耐震改修工事の実施について総合計画後期計画への掲載も含めて検討いたしました。建てか

えや統合等、当該施設の将来像について次期総合計画において改めて検討することとして耐震化を見送っております。また、学校施設におきましては、統合、新築などの計画に合わせて計画的な対応が図られることとなっています。いずれにいたしましても、こうした施設改修には多額の経費を必要とし、老朽度などを加味しながら優先度を決め、時間をかけて対応せざるを得ない状況もあり、他の施策との総合的な判断のもと対応を図っていきたくと考えております。

また、当市を震災の支援の拠点としてアピールしてはという御提案ではありますが、当市は内陸に位置し、震度4以上の地震の経験はなく、有感地震の頻度も極めて少ない状況にあり、大災害の要因が少ないまちであると考えます。また、道北地方での交通の要地で、冷涼な気候、豊富な農作物や水資源があり、災害時には東日本大震災で被災地に対し多大な支援を寄与した陸上自衛隊名寄駐屯地もあることから、地理的、物的、人的にも災害支援の核となる要因を備えているところであると思います。当市では、御案内のとおり杉並区、小千谷市、東吾妻町とスクラムを組み、基礎自治体同士の水平支援により被災地の南相馬を支援しているところでありまして、24年度には総合的な支援ができる条例の整備を行う予定で、さらに迅速で適切な災害時支援体制を構築してまいります。現在道では、首都圏直下型地震、東海、東南海等の運動型地震が近い将来高い確率で起きることを想定し、この危機克服に向け道がどのように貢献できるかといった北海道バックアップ拠点構想を策定中であり、当市においてもこの構想を注視し、当市の利点を生かし、その役割を果たすべく研究してまいります。

名寄市立大学今後の課題と展望についてお答えをいたします。まず、入り口であります志願状況については、名寄市立大学を第1志望とする推薦入試の募集人員に対する志願者の倍率は、平成22年から24年度の3カ年平均で栄養学科は3.4

倍、看護学科3.7倍、社会福祉学科では1.3倍となっております。また、一般入試前期試験の同じく3カ年の平均志願倍率は栄養学科3.4倍、看護学科5.2倍、社会福祉学科4.5倍と一定の水準を確保していますが、平成24年度の受験者数では過去2年の高倍率を反映してか社会福祉学科で減少をしています。学生の確保対策として、今後も保健、医療、福祉の分野で地域社会を支える幅広い職業人を養成する大学である本学の特性と学生の受け入れ方針をしっかりと高校生はもとより高校教員にも伝え、目的意識が明確な志願者を募ることが必要であるものと考えております。

次に、2月末の就職を希望する学生の内定率は栄養学科で69.4%、看護学科で98.1%、社会福祉学科で72.2%となっております。このうち正規雇用の割合は、栄養学科で96.0%、看護学科で100%、社会福祉学科で87.2%となっております。現在も引き続き学生自身が望む業種、勤務地等のマッチングを重視をし、就職活動を行っておりますので、可能な限り支援を継続していくことが必要と考えております。今後の出口の見通しにつきましては、保健、医療、福祉の専門職や地域社会を支える幅広い職業人を養成する大学として、入学後の早い時期から社会人としての就業力を身につけるためのサポートを教育課程の内外で行い、少人数教育の実践を基礎に大学全体で厳しい就職環境に臨んでいくことが重要と考えており、出口をしっかりと確保していくことが入口の確保にもつながっていくと考えております。

また、平成18年に開学した名寄市立大学、開学から6年が経過をしようとしております。今月には第3期生が卒業し、ようやく大学としての基礎づくりができたものと考えておりますが、現在の大学をめぐる状況は退職教員の後任確保の課題、音楽の教育、研究に対応した施設整備の課題、児童学科の4大化とこれに伴う保健福祉学科の再編など検討しなければならない残された課題は多くあります。教員確保につきましては、看護学など

の専門領域の教員は近年の看護経済学の新設や学部を増設などを受けて慢性的な教員不足の状況となっております。公募に対して応募が少なく、また適任者がなかなか得られないといった厳しい状況が続いています。今後は、教員組織の編成方針を明確にし、方針に沿って教員組織を恒常的に整備をすることが必要であると考えています。

また、施設整備として特に大学図書館につきましては、開学以来書籍や学術雑誌等を整備をしておりますが、本館と分館に施設が分かれており、管理の面でも効率が悪く、あわせて学生が各領域を幅広く学ぶ上で不便な環境にあり、施設自体も手狭になっております。厳しい財政状況の中ではありますが、新名寄市総合計画後期計画の中で施設整備を行ってまいりたいと考えております。

さらに、児童学科の4大化につきましては、教育理念、教育の質の確保、カリキュラムの構築、教職課程の教員審査や、いわゆる入り口と出口の問題などの条件や環境整備が必要と考えておまして、今後とも4大化実現の可能性について大学と十分に協議を重ねてまいりたいと考えております。今後とも学生にとって魅力ある大学づくりと市民に期待される大学づくりに向けて地域的な支援に立って一歩一歩課題解決に努めてまいります。

また、看護学科の卒業生の名寄への定着化についてでありますけれども、看護学科の第1期生から今春卒業予定の第3期生まで看護師として就職した学生数は累計117名、このうち名寄市立総合病院に就職した学生13名と就職先の医療機関としては最大の人数となっております。名寄市立総合病院では、看護学科や栄養学科の実習受け入れや医師、臨床検査技師、地域支援室ソーシャルワーカーが大学の非常勤講師として現業、臨床の立場から学生に対し教育支援を実施をしております。学生は名寄市立総合病院に関する理解を深める多様な機会に恵まれております。今後とも連携、協力をより一層進め、あわせて在学生に対する就職支援を通じて、名寄市立総合病院の就職

先としての優位性などについて積極的に情報提供するとともに、受験生や入試合格者に対して名寄市立総合病院の看護師等学資金貸与制度について周知をし、名寄市への定着を図ってまいります。

以上、この場からの私の答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） それでは、私のほうから大項目6の教育行政について、学校教育にかかわる執行方針について、まず現場における主要課題について申し上げます。

新学習指導要領の理念である生きる力の育成に向けて、学校教育の重点施策の展開として5つの重点的な取り組みとしてお示したところがございますけれども、各学校における主要な課題について各重点ごとに御説明を申し上げたいと思います。1点目は、確かな学力を育てる教育の推進についてでございます。名寄市では、学力向上などの緊要な課題、天文台の活用など継続的に改善を図っていかねばならない問題が指摘されております。したがって、各学校では学力の向上に向けて指導方法等の改善を行っているところでございますが、これらの活動がより効果的、効率的に推進していくことが課題となっております。このことを受けまして、先生方の英知を結集させながら、教育改善プロジェクトを組織して、学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進についてでございます。各学校では、いじめや不登校などの課題解決に向けていじめに関する実態調査などを通して未然防止等に努めているところでございます。携帯電話などによる問題行動などの課題も見られますことから、生徒指導の充実が課題となっております。このことを受けまして、児童生徒相互の人間関係や児童生徒と教師との好ましい人間関係を醸成したり、家庭の教育力や関係機関と連携した対応に努めてまいりたいと考えております。

3点目、特別支援教育の推進についてでございます。各学校におきましては、一人一人の教育的ニーズにこたえる支援のあり方として、育ちと学びの応援ファイルである名寄版「すくらむ」の普及、活用が課題となっております。このことを受けまして、今後も名寄市立大学や名寄市特別支援連携協議会などと連携しながら、保護者の理解を図り、育ちと学びの応援ファイルである「すくらむ」の普及、活用に努めてまいりたいと考えております。

また、4点目の安全、安心な教育環境の推進につきましては、各学校において登下校における交通安全や不審者への対応が課題となっております。このことを受け、学校と地域や関係機関との連携を深めながら進めてまいりたいと考えております。

5点目の信頼される学校づくりの推進についてでございますが、各学校におきましては教師と児童生徒との信頼関係の構築が極めて重要であり、教師の実践的指導力の向上や使命感、倫理観を育てることが課題となっております。このことを受け、各種研修会への積極的な参加を促してまいりますとともに、日常の児童生徒との触れ合いを大切にしながら、児童理解を通して教師としての資質向上を図ってまいりたいと思います。

以上、5つの項目からそれぞれに主要な課題を1つずつ取り上げましたが、御承知のように先生方の日常の公務は大変忙しい状況にあり、先生方に負担感を与えることなく子供たちの学力の向上や生徒指導の充実のための取り組みに成果を上げることができるよう教育委員会としても配慮し、支援してまいりたいと考えております。平成24年度におきましてもこれまで以上に学校と連携を図りながら、学校教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、校務支援システム問題についてでございます。北海道教育委員会では、平成24年度から道立の学校と希望した73校の市町村立小中学校で校務支援システムを導入することにしており、

教職員の事務負担を軽減するとともに、子供と向き合う時間の確保や児童生徒の成長を見守るきめ細かな指導の充実を図ることなどを目的としております。教育委員会といたしましては、平成23年10月に校長会、教頭会から成る校務支援システム導入検討委員会を設置し、当システムのデモ版を各学校に配付するなど検討してきたところでございます。また、各学校から当システム導入の必要性や要望、現在それぞれ使用している教務システムソフトの状況などについてアンケート調査を実施いたしました。主な回答では、学校生活にかかわるすべての個人情報が一元管理されることへの不安、情報の損失、漏えいといったセキュリティに関するものや1校当たり年間18万円、市内全小中学校で270万円の利用料金の割高感、事務負担軽減になるかの懸念など、システム導入には慎重あるいは否定的な意見が多く出されました。また、北海道市長会では十分な試行期間や財政措置を検討するよう要望しているところであり、このようなことを踏まえ、教育委員会といたしましては平成24年度の導入については見送ることにいたしました。今後他市町村の導入状況やセキュリティの確保などを確認しながら検討していきたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） たくさんお答えをいただきましたが、時間が限られておりますので、教育行政についてあえて求めませんけれども、5つの方針に基づいて、いろいろ学校現場での課題も出されておりますけれども、私の認識としてみればこの間前教育長も含めて、学校現場における先生たちの校務業務、あるいは子供に実際向き合う時間含めて非常に忙しいということで今御答弁あったとおりで、それがなかなか改善をされていないということがありまして、それが直接子供に対する指導のあり方だとか信頼関係などについてもそごが生じないかということで、この何年かず

っと危惧をしていたところでありますけれども、基本の認識は教育長も合うようでありますから、しっかり子供と教師の信頼関係がより高まる、その具体的な策としてやっぱり時間をしっかりとれるように、効果を上げていただきたいと思いません。

もう一つ、これはいろんな基本法改正から改悪、私どもからすれば改悪から、学校現場における管理教育が非常に徹底をされている印象があるなどと思ひまして、特に道教委の対応などについては目に余るようなものがございまして、名寄市の市教委としても先生、学校現場や子供たちが萎縮しないようにいろんな方策の中で学校現場での課題をしっかりと拾いながら、子供たちのためにトータルとしての対応をできるように努力を求めていると思ひます。

そこで、今年度、新年度の執行方針と予算編成の中で、市長からたくさんお答えをいただいたのですが、総計を着実にやっていくとか、あるいは市長のこの2年間の思いについてお話をいただいたのですが、市政、政治は何でもそうでしょうけれども、世の中非常に悪くなっているというか、景気も悪い、雇用も悪い、失業も改善はしない、年金も先不安だというようなことが大きな背景にはあるのですけれども、その中でも名寄市政の中で一年一年が市民にとって、加藤市政の中で名寄に住み続けたい、住んでいたいという気持ちが伝わるような結果をやっぱり出さなければ、なかなか評価というのは上がっていかないのではないかとこのように考えておひまして、特に前段私も質問の前に申し上げたとおり、一番大切なのは憲法理念もそうですけれども、本当に少子高齢化が進んでいます。数字はもう明確になっておひまして、あるいは障害者や高齢者やこの名寄の冬の生活などでも、やあやあ、ことはよくなったと、来年もよくなるぞという期待感を持たせるようなものというのはそう見当たらないのではないかとこのように思ひまして、市長と一緒にやっぱり独自の

政策、メッセージがイメージとしてできないなどという感じがしております。それは、財源が大きな原因もありますけれども、政策を選択する上での優先度の問題のあり方についてもう少しお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 政策の優先度ということ、これまでさまざまな市民ニーズにおこたえするべく施策を打ってまいったわけでありませけれども、当然国がやる役割と行政がやる、地方自治体がやる役割というのは異なるものがあるのだらうというふうに思います。基本的には、国は主に今の現状でいえば現金を含めた直接的な給付と。行政は、サービスあるいはそのサービスの基盤をつくっていくための中期的な投資ということになるのだらうというふうに思います。そうした投資の中で、限られた財源の中でそれぞれの施策を打っているという段階であります。なかなか毎年毎年よくなるというお声があるということでありませけれども、一方では限られた財源の中で知恵を絞って少しずつよくなってきているというような評価をいただいている部分もありまして、これは評価はいろいろ人それぞれさまざまかもしれませんが、少しずつでも限られた財源の中で少しでも夢を持っていただけるように、また少しでもよくなったと実感していただけるようにこれからも着実に政策を実行してまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今の財政構造からして、ことしの場合、新年度の場合でも地方交付税43%、名寄の場合、ウエートを占める。あるいは、補助金のウエートも大きいということで、財政構造そのものについては多少理解をしているつもりで言っているのですが、その中でもやっぱり優先すべきことについて、名寄市は子育てや、あるいは高齢者や冬の対策の中で、ここはしっかり単費も含めてやっているぞというところあたりが

伝わってこないし、具体的には施策的には弱いのではないかと。国や道の補助や政策メニューの中でやることは、どこのまちでもやるわけでありませ、その中でも御近所のまちでは、後からまた少子化問題について触れますけれども、独自に政策を打って医療費の問題について手を入れたり、少しでも若者が名寄に住んで、名寄はここまで財政厳しいけれども、やってくれているのだなというような印象はどうしてもやっぱり打ち出さなければ定着度というのは落ちていくのではないかと思います。国、道の今の答弁聞いていてもちよつとぴんとこなかったのは、まさに去年の地方主権3法との絡みでは、税財源についてはまだ国も抵抗しながらしっかりした方向というのは出ませんでしたけれども、いわゆる自立、自主、市町村が主権力をしっかり発揮をして独自に政策を打ちなさいという、かなり従前の2000年の一括法から見れば事務も含めて積極的にやっぱり政権かわってから動きが出てきたと思うのです。首長としてそれを受けとめて、しっかりそれに対応する、いわゆるプランというか、政策の基本的な考えを打ち出すべきではないかというふうに考えておりませ、そういう面では国や道に逆提案できるぐらいの構えを持つ時代に入ったのではないかと思います。少しやっぱり物足りないというふうに思っておりませ、改めて覚悟と決意をお伺いをしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まさに地方分権、地域主権の中にありませ、独自の施策を打ち出していくと。独自の政策立案力を求められているのだらうというふうに思いますけれども、先行きがなかなか不透明で見通せない時期だからこそ、今ある財産をしっかりと生かして、それを磨いて活用することということをこれまでも何度も申し上げてきたところでありませ。そのことが雇用も含めたマンパワーの創造につながるし、医療、保健、福祉を含めたそうした施設のしっかりとした定着に

つながると。この名寄らしい地域振興につながっていくものと確信をしておりますし、その方向に向けて着実に進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 3万人市民、財政健全化を否定する人はいないと思います。着実に政権交代後も厳しい地方財政の現状を踏まえて、ある面では地方に配慮したかつての時代と違う対応、それは国も今どえらい借金の中においての地方に対する対応ですから、やっぱり地方を大事にする姿勢というのは、今の政権余り評判よくないですけども、私はそういう面では地方自治体に対してはかなり積極的な対応をされているのではないかとこのように思っております。だから、佐々木副市長も横に置いてあれですけども、これから名寄の状況は合併の算定がえだとか人口減だとか、さまざまなことも含めて行革では6億8,000万円ほど削らなければならぬとか、あるいは厳しいのだからということで、できるだけ単費を抑制をするという考え方は理解できるけれども、実際に生ものの市政の中でやっぱり市民からよくなったという声一つでも二つでも聞けるような積極対応というのは私は必要ではないのかと、特色を持たれて。それは、やっぱり少子化の問題であり、高齢化に対する対応の問題、あるいは冬の対策などだというふうに考えておまして、そこはしっかり認識をしていただきたいなというふうに思います。加藤市政この2年間私も見ていまして、非常に腰も低いし、決して評判は悪くないですけども、もっと頑張ってくれということの評価なのかもしれませんが、ひまわりや観光だけでどうなのよという率直な厳しい意見もございまして、まさに地域の資源や地域のブランド力を高めるために発信力、情報力、そしてもっとよそから金をたくましく持ってこいというぐらいのエネルギーがあってもいいのではないかとこのようにある市民からも提言を受けたのですが、それについてのお答

えはございますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 御指摘いただいた点に関しては、十分受けとめさせていただいて、さらに私自身も明るく元気に振る舞うように、市民の皆さんの先頭に立って頑張っていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） この項は終わりにしますけれども、やっぱり戦後六十数年、もう70年近くになろうとする段階で、いわゆる憲法の理念から残念だけれども、これやっぱり政治のわざ、策というか、それから遠のいていくという。いつとき高度成長期時代も含めて、私どもの若いころはそのころ期待感を多少なりも持ったものですけども、むしろ暗いイメージの現実と今起きていることとの乖離は非常にやっぱり大きくなって、これは名寄市政だけでは埋めようがないわけでありまして、そこは明るい材料の一つでも二つでも持ちながら、地方自治体から見た憲法理念に近づける努力を一層市政の中で求めておきたいなというふうに思います。そして、私どもの会派にも昨年末に要望しました内容にも御回答いただいておりますけれども、まさに平和主義を尊重しながら、非核平和都市宣言を着実に市政の中に取り入れて、自治基本条例の理念である住民自治の基本的な構えも崩さず、形になって見えるようにこれからも御努力をいただきたいなと思いますから、また違う機会にその検証をさせていただきたいなというふうに思います。

市民目線のまちづくりについてでありますけれども、自治基本条例1年、これは行政だけではなくて私どももそうですし、市民の皆さんもまだまだ熟成をさせるために一定の時間がかかるということについては理解をします。ただ、ちょっと私先般の総合計画の議会での対応の関係で発言する立場になかったのですが、情報公開、説明責任を果たすという意味では、これから総合計画後期計

画を基盤に向こう5年間一定の財政展望を見越して年度ごとに施策を展開をするのですが、既にあのとき議会に提示をいただいていた、総括的な事業というのはいただいております、それをもとに議論していますが、当然423億円という数字を積み上げるためには5年間のしっかりした、それはまだ流動的なものもたくさんあるでしょう、来年、再来年、5年間の間では。でも、市の執行者として一定の年度ごとの数字を積み上げて私どもに説明されているわけですが、せめてその5年間流動的な要素はありながらも名寄の将来はこういう5年間なのだというイメージをつくるために、市民に対してもしっかりその事務事業の資料についてやっぱり添付いただけなかったというのはちょっと残念だなというふうに考えておまして、改めて違う段階で全市民にも公表できるよう、あるいは当然議会には提示をいただくということを求めていると思っておりますが、どうですか。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時34分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 御質問の意図は、年度ごとに細かな事業費も含めて全部お出ししたらどうかというお話だったと思っておりますけれども、毎年毎年これは議会の中でしっかりと予算の中で審議をさせていただくということで、そこまで細かく打ち出していくということが果たして事業遂行上得策かどうかと言われると、なかなかいろんな異論があるのではないかなというふうに思いますので、そこはちょっと慎重に考えたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今どきそういう答弁があるとはちょっと信じられないのですけれども、お手元にございますよね。総合計画論議のときに

5年ごとに、ことは予算化、予算が提示されていますけれども、おおむねこういうような、継続はずっと続いていますから、数字均等にのって行くのかどうか分かりませんが、28年までの計画はそれぞれ執行側では持っておりますよね。あるかないかだけ。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 前期計画のときもそうですが、手元に皆さんが持って日常市役所の中でも仕事をされて、それを意識しながらまた来年度のことも考えておられると思いますので、それは出せるか出せないかというのは執行側の、そちらの側の常識が非常識だという認識にも変わってもらわなければならないので、当然変化、変更は加えられるという前提で、かつて3年前か4年前に島市長も私どもの議員の答弁でそのことについて聞かれて、年次ごとの骨格については市民にも御理解いただくことは大切だという答弁が既に出ているのです。ですから、もう一回内容は精査していただいても結構ですけれども、そのぐらいのことはしっかり皆さんにも提示をしながら、変わるとすれば当然年度、年度の頭では変わるものは変わるとし、そのときの説明責任があれば結構だというふうに思っていますので、改めてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ちょっと繰り返しになりますが、計画がまた数字をかちとはめることが今後多分これは認識も一緒だと思いますけれども、これだけ国がたくさん借金をして先行きかなり不透明な中でもそうした数字がひとり歩きしてしまう可能性もやっぱり否定できないというふうに思うのです。年度ごとの事業については、当然させていただいているということですから、やはりその中身の事業予算については年度、年度の議会ですっきりと精査をしていただくとい

うのがよろしいのではないかというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 納得できませんので、後段その分時間残して、また後から。次のほうに先にいきたいと思います。ちょっと時代おくれな感覚がいたしますので、市長。

地域主権のほうに入らせていただきますけれども、昨年の4月28日に地域主権3法、名前は一部の野党の抵抗でわけのわからぬ長い名前になりましたけれども、まさにこの中で従前の自治事務の考え方や、あるいは市民と向き合う対応の問題なども含めて、これですべてが段取りできたということではない理解は私も持っていますけれども、大きくやっぱり執行者側としても市役所全体も地域主権に対応した組織だとか、あるいは考え方に変化が出てきて当然ではないかというふうに考えておまして、そのスタンスについて、まさに地方政府という認識を改めて持っていただくことが重要ではないかと思いますので、分権型の行政運営に対する基本スタンスについて改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 地域主権ということをございますので、当然行政にかかわる今まで以上の主体的な能力が求められていくのではないかというふうに思います。先ほどもお話ししましたけれども、政策を立案する能力でありますとか、それに呼応する形でこれから職員のスキルアップ、レベルアップもしっかりと図っていかなければならないのだろうというふうに思います。ふだんからの心構えはもちろんでありますけれども、職員が率先して事業を提案していくような仕組みづくりでありますとか、先ほどの東議員のときにもありましたけれども、職員提案制度も一層の工夫が求められている。さらには、いま一度、いま一步また市民にも踏み込んだ形で入り込んでいって、いろんな問題点を一緒に共有をして、主体的に政策

を実現しというような姿勢が求められているものというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ちょっとぴんとこなかったのですが、今までも今も多分名寄市ばかりではなくて職員の意識としては、執行者もそうですけれども、できるだけ単費を使わないで道や国に一定のメニュー、制度、補助メニューや、いろんな良質な起債などを含めて徹底してそこに集中していただいて、市民生活を守っていただいたというふうに私も思っていますが、長年の習性ですからということではないでしょうし、税財源の移譲がこれから本格的に、またやっぱり官僚の抵抗なのでしょうけれども、先般の3法の中でも余り明確にならなかった。自治事務を中心にした対応になっていることについては理解もしておりますけれども、ぜひそういう面では政策能力、特に市民が何を望むかということと、いわゆる財源問題もリンクできるような、逆提案できるような、そういう市役所づくり、あるいは首長自身も市長はもう市役所の職員の中で一番全国を歩き、あるいは市民の声も一番もらう最高の立場におられて、すべてがある面では首長の動き一つ一つによっても大きな変化があるのではないかというふうに思っておりますから、市役所全体も含めて従前の発想ばかりではなくて、もうこれはできませんと、そういうメニューもありませんからということではなくて、なぜそういう切実な要望が出てくるのかというところに思いが至ったら、それを形にするためのやっぱり努力をする風潮、気風をぜひつくっていただくよう先頭に立っていただきたいなと思います。

それで、パブリックコメントの関係、制度をつくっていただきまして1年たったと。私どももそうです。先ほども言いましたが、自治基本条例もそうですけれども、本当にそれに熟成をされていくというのが一定の時間がかかるものだという認識を持っています、今回たまたま総合計画との

関係もあつたりなんかして十幾つも立て続けにホームページにどんと何か意見ありませんかと、1カ月間時間とりますからということ。もちろん一定の素案つくる前には、市民委員会だとか懇話会だとかということ重ねながら一定の市民の提示をするような案はでき上がって、皆さん、全市民に公開はするのですけれども、そこは私も今いい知恵は持っていませんけれども、現状結果を踏まえた上でもう少しやっぱり意見や提言が、あるいは批判も含めて出るような気風、少し工夫をしていただければと思いますが、基本的な考え方だけお聞きをします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 熊谷議員のおっしゃるとおりでありまして、この間自治基本条例の関係に基づきまして、パブリックコメントを23年4月からスタートをさせました。先進的に取り組んでいる市の状況も実は調べさせてもらいまして、いかにして市民のほうにこの制度の仕組みを理解していただいて、それから関係する書類につきましても情報公開コーナーということで、従前から取り組んでいる場所については漏れなく置きまして、わかりやすく努めたつもりでありますけれども、先行する市でありまして大都市でありましてなかなかパブリックコメントの実績が上がらないというのも現状でありました。今御指摘をされましたように、コンパクトなわかりやすいようなダイジェスト的な資料で市民の皆さん方が興味を持っていただけるようなやり方についても検討が必要でないかというのは、この1年間やってきましてそういう反省も実はしておりまして、単にパブリックコメントを広報に載っていますよとか、それだけでは十分でないという反省もしております。改めて23年1年間については、相当多くの本数が一遍に出て、市民の皆さん方も一部題名だけ聞いて中身がなかなかわからないような状況もあったかと思っておりますので、先ほど言いましたダイジェスト版等も検討しながら、それからホー

ムページの扱いについてももう少し内容をわかりやすく紹介するようなものも含めて、市民の皆さん方に関心を持ってもらえるようなやり方も検討、工夫させていただきまして、24年度また新しく出てくるパブリックコメントの関係について対応していきたいなと思っております。多少先進事例見ましても時間のかかっているのが状況で、なかなかいろんな仕組みをやっても意見が余り伸びないというのも実はありまして、この辺についても先進地との情報交換もさせてもらいまして、可能なものについては取り入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 一層の御努力をお願いしたいと思ひますが、パブリックコメントの現状と直接関連するかどうかわかりませんが、やっぱり地域自治区の問題は避けて通れないのかなというように思ひます。現状は、とりあえず暫定的に地域連絡協議会を校区別にということで、それは市役所がだめだということばかりでなくて、受け皿の側の市民の側の対応についても今の町内会でももう十分だということもあれば、熱心に連絡協議会を活用して次の発展を期待する声もまたあるのですが、やっぱり市長から答弁いただいたのですが、どうもちょっとぴんとこないのは、いわゆるコミュニティとしての熟成を継続的にやっていくという基本的な考えなのか、あるいは制度を持って自治区を展望しようとしているのか、いま一度お答えをいただきたいと思ひのですが。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まず、地域の皆さんのコミュニティの醸成ということが大事だというふうに思ひます。基本的には、今町内会を中心にそうした自治が行われているということでありまして、お話しのとおり町内会単独では限界のあるそうした現状も出てきているということをお聞ひしています。こうしたことに関していま一度先ほどアンケート等もという話もありましたけれ

ども、少し踏み込んだ形でその問題を調査をさせていただいて、町内会が連携をしてやれるような仕組みでありますとか、また町内会ではでき得ないまた別の違った形での受け皿を模索していくとか、まずはそうしたところをしっかりとサポートしていくということが大事なのではないかとというふうに思います。その先に自治区ということが将来的に醸成されていけば、そちらのほうに進んでいくという考え方でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 通常私も議員活動をしていて、皆さんに話を聞きたいとかという場合は大体一人一人の声に、紙で御案内する場合がありますけれども、1件1件回ってぜひ来てくださいと、意見聞かせてくださいということの繰り返しなのですが、市の場合はどちらかといえば結果出しましたと、意見下さいという一方通行的な、これは組織が大きいということでやむ得ない部分もありますけれども、あるいは市の職員の地域的な役割なんかについてもまだ見えていませんけれども、一人一人の意見をたくさん上げていただくという作業というのは本当に労力がかかります。かかるけれども、やっぱりそこを超えていかないと実際にパブリックコメントの運用や地域自治区の形についても論議は深まっていかないのかなという感じがしておりまして、せめて内部、庁内の中では識者の意見もかりても結構だと思いますが、やっぱり一定のエリア、校区ごとの中にある一定の予算をつけながら、門口の除雪ぐらい、あるいはでこぼこがあったら、それはもう地域に任せますからと。一定の予算を配して制度で、これは議会の構成との関係も多少はいろいろダブリも出てくるでしょうけれども、そういうような内部検討、ある面ではそれこそ研究、検討で結構ですけども、しっかりやっていただくようにきょう求めておきたいのですけれども、どうですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） そうした町内会独自の工

夫、あるいは町内会にまたがって何かそうした仕組みをやっていくということに対しては、ぜひ積極的に助成等を検討させていただきたいというふうに思いますし、先ほどもお話しのとおりそうした問題をつぶさに聴取させていただく中でそうしたコーディネートをやっていければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ぜひ中長期的に自治区のあり方について専門的な立場も含めて研究、検討に着手していただけないというお答えで受けとめたいと思いますので、一層の御努力をお願いをしたいと思います。

行財政改革について、すべてが財源、財政の長期展望で平成の年度で33年には6億4,500万円削らなければならぬよと、今より。そのためには、職員にも市民にも一層の削減努力、あるいは歳入の見込みが入ってくるものがあればもちろんそうでしょうけれども、余りにも、私は皆さんほど専門家ではないけれども、道内全体の財政状況見るときに国絡みのところはみんな共通影響受けるわけですけども、トータル的に市債の残高だとか、あるいは健全化法に基づく資料だとか含めて、そう悪いという状況ではなくて、それは佐々木副市長もばりばりのころからかなりやっぱり財布のひもを締めながら管理をしてきたということもあるでしょうけれども、それと健全化の方向にいついっても市民生活に反映をされていかないと、締めるだけではいけないのではないかと。これは、職員に対してももちろんそうでありまして、ある面ではどう今の能力、人力を、政策力、専門家の集団ですから、市役所は。最大限それこそ生かす努力というのはここにあるのではないかと。税金で雇っているわけですから、あとは能力爆発するぐらい使っていただくという、そういう余力はまだまだたくさんあるというふうに思っています。余り市民に対してもこれも厳しいのだと。私も時々もちろん使いますけれども、締め過ぎ

てもいかなものかという感じが率直にしております。職員アンケートをつぶさに読ませてもらいました。1時間以上かかりました。今の職場の現状、あるいは意見、アイデア、さまざまなものが入って、よく公開して、名寄市の市役所の職員はこんなふうを考えているのだなというところがあったのですけれども、もう大体形になって計画が公にされる時期になっているようですけれども、それをどのように生かされていたのかお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時52分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 私のほうから答えさせていただきます。

行財政改革におきまして6年間の実績を踏まえまして、今後5カ年間の行財政改革ということで、職員からもアンケートいただきました。中には、この間厳しい行革をしてきたことも含めて、それは給与の独自削減と組織の急激なスリム化ということもありましたので、かなり職員のほうからの意見としては厳しいものがあったのかなと思っております。議員も御存じのとおり、平成33年からの合併算定がえの終了というのは合併市町村特有における課題であるのだというふうに思っております。このほかに平成13年から始まりました臨時財政特例債、これも平成33年度では20年を経過します。償還年数が20年償還ですので、当初国が期待をしておりました借金を国の借金から地方団体全体の借金に張りつけるということも含めてありましたので、それと合併特例債と過疎債が今の段階では10年間で使い切ってしまうと。そういう状況もありましたので、この間進めてきた行革の関係についてはそこを見越しまして、かなり厳しい状況でありましたので、職員のほうか

らも厳しい意見があったのかなと思っております。ただ、究極市民の皆さん方に財政破綻を起こしてさまざまなことで御迷惑をかけるよりは、早い時期からのアナウンスもさせていただきながら、具体的に市長を先頭にしまして職員とともにどういうふうな行財政改革をすれば望ましいのか、新たな収入確保についてはかなり難しいという考え方を持っております。そういう中で小泉内閣のときに構造改革で収入が減ったのは3億円でした、地方交付税減ったのは。まさしくその倍の6億3,700万円という大きい金額が減ってきますので、この辺は私自身の職員に対するアピールも不十分だと思っておりますけれども、市長を先頭にしまして職員とともに、職員が不安に思っている分につきましては今後職場集会等も、職場の中に入りましてさまざまな情報を共有しながら、合併市町村特有の課題の6億3,700万円という収入がへこむのであって、何か行政的な間違いをして財政危機になったわけではなくて、収入の減によって一気に、これは合併したときからの約束事でありましたので、この辺については早い段階から職員とともに今後考えてまいりたいと思っておりますので、その延長線上によりまして今現在最後の取りまとめしておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私が市の職員に求めることというのは、道新の「卓上四季」に3月7日に出ていたのですが、北大の学生さんが自分の卒論を市民にわかりやすく説明する技量を競う会というか、大会がございまして、それを参照にして言葉を置きかえたらこうなるのですけれども、何のため、だれのために仕事をするのかと。改めて問われていると。その仕事は市民をどう幸せにするのか、不幸せにするのかと想像する姿勢が必要だというふうに、これは学生さんたちの言葉をかりて名寄市に置きかえた場合のことなのですが、やっぱり幾ら庁内で仕事できても、それから能力

があっても、市民に対する説明能力が不十分だと、それは信頼関係が強まるということよりも何だ、あのやろう、このやろうということにもなるでしょう。そこら辺については、私は細かい市職員に対する注文はつけませんけれども、やる気を引き出し、そして能力を高めていただくことをぜひ市長を初め三役の皆さんには強くお願いを求めています。

地方公務員と自治体職員の違いというのはどういふふうに理解したらいいですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 地方公務員と自治体職員、クイズみたいな、同じようなものなのでしょうけれども、ちょっと申しわけございません。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私が理解するには、学者先生の言いようですけれども、地方公務員は法律、条例や一つの縦社会の中でずっと生きてきたけれども、自治体職員というのはやっぱりいろんなこと、物を考えるのだということところあたり。それは、法律上は公務員であるけれども、実際市民に対する市民の目線を考えると、やっぱりいろんな想像力を働かせて物を考えるという、自治体職員というのが今日的ないわゆる分権時代の本来の姿ではないかというふうに言われていますので、ぜひ意識をしていただければなというふうに思います。

保健福祉の関係、3分しかないのですけれども、子育て支援のアンケート、前も私は議会で言いましたけれども、一番アンケートの希望をするところは子育てに対する経済的な支援の充実、これが55%、育てながら働きやすい職場、あとは医療の関係。医療は、大変な努力で全道でもピカ一ぐらいのそういう小児科医療体制ができ上がっておりますけれども、やっぱり子供の医療費の無料化については私はこだわりを持っています。小さな自治体でも中学生まで踏み切っている。それは、やっぱり子供たちを思う、そういう政治の

力、あるいはここに残ってほしい、あるいは将来出ていっても帰ってきてほしいと。やっぱり地元、名寄、こんなことがあったと。医療費の無料化だけをすべきだというふうに私思いません。ただ、名寄市として特徴あるものと。子育て支援では、やっぱり道や国の支援の枠の中からほとんど出ていないというのが現状なので、市長には改めて御検討方の答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど国は直接給付で、自治体はサービス、あるいはその基盤づくりのための投資という話をさせていただきました。その意識に変わりはないと思います。名寄市立総合病院は、基幹病院として600人の職員を抱える一大企業でありまして、このことこそがまさに名寄市の特徴であり、いわゆる究極の安心、安全、子育て支援なのではないかというふうに思います。今国のほうでそうした子ども手当や高校授業料の無償化という、そうした直接給付も行われている中で、そうしたことよりもさらに地域の基盤をしっかり長い目で見て構築していく、そうした投資が重要なのではないかという考え方です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ありがとうございます。

北体育館の関係、内部での考え方をまとめて市民に提案するということについてはいいですけれども、これで最後だろうということの対応というのはいかがなものかと思えます。これまで社会教育施設の料金の統一の問題だとか、望湖台の問題だとか、いろいろ訓練されてきたのではないかというふうに思います。市はもうこうだったらこうだ、これ以上譲らぬのだということは考えていないでしょうけれども、十分代替施設の方法もあるでしょう。弓道と一緒に同居しながら、使える間は使えるという方法もあるわけで、弓道だけが残るとするのはまた不自然な話。危険だったら、もうこれはしょうがないですけれども、これからも

議論をする予定であるというふうに聞いていますから、市民と向き合う姿勢の問題についてはぜひこれからも大事なことです。しっかり気持ちも入れていただきながら対応をお願いをしたいなと思っております。

本当に時間がありませんでした。午前中東議員も言いましたけれども、野間井部長には一言いただきたかったですけれども、舗装は本当に悪い。別に道路に金かけれ、かけれということ、あるいは除雪にたくさんかけれということばかり私は言いませんけれども、非常にやっぱり遅い。野間井部長には、もう5%、10%後期の中で上げていただきたいという、10%は出ていましたけれども、追いつかないのかなという感じがします。水道や下水道問題も耐用年数をしっかり意識した上で、将来的にもライフラインが計画的に更新をされるよう、土木事業の確保にも御努力を一層いただきたいと思います。野間井さん、ありがとうございました。市長、どうもありがとうございます。

**○議長（黒井 徹議員）** 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時14分

**○議長（黒井 徹議員）** 再開いたします。

財政健全化に対する取り組みについて外5件を、山口祐司議員。

**○17番（山口祐司議員）** 議長より御指名がありましたので、新緑風会の代表質問をいたします。

まず初めに、財政健全化に対する取り組みについて質問をいたします。旧名寄市、旧風連町との合併後、早いもので7年に入ろうとしております。特例区廃止後1年が経過しようともしておりますけれども、風連地区でのハード事業もほぼ終了し、今後は名寄地区での駅横、（仮称）複合交通センター、（仮称）市民ホールなどの大型事業が計画をされているところであります。平成24年度か

らは、名寄市総合計画後期計画がスタートしますが、加藤市長は身の丈に合った健全な財政運営のもとに後期計画に基づく施策、事業を着実に推進して目標とする将来像の実現に努めると執行方針で述べておられます。数年後には、合併に伴う有利な交付税の削減や人口減による税収の落ち込みなど不安な要素が拡大しつつありますが、今後の行財政運営の基本姿勢と将来に対する市民の不安をどう払拭され、市民の期待にどうこたえていられるのかお伺いをいたします。

2つ目に、市政運営の折り返しを迎えてといたしまして質問をいたします。加藤市長は、ことし新聞の新年号で行政の3大要素、人、物、金について触れられており、職員や市民である人が従来以上に行政サービスを担っていただく仕掛けづくりやまちづくりに参加できるコーディネートが求められる。物という意味では、今ある既存施設をいかに活用するか。しかしながら、金も必要であり、有利な交付金事業や起債など国の施策を常にアンテナを張り、情報収集に努めるとしています。この3大要素を有効にどう結んで今後の折り返しを進めていられるのかお伺いをいたします。

また、将来を見据えた産業振興に対しての考え方につきましては、今後ますます進行する少子高齢化時代にあつて、税収、行革と並行し、施設の整備や産業の振興をどう図っていくとされるのかもお伺いをいたします。

3点目の福祉行政についてお伺いをいたします。小項目の1点目、地域福祉計画での相互扶助体制についてですが、平成23年度に策定されました名寄市地域福祉計画は住民同士が支え合いの精神に基づき安心して暮らせる地域をつくるために策定されたものと思います。近年地域住民の連帯感が希薄になるなど、家庭や地域の相互扶助体制が機能しなくなってきていると言われております。そんな中、今後はどのように地域住民及び企業が連携し、主体的な担い手として参画するのが新たな視点により取り組みとして求められていますが、

名寄市における現状と計画実現に対する一般市民のニーズに十分こたえてほしいと考えますが、その意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

また、ますます振興する少子高齢化による今後の名寄市の福祉行政に対する期待と不安が交差する現状にどうこたえていかれるのかも聞かせをいただきたいと思います。

次に、特定健診と生活習慣病予防対策についてお伺いをいたします。この質問は、3年前にも質問させていただきましたが、平成20年より従前から実施されていましたが基本健診から特定健診に変わり、平成24年度で5年が経過しようとしています。今までの特定健診受診率と後期高齢者支援金との増減関係について聞かせください。

また、生活習慣病対策については、特に農村部における季節による変化とその対策についても聞かせをいただきたいと思います。

大項目4番目、男女共同参画社会の形成についてお伺いをいたします。男女共同参画社会基本法が平成11年に制定され、12年が経過しましたが、合併前の名寄市では平成17年3月に男女共同参画推進計画ができたと聞いております。推進計画ができて7年が経過したわけですが、その間行政としての支援と推進の考え方について聞かせをください。

また、各種委員会や協議会など男女雇用機会の場づくりにも官民協調の体制がより求められると考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

大項目5、農業振興についてお伺いをいたします。まず、6次産業化への取り組みと現状についてですが、6次産業とは生産だけでなく、加工、流通、販売も含め総合的に展開することで、第2次、第3次が得ていた付加価値を生産者が得ることによって農業などを活性化させることを指していますが、名寄市において6次産業化への新たな取り組みと経済全体の活性化に向けた考え方をお聞かせください。

次に、農地集積と担い手対策についてお伺いを

いたします。平成22年より実施をされております米の戸別所得補償モデル事業も2年が経過しましたが、当初農地の集積、流動化促進に大きな影響が出るのではないかと懸念もあり、現に本州などでは営農集団を結成し、農家が土地を提供し合い、大規模経営を目指していたにもかかわらず、この戸別所得補償制度導入で離農して農地を提供していた方々から返還を求められるなど、貸しはがしの例も多くあると聞いております。名寄市における集積、流動化の現状について聞かせをください。

また、今後の名寄市農業の将来を左右する担い手対策、とりわけ新規就農者を呼び込むための対策についても聞かせください。

大項目6番目でございます。教育行政についてお伺いをいたします。まず1つ目に、全市的な小中学校適正配置と学校施設の整備計画についてありますが、現在名寄市街地区については小学校の5校を4校にする方向性が整いつつあるようですが、郊外、農村地区や風連市街地区についての施設整備の状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、学校給食に対する保護者の要望把握についてお伺いをいたします。名寄市の学校給食センターは、市内15校、約2,600人の児童生徒の給食をつくっていますが、安全で安心、加えておいしい給食の提供に日々努力されていることと思います。近年給食の内容、メニュー等も変化してきているようにございますが、保護者及び児童生徒の要望把握に現在どう対応されているのかお聞かせをいただきたいと思います。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 山口議員から大項目6点にわたって御質問がありました。1から5を私から、6を教育長から答弁させていただきます。

平成18年に旧風連町と旧名寄市が合併をし、新名寄市としてスタートするに当たりまして、合

併特例債や普通交付税における合併算定がえなど有利な財源を用いながら、この間新市の建設計画を進めてきたところであります。合併特例債は、御承知のとおり有利な起債でありまして、その70%が普通交付税で措置されるものであります。合併当初では、この合併特例債を使用できる期間は合併後10年までの平成27年度までとされておりまして、現在5年間の期間延長ができるような法改正が国会で継続審議中となっております。また、同様の有利な起債として過疎対策債がありますがけれども、これについても議員立法で活用できる期間が決まっております、現況では平成27年度までとなっております。合併後の新市建設においては、この2つの有利な起債を軸に進めてきておりますので、今後もこの動向を注視をしてまいります。

また、普通交付税における合併算定がえでは、平成28年度から5年間をかけて徐々に減少し、平成23年度の普通交付税算定ベースから推計しますと平成33年度では約6億3,700万円が減少するということとなります。今後の見通しについては、国の政治情勢が不透明なため、予測は困難ですが、地方交付税の増減にかかわらずスピード感を持って毎年度問題点や方向性を見直しながら行財政改革に取り組むことが財政運営の基本と考えております。

次に、名寄市の財政に対する市民の皆さんの不安などにどのように対応していくかということにお答えします。申し上げましたとおり、平成28年度以降は有利な財源が減少していくことは確実となっております。この予想される厳しい財政状況においては、行財政改革を実行していくとともに、今後の公債費償還や基金残高などから名寄市の財政状況を把握をし、将来を見据えながら財政健全化に配慮していく必要があると考えております。また、こういった本市の財政状況や今後見込まれる推移などにつきましてできるだけわかりやすく市民の皆さんに情報公開していくこと

も大切だと考えております。詳細はまだ決まっておりますませんが、総合計画後期計画期間中にも大型の事業が想定をされております。市民の皆さんと情報の共有化を図った上で、今後想定をされる事業においても行政と地域市民の皆さんと協働で、無駄を排除しながら、真に必要な事業を厳選していくことが必要だと、大切であると考えております。

また、大項目2つ目であります。市長就任からこれまで2年間市政運営に関しましては、市民の皆様から広く御意見をいただきながら、総合計画と私の6つの公約をもとに明るく元気なまちづくりを積極的に取り組んでまいったところです。御質問いただきました行政経営の3大要素、人、物、金を今後どのように有効活用していくのかということでございしましたが、人に関しましては市民主体のまちづくりを推進するためにも市政に参加していただくことが重要であります。その仕組みの一つとして、昨年4月に施行したパブリックコメント制度等の推進を図り、市民から広く御意見をお寄せいただくなど市民と行政が情報の共有を図り、連携、協力してまちづくりを進めていきたいと考えております。そのためには、市民ニーズに的確に対応できる職員が求められることから、新名寄市人材育成基本方針に基づき、職員の育成や資質の向上のため、職員研修などの充実に努めてまいります。

物に関してですけれども、ピヤシリスキー場、道立サンピラーパーク、市立天文台きたすばる、道の駅など魅力ある地域資源を有効活用し、名寄市観光振興計画の基本目標とする交流人口の増加による経済効果の拡大の実現に結びつけるほか、広域医療を担う市立総合病院や保健、医療、福祉の人材をはぐくむ市立大学の既存施設、あるいは今後整備をされる（仮称）複合交通センターや（仮称）市民ホールなど多くの財産を地域振興に活用し、官民一体となって地域資源を磨いてまいりたいと考えております。

最後に、金に関してですけれども、厳しい財政状況の中で質の高い行政サービスを提供するために、有利な交付金事業や起債など国の情報収集に努めるとともに、名寄市中期財政計画に基づいた健全な財政運営と行財政改革による効率化を図ってまいりたいと考えております。これら人、物、金、3大要素を最大限に有効活用しながら、この4月からスタートをする総合計画後期計画に基づく施策、事業を推進をし、目指すべき将来像の実現に向けて市政の運営に取り組んでまいります。

次に、小項目2の将来を見据えた産業振興に対しての考え方についてお答えをいたします。今年度策定しました名寄市総合計画後期計画は、平成24年度から計画的に事業を実施をしておりますが、厳しい財政運営の中にあつて地域を支えるための事業、また新たに地域の振興のために実施する事業など、全体のバランスや社会情勢等を考慮し、将来を見据えた行政運営の根幹となるものであります。ハード事業として、現在実施をしております名寄市畜産物処理加工施設、（仮称）複合交通センター、また基本設計の協議をしております（仮称）市民ホールの建設などは、地元企業や関連産業等に大きな経済効果が期待をできます。ソフト事業としては、今回作成をしました名寄市観光振興計画は魅力ある地域の資源を活用し、地域と住民が主体となって交流人口の拡大を目指したまちづくりや名寄市を広くPRをすることにより、地域経済の活性化に結びつけようとするものであります。また、景気回復の兆しが見えない状況にあつて、中小企業者の自主的な努力を基本として、多様化する地域経済社会にマッチをする企業経営のために各種助成制度や融資制度の充実を図り、関係機関と協力をし、中小企業の育成、振興を図ってまいります。さらに、東京都杉並区やふるさと会とのきずなを深め、情報交換や地域の特性を生かした広報活動により企業誘致に力を入れてまいります。

次に、大きな項目の3、1、地域福祉計画での

相互扶助体制についてお答えいたします。国の福祉施策の展開は、施設から地域にの考え方にに基づき、入所による支援策から在宅支援での自立した生活を助長する政策への移行が進められております。しかし、経済不況による雇用情勢の悪化は、働き盛りの年代層にも大きな影響を与え、将来の生活に不安を抱かせる状況にあり、少子高齢化時代においては介助する若者そのものの不足が懸念をされており、地域で支え合う時代への変化が求められております。行政でやらなければならないことと住民個々や地域で行っていただくことを見直す時期にあると考えておまして、老後の安心した生活を守るという行政の役割と自分の健康は自分で守るといった個々の観点からも協力を願うところであり、企業においては高齢者や障害者の一般就労に向けた協力をいただきたいと考えております。

高齢者、障害者において公的サービスを受けていない方についての安否確認が課題となっております。地域の見守り、声かけ運動など高齢者や障害者に対する安否確認は、名寄市社会福祉協議会が実施をしている町内会ネットワーク事業として市内82町内会のうち56町内会で実施をされています。まだ26町内会は実施されておませんが、これらの多くは農村部などの小規模町内会を含め、日ごろから会員同士の交流が図られ、既に見守りなどが行われている地区もあると思っておりますが、今後もさらに取り組みの推進に努めてまいりたいと考えております。

また、総合扶助体制、いわゆる共助の構築に当たっては、個人の情報の開示が一つの課題となっておりますところですが、要援護者台帳の整備を進め、民生委員児童委員、保健推進委員を初め町内会等の協力を得ながら整備をしてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の福祉行政に対する市民の期待と不安について申し上げます。高齢者の人口の増加に伴って、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦

世帯が増加をしており、こうした高齢者のみの世帯で暮らしている世帯を地域ぐるみで支えていくことができる社会づくりが求められております。地域福祉計画を策定するに当たり、地域福祉に関する市民の意識や要望を計画に反映させるための基礎資料として市民アンケート調査を実施いたしました。調査の結果、ふだん生活している中で問題や不安に思っていることの問いに対して最も多かったのが自分や家族の老後412人、24.7%で、次に自分や家族の健康375人、22.5%となっており、老後や健康について不安に思っている市民が多くいること、また高齢期を迎えるに当たって不安なことは寝たきりや認知症になることが225人、29.9%で最も多く、次いで健康についてが213人、28.3%、高齢期に住みたい場所では現在の住居が337人で44.8%、これが最も多い回答となっています。これらの結果から、高齢になっても現在の住居に住み続けたいが、寝たきりや認知症になったりすることで健康に不安を持っている市民が多いということが推測されるところであります。市では、高齢者の介護予防や生きがいと健康づくりを目的に地域支援事業の通所型介護予防事業や介護予防普及啓発事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業などを推進、実施をしておりまして、参加していただく中で介護予防や健康増進の機会を提供するため、チャレンジデーやなよろ健康あるキングなどを開催をし、健康づくりのきっかけづくりに努めております。高齢者一人一人が住みなれた地域や家庭において健康で生き生きと安心して生活ができるように、介護保険の円滑な実施とあわせて保健福祉サービスを総合的、計画的に推進をしてまいりたいと考えております。

特定健診と生活習慣予防対策についてでございます。生活様式や食生活など生活習慣の変化に伴い、生活習慣病は年々増加をしております。さらに、急速な高齢化を迎え、脳血管疾患や認知症などから介護を必要とする人もふえ続けており、介

護予防の視点からも健康寿命の延伸に向けた生活習慣病予防対策が重要な課題となっております。現在本市における生活習慣病予防対策としては、平成20年3月に策定をしました名寄市健康増進計画、健康なよろ21に基づき対策を推進をしております。具体的には、平成20年度からスタートしましたメタボリックシンドローム予防に着目した特定健診を中心に各地域の中における健康教室、健康相談、さらに冬の健康づくりに向けた体操教室などさまざまな機会を利用し、生活習慣病予防に重点を置いた事業の展開を進めております。生活習慣病は、一人一人がバランスのとれた食生活や適度な運動を取り入れることで予防が可能と言われております。そのため、特定健診においては早い段階から予防対策を推進していくことを目的に、国の制度より5歳年齢を引き下げて35歳から74歳までの市国保加入者を対象にがん検診とあわせて無料で健診を受けられる体制を図ってきています。また、健診結果をもとに結果説明会を開催をし、健診データの見方や食生活、運動など生活習慣の見直しや改善に向けた特定保健指導、さらに健診事後運動教室など継続的な支援に取り組んでいております。

特定健診受診率の推移については、平成20年度が28.9%、全国平均で30.9%、全道平均で21.0%です。平成21年度が27.0%、同じく全国で30.9%、全道で平均21.6%、平成22年度が26.0%、同じく全国平均で32%、全道平均で22.6%と全国平均よりは低いものの、全道平均よりは高い状況になります。受診率向上に向けては課題も多くありますけれども、生活習慣病は早い段階では自覚症状もなく、また健診受診については個人の健康に対する意識も大きく左右をされることから、広報やチラシだけでは受診につながりにくいのが実態であります。そのため、農村地区を中心に家庭訪問や電話等により対象者個人の健康状態を把握をし、年1回の健診に対する意識啓発を図りながら、きめ細かな受診勧奨に努

めてきております。

次に、特定健診の受診率による後期高齢者支援金の加算、減算の仕組みについてお答えいたします。特定健診の受診率は、制度が始まった平成20年度から平成24年度までの5年間の計画期間の中であらかじめ目標が設定をされておりまして、最終となる平成24年度において特定健診受診率65%、特定保健指導実施率45%となっております。一方、特定健診と同じく平成20年度から始まった後期高齢者医療制度であります。その財源は50%が国などの公費、10%が加入者の保険料負担、残る40%が若い世代からの支援、すなわち後期高齢者支援金という形で国保などの保険者ごとに納める仕組みとなっております。現在重要な課題となっているのは、医療費の増加であります。このままでは若い世代の負担も公費、すなわち国民の負担もふえ続けることになることから、保険者ごとに医療費適正化への努力が強く求められております。そこで、特定健診の受診率向上が医療費適正化につながるという基本的な考え方から、努力して目標達成した場合には支援金の減算、達成できない場合には加算される、いわゆる努力誘導策が支援金加算、減算の仕組みでございます。

次に、本市における影響額であります。現状法令で定められたルールでは、目標が達成できない場合、支援金が1割加算ということになりまして、平成22年度決算で試算をしますと加算額がおおむね3,000万円程度ということになります。以上の点を踏まえて、今後も国保高齢医療係との連携を密にし、地区の保健推進委員の協力、さらには先進地の事例も参考としながら、さまざまな機会を通して受診率の向上、生活習慣病予防対策に努めてまいりたいと考えております。

男女共同参画社会の形成についてお答え申し上げます。経済の低迷、少子高齢化、急激な情報化社会、国際化の進展などによって社会環境が変化をし、男女一人一人にさまざまな生き方が求めら

れております。しかし、現実の社会環境は従来からある男女の固定的役割分担意識を払拭できず、女性や男性の多様な生き方を阻害する要因となっております。これらの多様な生き方に対応するために、行政、市民、企業が一体となり、男女が社会の対等な構成員として互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく、みずからの意思により社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保される必要があります。このため本市では、平成20年3月に男女共同参画社会の実現に向けた意識改革、家庭、地域、職場における男女共同参画の促進、健康づくりと福祉の充実、この3つの基本目標から成る名寄市男女共同参画推進計画を策定をし、市民で構成をする名寄市男女共同参画推進委員会のもとで取り組みを進めております。さらに、推進計画に基づく実施計画では98の事務事業を定め、各部局で取り組みを進めており、毎年度事務事業評価による検証作業を実施しております。平成23年度の評価結果については、肯定的な評価が95事業、より積極的な取り組みを求める評価が3事業となっております。男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野にかかわる課題であり、広く市民や民間団体、企業、地域社会の理解と協力が必要です。このことから、今後とも広報紙や市のホームページによる啓発活動、講演会やワークショップによる意識高揚を図るとともに、各種委員会等における男女比率など市役所における男女共同参画の推進、さらには名寄市男女共同参画推進委員会を初め各事務事業の展開時における民間との連携などを一層強化をして、男女共同参画社会の推進を図ってまいります。

大項目5番目の農業振興について、6次産業化の取り組みについての質問がございました。農林水産省では、雇用と所得を確保し、若者が地域に定住できる社会の構築を目指して、農林漁業の生産と加工販売の一体化や地域資源を生かした新たな産業方針を促進をするため、農山漁村の6次産業化を推進しております。また、地域資源を活

用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる六次産業化法を定め、資金面も含め事業の後押しを図っております。名寄市においての事例といたしましては、先駆け的には農村女性グループによる地場野菜等を活用し、付加価値をつけて販売をしたみそ、漬物、あるいはもち加工販売、ひまわり油、生産者によるトマトジュースの生産、販売が挙げられ、雇用の創出と地域経済に貢献しております。さらに、札幌にあります化粧品メーカーがひまわり油を活用した化粧品を作成中であることなど、今後も6次産業化が進むよう経済団体を含む関係機関、団体とも連携をしております。

農業集積等担い手対策について御質問がありました。戸別所得補償制度が導入をされると、担い手への農地移動が停滞することが懸念をされておりましたが、名寄市における戸別所得補償制度導入後の農地流動化につきましては、導入前の平成20年度が31件、123.7ヘクタール、平成21年度が45件、139.6ヘクタールの移動がございました。導入後の平成22年度は31件、98.6ヘクタール、平成23年度は2月末現在で30件、101.3ヘクタールの移動となっております。平成22年度においては、若干移動面積が減少しておりますけれども、戸別所得補償制度の影響はないものと考えております。ただし、本州では農地流動化に停滞が起きていることもあり、国では平成23年度から畑作物を含めて完全実施された農業者戸別所得補償制度の中にも中心となるべく経営体の集積として、規模拡大加算措置が設けられております。また、平成24年度からさらに一歩進める形で集積化を促進するための措置として、借り手側だけでなく出し手側に対する交付金として農地集積協力金を面積に応じて交付する制度が新設をされました。これらの対策の実行には、人・農地プラン、いわゆる地域農業マスタープランの策定が市町村に求められておりました、

名寄市でも5月末のプラン策定に向けて農家周知等含め関係機関、団体と連携し、進めているところでございます。

また、担い手対策として新規就農総合支援事業が平成24年度から創出をされ、新規就農者を確保する観点から、就農後5年間にわたり助成措置を講じるほか、就農前の研修期間に対する助成措置も行われることから、名寄市担い手育成センターの機能を強化をし、農業振興センターも活用しながら、国の制度を生かす取り組みとするため、関係機関、団体と連携をし、取り組んでまいります。名寄においても農業者の高齢化や担い手の育成等大変重要な課題であるとして受けとめております。

以上、私のこの場からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私のほうからは、大項目6の教育行政について順次御答弁申し上げます。

まず、全市的な小中学校の適正配置と学校施設の整備についてお答えいたします。子供たちの良好な教育環境を確保するためには、適正な規模で学校教育が行われ、計画的な学校施設の整備を図る必要があることから、平成20年に名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針が策定され、この基本方針に基づき小中学校の適正配置と施設整備の実施に向けた名寄市立小中学校施設整備計画が策定されてきたところでございます。この計画に基づきまして、名寄市街地区の小学校については5校を4校に再編する検討を進めてきましたが、中学校についてはある程度適正な規模で生徒数が推移することから、将来的には学校施設の整備に重点を置き、検討を進めたいと考えております。また、風連市街地区や郊外、農村地区においては、老朽化し、耐震化されていない施設を有する学校が多いため、今後の児童生徒数の動向に配慮しながら、適正配置と連動した施設整備を進めることが必要となることから、保護

者や地域の方との合意形成を図りながら進めていきたいと考えております。

次に、学校給食に対する保護者の要望把握についてでございます。学校給食会内に給食担当教諭15名とPTA給食担当15名で組織する学校給食献立検討委員会が設置されており、毎年6月、10月、2月の3回開催され、献立内容等について検討をいただき、意見、要望を献立に反映する場を設けております。そのほかでは、本年より各学校に配付した給食連絡票に子供たちや先生の意見なり要望なりを記載いただき、センターに届けていただくシステムを構築し、幅広く意見、要望をいただく取り組みを開始したところでございます。また、平成21年度において学校給食費の見直しについてのアンケート調査を実施した折に保護者の皆様から多くの御意見をいただいたところであり、献立の味つけなどを工夫をさせていただき、残食を減らす取り組みを行っているところでございます。

なお、学校給食の提供におきましては、栄養価や彩り、バランスを考えた献立となっており、必ずしも好きなものばかり提供される環境にはないということを御理解いただければと思います。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきました。まず初めに、財政健全化の取り組みについて何点かといいますか、全体で何点か再質問させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど熊谷議員のほうからも財政健全化に対してはいろいろと御意見されていたわけでございますけれども、やはり国の動向によってかなり地方の財政状況というのは変わってくる部分が多いのだなというふうに思っております。そういう部分で市民が名寄について言いますけれども、今回風連地区もそうですし、名寄地区もこれから仮称の市民ホールですとか、複合交通センターの関係もやはり目に見えるハード事業というのがどうしても多

くなっている部分があるというふうに市民の方も見られていると思います。そんな部分でやはり大丈夫なのかなという、そういう不安が市民の中にあるような気がしております。

それから、情報不足といいますか、財政面に関しましても情報不足というのがやはり大きいのではないかなというふうに思っています。やっぱり数字の並んだのを見ると、最初からもう拒否反応みたいな部分があるのですけれども、市民にわかりやすい形での情報の提供というものがもっとも必要ではないかなというふうに思っているわけなのですけれども、その辺再度質問をさせていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 後期計画に当たっては、大型事業も含めて、いわゆる箱物と言われる事業が多いことに対して市民の皆さんが漠然とした不安を抱えているということで、なかなかそうしたところでの情報がしっかりと行き届いていないということは議員御承知のとおりかもしれません。御案内のとおり、先ほど来地域財政計画の推移も含めて、その中でしっかりとある程度大きなものに関しては織り込みながらこの計画を進めているということで、一定程度そうした財政のこれからのことも判断をしながら進めてまいりたいというふうに思いますし、なかなか数字の羅列では難しいということでもありますから、市民の皆さんにより一層わかりやすい工夫を表現も含めて、またさまざまな場面での発信の媒体も含めてぜひ検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。パソコンといいますか、名寄市のポータルサイトなどを見ましても、どうも字が小さいものもありますけれども、年をとったせいもあるかもしれないのですけれども、平均かたいといいますか、もっとやわらかい形での表現というのが必要でない

かなというふうに思っていますので、そういうところでの市民の理解を深めていくという部分も必要だというふうに思っていますので、検討いただきたいなというふうに思っております。

それから、市長の折り返しの3大要素もそうですけれども、2年が経過して、先ほど熊谷議員のほうからも市長の姿勢は腰が低くて本当にいいよというお話もありましたけれども、今まで前半の2年間というのは島元市長のそういう部分の引き継がれた部分の仕事もあったというふうには思うわけですけれども、これからの2年間はやはり自分というものをもっと表に出されて、思い切って市政運営に携わっていただければなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。答弁は結構でございます。

特定健診の関係ですけれども、この質問は先ほども言いましたように前回にもやったことはあるのですが、先ほどから数字を聞かせていただいていますと65%にはほど遠いといいますが、最初の意気込みから見ますとなかなか数字にあらわれてきていないのではないかなというふうに思っています。全道的にはちょっといいのですか。平均からしますとちょっといいようですけれども、全国的に見るとやはり北海道は低いということになるのかなというふうに思いますけれども、この健診の呼びかけに関しても保健推進委員さんとかいろいろ御苦労されているとは思いますが、もっと数字を、数字を上げるためにやるわけではないですけれども、それぞれの個々の体のために受けていただくというのがいいことだというふうには思うわけなのですけれども、受診率の上がない要因というのは何なのか、ちょっとお聞かせいただければなと。どういうふうにとらえておられるのか教えていただきたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員御指摘のとおり、非常に受診率が低いと。しかしながら、全国平均より低いのでありますが、全道平均より

はやや高目ということであります。どのような方策をとればこの受診率が高くなるかということの御質問であります。65%という数字は国が定めた数字でありまして、基本的には全国の各自治体はその目標に向かって今進んでいるところではあります。残念ながら実態に即した数字ではないという判断を我々はさせていただいています。名寄市におきましても一つの例を挙げますと、がん検診の部分については6つのがん検診がある中で、今5つのがん検診、子宮がん含めまして肺がん、胃がん等々含めまして、この全道の数字を見ますと名寄市は全道で35市中1番の数字を2科目持っております。また、179自治体、市町村の平均を見ますと名寄は非常に高い数字になっております。これは、やはりそれぞれ担当の努力もありますけれども、市民の意識が高いという評価をしているのではないかと我々は判断しております。やはりこの低い数字は、現実国保の加入者を対象にさせていただいている部分でありますけれども、これは先ほど市長のほうから答弁させていただきましたように、個人の健診に対する考え方、一例を挙げますとそれぞれ人間ドックに行ったので、こしは行かなくてもいいよだとか、私は例えば脳検診行ったので、その部分はいいですとか、個々の判断の部分非常に影響されるところであります。しかしながら、保健センターを中心に電話、それから家庭訪問等々含めて日ごろより各地域に入りながら健康の増進のために努力をしているのが実態だと我々は判断しております。しかしながら、今言った二十何%を国で示します65%に上げるということは、目標も24年度でありますので、非常に難しいと考えています。この部分につきましては、やはり65%の、このような言葉で表現すれば適切ではございませんが、これは無理ではないかという全国自治体からのお話も聞いています。しかしながら、65%いかなくても名寄市においては市民に向けて日ごろから健診の推進には一つ一つ努力をさせて

いただいておりますので、PR不足もあるとは思いますが、今後もさらに一人一人の自覚の向上、啓蒙をさらに進めていくしかないと考えてございます。しかしながら、各市民におきましてはそれぞれの事情もございますので、その部分については強制的にということはこの事業についてはできませんので、啓蒙については今後の本人の健康はもとよりであります。今問題になっている介護の部分を含めてやはり自分で生きがいを持った健康づくりを進めるのが健診の向上、また介護の予防につながると考えておりますので、その部分個々の課題はございますけれども、一つ一つ少しずつではありますがありますが、クリアしながら進めていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。全国平均で30%ですから、到底及ぶ数字ではないですね、これは。ですから、1割加算で名寄が3,000万円ぐらい負担増になるよという先ほどの話ですけども、これはもう全国的になくなってしまいう可能性というのは当然出てくるということですね。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 特定健診実施率65%、これ大変高い数字でありまして、この加算、減算につきましては現在厚生労働省で実施方法も含めて検討が行われているところであります。しかしながら、今言った大変高い目標数値であるといったようなことも含めて、全国市長会などでは制度そのものの廃止を減算、加算について求めているところであります。

なお、受診率等の向上については、今三谷部長のほうからお話をしましたとおりあらゆる手段等を講じて、上げる努力はこれはしていかなければならないというふうに思っているところです。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。先ほども名寄市のポータルサイトの話をさせ

ていただきましたけれども、特定健診と保健指導についてという項目があるのですが、名寄市の。それがまた小さいのです、字が。それで、ほかの市町村のポータルサイトの特定健診のこういう箇所を見させていただいたのですけれども、もっとわかりやすく目立つといいますか、本当にもっと工夫をして市民に周知することが受診率の向上にもつながるかなというふうに思っていますので、この部分についても再度検討いただいて、見やすい形にさせていただければなというふうに、工夫をしていただければなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、もう一つお聞きをしたいのは、札幌の先ほど言いました女性の兄弟の方が亡くなられていた部分もありますけれども、札幌ばかりでなくてやはり名寄市も高齢者の方が1人、2人で住んでおられる家庭があるわけですけども、ひとり暮らしの家庭で75歳以上を過ぎた家庭には定期的に訪問をして状況を見ているような体制というのはできているのですよね、これは。ちょっとお聞きをしたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今私のほうで進めさせていただいている75歳以上で独居の方がすべて月1回にというような形は現在は行っておりません。しかしながら、釧路ですとか札幌で起きました痛ましい事故以降、北海道も中心に調査を行いまして、名寄では24名の方が調査の中で出てきました。名寄の24名につきましては、すべて確認をさせていただきまして、そういう状況はないという判断はさせていただいたところです。今お話ししましたように、現実には今のところそういう状態はないのでございますけれども、平成23年度で各セクター、各担当で行っております高齢者ですとか障害者ですとか、そういうデータを今地域包括の部分で一つのデータに統一をさせていただいて、そのデータをもとに要援護者台帳を新年度から進めさせていただく予定になってご

ございます。要援護者台帳を作成する、その部分で今言った、議員が言われるように65歳ですとか、それから65歳でも100歳の方でも元気でされている方もたくさんおりますので、要援護者、若くても要援護者という方はおられますので、現在は手帳を持っている方だとか、病気を持っている方が要援護者という認識で進めさせていただいておりますけれども、基本的にはやはり年齢関係なしの要援護者の台帳を新年度に向けて作成をして、その作成台帳にのっとってその対策を進めていくということで考えていきたいと今考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。表向きは大変お元気なのです。ただ、けれどもあるときどこかわからなくなるといいますか、忘れてしまうという状態の方もおられるので、そういうふだんの生活には多分支障はないのだと思うのですが、やはりそういう部分を隣近所も気をつけて見てあげなければいけないですけども、見なければいけないと思うのですが、それから地元の企業ですとか、お店とか、そういう方たちにもお願いをして知らせてもらうといいますが、そういう体制も必要なのではないかなというふうに思うのです。その時々で状態が違うとは思いますが、そういう不思議に思ったときにやはり知らせてもらえるような体制づくりというのは必要だなというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 見守りに関して、地域のみならずさまざまな企業も含めた支援をとということで、今現在も既にこの市内の中での公共サービス、上水、下水に関してはそうした連携を行っています。また、さらにはお話しのとおりいろんな企業が考えられるのかもしれませんが、例えば郵便局さんであるとか、新聞配達だとか。ただ、先般何日か前でしたか、北海道新聞で北海道が北海道

電力さんとそうした協定を結べないかという打診の中で、北海道電力さんが個人情報の開示の問題があつて非常に厳しいという、そんなやりとりがあつたという話もございました。そんな企業側のそうした壁もあるようでありますけれども、今後についてはそうした今お話しいただいたような企業等も含めた連携ができないかということはぜひ模索をしていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 確かに個人情報の関係で難しい部分というのは当然あるのですが、やはりこれだけ高齢化が進むということは本当に今まで経験はないわけですから、日本の国というのは。だから、もっと急激にこれだけ高齢化が進むという部分では本当に真剣に対応を考えていかなければいけないというふうに思います。これは、国もそうですけれども、それぞれの市町村もやはり自分の地域のことで、市民のことですので、もっと本当に考えていかなければいけないというふうに思います。

次、男女共同参画社会についてお聞かせをいただきたいのですが、名寄市における女性の登用率といいますが、これは平成11年から名寄市は制定をしているので、登用率の変化を数字でわかれば教えていただければと思います。そんな10年前からのでなくてもいいですけども、ここ近年でも結構ですけども。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時23分

○議長（黒井 徹議員） それでは、答弁は後でいただくということで再開をしたいというふうに思います。

山口議員。

○17番（山口祐司議員） 大変済みません。この男女共同参画の部分ですけども、ある新聞に出ていたわけなのですけれども、過去5年間で女

性の管理職がふえた企業ほど経営利益が伸びる傾向があるというデータがあるそうなのです。これまた1つだけではなくて、日本企業の競争力が低下したのは人口の半分を占める女性の力を十分に生かし切れないことが大きな原因だというふうに新聞でも書かれているわけなのですけれども、名寄市は市長が言われているように一つの企業として考えるような形なのですけれども、やはりもっとも女性起用を前向きに検討されるのがいいのではないかなというふうに思うわけです。その辺お考えがあれば。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 山口議員、大変申しわけなかったです。前回か、その前々回ぐらいのときの議会でのやりとりの中で、名寄市における管理職の登用率と、それから各種市民委員会における女性委員の登用率については全道平均でかなり上回った数字をやっていますということでお答えしたことあるのですけれども、ちょっと具体的な数字の関係については大変御迷惑かけますけれども、後から提供させていただきます。

加藤市長も含めて実際に指示ありますのは、積極的に管理職については適材適所、能力も含めて登用しよう。その中におきましては、女性、男性という区別はしないという形で作業を進めておりますので、管理職の中には今までは女性の中で課長職までだったのが昨年の4月には次長職をと、そういうふうに能力のある職員については男性、女性問わず登用していこう。そして、もう一方、名寄市特有の課題であります年齢構成で、若干一挙に大量退職になってしまって、その分の補充の関係もございまして、今加藤市長になりましてから積極的に若い職員を係長に抜てきとか、課長に抜てきとか、場合によってはさらにその上の職についてもということ考えておきまして、この辺については名寄市は先進的に男女共同参画の趣旨にのっとり管理職登用の関係についても市民委員についても取り組んできましたので、4月の

人事異動も控えておりますけれども、それらも視野に入れて現在作業を進めておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 済みません、ちょっと資料手元にありませんでしたので。私どもの市の一般行政職の管理職の登用率であります。課長補佐以上のいわゆる管理職につきましては、一般行政職なのですけれども、67名おきまして、そのうち管理職登用数につきましては5名ということになっておきまして、率にしまして7.46%でございます。35市ありますけれども、その中で登用率は実は決して低いほうではありませんで、全道のうち8位ということになっております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。全道的に見ても高いほうの数字だということでございますけれども、先ほども言いましたように男性、女性、半分半分もいるわけですから、そういう部分では男性、女性にこだわらず、やはりそういう部分で進めていっていただければなというふうに思います。

それから、あと1つ、条例制定に向けての部分がかどこかにあったような気がするのですが、その条例制定に向けてのお考えがどのように進んでいるのか、あればお聞かせをいただきたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 条例制定の関係につきましては、スタートしてから10年間の周知期間を含めてということでお話をさせていただきましたことがあります。それがまた議会の議論の中でも市民委員会の皆さんとこの間の検証をして、少し早めるということも含めて検討をしたいというお答えをさせていただいています。ただ、庁内的是にかなり議論が進みまして、周知活動についても毎回広報に載せたりはして努力をしておりますけれども、なかなか民間企業の場合に従業員の数も含めてちょっと課題もあるものですから、この

辺につきまして具体的に新年度からさまざまな調査も含めて市民委員の皆さん方の意見も聞きながら作業を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） それでは、男女共同のほうは一回おかせていただきまして、5番目の農業振興の関係で質問をさせていただきたいと思えますけれども、今回戸別所得補償制度の問題で名寄市の場合は農地の利用とか集積に関しては影響は出なかったというお話でございます。北海道の場合は、やはり面積が大きいということで賃貸をされているような方は余り、割合的に少ないものもあるのかなというふうに、面積が大きいのでというのがあるのかなというふうにも思います。あっせん状況にしましても30戸前後ということでございますので、ほぼ影響はなかったのだなというふうに思います。

6次産業化の取り組みの関係なのですが、先ほどもみそ、漬物、それからもちですとかひまわり油、トマトジュース、何例かの部分が名寄にもあるということでございますけれども、国は6次産業化という部分を打ち出して、これからの農業というものを振興させていこうという考えなのだろうというふうには思うわけなのですが、ただ思った以上に6次産業化という部分のハードルの高さといえますか、やはり農業者というのはいいものをつくって、つくことに専念をされるといいますか、そういう農業者ですから、それを加工して売っていくという難しさといえますか、そんな簡単なものではないよというふうに思います。自分も農業者ですから、そう思います。そういう方向に持っていくためには、国だけではなくて、やはり名寄市行政としてもっと底辺のバックアップというものが需要ではないかなというふうに思います。ノウハウを教えるといえますか、そういう部分を研修ですとか、そういうものの必要性といえますか、

あると思うのです。やみくもにそれをやって簡単に売れるものではないというふうに思っていますので、やるからにはやはりそれだけのノウハウをためて、そしてスタートするというような形でないとだめだと思うのです。ですから、そのためにはいろんな企業の方々から教えてもらうとか、そういう体制づくりというものをやはり市としてつくってあげることがいいのではないかなというふうに思うのです。これは、国も道もそうですけれども、もっと身近な市あたりがそういう部分でそういう場所といえますか、ものをつくってあげないと、なかなか進んでいかないというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 非常に難しい問題だなと思います。行政がどこまでこれ入っていくのかという問題もありましょう。まずは、こうした6次産業化というのは今それぞれ農水省あるいは道でもさまざまな施策もありまして、こうしたことに行政としてはアンテナを張ってマッチングをしていくというような、コーディネートをしていくことをしっかりとやっていかなければならぬだろうというふうに思います。また、商工会議所等もこの地域ブランドの推進を強力に推し進めていただいています。そうしたところとの連携、さらには農業者でなかなか今お話あったように資本力あるいはマンパワーも含めて厳しい部分に関しては、そうしたところとの結びつきや連携ということも視野に入れていかなければならないのかなと。さらには、何といたってもやっぱり売れるものをつくっていくというか、販売をしていくということが、先にしっかりとそこが担保されていないとせつかくの取り組みも生かされていかないのだろうというふうに思うのです。まずは、販売力をしっかりと高めていくことが行政としても求められているのではないかとこのように思っています。そうしたことを24年度の観光振興計画等も含んでということになりますけれども、ぜひこれは強化

をしていきたいというふうに思っています、うちだけでない、行政だけでなく、商工会議所だとか民間とも連携をしながら、そういう体制づくりにぜひ努めていきたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。本当に未知の世界ですから、農家にとりますと。加工することもそうですし、流通関係もわからないですし、農協に全部任せているのですから、今まで流通なんていうのは。それ販売もわからない。どういう形で売ればいいのかもわからない。だから、簡単なものではないということです、何とか名寄市のすばらしい農産物をそういう形で販売できればなという部分もありますし、やはりそういう部分で行政としてのバックアップを期待をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、6番目なのですが、教育行政についてお伺いをしたいというふうに思いますけれども、全市的な適正配置計画、名寄市内は5校から4校という部分でなるとい方向性が出てきているわけなのですが、私この質問を何回もちよっとあなたしつこいよと言われるぐらいやっているのですが、ただ現実としてやはりもうあと五、六年後の学校の生徒の数は実際わかるわけなのです。それをそのままにしておくのが本当にいいのかということなのです。確かに地域の理解も必要ですし、それは当然わかるのですが、一番は子供の教育に関してやっぱりその子のためにやってあげなければいけないという部分だというふうに思いますので、適正配置計画ですとか、それから施設の整備計画では地域と連携しながら、効率的に計画的に進めていくというふうにはしているのですが、一歩踏み込んでどのような手法に進めていくのか、ちょっと再度お聞かせをいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） お答えします。

風連地区ですとか郊外、農村地区など、地域によりましては将来の子供たちの推移ですとか、学校の老朽化の状況などについての情報というのはなかなか把握できないということも私ども十分承知しております。したがって、今後もし地域から要望があれば、その地域の課題や将来の教育のあり方などについて共通認識に立つという視点で、教育委員会としては適正配置や学校施設の設備について語り合う場、これを設定するなどして対応していきたいなど、そんなふうに思っています。よろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。ちょっと一歩踏み込んでいただけたのかなというふうに思います。何とか自然消滅を待つ、ちょっと言い方悪いですね。ほうっておくのではなくて、それもちょっと変な言い方だな。やはり委員会としてちょっと一歩踏み込んでいただけるといお話ですので、何とか地域に入っていただいて、お話をしていただければなと思います。よろしく願いいたします。

それから、給食関係のことでも、これも何度か前回質問させていただいたことあるのですが、名寄の場合にはかなり地場産のものが使われているというふうに思うのですが、現在何%ぐらいの地場産のものを使っておられるのかということ、それから何年前から米粉でパンをつくっていると思うのですが、それ今も続けられているのか、その辺ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 学校給食の食用食材の納入についてでございますけれども、米飯は100%風連産米を使用しております。一昨年から2年間の期限つきで農林水産省から採択を受けた地場農畜産物利用拡大事業の影響や平成22年4月から学校給食法の一部改正もありまして、地場産

使用率は平成22年度の実績で62.3%となっております。全道的に見ても高い水準と言われているようにございます。給食における米飯の回数については、道教委では週に3回を基準としておりますけれども、名寄市においてはもともと4回から5回の提供となっている実情でございます。

次に、昨年4月から地元産米の消費拡大の対策として開始しました米粉パンにつきましても、児童生徒の評判もよく、残す子供も少なくなったという連絡を学校からいただいているところでございます。ただ、米粉パンにつきましても気温に影響されるということでございまして、夏場の使用が難しいと。それで、秋口から冬場の使用に限られるということですので、使用回数はおおむね年8回程度ということで、通常のパンを8回、それからもち粉パンというのですか、モチ米の。もち粉パン、これを3回提供することとしております。今後におきましても、評判のいい米粉パンですので、使用回数をふやしていくような、そんな検討をしてみたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。米粉パンのほうは、最初つくられたときに一度試食させていただいたのですが、結構おいしいパンだなというふうに思っております。

地場産の使用率が62.3%ということで、かなりこれは近隣から見ましても高い数字なのかなというふうには思うわけなのですが、何といましても地元のもの食べて、よく身土不二という、人と土は一体であるという4文字の熟語といたしますか、人と土は一体である。人の命と、また健康は食べ物で支えられているということなのですが、そしてその食べ物は土から育っている。ですから、人の命と健康は土とともにあるのだよと。地元でとれたもので食べるのが一番体にいいのだよということだというふうに思うわけですが、医食同源もそうでしょうけれど

も、同じような意味だと思いますけれども、今後とも地元の食材を有効に使っていただいて、基幹産業が農業である名寄市でありますので、子供たちにもやはりそういう部分で理解をしていただいて、食育の部分を進めていただければなというふうに思います。

ちょっとまだ時間がありますけれども、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時43分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 宗 片 浩 子

平成24年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成24年3月13日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

事務局長 田中 澄 昭  
書記 佐藤 葉 子  
書記 三澤 久美子  
書記 高 久 晴 三

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加藤 剛 士 君  
副市長 佐々木 雅 之 君  
副市長 久保 和 幸 君  
教育長 小野 浩 一 君  
総務部長 扇 谷 茂 幸 君  
市民部長 土屋 幸 三 君  
健康福祉部長 三 谷 正 治 君  
経済部長 寺 崎 秀 一 君  
建設水道部長 野間井 照 之 君  
教育部長 鈴 木 邦 輝 君  
市立総合病院  
事務部長 松 島 佳 寿 夫 君  
市立大局  
事務局長 鹿 野 裕 二 君  
営業戦略室長 湯 浅 俊 春 君  
上下水道室長 石 橋 正 裕 君  
会計室長 竹 澤 隆 行 君  
監査委員 手間本 剛 君

1. 出席議員（19名）

議長 18番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 奥 村 英 俊 議員  
3番 上 松 直 美 議員  
4番 大 石 健 二 議員  
5番 山 田 典 幸 議員  
6番 川 口 京 二 議員  
7番 植 松 正 一 議員  
8番 竹 中 憲 之 議員  
9番 佐 藤 靖 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 佐々木 寿 議員  
12番 駒 津 喜 一 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
19番 東 千 春 議員  
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 谷 内 司 議員

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、谷内司議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

9番 佐藤 靖 議員

19番 東 千春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成24年度市政執行方針から安心して健やかに暮らせるまちづくりについて外1件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、平成24年度市政執行方針から安心して健やかに暮らせるまちづくりについて伺います。1月20日、札幌で40歳代の姉妹が3回も区役所の保護課に相談に訪れていたにもかかわらず、遺体で発見されるという痛ましい事件が発生いたしました。その後も地域で孤立し、死亡していた事件が起きています。名寄ではこんなことはないでしょうね、こんなことが起きないように頼みますよ、こんな不安の声が寄せられているところであります。孤立死、困窮死をさせない、安心して健やかに暮らせるまちづくりが急がれます。

そこで、高齢者福祉の充実についてですが、災害時要援護者支援の確認、徘徊高齢者SOSネットワーク事業が進められていますが、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦などの安否確認、生活実態調査が必要ではないでしょうか。介護認定の申

請、更新の状況把握も必要です。福祉、介護サービスから外れた世帯にこそ、対応と支援が必要になります。地域包括支援センターや民生委員の皆さん、市の職員の訪問などを重ねることを強く求めるものですが、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、障害者福祉の推進についてです。障害者の孤立防止が必要です。家にこもりがちになり、みずから積極的に地域とのつながりを求めることは少ないと言われていています。日常的な孤立状況をなくすためにも、就労支援が重要です。また、ひとり暮らしは難しく、グループホームなどへの入居を希望する声も多いといえます。支援についてのお考えをお聞かせください。

次に、子育て支援の推進について。育児不安や育児困難等から成る虐待予備軍の早期発見と適切な援助体制の整備、虐待発生予防等の対策が強く求められます。そこで、全市町村に配置されます要保護児童対策地域協議会とおやおや安心サポートシステムについて、さらにあらゆる角度から検証するケース検討会議の状況についてお知らせをいただきたいと思えます。

4つ目に、地域福祉の推進について。住民福祉の向上に努めると述べられてはいますが、生活困窮による料金滞納で、ライフラインの供給停止を放置させてはなりません。生活基盤の崩壊で生きる意欲の喪失につながります。ライフラインの継続確保が求められます。滞納対策を生活再建と位置づけ、回収で済ませることなく、生活再建への支援が必要です。セーフティーネットである生活保護制度の周知の徹底が望まれます。生活保護世帯とそれに準ずる世帯を支えるために、生活保護ケースワーカーだけでなく、支援員の配置なども必要になります。名寄市では、生活保護ケースワーカーは定数が3名のところ4名が配置されています。相談しながら申請に至らなかった人、保護を廃止した人のその後の生活実態の追跡調査も積極的に行っていただきたいと思えます。お考

えをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目に、平成24年度教育行政執行方針から健やかな体の育成について伺います。教育行政執行方針で学校給食食材の安全性については、安全で安心な食材の選定に細心の注意を払いながら、地場の農畜産物を積極的に活用すると述べられています。日ごろから米粉パンなどおいしく安全、安心な給食を提供していただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

東京電力福島第一原発事故後1年がたちました。食への放射能汚染に対する不安が広がっています。そこで、給食食材の放射能汚染に対する考え方をお聞かせいただきたいと思います。

2つに、豊かな地域文化の継承と創造について伺います。市内に点在する郷土の遺産や史跡を再確認すると執行方針で述べられています。観光振興計画の既存資源の洗い出しの中では触れられていない貴重な遺産である次の2件についてお考えをお聞きしたいと思います。1つは、山田風車についてです。健康の森に平成8年、名寄市開基90周年、市制施行35年記念事業の一環として建てられた風車があります。風力発電装置のすべてを独自の技術で研究開発に活躍されていた名寄市緑丘生まれの山田基博氏の偉大な功績をたたえ、建設されたものであります。今は残念ながら故障中で動いてはいませんが、市民に山田氏の存在を知ってもらうとともに、夢を与え、青少年の科学と情操面にも潤いをと設置されたといえます。山田基博氏が発明した山田風車は、唯一戦前、戦後を通じて風力発電の成功例と言われ、海外からも高い評価を受けています。1年前の東京電力福島原発事故後、自然エネルギーに対する関心は非常に高まっています。小学生による小惑星発見プロジェクトで宇宙への関心を高めたところです。山田風車で自然エネルギーの活用など科学への関心を高め、発明への夢を膨らませることにつながるのではないかと考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

2つには、風連の歴史民俗資料館についてであります。郷土の貴重な資料が数多くおさめられている風連歴史民俗資料館ですが、名寄地域に住む皆さんにももっと見てほしいと思っています。常時見学可能となっておりますけれども、児童館まで申し出なければ見ることはできません。敷居が高く感じられます。冬期間は暖房もなく、非常に寒いという状況であります。北国博物館と連携して見学期間を設けるなどの工夫も必要ではないかと考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） おはようございます。私のほうからは大きな項目1を、大きな項目2につきましては教育部長からの答弁とさせていただきます。

大きい項目1、平成24年度市政執行方針から安心して健やかに暮らせるまちづくりについて、小項目1の高齢者福祉の充実について申し上げます。名寄市の65歳以上の高齢者人口は、平成24年2月末で8,303人、高齢化率は27.5%となっております。単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、地域から孤立した状態で高齢者が死亡することが社会問題となっております。この問題は、今後の人口動向及び家族やコミュニティの役割が変化する中で、一層深刻化することが予想され、早急な防止策が求められております。ひとり暮らしの高齢者などの見守りは、町内会、地区の民生委員児童委員、さらには社会福祉協議会における町内会ネットワーク事業の実施により、その地域で生活する高齢者などを支援するための見守り体制が進められております。また、ひとり暮らしで生命に危険な症状を発生させる重い持病を抱える高齢者に対し、急病など緊急事態が発生した際、消防署へ通報することができる緊急通報システムの設置事業も行っているところで

あります。しかし、これらの見守りはそれぞれが有する独自の情報をもとに行われており、情報の共有が図られていないことから、だれからも見守られていない高齢者もいるといった状況が想定される場所であり、だれもが地域で安全、安心に暮らしていける社会づくりを目指していくためには、行政を初め地域のさまざまな方々が互いに助け合い、見守り合うという取り組みが必要と考えております。高齢者の実態把握につきましては、要援護者台帳管理システムを活用し、平成24年度から見守りが必要な要援護者の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、要介護認定の更新の対応で、介護サービスを利用している方については、介護保険施設や指定居宅介護支援事業所が本人の依頼に基づいて更新の代行申請等を行っております。また、介護サービスの利用がない方については、更新のお知らせを文書にて認定者本人に通知をしており、これによって更新をされる方や窓口や電話の問い合わせを受け、認定更新について説明を行っているところでもあります。しかし、通知後も連絡がなく、更新しない方も年間50名程度おります。この中には、介護サービスの必要性がなくなった方もいるとは思いますが、文章の内容がわからない方や郵便物の確認をせずに更新の期限を過ぎてしまうことも考えられることから、今後はそのような方に対して再度電話等で本人の状況の確認を行い、必要に応じて地域包括支援センターや民生委員児童委員などと連携を図っていくことを現在検討しており、孤立死等を未然に防ぐための一つの対策と考えております。

次に、小項目2の障害者福祉の推進について申し上げます。本年度第3期目になります名寄市障害福祉実施計画を策定し、目標年次の平成24年から26年までの3カ年について各種サービスなどの事業量を見込みました。策定に当たっては、市民アンケート、福祉懇談会、障害福祉関係事業所との懇談会など意見、要望を聴取し、利用者二

ーズを取り入れてまいりました。

なお、現在施行されております障害者自立支援法が平成25年8月に廃止の予定となっており、新たな福祉制度による支援策が検討されていることから、国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

障害を持つ独居世帯の状況につきましては、住民基本台帳上では重度障害者で220人ほどおりますが、生活実態とは必ずしも一致しない状況にあります。札幌市で発生した知的障害を持つ姉妹が孤立した事件以後、当市では重度の知的、精神障害者でサービスを利用していない方について民生委員児童委員の協力を得てその安否の確認を行い、全員の生活状況が確認されたところでもあります。現在重度の身体障害者などを含め、サービス未利用の抽出作業を行っておりますので、整理でき次第状況調査を実施する予定になっております。

グループホームの支援につきましては、知的障害者のグループホームへの入所希望者が約20名程度待機状態であると市内事業所より報告を受けております。平成24年度には、民間によるグループホームの整備計画が複数あると聞いておりますので、名寄市障害者ケアホーム・グループホーム整備事業補助金交付要綱に基づき支援をしてみたいと考えております。

また、並行して一般就労への支援も強化していかなければならないと考えております。経済状況低迷により、一般の就労先の確保も難しい時代にあります。ジョブコーチ制度を利用した就労支援やハローワークとの連携、事業主及びなよろ地方職親会との協力と連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の子育て支援の推進について申し上げます。児童虐待に関する相談件数は、全国的に増加をしており、平成22年度上川振興局管内では相談処理件数及び虐待通告件数も過去最高となっております。平成12年に児童虐待防止法に関する整備がなされ、通報、相談、支援の取り

組みが進み、社会に周知されるようになり、住民の意識が高まったものと考えております。本市におきましても児童虐待による相談件数は増加傾向を示しており、平成20年2月に児童虐待の未然防止、早期発見等のため、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、保健センター、民生委員児童委員、警察、医療機関、保健所、法務局、児童相談所などの地域の関係機関、団体等の関係者が連携を図り、協力して取り組んでいくことが重要であることから、児童福祉法第25条の2第1項の規定により名寄市要保護児童対策地域協議会を設置いたしました。同協議会では、代表者会議、実務担当者会議を開催し、定期的な情報交換を行い、個別のケース検討会議では要保護児童の具体的な支援の方法を関係機関と情報の交換を行いながら、それぞれの役割分担、見守り、予想される課題等を検討してまいりました。ケース検討会議では、迅速な対応が求められることから、今後も適正に対処してまいりたいと考えております。

おやおや安心サポートシステムにつきましては、平成22、23年度の北海道の要保護児童対策地域協議会の機能強化事業であり、育児支援力の強化、虐待発生予防、療育支援体制の整備を行う事業で、この事業には市立3保育所が平成22年、23年度で参加し、保育所の子育て支援機能を活用し、保健所、名寄市立大学社会福祉学科の協力のもと、保育所での支援の取り組みを学び、現状を点検、評価を行いました。このことにより、母子保健と保育所が連携し、要支援家庭、要支援児への支援体制づくりに努めているところであります。

子育て支援センターでは、保健センターと連携を図りながら、孤立しがちな家庭への訪問など、今までの支援とあわせて出向いていく支援事業の実施を予定しております。また、平成24年度からは現在休止をしている風連日進保育所を活用しながら、子育て世代の親がお年寄りや地域の方々の協力を得ながら、子育てを楽しめるよう新たな

子育て事業を実施し、サポートしてまいりたいと考えております。

次に、小項目4の地域福祉の推進について申し上げます。福祉行政の懸案事項の一つでありました地域福祉計画を今年度策定することができました。多くの市民、関係者の方々からの協力により、新名寄市総合計画後期計画との整合性を図り、また名寄市社会福祉協議会で策定しました名寄市地域福祉実践計画と連携したものとなっております。平成24年度から事業の具現化、実行へと着手いたしますが、地域福祉根幹となるすべての人の幸せを願う福祉の心の醸成にはまだ多くの時間がかかると考えております。孤立した人や世帯をなくすためには、地域の方々の協力が不可欠であり、見守りによる安否確認体制を構築するのは現在行われている町内会ネットワークを基盤とした事業の推進を考えております。潜在する要援護者の発見には、民生委員児童委員、町内会の協力を得ることはもちろんですが、ライフラインを供給する公的機関との連携や宅配業者など、直接本人と接触を持つ機会のある事業所の協力のもと、発見に結びつく例もありますので、関係する事業所との連絡体制を強化してまいりたいと考えております。

将来の生活不安による相談件数が増加傾向にあります。すぐに生活保護に結びつくケースはまれですが、生活保護制度の内容を聞きに来られる方も多く、その要因は収入減によるものが多くを占めております。長引く不況の社会的な問題を背景に民生委員児童委員の方への負担が多くなっているのも事実であります。なり手がいない状況は、全国的な問題でもありますが、当市においては98人全員が充足されていることから、今後民生委員児童委員の本来の業務が遂行しやすい環境を整理してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2、平成24年度教育行政執行方針について、

その中から小項目1、健やかな体の育成についてにかかわりまして、原発事故に関連した給食用食材の安全性についてお答えを申し上げます。

児童生徒の健やかな体の育成を図るため、学校給食においては安全で安心な給食の提供に細心の注意を払いながら、地場の農畜産物を積極的に活用しております。学校給食用食材の選定においては、一義的には地場の農畜産物を使用することとし、生産時期の問題から地場の食材が入手困難な場合には道内産の食材を使用し、道内産でも入手が困難な場合には道外産を使用することで、国内産の食材にこだわった安全で安心な給食の提供を行っております。しかしながら、昨年3月11日の福島原子力発電所の事故の影響から、冬期間及び端境期の学校給食用食材の購入に当たっては一部北関東を中心とした東北、四国、九州等で生産された野菜類を使用せざるを得ない状況にあることから、食材の放射能汚染に関し細心の注意を払う中で使用しているところであります。食材の放射能汚染の状況把握につきましては、冬場や端境期の使用に向け厚生労働省や農林水産省が行っているモニタリング調査の結果をインターネット等で逐次確認するなど、学校給食センターで使用する食材の生産地のセシウム、沃素の状況を把握をし、安全であることを確認した中、使用しております。また、昨年9月から札幌市では福島県及びその近隣自治体などから市内に流通する食品を対象に放射性物質のモニタリング検査を実施をし、インターネット等で公表していることから、これらのデータも参考にしながら使用しておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、小項目の2、豊かな地域文化の継承と創造についてにかかわる部分で2点の御質問をいただきました。1点目の山田式風力発電でございます。山田式風力発電は、名寄市出身の山田基博氏が昭和17年に電気の通じていない農漁村用に開発した二枚羽根の小発電用風車で、戦後はその効率のよさから道内のいわゆる戦後開拓農家の入植

の農家の方や東北の山村の自家発電用に数千台の普及を見せたと言われております。高度成長期以降は需要はなくなりましたが、その後のオイルショックのときには一時また注目を浴び、また風力発電自体は昨年原発事故でクリーンでソフトなエネルギーとして再認識をされている分野でもございます。名寄市では、議員御指摘のとおり郷土の出身者で世界的にも認められた山田氏考案の風車を市民の方に知っていただくために、平成3年からなよろ健康の森の整備事業にあわせまして日進地区の丘陵地の一角に希望の灯の塔として山田式風車を当時3基設置をし、その実績と青少年への科学情操教育の振興を図ったところであります。その後残念ながら老朽化のため、現在は1基が設置されていますが、動いてはならず、その当初の目的どおりにはなっていない現状がございます。また、名寄新聞社が刊行いたしました続々名寄百話という文献には山田氏の実績が収録されておりますけれども、一般の方にはその存在、それから実績が知られていないのが実情でもあります。

次に、風連歴史民俗資料館の現状と利用促進の考えについてです。風連歴史民俗資料館は、合併以降は北国博物館の分館の位置づけで、原則として常設の管理人は置かず、入館希望者があった場合には入館をいただく施設として運用をしております。平成22年度までは、隣接する場所に福祉センターの生涯学習課の職員が入館者の対応をしており、福祉センターの解体後は少し離れていますが、風連児童会館内の図書館分館の方をお願いしておりますが、本来業務もあり、入館希望者の方には不便をおかけしているのが現状であります。利用者の状況につきましては、ここ3年ほどですけれども、平成20年度で284人、21年度で192人、平成22年度は46人、これは6月から10月まで福祉センターの解体工事に伴いまして休館した影響でございます。また、本年、平成23年度は2月末で81人の利用状況となっております。平成22年当初には、閉校となりま

した風連高等学校のメモリアルコーナーをロビーに設置をいたし、1階の常設展示の一部も手直しをしております。常時開館ではないため、収蔵庫的な利用となっております2階部分については、季節的には湿気対策等必要となっているという現状もごございますが、現在の利用状況と職員体制の中では現状維持とならざるを得ないことを御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

安心して健やかに暮らせるまちづくりについてであります。まず高齢者福祉の点についてです。今回全国でいろんな事件がありまして、本当に皆さん心を痛めているわけで、自分も含めてこんなことが起きないようにという思いは強くされているのかなというふうに思っています。先ほど介護申請の部分でいろいろ御説明がありました。文書で、また電話でというようなお話でしたけれども、ぜひ足を運んでいただきたいなというふうに思っているところです。更新されなかった理由というの、いろいろ先ほども介護が必要なくなった方もいらっしゃるのではというお話もありましたけれども、その理由というの更新しなかったという高齢者がいるということは自治体しかその情報は持ち得ていないわけですから、ぜひ民生委員さんをお願いするのもあるかもしれませんが、市のほうで積極的にかかわっていただきたいなというふうに思っています。やっぱりじっくり更新していない理由の把握です。経済的な理由も多いのではというふうに考えるわけですが、その部分じっくり聞いていただきたい。それで、その後必要な介護はどういうものがあるのか、包括支援センター等との連携もしながら、必要な働きかけや、また支える仕組みづくりが必要ではないかというふうに思っているのですが、この点についてお考えを

さらにお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 手帳等々の手続で、やはり先ほど答弁させていただきましたように年間約50件ほどいるということで実態を把握させていただいております。その中には、先ほどの答弁もあるように自立できてその手続を更新しなくてもよくなった方もおられます。しかしながら、先ほどの説明のようになかなか郵便物をそのままきちんと熟慮しながら理解をして、次の手続というもの、また家庭におられなくて郵便物がそのままになっているだとかという部分が見られるのも事実であります。やはり基本的には、そのような人たちには議員がおっしゃるように出向いて、内容を確認をして対応していくというのが本来の行政サービスのあり方でないかと私たちも考えてございます。現在まで残念ながらそういう部分が若干欠けていた部分は反省をしながら、先ほど答弁のとおり今後におきましてはその部分は訪問するなり、またその内容によっては地域包括支援の行政サービス支援に向けられる部分がございましたら、そのような対応を進めさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひ強化していただきたいというふうに思います。これらの事件後は、やっぱり道内の自治体でも高齢者の見回りや生活実態調査を強化するところが非常にふえています。今直接行ってくださいというふうにお話ししましたけれども、不在であったり、またうちは関係ないというふうに拒否される方もいらっしゃるというふうに思います。困難さは大きいとは思いますが、すけれども、地域にある、先ほども言った支援センターであったり、民生委員の皆さんのお力であったり、社会資本の活用していただいて、ぜひ進めさせていただきたいと思っております。

先ほど民生委員さんの話もありました。負担も非常に大きくなって、本当に御苦労かけているな

というふうに私の周りの皆さん見ていても思いません。そこをだからこそ、市が責任を持ってフォロー体制をつくるということも強く求めたいというふうに思います。また、地域包括支援センターの人員増などは国や道などにも強く要請していくことも必要なというふうに思っていますので、ぜひここを進めていただきたいというふうに思います。

障害者の福祉の問題なのですが、本当に一生懸命取り組んでいただいているなというふうに思っています。先ほどお話を聞きましたら、220名のひとり暮らしの皆さん方全員を確認できたというお話で、ちょっと胸をなでおろしているところがあります。しかし、見えないところにもという部分もあったりしますので、この動きを引き続きぜひ進めていただきたいと思ひますし、またグループホームへの入居希望者が20名の待機ということでもあります。いろんな民間の方たちのところで努力をされていますけれども、やはり行政の支援が本当に待たれているところなのですが、この部分についてももう一度お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） グループホームの支援につきましては、先ほどの答弁の中でありましたように現在の民間の部分で、今のお話の中では3事業所から24年度に向けて施設の整備を図っていきたいというお話をいただいております。24年度中に完全にできるかどうかは、今のところ予定でございますので、確定ではありませんが、この3施設につきましては先ほど申しました名寄市におきましては補助制度がございますので、その補助制度にのっとりまして支援をしまいたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 待たれているところに支援をとるところでは、やっぱり受ける側にとっては本当に大きな喜びになるかなというふうに

思いますので、積極的な支援をお願いしたいと思います。

次に、子育て支援なのですけれども、せんだって虐待も含めてなのですけれども、やはり身体的、精神的も含め、またネグレクトというか、放置の問題も非常に気にかかるところであります。何日も子供を1人でおうちに置いたままというようなこともあるとなると、先ほどから話ししている孤立というところら辺につながるのかなというふうに思ひて非常に気になるところであります。今御答弁いただいた中で要保護児童対策地域協議会や、またおやおや安心サポートシステム、これで随分いろんなケース検討し、調査もしているというふうにお聞きしているところです。これは、道の保健所のかかわりもあるということで、チェックリストなども見せていただいたのですけれども、チェックリストのサポート表、名寄市としての工夫などもされてきたのかどうか、その辺もちょっとお聞かせをいただきたいと思ひますが。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員お話ししましたように、児童虐待については4種類ございまして、それぞれ身体ですとかネグレクトという部分がございます。名寄市においてもやはり法律の改正によりまして通報義務ですとか、そういうものを含めて非常に多くなっているのが実態であります。この部分につきましては、今議員お話ししました保健所も中心になって、関係機関でそのケースごとにあればすぐケース会議を開催をして、その対応を進めさせていただいていると。その中の今のケース的な様式等につきましては、これはそのケース会議または本体の会議におきまして、協議会におきましてそれぞれ関係機関とろんな情報で、このような形がいいとかというのは意見交換をさせていただいているのが実情であります。ですから、現在この地区で児童に対しての虐待の対応策としてはパーフェクトではありませんが、すぐ対応できているということ。特に警察を

含めてすぐ連絡体制が今確立されております。ですから、子供たちには、特に幼児も、それから園児も、それから児童も生徒もという形で広いジャンルでございますけれども、それぞれ各学校を含めた形、警察を含めて、保健所を含めてという本当に関係機関の皆さんが熱心にその協議会のほうに参加をいただいて、いろんな情報をいただきながら、交換をしながら、いかにしてその子供に、親に、家庭に一番ベストな方法をいつも模索している段階であります。この部分のシステムはさらに皆さんの、特にこの協議会だけでは解決できない問題でありますので、地域にも周知をさせていただいて、市民ぐるみで子供たちの虐待を未然に防ぐような体制づくりを今後進めさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 関係機関の皆さんと本当に力を合わせていただきたいというふうに思います。妊娠、出産期については、保健センターのこんには赤ちゃん訪問等で細やかな支援をいただいているのですけれども、その後のお母さん方、孤立させない取り組みが重要だというふうに考えています。ちょっと調べたのですが、平成22年度旭川児童相談所での虐待に対する相談の処理件数が246件あるのですが、相談の経路別、どこに相談に行ってきたかというところを見ると、警察が一番多かったのですが、次に都道府県であったり、市の福祉事務所というふうになっていました。御近所だとか親戚というのがその後になっているのです。だから、やっぱり行政が頼られているのだということを示しているのだというふうに思っています。ですから、行政が担う役割というのは非常に大きいなというふうに思っているのですが、ここの部分についてお考えもしあればお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 現在私の健康福祉部の中に相談員がございまして、今議員言われ

ましたように直接市のほうに相談も多うございます。しかしながら、今教育委員会が110番ですとか、それから各学校でその担当の先生がございまして、その先生からの相談だとかということ、基本的にはもう年々多くなっているのが実態であります。この部分につきましては、それぞれのケース、ケースが、いろんなケースがございまして、そのケース・バイ・ケースでございますけれども、今の時点で対応がこの子供に対して一番いい方法ということを探索しておりますので、この部分につきましては関係それぞれの担当者と綿密に連絡をとりながら、またその中では本当に親子を離して児童相談所に子供を送致をするというケースも実は昨年、一昨年と名寄市では2件ほどございまして、基本的にはやはりいろんなネットを張りめぐらせて、行政である我々が中心になって関係機関と連携を図って対処するのが一番だと我々も現在思っている段階でございますので、さらに市民の皆さんの御協力をいただければと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。子供の虐待の中にも経済的な不安から来る虐待もあるかなというふうに思っているのですが、生活保護の問題です。この間、過去5年間北海道で保護世帯の推移を見ますと、世帯数で24.5%、人数で20.1%の増になっています。これは、社会情勢、経済状況の中でどんどんふえているのだというふうに思っています。このまま続けばますます保護世帯はふえてくると見なければならぬというふうに思っているのですが、道全体でいうと生活保護のケースワーカーさんが足りなくて、共産党の道議も随分ふやせというふうに道議会でも取り上げているのですけれども、なかなか受給者もふえているということで追いつかず、92%の充足率になっているという中であります。このケースワーカーの配置は、市の段階では受給世帯80世帯に1名のケースワー

カーさん配置になっています。そういう中で名寄市は、定数が3名という中で4名が配置されているということでもあります。多いから減らすということになっては困るというふうには私は強く思っています。行財政改革という中で人員削減が進められて、生活保護の相談や申請の枠を狭めるということになっては困るわけです。また、ケースワーカーさん1人が担当する部署、80世帯、これは郡部では65世帯というふうになっているようですが、かなりの多い人数です。これをますますふえていく、負担を多くさせるということとはとても見逃すわけにはいかないというふうに思っています。現在の4名の維持を強く切望するものですが、この部分についての考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員の御質問のケースワーカーの関係でございますけれども、名寄市が18年に合併をしたときに、それまで旧名寄市については3名、合併したことによって1名増ということで、現在4名体制で進めさせていただいているところであります。過去の経過を見ますと、合併以降19年度がピークで、その後現在まで余り大きな増加はないということで、ここ数年は同じような数字で推移をしている状態でございます。議員言われるように、国の方針では市では80、それから町村では60程度ということで、現在町村並みの職員の配置ということで、支給率も全道32市中下から2番目ということで、支給率は非常に名寄市は厳しいのではないかと一市民の御意見もいただいているところでありますが、我々担当としては多くの職員で適正な事務処理をさせていると認識してございます。それについては、支給になる、支給をするにはある程度調査ですとか、それから支給までの時間がございますので、そのつなぎ資金と言ったら言葉弊がございますけれども、社会福祉協議会で名寄市が200万円で委託をしております生活資金

1世帯3万円という、こういう制度もございますので、そういうような制度も活用しながら、生活保護受給者については毎年70から80件の相談をいただきながら、そのうちで受給につながっているのは3件から5件程度というような数字も出てございますので、今の体制が名寄市では特に毎年上川振興局のほうから大がかりな監査が入ってございます。この監査指導の中でも名寄市は適正な指導をしているというお褒めの言葉もいただいている状況でございますので、この部分について、しかしながら人員については私の立場で継続するだとか、ふやすだとか、削るということは残念ながら申し上げられませんが、この制度にのっとった適正な処理は今後も続けさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 4名維持することを強く求めていきたいと思えます。

今社会福祉協議会から支援金3万円借りられるというお話がされました。これは、あくまでも貸していただく3万円です。3万円借りたけれども、返す当てがあるかということ、本当に困って相談に来ているわけですので、私はこのところが非常に疑問に感じているところであります。3万円貸してもらえるので、まず社会福祉協議会へということではなく、やはり生活の実態、じっくり相談に乗っていただいて、申請をしていただくということが私は必要だと思います。札幌の姉妹の場合でも、生活困窮ということで3回行っています。区役所は、申請の意思が示されなかったのだというふうに言っています。ここでは、求職活動、一生懸命働くように、働き口探さないというふうにも求めたり、また生活保護制度の全般について説明するだけだったということです。やっぱり申請されるかどうかの意思を確認するというのも私は必要だというふうに思います。保護課の窓口で、これを申請窓口というふうにする。相談して帰っていただくのではなくて、相談を受けてここで申

請しますかと申請の意思を確認する。これが必要だということで、そこを徹底したいというふうに強く求めるものでありますが、この部分についてのお考えを再度お聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 保護の申請につきましては、国のほうでもそれぞれマニュアル等の指針を示してございます。名寄市におきましては、面接、相談に來られましたときには面接記録表というのをそのマニュアル等々に従いまして、作成をさせていただいているところで、先ほどから言っている年間七、八十件はそれぞれこの記録表にのっとった数字でございますけれども、これにつきましては議員お話しのとおり最終的には本人の面談の結果の処置ということで、最後にはその項目も本人の意思がある、ないという確認も項目に入れさせてありますので、議員の御心配な部分については今このようないろんな対応の中で処理をさせていただいていると考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 2008年の厚労省の通達で、いささかの申請権の侵害もしてはならないというふうにあります。ですから、まず申請できることが必要であるということ強く求めていきたいというふうに思います。

時間もありませんので、次に移りたいと思います。教育行政の給食の食材の問題なのですが、安全の確認を進めているというところなのですが、道内においても食品放射性物質測定器の導入を決めている自治体が今ふえています。例えば釧路市では、来年度の予算に組み入れました。それと、帯広市では今定例会で補正予算として一般財源を使ってこの食品放射性物質測定器の購入を決めています。名寄市としては、測定器の購入についてどのようにお考えなのか、補助金の活用とか、国民生活センターの貸与事業などの活用も検討していただいて、購入に向けて前向きな対処が必要かと思いますが、どのようにお考えでしよ

うか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 給食用食材の納入に関しましては、国や他の自治体が行うモニタリング等の結果を注視して安全を確認しての使用としておりますけれども、議員御指摘のとおり絶対的な安心確保には至っていない状況にあると認識しております。本年4月からは、食品中の放射性物質の基準値が改定をされまして、一部の野菜については1キロ当たり500ベクレル以下から1キロ当たり100ベクレル以下に基準が厳しくなってきました。給食センターでは、本年2月に上川管内12共同調理場の状況をアンケート調査をいたした結果、士別市では1月下旬から月に1回もしくは2回の割合で納入食材1品目の放射性物質の検査を実施しているということです。また、剣淵町では検査機器の導入が検討が行われている状況にありますし、議員御指摘のように道内の他市では釧路市、岩見沢市で導入に向けて検討の動きがあるとお聞きをしております。そういった意味では、徐々に関心が高まってきているという認識をしております。検査機器導入に当たりましては、厚生労働省と、それから農林水産省が補助金を制度化をしておりますけれども、補助対象を基本的には原発近隣12都道府県に対して補助要件を整備し、実施するというようにしておりますけれども、北海道に確認いたしましたところ、補助対象を原発近隣17都道府県に絞った表記はないということですから、今後において詳しい情報の収集を図ろうと考えております。

また、国民生活センターでは放射性物質検査機器の貸与について対策を講じているということですが、優先順位があるようで、昨年11月末現在で道内6の自治体が要望しているようですが、現在のところ未配分になっているという状況であります。名寄市の給食センターでは、食品の放射性物質の情報を的確に把握をして、納入時には細心の注意を払い、安全な食材の納入に

努めておりますが、今後においては道内の市町村の対応状況等も見きわめながら、検査機器の導入について研究をさせてもらいたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今新規制値の話がされましたけれども、厚労省が2月25日に発表した基準値、発表と同時に意見募集も行っているのです、厚労省が。それで、1,877件意見が寄せられた中で最も多かったのが今おっしゃったように非常に厳しい基準値になったのですけれども、さらにもっと厳しくするべきだと答えた方が1,877件のうち1,449件、子供に対してさらに配慮した基準値にすべきとするが819件、新規制値が厳し過ぎるのではないかという意見は55件にとどまっているということで、食に対する放射能汚染の関心が非常に高いということで、道内の自治体でも一般財源も使いながらということで、購入を決めています。四、五百万円かかるという機材ですけれども、やはり安全を担保される。それで、風評に流されないで確かな情報をというところ辺ではやっぱりこういう機器購入して、市民の皆さんにお知らせしていくということが必要ではないかというふうに思っているのですが、再度お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 原発の事故の部分に関しては、1年がたってもいまだにその影響は衰える部分がありません。いろいろな分野で、国民生活、特に食の安全にかかわる部分では影響が及んでいるという認識を深めております。特に放射線の基準値に関しましては、より厳格な基準値の設定を求めるというのが一般的な動向になっているということを踏まえまして、教育委員会としても安全で安心な給食を提供するためには機器の購入の検討を含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

時間がなくなりました。山田風車のことをちょっと最後に取り上げさせていただきたいと思えます。自然エネルギーの開発などに、道内でいろいろな地域の自然エネルギーの開発、調査したり、また取り組んでいる大友詔雄さんという方がいらっしゃるのですが、工学博士。著書に「自然エネルギーが生み出す地域の雇用」という中で、隣の下川町のことなども細かく紹介されているのですが、この中に山田基博さんのことを北海道が生んだ風力発電の大天才と、こんなふうに紹介されています。本当に私たちは、こういう大天才を先輩に持った市民なのだということら辺をもっと広く子供たちにもいろいろな形でお知らせする機会はあるのかなというふうに思うのですが、ぜひお知らせ、伝えていっていただきたいし、また自然エネルギーへの関心も深めていただきたい。そういった部分でどのように取り上げていただけるか、ちょっとお考えがあればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 議員御指摘のように、身近な必要性から発明の夢を膨らませて、風力発電の分野ではその名が歴史上の位置を占めます山田式風車でありますけれども、その意味では郷土の人物遺産として再認識と、それから洗い出しに相当する事例と認識をしてございます。ただ、現在のところ環境教育であるとか、風力発電の啓発に直接結びつける方策についてのその手段と方策を示すまでには至っておりませんが、今後は名寄市内には山田氏とかつて交流のあった方もいるということをお聞きしておりますので、博物館等で山田氏の資料につきましても周知に努めたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

孤立死への対応は外3件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をしております。さきに行われました各議員の中で重複する質問もございますけれども、よろしく願いいたします。

まず、大きい項目1番目、孤立死への対応についての質問をさせていただきます。本年1月、札幌白石区のマンションで40代の姉と知的障害者の妹が孤立死した残念な事件が起きてしまいました。姉は、2010年6月、2011年4月、2011年6月に生活保護の申請を相談に区役所に行かれたそうです。その際、雇用保険や就労支援の時期のため、生活保護の申請にはためらいがあったと担当者が言っていました。当地域の民生委員は、訪問対象は65歳以上の高齢者か生活保護者が対象者なため、姉妹が住んでいることは知らなかった。知っていればちょっと会いに行くか、訪ねたのにと言っていました。また、北海道電力、ガス会社への支払いを昨年夏より怠るようになり、支払いの方法を相談したが、連絡が途絶え、数回にわたり督促状を送付されたそうです。11月にはガス供給会社と面談でガス供給が停止、11月30日に姉と相談、面会し、12月15日、障害者年金がおおりるからということで、とめて結構と言われたそうです。しかし、その障害者年金のほぼ全額は滞納した家賃に充てられていたそうです。また、本年立川市では母親が突然死、4歳の障害児の子供が死亡。ことしに入り、立川市その親子の死亡したところから200メートルしか離れていない場所で95歳の父親、また息子の2人が孤独死になっております。この問題でも自治会長が29日に訪れ、役所に連絡をした。2日後に住宅公社が訪問、住宅公社からまた役所に連絡し、その5日後に役所が訪問し、孤独死が発覚したそうです。役所では、住宅公社が管理するものと考えていたのというテレビ報道がありました。このように名寄市で孤独死を防ぐためにも、

行政、町内会、企業の連携が重要となると思います。

まず、1点目には、名寄市の福祉サービスや福祉施設等のセーフティーネットを利用していない高齢者、療養手帳を持っている障害者の状況についてをお知らせいただきたいというふうに思います。

2点目は、約8,000人の高齢者と療養手帳所持者1,900名の生活実態調査について、名寄市としての対応について理事者の御見解をお願いいたします。

3つ目には、セーフティーネットを受けていない生活困窮者を行政で全員把握するのは限界があるというふうに思っております。その意味でも町内会や民生委員、福祉協議会や業者の連携が必要と思われれます。生活困窮者への供給されているライフラインを供給している業者、水道等を含めて、行政に対して料金滞納等の生活困窮者に対して供給停止にする際、市とも協議する体制づくりの考えについて理事者の御見解をお願いいたします。

4点目は、孤独死に対しての名寄市の今後の対応についてのお知らせをよろしく願いいたします。

続きまして、大きい項目の2点目、自転車走行環境の整備についてお尋ねをいたします。近年通勤、通学、買い物等の手段として利用がふえている自転車の利用者が急増しております。それに伴い、夜間の無灯火運転、自転車乗車中の携帯電話の利用などが原因となった自転車事故が相次いでおり、死傷者も後を絶たない現状になっております。警視庁の調べによると、交通事故の総件数は平成11年から10年間で約0.87%減少しているにもかかわらず、自転車と歩行者の事故は約3.7%ふえております。現状は、車道を走るスペースがなく危ないとも言われております。警視庁は、昨年10月25日、自転車交通に関する総合対策を打ち出しました。自転車は車両であるとの位置づけを明確にし、車道を走行するよう促す

対策に乗り出しました。しかし、現在全国の車道の多くは安心して自転車が走行できる環境整備がされているわけではないのが実態であります。自転車走行環境の改善に対する対策は、警察だけではなく自治体、行政、民間を巻き込んだ、国を挙げて取り組むことが重要であると考えております。現在自治体の中には、自転車交通に関する条例を制定するなど独自の対策に乗り出す自治体も出ておりますが、多くの自治体は自転車レーンの白線をつける補助金がないことから、さまざまな課題が残されております。自転車事故の7割は交差点で発生しており、その原因は自転車が歩道を走ることにより自動車ドライバーの認知ミスから、交差点での自転車レーンを設けるよう叫ばれております。本市の交差点の改善と自転車レーンの設置の理事者の御見解をお願いします。

また、自転車の対人事故での賠償金額が高額になることが多々あり、心配されております。また、加害者になってしまった場合の賠償にも対応できないため、現状自転車購入時には盗難保険は言われますが、交通災害は余り強く言われれないのが現実であります。昔名寄市でも交通傷害保険的な安価な共同保険の推進について本市で進められておりましたけれども、今後も自転車交通に関する本市の安価な共同保険推進についてのお考えをお知らせいただきたいというふうに思います。

続きまして、大きい項目の3つ目、スポーツ観光への取り組みについてお尋ねをいたします。加藤市長の1丁目1番地、名寄市観光振興計画では、基本理念の名寄市のすばらしい既存資源を見詰め直し、市民にその魅力を自覚してもらい、名寄に愛着と誇りを持ってもらうことにより持続的なにぎわいづくりを目指すとの理念のもと、基本目標として交流人口の増加による経済効果の拡大と定められております。交流人口をふやすためにもいろんな方法があると思いますが、近年まちおこしのコンテンツの一つとしてマラソンなど市民参加型スポーツイベントや観戦型スポーツイベントの

開催、あるいはスポーツ合宿、キャンプ誘致などを実施することによりスポーツイベントを実施することで生まれる経済効果、波及効果を各地域での自治体が注目を集め始めております。このようにスポーツを活用したまちづくりで新しい観光価値の創造をつくっていくために、企業関係の宿泊施設、観光施設、交通機関、旅行会社、飲食店、商店や観光協会などを代表とした観光団体とスポーツ団体との連携と協力を効率よく機能させることが必要と考えられます。これらのメンバーと行政の連携が重要と考え、その意味でも企業、観光団体とスポーツ団体の連携の現況の状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

国レベルにおきましては、スポーツ基本法が2011年6月に制定され、観光庁がスポーツ観光推進室を設置するなどスポーツを取り巻く新しい動きが活発化をしてきております。これから日本の復興にスポーツと観光の果たす役割は大きく、その両者が融合したスポーツツーリズムの一層の推進が図られていくことが期待されております。目的地に旅する明確な理由をつくり出していくことをさらに意図的にスポーツとツーリズムを融合させ、新しい価値と感動をつくり、新たなビジネス環境をつくり上げているとも言われております。地域活性化を目的としたスポーツイベントの開催やスポーツの合宿、キャンプ誘致、スポーツ観光などの取り組みのほか、各地域では市民参加の大型市民マラソン、サイクリング大会、スキー大会等々の開催の動きは市民の健康づくり、青少年育成やスポーツ振興などの取り組みが行われている中で、本市の市民の健康づくり、青少年の育成、スポーツ振興の取り組みについてをお知らせいただきたいというふうに思います。

スポーツの分野で新たな観光、人口の拡大を図るために、企業だけでなくスポーツツーリズムによる地域の活性化、経済、社会的、教育的な価値を自治体の市長が理解し、推進を行い、地方公共団体における観光計画とスポーツ振興計画の協力

体制を構築し、交流人口の活性化を進めるためには、スポーツ施設の整備も必要ではありますが、大会などの魅力あるコンテンツをつくり、大会や合宿誘致、プロスポーツの誘致などスポーツツーリズムを進める連携を観光のまちづくりの定着を進める中で、交流人口の拡大を図り、経済波及につながると思われます。スポーツイベントの誘致に対する理事者の御見解をお願いいたします。

名寄市観光振興計画では、持続的にぎわいづくりを目指し、この理念を踏まえて基本的な目標を交流人口の増加による経済の拡大と定められています。交流人口をふやすためには、いろいろな方法があります。近年のまちおこしでは、東京、大阪、高松市はスポーツのイベントの誘致を積極的に行っております。福島県では、海外からゴルフ観光誘客、民間主体のアイデアを生かしたスポーツツーリズムを推進する沖縄県、文化とスポーツと観光を一体化にしたカナダ、韓国がイベントの開催を進めています。スポーツと観光の垣根を超えた自治体や各種団体間の連携し、協力した大会、合宿誘致、プロスポーツ誘致やシニアスポーツ、少年団、全道大会の誘致など観光のまちづくりを進めるべきと考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

最後の大きい項目、来庁者の申請、また相談への対応についての質問をさせていただきます。昨年の1月だというふうに思います、の話になりますが、市民が名寄、風連庁舎の各種申請に母親と来庁、申請を終了したのですが、数日後市役所からはがきが、再度の連絡が着いたそうです。それで、再度申請に市役所に来た際、書類がないため申請をやり直したということが起きたそうです。そのような意味でも銀行などは、会社に来てある書類を書いたり、持ち帰る際、その持ち帰る書類の名前を書いたり、交わしたことを書いてカーボン紙の伝票に写し、銀行員が保管、またお客さんに渡すという方法で確認をされています。また、市役所の職員は何年かには退職もされ、また何年

か後には部署を異動するということがあります。部署で市民から相談に来て、相談したことを先ほどのカーボンのようにカーボン伝票に書き、記載して相手に渡す。また、その方が数年後来ても部署にいた人がほかの部署に行ってもその相談内容がわかるという体制をつくるのが重要であるというふうに考えます。その意味でもこの書類提出確認伝票、また市民相談確認伝票の発行についての理事者の御見解をお願い申し上げ、この場での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは大きな項目1を、大きな項目2と4は市民部長から、大きな項目3は営業戦略室長からの答弁とさせていただきます。

大きい項目1、孤立死への対策はの小項目1の福祉サービスや福祉施設を利用していない高齢者、障害者の状況について申し上げます。名寄市の65歳以上の高齢者人口は、平成24年2月末で8,303人、高齢化率は27.5%で、75歳以上は4,358人、後期高齢化率は14.5%となっております。要介護者の認定者数は、平成24年1月末で第1号被保険者1,305人、65歳以上75歳未満130人、75歳以上1,175人、第2号被保険者50人、40歳以上65歳未満、合わせて1,355人となっております、このうちサービスを利用していない要支援者は108人、要介護者は155人で、合わせて263人となっております。

次に、平成24年2月末現在の障害者手帳の交付数ですが、身体障害者手帳の交付者数は1,458人で、うち重度の方が602人、知的障害者への療育手帳の交付は324人で、うち重度の方が116人、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は147人で、うち重度の方が16人、合計1,929人に交付しております。これらの方々のサービスなどの利用状況ですが、施設入所を含む居宅サービスを利用されている方は88人、施設で68人、居宅で20人となっております、その他日常生活

用具の受給者201人、ハイヤー料金の助成を受けている方が約430人など多くのサービスを利用されており、その多くは重複しての利用のため、サービスを一切受けていない方の数は把握することが難しい状況になっております。この点につきましては、世帯状況も踏まえ、本年4月から進めていく要援護者台帳の整備で取り組んでいく予定になっております。

次に、小項目2の生活実態調査について申し上げます。現在市で把握している住民個々の実態は、各種福祉サービスを利用されている方に限られており、潜在的な要援護者の実態はつかんではございません。命のカプセル配付による情報や民生委員児童委員、町内会等からの情報もありますが、特に高齢者における独居生活の状況や認知症の進行が危惧されているところであり、これらの方々の情報提供は地域の方々をお願いをしていきたいと考えているところであります。個人情報の保護からも自発的に登録者を募る手挙げ方式による方法も考えているところであり、今後も継続的な情報収集のあり方について研究してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の電気、ガス、灯油、水道供給業者と行政の連携について申し上げます。要援護者の発掘には、民間事業者からの通報が大きな情報源となっていることは言うまでもありません。北海道としても電気、ガス等の供給業者に料金を滞納している生活困窮者に対し、市への相談を促してもらうよう要請しているところであります。ただ、これらの供給者と利用者の間には月1回の集金という接点があったものの、近年は口座引き落としによる支払いが増加しており、接点が希薄になっている現状にもあります。また、高齢者や障害者の個人情報を業者の方にお知らせすることもできないことから、現状では不審な点があった場合には速やかに市や民生委員児童委員の方に通報していただくことをお願いしているところであります。潜在的な要援護者の発見は、電気、ガス

などのライフラインを供給する事業所、また郵便や宅配に従事される方に業務に支障のない範囲で地域コミュニケーションの推進からも自主的に声かけの協力をお願いしたいと考えております。

次に、小項目4の行政の対応について申し上げます。平成24年度から要援護者台帳の整備を行うに当たり、市で持つ個人情報に関係機関からの情報を加え、できるだけ現状の実態を把握できるような情報管理システムの構築を考えております。潜在的な要援護者の発見は、住民からの通報が一番早く、また正確であると考えておりますので、市では通報をいただきますと速やかに調査をし、ケアが必要な方には該当するサービスを提供し、将来的に支援が必要になると見込まれる方については民生委員児童委員、保健推進委員、町内会の方々に協力を得て見守りを継続していきたいと考えております。このような見守りの組織構築には、名寄市社会福祉協議会が実施している町内会ネットワーク事業で推進しているところであります。現在町内会ネットワーク事業は、市内全82町内会中56町内会で実施しております。まだ26町内会は実施されておりましたが、これらの多くは農村部などの小規模町内会を含め日ごろから会員同士の交流が図られ、既に見守りなどが行われている地区でもあると思われませんが、今後もさらに取り組みの推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） おはようございます。私からは、大項目2、自転車走行環境の整備について、それから大項目の4、来庁者の各種申請、相談等への対応についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、大項目の2、小項目、交差点の改善と自転車レーンの設置についてであります。名寄市内の歩道上の普通自転車の歩道通行可の箇所は、現在22路線で延長は約4,000メートルで

ございます。設置要望につきましては、自動車及び自転車の通行量、歩道の幅員、周辺の施設等に関係機関で総合的に検討し、警察署に要望し、最終的に公安委員会が規制をかけているところがございます。議員御質問のとおり、自転車利用者のルール、マナー違反が増加していること、歩行者と接触する事故が増加していることから、国では昨年10月に良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進についてを発表し、普通自転車歩道通行可の交通規制の実施場所の見直しや交差点での自転車横断帯の撤去を打ち出しております。しかし、これらの危険性、緊急性を要するのは多くは都市部であります。この総合対策では、車道の交通量が多く、自転車が通行すると危険な場合や歩行者の通行量が極めて少ない場合等は普通自転車歩道通行可の交通規制を続けることとしています。名寄市においては、専用レーンの設置は交通量、道路幅員等から当面必要性は少ないと認識をしております。御理解くださるようお願いいたします。

小項目の2、自転車保険、対人賠償についてであります。旧名寄市では、平成17年度まで損保会社と連携して市民交通傷害保険の取り扱いを行っていましたが、加入者が減少し、損保会社からも採算性の面で継続困難となり、廃止をした経過がございます。自転車保険につきましては、現在各種保険会社の商品がございますが、身近なところでは市内の自転車店で購入時及び点検、整備を行って交通安全マークを自転車に添付してもらうことによって、日本交通管理技術協会の交通安全附帯保険に加入することができます。保険料は、点検、整備料に含まれます。名寄市といたしましては、過去の経過も踏まえ、市で取り組む考えは現在のところ持っておりませんが、自転車保険の加入促進に向けてこの交通安全マーク啓発活動に努めてまいりたいと考えています。どうぞ御理解くださいますようお願い申し上げます。

大項目の4、来庁者の各種申請、相談等への対

応についてお答えいたします。国、道の委託業務等につきましては、全国、全道を統一した処理が求められることから、御指摘のような受け付け処理簿の備えつけが事務処理要領等で定められています。しかしながら、御質問のように日常業務の中で市民と職員との間において行き違いが発生するという事は、対応に問題があるものと思っております。職員は、日常的に担当の事務をこなし、用語や目的を理解していても市民の方々が同様に理解することは困難なケースが多々あります。職員から一方的に説明するのではなく、必ず内容の確認をする。内容を簡潔に整理した文書をお渡しする。また、職員から市民のお宅に伺って手続を行う等、市民の立場に立った丁寧な対応をすることが行政のあるべき姿だと思っております。市民と担当者間のやりとりにつきましては、各部署で記録簿、処理簿で対処しているところであります。内容が給付や負担といった金銭にかかわるものや権利、義務の発生するもの等には複雑な手続や複数の書類提出が必要なものもあり、口頭でお伝えただけでは二度手間、三度手間となることも容易に想定をされるところです。各部署で事務事業について再点検をし、受け付け簿を整備する、引き継ぎを確実にするなど職員の側の体制をしっかりとまいります。また、市民の方にはわかりやすい中身、様式で説明し、書類等をお渡しし、再確認するといった体制に努めてまいります。課内における会議や職員研修等の機会に改めて親切でわかりやすい行政サービスのあり方について取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、大項目の3、スポーツ観光への取り組みについてお答えをいたします。

最初に、小項目1、企業や観光協会とスポーツ団体の連携と現状についてお答えをいたします。スポーツ観光にかかわる本市での取り組みについ

てですが、観光振興計画でも述べているように高校、大学及び実業団の合宿の受け入れ及び各種スポーツ大会の開催による交流人口の拡大を目指して取り組むことにしています。これらにかかわる連携について、現在は各宿泊施設やスポーツ団体から合宿やスポーツ大会に関係した宿泊者や参加者数について半年ごとに観光協会へ情報提供していただいています。また、合宿及び大会関係者から観光にかかわる要望があった際には、再度市にお越しいただけるようアフターメニューの提供などの対応をしておりますが、学校や実業団への合宿誘致の営業活動については民間企業による営業努力に頼っているのが現状であります。合宿の受け入れ状況については、平成18年度の宿泊延べ人数が5,512人で、平成22年度には1,675人と毎年減少しています。これは、経済状況の厳しさにより企業の合宿団体者数及び宿泊日数の減少によるものも要因の一つと考えております。これまで、主にスキー競技を中心としたスポーツ関連の合宿でお越しいただいておりましたが、合宿はスポーツに限らず、文化、教育、芸術などさまざまな分野の合宿がありますので、体育協会、文化協会、サークルまたは民間企業や一般市民にも働きかけ、情報の収集や発信を行ってまいりたいと考えております。

また、本市の既存資源の優位性や天文台などを含めたアフターメニューが掲載された合宿誘致宣伝パンフレットなどの作成や活用が課題となりますが、他地域との差別化を図ることが本市で合宿をする動機づけにつながっていくと考えております。

次に、小項目の2、市民の健康づくりと青少年健全育成とスポーツ振興の取り組みについてお答えをいたします。名寄市における各種スポーツ大会の実施状況としましては、毎年開催されています全国、全道規模の大会といたしましてサンピラー国体記念サマージャンプ、名寄ピヤシリジャンプ大会、クロスカントリー名寄大会、全日本コン

バインド大会、ピヤシリカップカーリング大会などが開催されており、広域的な大会としましては憲法記念ロードレース大会、名寄一下川間往復駅伝大会、アカゲラロードレース、また市民対象の大会といたしまして市民水泳大会、市民スキー大会、名寄ピヤシリ歩くスキー大会などのほか、体育協会加盟団体による市民対象の各種大会が開催されている状況です。平成24年度におきましては、毎年開催されている大会以外に北海道銃剣道選手権大会、全日本スポーツマスターズ男女ソフトボール大会北海道予選会が開催される予定となっており、憲法記念ロードレースは本年で60回を迎える記念の年となることから、著名人をゲストランナーとして招聘する予定となっております。市といたしましては、体育協会等と連携を図りながら、各種大会や教室を開催し、市民の健康づくりなどスポーツ振興を図るとともに、平成21年度からアスリートと交流事業としてホクレン女子陸上部や北海道プロバスケットチーム、レラカムイ、今年度はプロサッカーチームのコンサドーレ札幌の選手等による小中学生等への教室を開催し、青少年の健全育成に努めているところであります。

次に、小項目の3、スポーツイベントの誘致についてお答えをいたします。厳しい経済状況の中で、各地域において交流人口の拡大による経済効果を図るための施策の一つとして、スポーツによる観光振興を表したスポーツツーリズムが注目されています。スポーツツーリズムは、スポーツを見る、することを目的とする旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを支える人々との交流など複合的でこれまでにない豊かな旅行スタイルの創造を目指すものであります。本市には、ピヤシリスキー場、ピヤシリシャンツェ、健康の森、サンピラー交流館などすばらしいスポーツ環境に恵まれた既存施設があります。こうした環境を最大限に生かし、スポーツを活用したイベント誘致など新しい観光活用の創造を図っていくためには、観光協会を初め民間企業、スポーツ団体、行政か

ら成る連携、検討組織が必要であります。この連携組織を担うものとして、本年4月に設立予定でありますオール名寄体制での検討組織の中にさまざまな観光にかかわるコンテンツごとの作業部会を設け、その中でスポーツツーリズムの視点に立ったスポーツイベントの誘致、さらにはスポーツイベントを支えるスタッフの育成、ホスピタリティーについても検討してまいりたいと思っております。

次に、小項目4、スポーツを活用した観光まちづくりについてお答えをいたします。スポーツを活用した観光まちづくりにかかわる事業としては、東京なよろ会が中心となって昭和61年から首都圏に限らず全国各地からスキーをキーワードに、さらには平成10年からゴルフをキーワードにそれぞれツアーを企画し、多くの方々を本市にお連れいただいているところです。このように旅行商品のスポーツをキーワードにしたメニューの活用は行われてきましたが、スポーツと観光は実際にはかなりの部分で重なり合っているものの、本市で開催されてきた各種スポーツ大会もそれぞれ別の概念と認識されたきた部分が多々あったと思います。スポーツツーリズムという概念を念頭に各種団体が中心となって開催されていますスポーツ大会において、市外から出場される選手を受け入れるまちとしてスポーツホスピタリティーに加え、観光ホスピタリティーの要素を持っておもてなしを取り入れていくことが必要となります。特に初めて名寄市、本市にお越しいただける方は、名寄を知ってもらうきっかけがつけられることであり、来ていただいた季節以外にも魅力を提供できる資源があることを周知することが再度名寄に来てもらえる可能性が高くなるという意識を持って接していくことが必要であると考えています。

また、新たなスポーツ大会の誘致についても広域連携による各地域のスポーツ施設の有効活用を含め、広域観光の取り組みの要素の中にスポーツツーリズムの要素を加えながら、単体市町村だけ

ではなく、宿泊施設不足の現状も含め、上川北部地域全体でスポーツツーリズムを検討していきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、孤立死についてさせていただきます。今名寄では、約1,929名の方が障害者がおられるということで、また高齢者が8,303名と。今回の孤立死の札幌の場合は40代の方ですから、民生委員だとか児童委員の方が見回ることができなかったというのが現状だったと思いますし、役所の対応としても失業したばかりで、この体制というか、雇用保険の時期でもあり、また就労支援の段階だったからあのような状況になったのかなというふうに思われますけれども、やはりこういう部分は起こってはいけないことだと思うのです。先ほど言ったように、立川市はもう200メートル離れた方が二月で亡くなってしまうという、状況をつくらないというのがやはり重要でないかなというふうに思いますし、先ほどの1,929名、きのう山口議員が代表質問でその調査をされて、その関係の方が24名確認されて大丈夫だったというお話をされていましたが、この24名の方というのは知的障害の方で、年齢別にはわかるのでしょうか。そして、先ほど40代の方で民生委員の方が見に行けなかったという状況があるというふうに思いますので、きっと町内会でも今の高齢者、65歳以上の高齢者の方は見守り隊だとか、先ほど言った町内ネットワークの見守り隊、声かけ隊が動いておられると思うのです。障害者の方の養護の方の65歳以下の方というのは現状名寄ではどうされているのか、ちょっとわかればお聞きしたいなというふうに思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 昨日の山口議員の回答の中で24名という話をさせていただきます

した。この部分については、大変申しわけないのですが、年齢別には把握してございませんので、申しわけありません。しかしながら、この24名につきましては基本的には居宅で介護をされている、施設に入っておられるだとかということで確認をさせていただいたところであります。

それと、65歳未満の若手の方ということのお話でございますけれども、現在今の名寄市の福祉サービスの中では、基本的には生活保護は年齢に関係ございませんので、その部分はあれですけれども、今言った各障害者ですとか、精神障害者含めて障害者、それから高齢者を含めて、年齢制限等々で法で整備されている段階でありますので、この分についてはやはりどの方が精神の手帳を持っているというのは数はわかりますけれども、一般市民の方、町内会の方がそれを把握するというのは非常に難しい問題ではないかと考えております。しかしながら、先ほど答弁でもお話ししましたように、要援護者台帳のシステムを今整理をしている段階でありますので、これについてもそれぞれの法律の中の範囲のということで、行政で把握しているデータをバックアップをさせていただいて整理していくということでもありますけれども、その部分につきましてはやはり地域住民の皆様方が常日ごろのつき合いの中でその情報を得るのが一番の方法ではないかと考えております。このことについては、やはり地域の町内会を含めた形で、それぞれ中には民生委員児童委員、福祉委員、それから推進委員を含めた形で当分は今後も推進をしてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 今知的の方の24名は施設に入られている方ということで……施設に入られている方でなくて、全部で324名おられますよね、知的の方が。重度が154名と先ほど言われたかなと思うのですが、精神が147の重度が16名、そして身体が1458名の重度が602名というふうに言われました。その中

の24名の方は、安否を確認されているということだというふうに思います。この事件が起きたのは、片方は障害者のお子様であり、また妹様であったのですよね。でも、もう一人の方は普通の健常の方なのです。結局は、やっぱり名寄市でも高齢者も含めて、もし健常の方が亡くなっても一人の方が寝たきりだとか、また認知症にかかっている方というのはそういう可能性は否めない状況にあるということだと私は思うのです。その部分は、しっかり先ほど町内会の見守り隊ネットワーク、町内会ネットワーク事業の中で82町内会のうち56町内会が実行して、26町内会も日ごろ敬老会活動だとか、いろんな行事を含めて見守り隊と同じ状況をやっているの、わかるよというふうに言われていたのですけれども、やはり行政としてももう少し、絶対見られないのはわかります、この行政の人数ですから。先ほど言ったように要援護台帳を整備して、来年から把握を進められるということですから、やはり一人は健常、一人は障害者の方も含めてしっかり対応できる体制をつくっていただきたいなというふうに思うのですけれども、その部分も入った要援護者台帳だと。本当に障害者を含めただけ、高齢者単独の部分だけだとかというだけの要援護者台帳なのか、具体的にどういう。家族構成も含めた台帳になっているのかというのをちょっとお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今お話しの方の要援護者の台帳の部分につきましては、法律の中で障害者、高齢者等々のそれぞれの法律に基づいた該当者に法律にのっとった行政サービスを進めさせていただいております。それらを今までは縦割りというのですか、横のつながりが非常に薄かったという部分で、やはり市民の把握がなかなか難しい状態でありました。今回これらのそれぞれの縦割りだったデータを一つのデータとして、家族構成を含めて一つの画面で確認ができるという、そ

のシステムを今進めている最中であります。そのシステムができますと、家族構成もわかりますので、その家族に例えば5人の中にお一人は障害者の手帳を持っているだとかということで、しかしながらもう一人は健常者でお勤めになっている方、そういう形が状況がわかりますので、そういう部分で今議員の御質問あったそういう内容につきましては把握できるシステムと思っています。しかしながら、これはすべての部分は今の手続をされているデータでありますので、それ以外にプラスアルファの部分で地域住民の方々が常日ごろコミュニケーションの中でそれぞれ使っている、その情報をやっぱりそのデータに加えて進めるのが最善の方法ではないかと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。ぜひしっかりしたデータ開発をお願いいたします。

あと、企業との連携は大体わかりました。市ではその体制をとっておりますし、あと新聞、ガス、北電は個人情報だとか、振り込みによってなかなか見られない部分はあるのですけれども、しっかり連携をとって進めていただきたいというふうに思います。

時間もありませんので、次に進めたいと思います。2点目は、自転車走行の部分を再質問させていただきます。自転車走行の部分は大体わかりました。しかし、今都市部では関係あるけれども、名寄では余り関係ないというお話しされましたけれども、やはりきっと交通量が少ないだとか多いの事故が起きる云々ではないと思うのです。先ほど言ったように交通ルールも含めて、やはりしっかり指導していただく中で、白線を引くのにはお金もかかりますし、いろんな部分があると思いますけれども、市民の方々が事故起こさない体制をまず整えていただきたいなと思うのですけれども、市としてはどういう市民への説明をされるのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 交通ルールの遵守につきましては、各学校、小中学校等で交通ルール等について指導を行っているところでもありますし、また実は駅から高校に通う方、これ夏場になりますと大変多うございますので、その辺学校での交通安全に対する認識を深めてもらうといったようなガイダンスもしていただきたいというふうに思って要請をしているところであります。

また、日常的に名寄市であります交通安全指導員、こちらの方々が各町内会であるとか、あるいは各種団体等で交通安全の講座と申しますか、出向いてお話をしています。そういったところで交通安全に対する認識を深めていただきたいと思っておりますし、また組織としてあります交通安全指導員等々、それからこれは女性指導員含めて日常的に、あるいは全国的な交通安全週間、こういうのが年4回、あるいは繁忙期等々を含めまして6回あるわけですが、その中で指導等をしてきております。こういった指導等も含めて、市民の皆様には理解をいただきながら、交通安全に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしく申し上げます。今回この質問をしたのは、私は本当に歩道を走ったほうが安全かなと思ったのですけれども、市民の方が警察から車道を走りなさいと言われたものですから、この質問をさせていただいたのです。それで、ぜひ市民の方々が安全に走行できる体制を、まず白線は今現状やっぱり補助金や何かなくて大変ですからあれなのですけれども、安全に走れる体制だけをお願いいたします。

続いて、観光についてお尋ねいたします。本当今名寄市観光振興計画の案の最中ですから、どうのこの私が言ってもあれなのですけれども、しっかり観光の振興計画を進める中で、名寄市に出向く方々が少しでもふえて、名寄の経済効果が少しでも上がる体制をつくっていただきたいなとい

う部分でちょっと今回質問させていただきました。私もスポーツをやっているものですから、ぜひいろんな部分でイベントの誘致だとか、キャンプの誘致、また先ほどアスリート交流事業というふうに言われておりました。ことしそのアスリート交流事業の計画はあるのか。何か先ほどコンサドレだとか、レラカムイだとかいろいろな部分あったのですけれども、今現状どうなのか教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 教育委員会が実施しておりますトップアスリートの交流事業につきましては、御答弁の中にも書いてありますとおりでございます。本年度は、2月かと思っておりますけれども、プロサッカーチームのコンサドレの選手が来て、小中学生と交流をいたしました。この事業につきましては、やはりいろいろなスポーツをきわめた方と交流をする中で、子供たちがその姿勢であるとか、具体的な技術的な内容であるとか、最終的には心の持ちようであるとか、そういったものを身近に感じてもらって、参加した子供たちが生き生きとして帰ったという報告を受けておりますので、この事業につきましては継続的に実施をしていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。本当にいろんな子供が何かの大会があって、今も女子サッカー、なでしこブームで、各地域で女性のサッカーチームが続々できているという状況でありますので、しっかりとそういうアスリートを呼んでいただいて、地域の活性化をしていただきたいなというふうに思います。今私言いましたけれども、私もサッカーの審判やっていて、夏場になると健康の森でサッカーの小学校の試合をやるのです。加藤市長にもゴールの片づけだとか何か来ていただいて、お子様が出席していただいているのですけれども、加藤市長もわかるように旭川のチームだとか、枝幸、浜頓別のチーム、い

ろんなチームに来ていただいて、本当にもうそのときには子供だけではないのです。私もその当時はきっと親ばかりですから、ビデオ持って子供の姿を撮るという状況であり、試合をやると周りには親御さんがだっと並ぶという。そのときにやっぱり名寄のまちの観光、こういうスポーツイベントのときに名寄ってこういうすばらしいものがあるよと。私あそこのサッカーやっているグラウンドの横で、名寄はこういうおいしいアイスクリームの店があって、屋台でそれを出したらすごく売れると思うのです。食べ物、おいしいものがあつたら、きっと買っていくと思うのです。それがやっぱり交流人口につながるというふうに思うのですけれども、加藤市長、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来スポーツ交流、あるいはイベント通じての交流人口の拡大ということにスポットを当てていただいています。この間先ほどお話しもしましたけれども、スポーツ合宿での交流人口がここ数年で激減しているという状況も非常にゆゆしき問題だなというふうに思っています。どうしてもスポーツイベント自体を積極的に推進していこうというエンジン、あるいは連携がなかなかやっぱりとれていなかったのかなという反省もするところです。観光振興計画の中では、具体的な目標数字を立てて交流人口の拡大ということをしかりうたっています。その中で体育協会あるいは生涯学習、すべて含めた中でスポーツの観光についての交流人口の拡大についてもしっかりとやっていくことをうたっています。さまざまな連携を通して、より交流人口の拡大、あるいは来ていただいた方が満足していただいて、さらにというリピートも含めて、これからぜひ具体的な検討をしていきたいというふうに思いますので、いただいた御意見しっかりと受けとめさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしくお願ひいたします。先ほどの答弁の中にオール名寄になって、ある程度のコンテンツをつくって、ホスピタリティー専門の人を置くというふうに言われておりました。さいたまは、本当にスポーツツーリズム、スポーツのイベントをもう完全に誘致しようということでスポーツコミッションというところをつくって、イベントの部分から、そしてプロモーションから大会の主催から、そして宿泊、交通施設をワンストップで進めて、それを大会を誘致している部分でやっています。名寄は、そこまでという部分はいかないと思いますけれども、しっかりこのオール名寄のメンバーで、先ほど言われたように教育委員会、またスポーツ団体を含めてスポーツのツーリズムを進めていただきたいなというふうに思います。

最後に、海外の部分をちょっとお話しさせていただきたいのですけれども、ある旅行会社のスポーツ観光交流人口のアンケートで、本当に海外の方々が一番北海道に来たときに求めているものというのは、オーストラリアがスキーモービルだとかスキーだとかウインタースポーツ14.7%、韓国が12.9%、台湾が24.1%、中国が31.9%。いろいろなマラソンだとかゴルフだとかプロスポーツを見るだとかという項目があるのですけれども、スキーのスポーツをやりたいというところが一番なのです。私は、この部分を見た形では本当この名寄が一番合ったスキーのジャンプだとか、スキースポーツができるのではないかなというふうに思います。先日アジア観光客を呼び戻せということで、道内ツアーを集めるPRを道だとか現地の旅行会社が行ったみたいなのです。その中でもその話が出ておりました。こういう観光というか、旅行販売店の営業というのは今どのようにされているのかちょっとお聞かせいただきたいというふうに聞いて、最後の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 現在海外の営業というのは直接はやっておりません。旭川の誘致協議会というのがございます。それと、もう一つは、北海道観光振興機構というのがありまして、それは基本的には空港を主体に、旭川市は旭川空港ということで、旭川を中心に広域で受け入れましょうという形になっています。各市町村中国ですとか、いろんなところに行く機会はあるのですけれども、平成23年度については直接PRには行っておりません。24年度については、受け入れ態勢の問題も多少あります。言葉の問題、看板の問題、宿泊施設の問題というのはありますけれども、情報収集だけは一生懸命やっているところです。ただ、具体的な部分には今のところは至っておりません。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育行政について外2件を、奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、質問していきたいというふうに思います。

1点目は、教育行政について質問いたします。教育行政執行方針に関しては、代表質問でも触れられていましたので、重複は避けたいと思っておりますが、学校教育では生きる力をはぐくむという基本目標を掲げ、重点施策の展開として（1）の確かな学力を育てる教育の推進の中で、全国学力・学習状況調査における本市の傾向を踏まえ、児童生徒が主体的に学ぶ態度や思考力、判断力、表現力の育成を重視し、確かな学力育成に努めるとうたっています。そこで、学習状況調査の中で小学校では読書が好きだと答えた児童がふえてきている

という結果から、小学校、中学校、高等学校における朝読書などの読書活動の実態についてお知らせください。

また、家庭との連携によって学習習慣の定着を図るとしてはありますが、学校を離れてという点から放課後の過ごし方、居場所についても着目する必要があると思いますが、放課後に児童にとって安全で安心な居場所は何力所あるのか、過ごし方についてお考えをお聞かせください。

次に、豊かな自然を生かした授業の取り組みについてですが、生涯学習機会の提供の項目で学校教育との連携で市立天文台でのプラネタリウムや天体観測などを理科教育や総合的な学習の時間に取り入れるとなっていますが、既に実施されている学習時間数などの取り組み状況についてお知らせください。

次に、少人数学級について伺います。小学校1年生については35人学級が実施され、今後2年生にも拡大されていきますが、旭川市ではこの春から30人学級が実施されると聞きました。35人学級との違い、それぞれのメリット、デメリットと名寄市で30人学級を想定した場合の課題と今後の考え方についてお伺いします。

2点目は、公契約条例制定について質問します。公契約条例に関しては、この間先輩議員も取り上げ、議会での議論もなされていますが、昨年の議会では制度について研究するとの理事者答弁があったと思います。現在までの研究内容についてお聞かせください。

全国的に公共投資が減少し、業者間の競争が激しくなり、低価格入札が増加傾向にあると言われ、その結果、受注者においては人件費についても削減を迫られ、賃金が低下するなど労働環境の悪化につながり、そのことにより労働意欲の低下や事業の品質低下を招くおそれもあり、さらに低賃金によって技能や経験を有する人材の確保や育成が困難となり、事業の継続や地域経済の健全な発展が阻害されることが危惧されています。こうした

背景から、税金を原資としている市の発注する事業については労働者へのしわ寄せや事業の品質低下が生じることのないよう労働者の適正な労働環境の確保を通じて事業の品質確保を行っていくという考えから、条例制定の必要性の認識が広がり、札幌市では議会提案がされるなど道内でも条例制定に向けての動きが進んでいます。そこで、名寄市の工事委託業務の落札率の状況と条例制定の必要性についてお考えをお聞かせください。

最後になりますが、去る2月17日の北海道知事の定例記者会見で、2月16日に道が環境省の担当者を招いて札幌市で岩手県と宮城県の瓦れき処理を対象とした説明会を開催したことに触れていますが、名寄市はこの説明会には出席していないとのことですが、内容の把握はされているかお伺いします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま奥村議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私のほうから、大項目2は総務部長から、大項目3は市民部長からの答弁とさせていただきます。

まず、大項目1、教育行政について及び全国学力・学習状況調査の分析結果からということで、読書活動の部分の小中学校での実態等についてでございます。小中高におきます読書活動についてですが、全国学力・学習状況調査の結果、読書が好きだと答えた児童が年々増加傾向にあり、各小学校におきましては週に2回から3回、10分から15分程度の時間を利用して朝読書に取り組んでおります。また、市内の全部の中学校では毎朝10分から15分間実施し、その成果として朝の会や授業に落ちついて臨んでいるとか、会話の中に本から得た知識やエピソードが出ることがあるとか、本を読むことに抵抗がなくなったとか、授業に集中できるようになったなどの成果を上げているところであります。読書は、児童生徒の知的

活動を推進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るためには学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切であります。教育委員会といたしましても児童生徒の思考力、判断力、表現力などをはぐくむ観点からも読書活動は重要であると考えております。その中心となるべき学校図書館につきましては、児童生徒がみずから学ぶ学習情報センターとしての機能と豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮できるようにしたり、市立図書館との連携や移動図書館等の活用を図ったりするなど今後も読書活動の推進に向けて取り組んでまいります。また、高校との連携も視野に入れ、小学校、中学校、高校の継続的な読書活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の放課後の子供の過ごし方、居場所についての御質問でございます。学習活動と家庭との連携に関しまして、児童の放課後の過ごし方についてですけれども、家に家族がいる家庭では自由来館型の児童館を利用いただいております。現在名寄市では、自由来館型の児童館が2カ所あり、名寄市児童センターでは名寄地区の西11条北2丁目に、風連児童会館は風連小学校の近くであって、月曜から土曜日の午前9時から5時までで運営をしております。風連児童会館は、児童クラブとは分離した施設になっておりますけれども、全員で行事を行うなどして連携のある運営を行っております。児童センターでは、規模的にも体育館を利用できる施設であることから、年齢も高校生までの幅広い利用があるところであります。また、平成23年度の試行を受けまして、来年度、平成24年度に3カ所において本格実施をいたします放課後子ども教室の利用も居場所の一つと考えているところでございます。これらを利用されない子供につきましては、低学年にあっては子供たちの友人の家に遊びに行くなどして行動範囲を広げたり、学年が進むにつれてはスポーツ少年団

などで集団の中で競い合ったり、他校の児童との交流の中で指導いただく大人や地域の人から礼儀などを学んだりして、さらには習い事等を通じて情操やコミュニケーション力が養われ、社会性を徐々につけていくと認識をしております。また、児童高学年になりますと、公共施設のロビーなどで同世代で集まってゲーム遊びをする子供も多くはありませんが、存在するのも事実でございます。

また、一方では、核家族化や女性の就労が一般化する中で昼間家が留守になる家も多く、放課後児童クラブを利用するお子さんも多くなってきております。現在名寄市では、放課後児童クラブが4カ所あり、公設が2カ所で、南児童クラブには主に南小学校の校区の子供たちを、風連児童クラブでは主に風連中央小学校区の方としており、また民間の2カ所は学童保育コロポックルが主に名寄東小学校区と名寄小学校区、どろんこ学童すまいるが主に西小学校区と豊西小学校区として学童保育所を運営をしております。現在のところ待機児童はおりませんので、この児童クラブ4カ所と児童館2カ所の活用を図って対応していきたいと考えているところでございます。

次に、小項目3点目の豊かな自然を生かした授業の取り組みでございます。市立天文台での授業場面での活用等でございます。平成23年度は、1月末現在で市内小中学校8校が延べ17回天文台を利用しており、小学校の理科の教科としては4年生で星、太陽の動きの観察などの学習に利用したり、6年生では月と太陽の動きについて天文台の職員の説明と施設を使いながら学習をした学校がございます。中学におきましても3年生が天体の動きと地球の自転、公転、太陽系と恒星の学習のまとめとして天文台を利用しております。また、特別活動に位置づけ、遠足の行程の中で利用した学校であるとか、生活科や社会に位置づけて社会見学として利用した学校、また総合的な学習の時間において地域に役立っている自然環境や施設を調査することを目的として利用した学校など、

それぞれ活用場面を工夫をしながら、現在取り組んでいるところであります。教育委員会といたしましては、今後も天文台などの豊かな教育資源の有効的な活用につきまして（仮称）教育改善プロジェクト委員会において総合的に検討して、天文台と連携を図りながら、名寄ならではの教育課程の編成や実施に向けて指導、支援をしてみたいと考えております。

小項目4点目の少人数学級制でございます。30人学級のメリット、デメリット、また名寄市で独自の実施の予定があるかということでございます。30人の学級につきましてですが、そのメリットとしては、1つに子供たち一人一人に目が行き届き、学習のつまずきの発見や個々の学習進度などに応じた指導が可能であるというところ、2つ目には子供たちの発言する機会がふえ、自分の考えを発表したり、話し合ったりすることで表現力を高め、思考を深める授業づくりが可能となるということ、3点目には子供が抱える悩みや相談に親身に答える時間が確保できて、家庭との緊密な連携を図るようになることなどにより、学校と家庭が一体となって子供の教育に当たることができるなどが挙げられます。一方、1クラスが十数名となる場合もありまして、多様な人間関係を学ぶことには課題が残る部分もあるかもしれません。文部科学省では、平成23年度から小学校1年生では35人以下学級を実施をしており、順次2年生、3年生へと拡充をしていく予定になっておりましたが、次年度においては見送られることとなりました。そこで、北海道教育委員会では、少人数学級実践研究事業を拡充することにより対応をすることとなり、平成24年度につきましては小学校2年生において1学年36人以上の学級から2学級編制となります。名寄市の教育委員会といたしましては、現在北海道教育委員会の公立義務教育諸学校の教職員定数加配事業を活用して市内小中学校に15名の教員を配置をいたし、特別支援学習指導員を増員しながら、教員加配によりき

め細かな指導の工夫を行っているところであり、当面はこれらの制度を有効に利用してみたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の2、公契約条例の制定に向けてにお答えをいたします。

公共事業におきましては、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施行の確保、不正行為の排除の徹底などの入札契約制度改革が全国的に進められております。その一方で、厳しい経済情勢の中で提供されるサービスや品質の確保が契約の課題として挙がってきており、また低価格での入札による影響が業務に従事する労働者や下請事業者にしわ寄せが及ぶことが懸念をされております。現在名寄市におきましては、公共工事等の適正な施行の確保を図るため、一般競争入札やダンピングを防ぐための低入札価格調査制度の導入、予定価格の一部公表を行いながら発注する工事等の適正な履行に努めており、平成23年度の平均落札率につきましては95.7%、比較的人件費比率が高い業務委託につきましては平均落札率91.8%と過度な低価格での落札状態にはなっておりません。しかしながら、厳しい財政状況を背景に全国的に公共事業が縮小していく中、価格競争が激化するものと想定をされ、条件悪化による技術者の流出などに技術力の低下も懸念をされております。この間公共工事の推進に寄与し、地域の雇用等経済を担ってきた地方の建設産業はますます厳しい状況になっております。

公契約条例につきましては、入札等審議委員会や入札制度改善庁内検討委員会において先進事例をもとに研究をしてきておりますが、業界からは条例により賃金の最低基準額が明確になったものの、事業経営が成り立つような積算価格が保証されていないとの声も聞かれ、経費率の見直しが優先されるべきとの入札制度の改善が先決との認識

も示されております。現行制度におきましては、今後とも元請、下請間の公正な取引関係の助長や下請が見込まれる事業に対する書面確認の強化により、さらに受注者に対する指導を強化し、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件、業務の質、適正な価格の確保に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、大項目の3、東日本大震災被災地の瓦れき受け入れについてお答えをいたします。

御質問のありました北海道による廃棄物処理に係る説明会につきましては、2月16日に札幌市において道内36市町、11一部事務組合、1町村会の計48団体が出席し、開催をされたところであります。議題につきましては、国における災害廃棄物の広域処理の取り組み及び安全基準、岩手県及び東京都における災害廃棄物の処理に関する現地調査の結果であります。説明会では、災害廃棄物処理のスケジュール、岩手県、宮城県の災害廃棄物の現状、再生利用、可燃物処理の安全性の確保、東京都の先行事業におけるモニタリング結果等について説明されたところです。新たな安全基準や具体的な処理手順は示されませんでした。

説明会の翌日、高橋知事は定例記者会見で、国の基準をベースに受け入れの可能性がある市町村には、その地域としての受け入れの基準の設定を個別に決めていくというのが広域である北海道の現状を考えた場合には合理的なのではないかと発言をしております。名寄市といたしましては、単独で安全基準の設定は難しいものと考えております。北海道から基準や手順の具体的な指示や受け入れ要請があった場合に慎重に検討をし、市民の皆様様の理解が得られて初めて受け入れが可能になるものと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それぞれ答弁がありましたので、再質問をしていきます。

最初に、小中学校、高校も含めた読書活動の関係ですけれども、小学校、中学校、それぞれ朝読書なども継続的に取り組まれて一定の成果を上げているということでもあります。図書館で出しています第2次の名寄市子どもの読書活動推進計画では、1次の計画の取り組み状況から、こういった小中学校での読書の定着、それから高校生の読書離れを指摘しています。読書の習慣を身につけ、たくさんの本を読むことは、自己形成に大きく影響し、学力向上にもつながっていくものと思っています。また、新しい学習指導要領でも先ほども部長からもあったと思いますけれども、思考力、判断力、表現力をはぐくむための言語活動を充実することとし、この言語活動を支える条件として読書活動の推進を挙げています。名寄においては、小中学校での読書活動は先ほど来定着しているということですが、ぜひ高校生の読書離れの克服をしていく努力、教育委員会という立場では高校に対して指導という形にはならないというふうに思いますけれども、必要な連携をとっていく中で小中高と引き続いて読書の習慣が身につけていくようにしていくことが必要だというふうに思います。私ごとではありますけれども、うちの下の息子、高校のときに実は朝読書をずっと札幌の私立高校でしたけれども、やっていました。卒業して今大学生ですけれども、やっぱり今でも読書、本を読むということについては抵抗なく、自分で必要なものを買ってきて読むということをしています。そういう意味では、うちがたまたまかもしれませんが、そういったことにつながっていくというふうに私は思っていますので、高校生も含めた取り組みについて具体的にお考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま議員のほうから御自身の家庭での経験を踏まえて、高校生の

読書離れについての今後の現状と対策というお話をいただきました。議員御指摘のとおり、現在市立図書館では名寄市内の18歳以下の子供を対象とした第2次の名寄市子どもの読書活動推進計画の策定、最終段階ですけれども、取り組んでいるところであります。現在推進計画の中で乳幼児から中学生までは、児童施設や学校、関係施設で子供が直接本に触れ、本に興味を持たせるための創意工夫に取り組み、読書習慣の定着が図られてきております。しかし、市内の高等学校では、学校図書館は限られた生徒しか利用していないという実態がありまして、またどうしても勉強や部活動にその力が注がれて、読書離れが進む傾向にあると指摘されております。第2次推進計画の策定に当たりましての議論の中でも市内の高校の司書教諭からは、進学や就職などどの進路に進むにしても読解力や表現力を高めるためには読書の必要性があるということがる述べられておりました。名寄市においては、幼児期から読書習慣を身につけ、それが高校生になっても継続してもらえよう今後も高等学校の司書教諭と連携を深めるとともに、繰り返しになりますが、大学や社会での文書表現の基礎は読書にあるということをしっかりと理解をしてもらって、読書活動の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解ください。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 社会に出てから本当に生きるというか、そういうものだと思いますので、高校の場合では受験、就職に向けて大変な時期、大事な時期ではありますけれども、ぜひ連携をとっていただいて、引き続きの取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

次に、放課後の過ごし方、居場所について再質問したいというふうに思います。まずもって児童生徒の安全で安心している居場所が少ないというふうに思います。先ほども自由型の来館が2カ所、それから学童の保育の関係が4カ所、そしてこと

しから3カ所の放課後子ども教室が始まると。そういうことでありますけれども、もう少しこういった安全で安心していただける場所を市の立場として設置をしていく必要があるのではないかとこのように思います。総合計画の中でも子育て支援の推進として児童館、児童クラブ、学童保育所も含めての整備を挙げて、小学校校区の再編に合わせた児童クラブの整備も必要になりますというふうになっております。そういう意味では、基本的には校区ごとにこうした施設が必要だという認識があるのではないかとこのように思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 放課後の子供の居場所につきましては、今までも複数の議員の中から御指摘をいただいているところでございます。議員御指摘の各校区ごとに児童館的な施設を設置をするということは、保護者にとっても子供たちの放課後での居場所として、安心につながる一つの理想形であるということは認識をしているところでございます。現在の公設と民間の放課後児童クラブの配置状況から見れば、名寄市街地の特に北地区と東地区の保護者からしてみれば料金の負担感と、それから通所に距離感があるということも理解はできているところでございます。総合計画の後期計画の文言の中でも現在進めている名寄市街地の小学校校区の適正配置、またそれに連動した小学校校区の再編の過程の中で整備を図るという将来的な認識を示しているものと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今答弁ありましたように、必要だという認識があるということでありますから、今後の整備に期待するところであります。とりわけお金がかかることでありますから、近々にすぐできるということではないことも理解をしますけれども、近年でいいますと学校帰りに不審者があらわれてというようなことも実際に起きていますし、そういったことから子供たちが安全

で安心していただける場所、今話していた児童クラブということもあると思いますし、自由来館型の児童館という、そういった考えもいいと思います。そういう意味では、少しでも早くそんなにお金がかからないでできる方法があればというふうに思います。そういう意味で学校に空き教室があればそういったところを使うということもすぐに取り組むことができることかというふうに思いますけれども、例えば空き家を利用したミニ児童館とか、そういったことについても今後考えていくべきではないかというふうに思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま今後の整備に時間がかかることも含めて、ミニ児童館という具体的な提言をいただきました。現状小学校の児童数は減少傾向にあることですから、現状では基本的には現在の施設の利用を原則としていただきたいとは考えてございますけれども、先ほども述べましたように市街地区の小学校適正配置計画の進展の中で、現在公設と民間では料金の格差等がございますし、また学校施設と学校区、そして学童保育のあり方につきましては一定の方向性を出さなくてはならない時期に来ているのではないかなと考えているところでございます。ミニ児童館という具体的な例をお示しをいただきましたが、現在他市や先進地の事例を参照にさせていただきながら、安全、安心を大前提に公設と民間との連携であるとか、良質で効率のよい施設運営の方法も含めまして研究をさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） まずもって子供たちの安全、安心、放課後どういうふうな形で、自宅にいれば一番安全なのかもしれませんけれども、やはり子供たちが外に出ることによって、年代が違う子供がそこにいればそういった子供たちの交流とか、そういったことも図れると思いますし、そ

ういう意味ではいろんな形で施設も考えていくということが重要だというふうに思います。なるべく早くそういったことを形にしていくということが教育委員会にも求められているというふうに思いますので、ぜひ今後の研究を急いでいただいて、早急に取り組んでいただければというふうに思います。

次に、自然を生かした授業の関係ですけれども、名寄に全国に誇れる天文台が設置されています。これが設置できたのもいろいろな方々のお力があってということだというふうに思いますけれども、もう一方で星を観測する条件があったからだというふうにも思います。名寄には豊かな自然があるということも皆さんも御承知だというふうに思いますけれども、そういったことが設置ができた一つの要因だというふうにも思います。こうした豊かな自然を生かした授業のほかの具体例というのも1つ挙げながら少しお話をしたいというふうに思いますけれども、市の環境衛生で担当しました特定外来種のウチダザリガニを取り上げた外来生物研修会というのが実は去年ありまして、その話を少しさせていただきたいというふうに思います。ウチダザリガニ、よく知らない人もいますけれども、実は昭和初期に食用として日本にも導入されて、北海道では1930年に摩周湖で養殖が始まったそうです。その後いろんな状況の中で全道に実は広がってしまっていて、このウチダザリガニは水草を食べ尽くしたり、水生昆虫を食べ尽くす、また貴重な在来種のエゾサンショウウオの卵を食べたり、ニホンザリガニを食べてしまったり、タニシを食べてしまったり、とても悪いものなのです。このウチダザリガニ、実はザリガニペストという細菌も広めることから、在来種の絶滅や在来の食物連鎖の破壊、それから生息域の環境改変といったものを招き、在来生態系を破壊する原因から特定外来種という指定を受けて、その中で駆除や防除ができるというふうになっています。天塩川水系でも名寄以北では既に生息が確

認されて、実は一番大きなのでは29センチという大きさのものも確認されています。これ食用ですから食べられるのですけれども、それはいいのですけれども、名寄は既に環境衛生のほうでしっかり対応して、防除認定をとって実は駆除も進めています。ただ、もう既にいることが確認されてから数年たっていますから、すべてを駆除することは困難というふうになっています。なぜ駆除をするかというのは、先ほど言ったようにウチダザリガニが悪いからということもあるのですけれども、実はもともとの生き物を守っていくということが根底にあるから駆除をしていくということになっています。そのためには、名寄のどこにやっぱり自然が残っているかということ把握していかなければなりません。もともとすんでいて、守るべき生き物がどこにすんでいるかを把握する必要があります。その上で、これらのものがすんでいける場所を確保するために防除、駆除をしていくということになっていきます。

そこで、まずは自分たちで残しておきたい自然がどこなのかを調べていく必要があります。こうした自然観察調査を学校の授業でも取り組むことで、地域の生物を把握するという理科の勉強にもなりますし、もともと地域にどんな生き物がいるかということ調べるに当たって、お年寄りに昔どうだったのという話を聞いたりすることで世代間の交流が図られる。そういう意味では、生活や地域の昔を調べることから、社会科にも役立つと、そういったことになっていきます。こうした中で、名寄のいい自然のポイントを幾つも発見をして自分たちの手で身近な生き物を調べていくということで、環境汚染や環境教育ということだけではなくて、実は地域の魅力に気がついていくのです。そして、そのことは郷土への愛着につながっていくことになります。そういうことが図られていくと、一たん名寄を出た子供たちも何かのときにやっぱり名寄っていいところなのだよねと思い出して、また名寄に戻ってくるとか、そう

いったことにつながっていくのではないかというふうに思っています。新学習指導要領の理科教育でも自然に親しみ、見通しを持って観察や実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとされていますが、この学習指導要領の考え方とあわせて、理科の教育や総合的な学習の時間で地域の自然や資源を生かした、こういった授業に取り組んでいく中で、こうした地域の魅力に気づき、郷土への愛着へとつながる授業を展開していくと。そういう考えがあってもいいのではないかというふうに思いますけれども、そういった考えについて見解を伺います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 議員からウチダザリガニを例に地域の魅力に気づいて郷土愛へつなげるという御指摘をいただきました。現在理科教育では、身近な自然を生かして植物の栽培であるとか昆虫の飼育という体験を取り入れて、その成長を喜んだり、生物の不思議さとかおもしろさを感じたり、動植物の発生や成長を観察したり、調べたりすることを通して、生命の連続性や神秘性を感じ取りながら、自然を愛する心を育てることが求められてきております。議員お話しの名寄市で教材となり得るような本来の豊かな自然では、例を申せばウチダザリガニと対極となりますけれども、ニホンザリガニの存在であるとか、智恵文沼のヒブナ、中名寄のアオサギなどが挙げられるのではないかと思います。また、自然環境の変化を考えるという意味では、議員御指摘のとおり最近話題となっておりますウチダザリガニや雷魚、またはアライグマなどが挙げられるのではないかと思います。特に議員が例を示しました在来種であるニホンザリガニと外来種であるウチダザリガニの対比というのは、豊かな自然と変化しつつある自然を考える上では大変よい教材になり得るものと考えております。外来種が入ってきた社会的な背景などについては社会科、また生き物の生息状況については理科、経緯や採取、駆除などの調べ

学習では総合的な学習の時間などが考えられます。また、社会活動等でも一連の学習が可能であると考えております。このような豊かな自然を生かした体験学習の積み重ねが議員がお話のような地域の魅力に気づき、郷土への愛着につながるという学習にしっかりとつながっていくものと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 具体的な例も挙げてくださいながら答弁をいただきました。ぜひそういった考えを持ちながら、そういう意味では名寄ならではの教育というか、そういうことになるというふうに思います。具体的にこうした授業取り組むことが可能なのか、また可能であれば具体的にはどういった手続でカリキュラムをつくっていくという、そういうことになるのでしょうか、いつまでにそういうものをつくることで次年度のか、年度の学習に取り組むことができるのか、その辺について皆さんなかなかわからない話だと思いますので、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 学校教育の中でこういったものを位置づける場合、教育課程への取り込みということになると思います。教育課程の中でしっかり位置づけることが教育効果を高めるという部分にもつながると思います。現在教育委員会では、これらの地域的な資源を活用した教材の活用など総合的に検討する教育改善プロジェクトの中でも学校教育活動や社会教育活動などにおいてより効果的に活用できるのかどうかを来年度以降検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） わかりました。ぜひ副読本の作成とか、そういった段取りも含めてあると思いますけれども、具体的な内容をしっかり精査をしながら、この取り組みをお願いをしたいと

いうふうに思います。

30人学級の関係については、メリットについても話をいただきました。ただ、一方で、31人のときに15人と16人の学級になってしまうとか、そういった本当に少ないことでのデメリットというか、そういったことが出るという可能性も含めてあるのだというふうに思います。名寄においては、35人学級をしっかりと取り組んでいくということでの話だったというふうに思いますので、ぜひそういうことでお願いをしたいというふうに思います。

次に、公契約条例の関係について再質問したいというふうに思います。名寄の入札の落札率が95%、それからもう一方の業務委託の関係について91.8%ということで、そういう意味では余り低くないよということでの話でしたし、受注者にとっては一定の事業費を確保した事業が実施されているのではないかとこのように思います。そういったことからすると、当然働く人の賃金や労働環境も確保されているのではないかとこのように思うところですが、だれもが安心して働ける適正な労働環境の確保ということからいえば、市としては労働行政という立場もあると思います。そういう中で、賃金や労働環境の実態調査について実施しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） さきに答弁をさせていただいておりますけれども、従来より極端ないわゆる低入札による落札の状況とはなっておりません、市が発注しております工事等に従事する労働者の労働条件等につきましてもある意味適正な配慮がなされているというふうに認識しておりますけれども、今議員御指摘のとおり具体的な賃金の支払い実績等労働実態につきましては2年に1度労働実態調査を行っております、これのみでありまして、恒常的な実態につきましては把握できておりません。しかしながら、引き続き低入札価格調査制度の強化を初めとした、また建設事

業説明会などの機会もございますので、そういった機会をとらえて受注者に対しましては法令等の遵守並びに労働者の福祉向上に努めるよう指導はしてまいりたいというふうには考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 私も労働相談や実は弁護士へ相談があったとか、そういった話まで聞いていませんけれども、委託業務による事業で働いている人などからは、これは全体的に厳しいということなのかもしれませんけれども、労働条件がやっぱり厳しいという状況を聞いたことがあります。そういった意味では、絶対労働条件がしっかり確保されているのだということでもないかというふうに思います。公契約条例が制定をされて導入をされていくことによって、こういった実態の調査も当然していかなければならないということだというふうに思いますし、具体的な内容が把握できるということになりますから、働く人の適正な労働環境がそういった中でしっかり間違いなく確保されるというふうに思います。そのことは、公共事業のサービス、品質確保をしっかりと図っていくということにもつながっていくことだというふうに思いますので、再度今後の名寄市としてのこれに向けての取り組みについてお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 現在景気の低迷ということで、全国的に歳出削減の傾向にありますけれども、私ども公共事業を一定程度確保しながら、適正な発注によります公正競争ルールを確立をしながら、また企業の適正利潤の確保を図って、あわせて下請、それから孫請企業の保護でありますとか、社会的に適正な賃金の確保を図りまして地域経済の活性化を図っていくと。こういった認識も持っておりますので、現在札幌市議会で審議中であります公契約条例の推移も見守っております。今後に当たりまして導入する上で課題、それから整理すべき事項をさらに研究をさせていた

だきまして、対応の検討を図ってまいりたいというふうには考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 考え方、取り組みの方向性についてはわかりました。ただ、いつまでも研究されていても困ります。導入に向けての準備ということで何か必要なのか、そこまでしっかり今後取り組んでいただければというふうに思います。

次に、3点目の大震災の瓦れきの受け入れについて再質問したいというふうに思います。震災から1年経過して、本当にいまだに現地では被災された方々が大変な思いをして生活をされているのは事実だというふうに思います。ただ、12月の議会でも一定確認をさせていただきましたけれども、この瓦れきの受け入れについては市長のほうから慎重な対応ということで、市民の皆さんの理解を得るのが必要だという話も含めてお話があったというふうに思います。先ほどの部長の答弁でも説明会の中で新たな基準とか、そういうことではなくて、スケジュール等の説明があったというふうなことだったというふうに思います。そこで、10月に名寄市としての調査の回答をして以降、現在まで名寄市として何か具体的な対応をされているのかお伺いしたいのと、名寄市に対する道からの受け入れの要請はあったのかお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 2014年3月末までに中間処理、それから最終処理を行うには、広域処理が必須条件とされているところであります。これは、当日の説明会でスケジュールについて説明をされたところであります。しかしながら、放射能汚染問題により全国的に廃棄物を受け入れないとする自治体が圧倒的であり、今後国、北海道により安全、安心が国民、住民に理解されない限り実行は難しいものと考えております。12月の議会でも答弁をしたスタンスについて、名寄市としては今のところスタンスについては変わっており

ません。安全、安心が担保され、住民の理解が得られて初めて検討、対応すべきものと考えております。

なお、現在のところ北海道からの要請はございません。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今の答弁でありましたように、現在名寄としての対応はされていないということで確認してよろしいのですね。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 北海道から具体的な要請もございません。受け入れに向けての対応等については、現在白紙の状態ということでありませぬ。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 現在の状況についてわかりました。今後今の国の状況、それから道の動きも含めて手を挙げているところについては協議をしていく。既に協議をしたような記者会見のような書き方もしてありましたけれども、そうではないということですから、今後そういった要請も含めて、要請が来た場合は従前から言っているように市民の皆さん、議会にも相談をするということですから、ぜひそういった対応をしっかりしていただきますよう再度お願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

冬の観光について外3件を、川口京二議員。

○6番（川口京二議員） 皆さん、こんにちは。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問させていただきます。

まず、1点目ですが、冬の観光という観点から、北の天文字焼について伺います。市長は、就任以来観光に大変御尽力されているところであります。特に昨年につきましては、ひまわり観光に力を入れ、映画「星守る犬」の効果もあり、東日本大震災や原発等の影響を受け、日本国じゅう観光客の

減少に頭を悩ませている中、当市においては飛躍的な観光客の増加となりました。ひまわりマップ、「星守る犬」ロケ地マップの作成、ひまわり自転車やライトアップひまわりなどさまざまな催しを企画、実行された成果であり、関係者の努力に敬意を表するところであります。しかし、冬の観光となるとどうでしょうか。当名寄市の特性を考えると、雪の降る期間が5カ月ぐらいになると思います。もう少し冬の観光に力を入れてもいいのではないかと思います。

2月12日に冬の最大のイベント、なよろ雪質日本一フェスティバル2012が終わりました。第12回なよろ国際雪像彫刻大会ジャパンカップ、第20回全日本学生対抗スノーオブジェ競技会等が行われました。また、ことしについてはN-1グランプリ2012 in NAYOROという催しも実行されました。新しい催しを企画、実行することは大変いいことだと思います。成功裏に終わり、大変よかったのではないかと思います。しかし、一方で平成元年から23回続いた北の天文字焼が中止となりました。御存じのように1989年、まちおこし集団「助っ人」の呼びかけで行われ、名寄の名物行事とか北の風物詩とか呼ばれるようになり、多くの市民や道内外からの写真愛好家の皆様から愛される行事となっていました。見るのが楽しみで道外から来られる方も大勢いたと伺っています。大変楽しみにしていた大勢の市民の皆様もいたのに、いとも簡単にやめてしまったなという印象です。NPO法人なよろ観光まちづくり協会が委託を受けて、その実行委員会で決まったことでしょうか、二、三年前からそのような話はあったと聞いています。中止ということですから、それなりの理由があったとは思いますが、市としてもこれほど観光に力を入れているのですから、何か手だてはなかったのですか。話し合いはなかったのですか、伺います。

次に、滞在型観光について伺います。名寄には、冬の観光施設や自然がたくさんあります。これら

を活用して1週間ぐらいの滞在型観光を行ってはどうかと思います。雪質日本一のスキー場でスキーをしていただき、スノーモービルに乗って山に上がって樹氷やダイヤモンドダストを見る。ジャンプ台を見ていただくのもいいし、カーリング体験もいいと思います。天文台で星を見るのもいいと思います。北国博物館もいいでしょう。最後は雪質日本一フェスティバル、その間運がよければサンプラーやライトピラーが見られる。このような自然や既存施設を活用した滞在型の観光が必要だと思います。東京なよろ会では、既にそういうことは行われているのかもしれませんが、もっと範囲を広げて雪の少ない大阪や四国、九州、沖縄などにPRしていただきたい。また、海外にも目を向けて中国や台湾もいいと思います。道は、新年度から同じ宿泊施設に5泊以上連泊してもらい感想を聞くモニター制度への助成や複数の市町村を一つの観光地としてPRする広域観光事業への助成を行う予定ということですので、このようなものも活用できる観光事業を企画されてはどうかと思います。夏には避暑地モニターツアーを計画しているようですが、冬にも厳寒モニターツアーのようなものも計画していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

2点目は、除雪、排雪について伺います。除排雪については、これまで過去にも何十人もの人たちが質問されていると思います。それだけ重要で、市民の関心の高い名寄市にとって永遠のテーマだと思います。質問の中に重複する部分もあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。まず、名寄市の除雪の基準は降雪10センチに達したとき、気象情報から今後の積雪が10センチを超えると予想される場合、交通量が多く圧雪による交通障害が予想される場合、風雪や地吹雪等による吹きだまりの発生が予想される場合とありますが、除雪の出動回数をお知らせください。

次に、市民の苦情で主なものをお知らせください。

次に、今年度の重点は何だったのかお知らせください。

3点目は、町字名変更について伺います。名寄市は、土地の区画が比較的碁盤の目のように整理されていると思います。しかし、町字名変更がなされていないところもあり、地番を使っているとところが多くあります。地番だと非常に住所がわかりづらく、規則的に並んでいないため市内地図を見てもなかなか見つけることができません。また、住まいをしている方も場所を説明するのが大変難しいのではないかと感じております。近年は、宅配業や郵便事業等が大変発達しており、その方々が仕事に支障を来しているのではないかと考えられます。また、一般の方も何条何丁目のほうがわかりやすいのではないかと思います。ぜひ何条何丁目というような町字名変更ができないものか伺います。

4点目は、名寄庁舎周辺の冬季の安全管理について伺います。冬季の特性としまして、雪が降る、凍る、滑る等いろいろなことが考えられますが、庁舎には小さなお子様連れや高齢の方や足の悪い方や、いろんな人が来庁されます。そういう方々のために、特に安全に配慮しなければならないと思っています。私は、冬季の安全管理が余りなされていないのではないかと感じています。来庁される市民の皆様に対し、どのような安全に対する対策をされているのか伺います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、大項目1について、大項目2と3については建設水道部長から、大項目4については総務部長からの答弁となります。

最初に、大項目の1、冬の観光について、北の天文字焼についてお答えをいたします。平成元年から長きにわたり開催されてきました北の天文字焼は、市民の有志による手づくりのイベントとして始まり、その後NPO法人なよろ観光まちづく

り協会を中心とするなよろ雪質日本一フェスティバル実行委員会が引き継ぎ、昨年まで実施されてきました。イベント開始から20年以上が経過し、数年前から天文字焼に携わってきた市民ボランティアの方々の高齢化や後継者の育成の問題が顕在化し、毎年議論がされてきたところであります。今回NPO法人なよろ観光まちづくり協会を中心にさまざまな議論がされた中で、北の天文字焼が中止との結論に至った経過については、同協会の理事会において後継者の問題や再度天文字焼のあり方について見直す機会を設けたいとの理由により、中止との方向が示されました。市といたしましてもこれまで民間や有志の力により実施されてきました北の天文字焼が廃止ではなく、来年度以降再開できる可能性を持った中止との提示だったこと、NPO法人なよろ観光まちづくり協会でも中止という結果を踏まえ、改めて北の天文字焼が本市の冬季観光に対する存在感など市民の意向に基づき検討していきたいとの意向により、ことしについてはやむを得ないものと考えています。この中止の結果について、多くの市民から北の天文字焼に対するさまざまな意見をお聞きし、中止に至った問題点を解決するためには何が必要であるかなどを整理するとともに、本市の観光振興に係る観点から改めて検証を行っていきたいと考えています。

次に、小項目の2、滞在型観光についてお答えをいたします。今年度策定しております観光振興計画では、基本理念として本市の既存資源を見直し、その価値を磨き上げ、市民にそのすばらしさを認識してもらい、市民が積極的に本市の資源に誇りを持ってもらうことが人が寄ってみたいまち名寄の実現に必要であると掲げております。これまでスキーツアーとして東京なよろ会の御協力で昭和61年から毎年約200名の方が首都圏からお越しいただいています。大半の方がリピーターで、ホスピタリティーも含めて名寄の冬の魅力を満足いただいていると思っています。議員からの

御質問の既存資源を活用した滞在型観光については、観光振興計画の中で移住、定住対策のお試し移住体験であるちょっと暮らし事業に分類をしています。計画策定の議論の中でもPRを行っていく地域やどの季節をターゲットにしたモニター事業や受け入れメニューを企画したらよいかとさまざまな意見が出されたところです。平成24年度は、事業効果が高いと見込まれる事業を実証試験するために、道外におけるモニター募集については本市独自のPRでは厳しい財政事情の中では限界があるために、東京杉並区の協力によるPR支援を活用したいと考えています。また、首都圏で実施したアンケートの中で多かった意見に着眼し、厳しい夏の暑さから開放された避暑地での暮らしをテーマにした実証実験として杉並区をターゲットにした避暑地名寄へちょっと暮らし誘致事業を計画しています。このモニター事業は、道外から本市にお越しいただききっかけづくりと道外目線による本市の魅力や不足しているものなど受け入れ態勢の構築に向けて検証することを目的としておりますが、さらには本市の魅力的な季節の一つである冬をターゲットとしたメニュー提供の参考にしたいと考えています。

次に、海外に向けたPRについてですけれども、市では広域観光体制の重要性を認識し、あさひかわ観光誘致宣伝協議会や北海道観光振興機構に加盟しており、道外や海外に向けたPRや受け入れ態勢などを広域で推進しています。旭川空港や千歳空港を核としたツアーや個人向けメニューなど多くの可能性を持っていますが、受け入れ態勢などの課題もあることから、今後全市的に検討してまいりたいと思います。

また、完成度の高いツアーを企画するためにはモニター事業などの実証試験の実施は必要であることから、国、道の各種制度や支援対策を研究し、積極的に活用していきたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目の2点目と3点目についてお答えをさせていただきます。

最初に、大きな項目の2点目、除雪、排雪についてであります。小さい項目1番目の除雪の出動回数、2番目の市民からの苦情、3番目の今年度の重点は関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。今シーズンは、2月末のデータを見ると降雪量643センチで、過去5カ年の平均値603センチと比べると40センチ多く、最深積雪117センチは5カ年の平均値88センチよりも29センチ多くなっております。除雪は、4地区に分けて出動の可否を判断しており、2月末までの出動では名寄地区郊外で41回、市街地で31回、風連地区は郊外で44回、市街地で40回出動しております。出動の判断は、午前1時から午前2時までの間に判断をさせていただきます。それからの出動となります。市街地では、交通量が多くなる前の7時30分までに終了させることを指導しておりまして、2時に判断させていただいた以降、10センチ降った分に対しては翌日に除雪をするようにしております。

市民の苦情や要望件数は、全部で75件ありました。内容は、除雪した雪を家の前に置いていけないでほしい、除雪車の進入方向を変更できないか、あるいは個人の道路への雪出しをやめさせてくださいなどなどありますけれども、以上の3点が主なものであります。

今年度の重点については、主に見通しの悪い交差点や狭い道路の交差点の排雪を重点に行うことで交通安全はもとより冬の市民生活の利便性を図ることです。

次に、大きな項目3点目の町字名変更についてであります。町字名は、住所の表示、まちの区域や地区を示すものとして用いられ、日常生活に密着したものであることは言うまでもなく、市内の住所はすべて番地を住所とするシンプルな表示とさせていただきます。これまで市としても

昭和57年から麻生町や栄町など周辺字名の条、丁目の変更を進めてきましたが、いまだに地番表示のまま市外の方や宅配業者などがわかりづらいところが残されていることは確かでございます。しかし、住所の表示が変わることで一番影響を受けるのは、そこに住まわれている住民の方々であることから、なれ親しんだ字名、地番を変更する場合には十分に配慮する必要があると考えております。地域に住まわれている方々が現在の都市基盤において生活上支障を来しているかないかの実態が不明であることから、今後は市民との意見交換の場や庁内各部局との情報交換などで課題認識を持ち、実施に必要な地区などを調査をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、名寄庁舎周辺の冬季の安全管理についてお答えをいたします。

まず、名寄庁舎における凍結通路等による転倒被害の防止についてでありますけれども、庁舎に来られる方の多くはピロティー側の玄関を利用されますので、ピロティー内は日陰であることや車の通行が多いことから、雪が凍って滑りやすくなる場合があります。この対応につきましては、適宜砂や融雪剤をまいて、また必要に応じて凍った雪を削り、安全な通行の確保に努めております。また、庁舎内の玄関から階段までの間につきましてもスリップ防止のためゴムマットを設置をして対策をとっております。

次に、落雪についてでありますけれども、庁舎屋根の雪庇などにつきましても適宜処理をしておりますけれども、庁舎正面に植樹をされておりますクロマツの大木上部に堆積をした雪につきましても完全に除去することができず、雪の落下が想定される範囲をロープで囲い、頭上注意の看板の設置により通行する方に注意を喚起し、対

応しているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。北の天文字焼から再質問させていただきます。

私は、23年続いた天文字焼は他のまちに誇れる貴重な名寄市の伝統行事だと思っています。よい伝統は守るべきだと思います。天文字焼が中止に決まって以来、北海道新聞や名寄新聞等に中止を惜む声や復活を望む声が多くの皆様から寄せられていますが、市として復活を前提とした協議が必要なのではないのでしょうか、伺います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 協議等ですけれども、北の天文字焼の中止に至った理由としまして、先ほどもちょっとお話をさせていただいたのですが、北の天文字焼の客観的な視点からもう一回見詰め直す必要があるというようなお話も一つの御意見でございました。天文字焼の意味やその意義がイベント開始当時と現在の状況が合致しているのか、市民にとって20年以上の長きにわたり実施されてきた北の風物詩としての催し物中止という結果になって、改めて天文字焼の必要性の有無、さらには復活するにしても再度原点に戻って関係者団体及び市民の意見をしっかりと聞きし、協議を重ねていくことが必要だというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） また、今回は観光協会との協議が余りなされていない結果だと思います。今後は、もっと話し合いを密にして観光の振興を図るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 観光協会との連携強化ということで御意見でございます。平成24年度から観光振興計画の中で計画に基づいて各

種の事業を実施していくわけなのですけれども、風連あるいは名寄両地区の観光協会との連携、協議というのは、今までよりも増して必要だというふうに考えております。今度は、全市的な視点に立って各事業の展開をしていきたいと考えております。その関係団体との協議なのですけれども、実施に向けての観光振興計画全体、あるいはオール名寄体制での多面的な視点ということから議論、検証していくことが必要で、計画の中でも観光協会の役割として、観光、交流、振興を図るための主導的機関として全体のコーディネーター役を担ってもらおうという位置づけをしており、その果たす役割も期待度も以前に増して高くなっていると思いますし、行政としましてもバックアップ体制をとって、それぞれ観光協会と連携を図って今後充実を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 市長にお伺いしますが、北の天文字焼が中止となってどう思われますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大変寂しく思いますけれども、先ほどから室長がお話しのとおり、民間団体を中心に沸き上がってきたイベントであるということでもあります。その当時と比べてこの数年中止の声があったということは、思いが違ってきていた部分があったのか、寂しいという声はある一方で、これをやり続ける意味があるのかという声があったのだろうというふうにも思います。その中で今回一回中止をして、一度原点から見詰め直すということですから、余りここは行政が思い切って踏ん張って前に出ていくことは得策ではないのかなというふうに思いますけれども、そうした市民の声がまた沸き上がってくることをぜひ私も期待するし、そうした動きがあれば行政としてもできる限りのバックアップをしていきたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 天文字焼の復活を強く願っている一人なのですが、私は天文字焼だけではなく、今のままでほかのよい催しも同じことが起こるのではないかと危惧しているところです。新年度には、観光振興計画もできることで、連絡、協議を密にして目標に向かって頑張っていたきたいと思います。

滞在型観光については、何か夏の観光ばかり力を入れているような気がしてなりません。名寄には、先ほども申しましたが、冬の観光資源や自然がいっぱいあります。ぜひそれらを活用して前向きに検討していただきたいと思います。

次に、除雪、排雪についてであります。随分出動回数が多いと思います。そんなに雪が降ったようには思わないのですが、一回で終わらないことやさまざまな条件があつてふえているのかもしれない。市民の間には、全く雪がないときに無駄な除雪をやっているのではないかという声も聞きますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、雪は平年から比べて2月末では少し多いというふうに考えています。ただ、先ほども申し上げましたが、2時に出動の判断をします。それ以降判断をすると、まちが起きる7時半までにはなかなか作業が間に合わないということもございますから、2時に判断をすることによってございまして、それ以降降った雪はどうしても残してしまいます。それは、圧雪状態になりますから、市街部分ではわだちになってきます。したがって、安全を期するために次の日に雪が降っていなくても、これは出動せざるを得ないなというふうに思っています。ただ、郊外地区に関しては交通安全と、車も少ないですから、牛乳の出荷等もございまして、これはやむなく2時以降での判断をさせて、出ております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 次に、苦情があるということは市民の方は満足していないのだと思っています。昨年よりもことし、ことしよりも来年と右肩上がりによくならないと納得しないと思います。少しでも苦情が減るように努力していただきたいと思っています。苦情に対する処置はどのようにしていますか。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 苦情も先ほどもお答えさせていただきましたけれども、70件以上に上ります。ただ、名前を言っていただけの方に対しては私ども担当者が出向きまして御説明をしながら、納得をしていただいております。ただ、どうしても名前がわからず、その町内がわかる場合は町内会長さんとお話をさせていただいたりして、できるだけ苦情の処理はさせていただいているつもりでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 次に、交差点排雪というのがよくわからないのですが、排雪のときに行うということでしょうか、それとも別に重点的に行うということでしょうか。

それと、市道と国道や道道との交差点はどこが担当なのでしょうか、お知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 交差点の除排雪の部分では、シーズン初めにまず除雪から当然入ります。それで、交差点がどうしても見通しがきかなくなるということも含めて、排雪の前に交差点の排雪を実施させていただいて、交通安全の確保をします。それと、狭い道路ですとどうしても一方通行みたく狭くなってしまいますので、幅員がなくなってしまいますから、待避場としても交差点を利用できるということで、先に交差点の排雪をやらせていただいている状況であります。排雪のときも当然交差点の排雪は行います。

それと、市道と国道ないしは道道との関連性でありますけれども、基本的には国道の管理者、道

道の管理者、市道の管理者と打ち合わせをさせていただいています。ケース・バイ・ケースですけれども、排雪のほとんどは国や北海道に連絡を行って、国道、道道はほとんど国や道に市道の部分も行っていただいておりますけれども、除排雪の部分は先に行って、後でやるほうが交差点の除雪を行っている。これは、お互いに協定で結ばせていただいているということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 生活道路の排雪は、現在1回なのですが、実際に皆さんが居住をしているわけですから、交通量もかなり多いところもあります。信号のない交差点も多くあり、また交差点には雪が山のようになっており、大変危険な状況になっているところもあります。危険なところや交通量の多いところ、また居住区などは優先すべきだと思いますが、優先順位などはあるのでしょうか、伺います。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 排雪、除雪は別に、除雪は順番で来るのですけれども、排雪に関してはやはり交通量の多いところから入るようになっています。ただ、排雪をするにしても雪の運搬に使う道路を先に確保するために、名寄市内ですと日進だとか、大きな通り抜けるのに縦通りを先に排雪をさせていただいて、運搬路をうまく使うような形で縦通りを先にやるという、幹線でなくてもです。そういうやり方もしていますから、ケース・バイ・ケースによっていろいろでございます。交差点もしかりでございます。当然雪が多くて見通しが悪いところから始めてまいるというふうに考えていますので、御理解ください。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 次に、道路に雪を捨ててはいけないのですが、それを管理するのはどこなのか教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 雪は、道路に

捨てて当然だめなのですけれども、道路は管理しているのは国道は国ですし、道道は道でありますし、市道は市であります。それは、それぞれで対応させていただいています。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 私は、排雪が重要だと思っています。生活道路は3回ぐらいやっていただきたい。予算がないと言われますが、私は他の予算を多少削ってでもやるべきだと思っています。しかし、一方では、なかなかそうもいかない現状もあると思っています。限られた予算と少ない機材の中でどうすればいいかと考えたとき、市街地に雪の堆積場を確保することが重要だと思います。南広場もいいですし、少し乱暴な考え方かもしれませんが、浅江島公園の使われていない野外ステージを壊せばかなりの堆積場になると思います。公園に雪を捨ててはいけないのは知っていますが、冬場使われていない公園などを利用してはどうかなと思います。もし堆積場がふえれば、排雪1回のところ3回ぐらいになるかもしれません。そのほうが市民は喜ぶのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 御案内のとおり、排雪は1回やると相当量の予算を消費してしまいます。なるべく幹線は特に別なのですけれども、風連は今まで地域性もあって2回ほどやっていると。ことしはちょっとやり方が少し変わっていますけれども、2回。名寄市内は、幹線あるいは通学路などは2回から3回やらせていただいています。ただ、生活道路は先ほど議員がおっしゃられるとおり予算的なこともありまして、1回しかできない状況であります。今提案になったように、南広場にも私どもは堆雪場をというふうに思ったのですけれども、どうしても近隣の町内会のほうで同意が得られないということもありまして、ことしと去年は入れることができませんでした。これまた来年度以降も町内会の方々ともお話し合

いをさせていただきたいというふうに思っています。

それと、浅江島公園は総合公園として市民の憩いの場として古くから位置づけられておまして、夏場の、夏もやはり公園はありますので、芝の管理をしなければなりません。芝の管理をするとすると、雪解けがかなり遅くなると芝が腐食して傷んでしまいますので、なかなか難しい状況にあります。それと、野外ステージも名寄市内では昔は名寄公園にもあったのですが、今は浅江島公園にしかないということもあって、担当に聞きますと少しまだ利用している方もいらっしゃるというふうに聞いていますので、修繕はしなければならぬかもしれませんけれども、壊すことは今の段階ではできないというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思えます。

それと、街区公園については町内会にそれぞれ管理をお願いしているのですが、これはママさんダンプで入れる程度ですと遊具にも支障を来さないのですが、やっぱり重機で入れると遊具が壊れてしまうということもあります。ただ、町内会の管理ですから、町内会の方々が近所の方が入れるという部分で納得してお話し合いができれば、それは市のほうも黙認をしているという状況でございます。今議員がおっしゃられるとおり、近場に堆雪場があるとやはり運搬距離が短くなるということも含めて経費の節減になるということは確かでございますから、今後も市街地区、あるいは郊外の近いところに雪堆積場を確保する努力はしてまいりたいというふうに考えていますので、御理解ください。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 今後ますます高齢化が進む中、除雪、排雪というのは大変重要なことだと思います。冬の暮らしが快適に暮らせるようもっと考えていただきたいと思えます。

最後に、まだ年度は終わっていませんが、今年度の反省事項と来年度の反映事項があればお聞か

せください。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 先ほどから議員もおっしゃられているとおり、除排雪事業は予算も機械も人も限られた中での作業であります。ピーク時には、働いている方々もいっぱいいっぱいだと業者の方からもお聞きしている状態です。夏場の道路に近づくことは非常に困難です。したがって、私どもの除排雪の基本であります緊急車両の通行と児童生徒の通学路の確保と。これが私どもの除雪の基本でありますから、来年度以降もこの基本を主に市民の安心、安全な冬の道路空間の確保と、これをしっかりとしていきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） ありがとうございます。

続きまして、町字名変更について伺います。郊外となると大変難しいところではあると思えますが、市街地周辺、徳田や豊栄、合併してもう6年になろうとする風連地区は、名寄市風連何条何丁目というようにできないものか伺います。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 平成13年に徳田地区の変更を検討したという経緯はあります。当時まだ号線どおりの区割りが無いという状態でしたから、そういう地域性もあって既成市街地との整合がとれないということもあって、条、丁目の変更は取り入れなかったというふうにお聞きしております。豊栄地区も同様に名寄中学校の南側部分についても、これも既成市街地との整合がとりにくいということでやっていませんでした。風連地区も合併により郡部が市に表示が変わったのですが、合併以降も町字名の変更の検討を行っていないということでもあります。徳田も風連もまだしっかりと区画割りができている状況ではございません。今後は、将来人口も

減るという推計もあり、地域の居住のあり方などにより市街地も変化していくというふうを考えています。これらの状況から、都市基盤の動きを少し見ながら次の都市計画マスタープランの段階までに一度その段階で地域調査をしまして、町字名の改正が必要かどうか検討させていただきたいというふうに思っていますので、御理解ください。それまでに調査を入れたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 10年前から比べると、ショッピングセンターやイオンもできましたし、その周辺には家も随分建ちました。できることから少しずつでもいいので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、名寄庁舎周辺の冬季の安全管理について。駐車場西側にある関係でピロティー側の通用口を出入りする人が非常に多いと思います。入り口付近が凍っていたり、またピロティー内は車が通行するため、つるつるになっている状態がよくあります。砂をまいたり、氷を削ったり、比較的よい状態が保たれていると思いますが、まだ十分とは言えません。来年度以降も少なくともこの状態を続けていってほしいと思います。しかし、落雪という観点から見ますとどうでしょうか。庁舎の正面に大きな松の木が立っています。上のほうには、大きな雪の塊があります。枝もすごいため、あちらこちらに雪が積もっています。頭上注意の立て札とロープで囲ってありますが、もっと広い範囲を囲うべきだと思います。雪はもっと外にも落ちると思います。雪がもし凍っていたらどうなるのでしょうか。もしそれが人に当たったらどうなるのでしょうか。私は、今の処置が十分とは思いません。また、歩道に枝が屋根のように覆いかぶさっていますが、私は枝を切るべきだと思いますが、どう思いますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘いただきましたとおり、ことしは非常に降雪量が多いという

こともありまして、クロマツの上部にもたくさん雪が堆積をしておりました。そういった状況もありまして、市民の皆さんには大変御心配をかける状況にもなりまして、私どももいろいろ検討してまいりましたけれども、ことしのクロマツにおける雪の状況でありますとか、御指摘の枝の状況含めまして新年度に雪が降る前までにクロマツの剪定作業を実施をしまして、堆積の状況の改善を図っていきたいというふうに考えております。しかしながら、実はこのクロマツは植樹後90年以上経過をしております、名寄庁舎のいわゆるシンボリックな存在にもなっているのです。また、市民の皆さんにも長く親しみを持って見ていただいているということもありますから、雪が堆積しづらくなるような剪定はするというのは当然でありませぬけれども、ある意味100年近くたちますとクロマツも立派な大木となって、文化財的要素も出てまいりますので、これにつきましては剪定に当たりまして長く後世にちゃんと伝えることができるような、そんな容姿も十分配慮しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） ちょうどポストの位置も雪の落ちるところにあるのですが、移設を検討していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） ポストの位置につきましてでありますけれども、私ども郵便事業株式会社に確認をしております、もしポストの位置が危険な場所ということでありましたら移設は可能ということでありました。先ほど申し上げましたとおり、クロマツを剪定をしたいという考えを持っておりまして、剪定の状況を踏まえてもし必要となれば、移設については郵便事業者のほうと協議をしてみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 私が言ったことは大変小さなことかもしれませんが。ハインリッヒの法則

でしたか、1つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常があると言われております。事故があつてからでは遅いと思います。庁舎だけではなく、市の管理する施設はすべてもっと安全を確認する必要があると思います。それぞれの所轄で点検しているとは思いますが、あればいいのですが、なければチェックリストや点検表などをつくって点検するようにしたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 市の管理をする全施設で安全管理、これまでも徹底してきているつもりでありますけれども、今後一層の対応が必要と御指摘もございました。特にことしは大変雪が多くて、各地でいわゆる雪の重みで施設が壊れるというような状況も発生をしております、私どもそれぞれ施設の状況を含めて原課に注意を促してきておりますけれども、今後は御指摘のありましたいわゆるチェックリストでありますとか、点検マニュアル、改めてちょっと整理をしながら、各施設における安全面の点検作業、これを強化してまいりたいというように考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 私は、安全管理にやり過ぎはないと思っております。最悪のシナリオを考えて臨んでいただきたいと思ひますし、職員一人一人が安全という認識をより深く持っていただきたいと思ひています。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川口京二議員の質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

名寄市の市政運営から外2件を、大石健二議員。

○4番（大石健二議員） 議長より御指名をいた

だきましたので、これより通告に従い、3件6項目について質問を行います。

最初に、名寄市の市政運営から、加藤市長の市政執行についてお聞きをいたします。平成22年4月に執行された名寄市長選挙で当選され、当時道内最年少市長として高い関心を集めた加藤市長ですが、間もなく折り返しの2年目を迎えようとしています。この2年間にわたる加藤市政の執行を顧みて、今後の市政の運営、取り組みと課題についてお聞かせください。

次に、名寄市の行財政運営から、名寄市の経済成長戦略にかかわる名寄市観光振興計画案の具現化への取り組みについてお聞きをいたします。昨年4月に行われた機構改革の目玉として新設された営業戦略室は、その一挙手一投足市民の皆様のご期待と関心を集めています。このほど待望の名寄市観光振興計画案が市民の皆様にもお披露目され、いよいよ新年度から事業活動が展開されていくものと期待感も高まっています。堅実な数値と豊富な資料に裏打ちされた名寄市観光振興計画案の計画理念及び目標達成に向け、今後の具体的な活動展開についてお知らせ願ひます。

また、同じく経済成長戦略から、中心市街地活性化に向けた取り組みについてお聞きをいたします。平成20年末に大手流通業者が名寄駅横に進出を表明した後に市と名寄商工会議所が主軸になって中心市街地の活性化に向けた取り組みが展開されました。結果として（仮称）複合交通センター及び民間事業者による駅横開発の実現を見たわけですが、肝心の中心市街地の活性化への取り組みは3・6開発が頓挫したきり具体的な開発に向けた胎動が聞こえてこなくなりました。名寄駅周辺から名寄市立総合病院までの文字どおり名寄市の顔とも言うべき中心市街地の活性化に向けた構想についてお知らせを願ひます。

次に、名寄市の行財政運営から、2点目の生活弱者への生活援護、支援についてお聞きをいたします。本年1月に道都のアパートで40代の姉妹

がひっそりと御遺体で発見されるという痛ましい事故が起きました。事故につきましては、これまでも新聞やテレビなどのマスコミで詳細に報道されています。事件を知るうちに、なぜ福祉のセーフティーネットで救済することができなかったのかという胸がふさがれる思いでなりません。名寄市における生活保護の相談実態、また障害者で療育手帳を持って福祉サービスや福祉施設を利用していない方、障害者にもかかわらず療育手帳を申請していない人などの実態についてお知らせを願います。

次に、名寄市の行財政運営から、3点目の市民生活の環境整備と改善についてお聞きをいたします。今冬は、雪害による事故が道内各地で相次ぎました。名寄市においてもこの雪害で道路の除排雪が行き届かず、幅員が狭くなった道路での車同士の接触や見通しのきかない交差点での交通事故を初め、屋根の雪おろし作業中に落下する人身事故等が多発しました。とりわけ無人の家屋の屋根に堆積した雪が今にも建物を押しつぶし、近隣の市民や近接する建物などへの重大な損害の発生も危惧される光景が各所で散見されました。管理不全に陥ったこうした空き家は、冬期間に限らず、防犯、防災上の観点からも季節を問わずに市民の安全、安心な生活にかかわる重大な問題と言えます。名寄市におけるこうした管理不全に陥った市内の空き家対策について、これまでの対応と今後の取り組みについてお知らせを願います。

最後に、名寄市の医療行政から、地域医療拡充についてお聞きをいたします。地域医療については、平成24年度市政執行方針の中でも触れていますが、昨年10月から休診となっていた名寄市立総合病院の消化器内科がこの4月から3名の医師による診療体制で復活されることになった知らせを聞いて、多くの市民の皆さんから大きな喜びを持ってこの朗報が歓迎されています。

さて、第3次保健福祉医療圏のセンター病院としての役割を担う名寄市立総合病院と名寄市内の

診療所、かかりつけ医である開業医による病診及び地域医療連携についてお尋ねをいたします。いわゆる病診連携とは、病院と診療所が互いに役割を機能分担しながら、患者の治療に当たることを言いますが、ここへきて名寄市内の開業医の皆さんの高齢化や後継者不足が指摘されるようになってきています。健全な病診連携の維持構築に向けた名寄市の対応についてお知らせを願います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 大石議員から大項目で3点にわたる質問をいただきました。大項目の1は私から、大項目2の小項目1は営業戦略室長から、大項目2の小項目2と大項目3は健康福祉部長から、大項目2の小項目3は市民部長からの答弁となります。

名寄市の市政運営から、加藤市長の市政執行についてお答えをいたします。加藤市政が誕生してから間もなく2年が経過をします。市長の公約であります民間会社名寄市の発想での行政運営、基幹産業の推進、名寄市立総合病院のさらなる充実、名寄市の財産を生かしたまちづくり、自衛隊名寄駐屯地の堅持、市民福祉の充実の6つの公約と総合計画の着実な推進を柱とし、明るく元気なまちづくりを目指してこれまで営業戦略室の設置、総合案内窓口の設置、市長室開放事業、職員提案のゼロ予算事業、また総合計画後期計画や観光振興計画などの各種計画を策定し、市政の運営を進めてまいりました。今後地方財政の不透明さや人口縮小、高齢化の進展という厳しい状況も予想されますが、市民主体のまちづくり、そして我がまちを愛し、この地で誇りと自信を持って暮らし続けたいと市民の皆様を感じていただくためにも地域資源を掘り起こし、名寄市の魅力を全国へ情報発信していくとともに、健全な財政運営を確立しながら、市民の英知を結集して策定した新名寄市総合計画後期計画で想定をします（仮称）複合交通センター、市立総合病院の精神科病棟改築、市立

大学、図書館、（仮称）市民ホールなどの事業の具現化を図り、10年、20年先を見据えた市政運営に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、大項目の2、名寄市の行財政運営から、小項目の1、経済成長戦略について、ア、観光振興計画等の具現化への取り組みについてお答えをいたします。

名寄市観光振興計画は、市内のさまざまな分野で御活躍されている市民から組織された策定市民懇話会、市役所内で公募によって選出しました若手職員及び係長職で組織された庁内検討委員会でも議論していただきました。計画策定に当たり、関係者等の専門的な目線というよりは市民及びお客様目線を重視し、計画案を策定いたしました。この計画に基づく事業の実施や検証、追加しなくてはならない項目などについては、関係機関及びまちづくり団体の御協力を得ながら、本年4月に設立予定でありますオール名寄体制で組織検討する（仮称）名寄市観光交流振興協議会を設立し、その中で議論し、実施していくことを前提としています。

本計画の中で基本目的を交流人口の増加による経済効果の拡大とし、具体的な目標値として毎年5%の観光入り込み客数の増加を上げ、これを達成するため名寄市民の満足度アップを初めとする4つの基本目標に沿って具体的な戦略事業を定めています。計画の目標値を達するための具体的な工程表を含めた行動計画については、まず戦略事業を実施するに当たりそれぞれに分類された基本項目を達成するためにはどのような手法を取り入れたらよいのかを最優先に検討していくことが目標達成への道を歩むことにつながると考えています。また、第1の基本目標に定めている名寄市民の満足度アップを達成していくためには、市民の協力、理解なくして実現することができないことを念頭に、これまで商工会議所、風連商工会を初

め3月に関係団体の説明を行うなど今後も4月以降出前トークのメニューなどを活用し、市民の理解度を上げるための計画の説明、また意見を聴取する機会を設けていくとともに、24年度は市民を対象にした観光モニター事業などを実施し、既存資源の価値の再評価などの作業も行い、市民が名寄に愛着と誇りを持ってもらうための事業を優先的に実施したいと考えています。

次に、中心市街地活性化の取り組みとその後についてであります。3・6地区市街地再開発事業は、中心市街地活性化事業の議論の過程にあった民間事業を平成22年度から26年までの5カ年の都市再生整備計画に集約し、3・6地区市街地再開発事業として作業を進め、事業計画化してきたところであり、この再開発事業の取りまとめに大きくかかわりを持つ商工会議所から民間事業で実施することは困難であり、行政が中心となって事業化を進めるよう依頼があったところですが、民間主導による事業に対しては行政主導によって進めることは困難であると判断させていただいたところであり、また、事業を進めるためには複数年の計画期間、事業期間を要し、都市再生整備計画期間内での事業完結が見込めないことから、事業化はできないと判断をしています。

本事業の中で進める（仮称）複合交通センターの整備を中心として、商店街ファサード整備事業、名よせ通広場整備事業などの事業を実施することにより、人の流れができ、市街地の活性化やにぎわいづくりにつながるものと考えています。複合交通センターの利用促進による中心街の活性化については、施設に入居を予定している商工会議所やNPO観光まちづくり協会と協議を開始しており、今後においても各商店街振興組合や市民会館を利用する文化団体、道北バスやJR北海道などの交通機関、商業施設を計画している株式会社西條との協議、意見交換の場を設けてまいります。また、名寄市中小企業振興条例を活用して中心市街地近代化事業や店舗支援事業、各種融資事業な

どソフト事業により推進してまいります。

中心市街地活性化に向けた構想についてであります。中心市街地活性化基本計画についてはまちづくりの目標や将来像を明確にし、実施に当たっての意見の合意形成が不十分などにより、認定に至りませんでした。中心市街を活性化させるという基本構想に基づき、現在その中から実効性の高い事業を都市再生整備計画に基づき社会資本整備総合交付金事業で実施しています。当時の中心市街地活性化基本計画にありますそれ以外の事業については、多くが民間主体の事業で、地域の合意形成が伴うため、すべての事業を実施することは難しいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目2の小項目2と大きな項目3について申し上げます。

大きな項目2の小項目2、生活弱者への生活支援についての生活困窮者と障害者の孤立死よりについて申し上げます。先般札幌市で発生した知的障害者を持つ姉妹の孤立死や釧路市では老夫婦が凍死状態で発見された事件など大変悲しい結末になってしまったことに心を痛めるものであります。この事件に端を発し、全道の自治体では一定の個人情報には得ているものの、障害者の生活状況を再調査する動きが活発化しております。本市における生活保護の相談実態ではありますが、近年の平均では保護にかかわる相談件数はおおむね年間80件程度で、保護開始に至る件数は20件前後となっております。平成23年度においては、3月7日現在で相談件数73件で、うち保護開始に至った件数は12件、現在調査中が1件となっております。療育手帳につきましては324人、A116人、B208人の方に交付しております。うち施設入所は64人、居宅に8人、就労支援等には53人、通所支援など40人、計165人の方々がサービ

スを利用されており、159人の方々が未利用という状況になっております。障害があるかないかを含め、申請をしない方の数は把握できない状況にあります。手帳の交付申請は、本人、家族から行われ、その後診断の上、判定されることとなりますが、申請するかどうかの判断など家族の方は大変苦慮されているのではないかと考えております。また、知的障害の有無の判断は難しく、第三者が申請することを進めることもできないため、その発見には時間を要するものと考えており、本年4月から要援護者台帳の整備に着手しますので、行政上の情報だけでなく、民間事業者や地域住民の協力を得ながら、情報の収集と速やかな対応をしてまいりたいと考えております。

次に、大きい項目3、名寄市の医療行政から、小項目1の名寄市の地域医療拡充についての病診連携と医師確保の具体策ほかについて申し上げます。名寄市立総合病院は、道北第3次保健医療福祉圏のセンター病院として地域住民の健康を守るための診療、保健活動を展開しております。また、指定管理の名寄東病院につきましても道北における療育型医療機関としての役割を果たすため、高齢社会に対応した医療サービスの充実に努めているところであります。また、休日当番医業務につきましても、市内における第1次緊急医療体制を確保していくことを目的として、名寄市立総合病院、名寄東病院、名寄開業医師会が当番制で比較的軽症患者に対して日曜、休日診療業務の体制が整備されており、平成23年度の実施計画では名寄市立総合病院が17日、名寄東病院が7日、名寄開業医師会が48日で、合わせて72日となっております。それぞれの医療機関が役割や機能を分担しながら患者の診療に当たっていることから、病診連携が図られていると考えております。

北海道では、2次医療圏ごとに平成23年6月1日現在で必要医師数のアンケート調査を実施いたしました。上川北部の対象医療機関が求める必要な医師数は138名で、現有医師数113名に

対し必要度は1.222となっております。平成24年3月1日現在の2次医療圏の医師数は105名で、さらに必要度が高くなっている状況にありますが、地域ごとに人口割で分析しますと、士別市では21名で必要度2.0人、5町1村では11名で3.35と非常に高い数値になっておりますが、名寄市においては73名で、必要度0.80と現時点では大きく充足されている数字となっております。しかしながら、議員御指摘のとおり開業医の高齢化や後継者不足により将来医療機関の減少が続く状況になる場合には、他の自治体が実施しております対策などを参考にしながら検討していかなければならないと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、大項目2、小項目3、市民生活の環境と改善についてお答えをさせていただきます。

この冬は、気温が低く経過したため、降った雪が解けず、除排雪に大変苦勞し、交通機関にも影響の多かった年でありました。道内では、雪の事故によるこの冬の死者が2月末で25名と報道されているところであります。名寄市での雪害による大きな事故は発生しておりませんが、空き家等の屋根からの落雪の危険に対する苦情が20件程度寄せられており、そのうち当事者等に指導をしたものが14件ございました。また、落雪の危険がある歩道等には注意喚起看板を設置して、市民の安全確保に努めてきたところであります。この北国名寄では、冬の寒さと雪の多さに上手につき合っていかなければなりません。市としては市民の日常生活の安全、利便確保のため、周辺の道路や市民の皆さんに危険が及ぶことのないよう屋根の雪おろし、除排雪についてしっかりとした管理を指導してまいってきたところであります。

また、防犯上、景観上、衛生上等で問題のある空き家に対しましては、一年を通して改善等の指導をしているところであります。特に防犯上問題

のある空き家で対応がなされず、緊急性のある空き家に対しては、進入禁止の看板を設置したり、出入り口をふさぐなど進入できない措置をとっております。平成21年度から23年度の3年間、北海道の緊急雇用創出推進事業で22件の危険家屋の取り壊しを行いました。景観上、防犯上、一定の成果があったものと思っております。今後も所有者への指導、パトロールを行い、安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。最初にお断りをしておきます。質問の順序が多少入り練りがあるかと思いますが、あらかじめ御承知をお願いします。

最初に、加藤市長の市政担当折り返しについてお聞きをいたします。先ほども申し上げましたが、2年前の4月の市長選で加藤市長は、当選直後に初めて市政を担うことになったそのときの率直な気持ちをわくわく、どきどきするというふうにおっしゃっていました。こう話された加藤市長の言葉に私自身も含めて大方の市民が新鮮な響きを持って聞かれたのではないかというふうに思います。今なおその市政を担当する加藤市長は、わくわく、どきどき感というのは健在なのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） いろんな意味でどきどき、わくわくさせていただいていますけれども、一方で知れば知るほど責任の重さというのを本当に痛感をいたしますし、また改めて自分の無知さというか、そういうこともわかればわかるほど痛感させられているなというふうに思います。であるからゆえに、やはり市民の皆さんのお一人お一人の意見をしっかりと聞いて、また皆さんの英知をしっかりと結集をして、みんなでこのまちを盛り立てていかなければならぬということを改めて決意をしているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 2年前に当選されて、前任の島市長から継続事業なり継続の施策を引き継いでこられたのだらうと思います。実は、だれもが聞きたくて聞けないでいる継続事業の中でも市民ホールについてちょっとお伺いをしたいのですが、私がいただいている市民ホールの基本設計の日程のスケジュールで見えていきますと、名寄市の広報4月号には市民ホールの施設の平面図あるいは立面図、附属施設の改修計画等が掲載がされ、市民の皆さんに周知をされるということになっています。逆算をしていきますと、もうそろそろ名寄市の広報に掲載する市民ホールの概要についてお知らせしていかなければならないのだらうというふうに思うのですが、加藤市長が市民ホールにかける最終決定権者でもある市長なのですけれども、市長としてあるべき市民ホールのビジョンについてお持ちであればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 前回議員協議会でも少しお話をさせていただきましたけれども、この間説明のほうがあって改めて市民の皆さんにこのことをお示しをして、その上である意味では予断なく、まずはもう一度説明をさせていただいて、また聞いていくということになろうかと思っておりますので、今の段階で私のビジョンということとはちょっとお話は避けたいと思っておりますけれども、いずれにしてもいろいろと御迷惑をおかけしておりますけれども、一方で市民の皆さんにある意味では市民ホールが逆に注目をされて、ここでこの短期間ではありますけれども、集中をして意見をまとめていくということで、より市民の皆さんにわかりやすい、またできるだけ御納得いただけるものができるものと思っておりますし、またそういうふうに進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御協力と御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 時間が押していますので、続けてまいります。

次に、病診連携についてお聞きをしてまいります。まず最初に、昨年の10月から休診をしていた名寄市立総合病院の消化器内科が新年度から新たに3人の医師が勤務医として診療に当たっていただけと、そういうニュースが伝わりました。これまでも多少説明があったかと思うのですが、医科大学の特段の配慮ということで詳しくはわかりません。今回の消化器内科の復活に至った経過についてぜひお知らせを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 今回の消化器内科の再開について御質問いただきましたので、今病院で考えております大きく4点の理由が挙げられるかなということで答弁をさせていただきます。

1つは、名寄市立病院がこれまで診療体制を充実させた取り組みの評価ということで、施設整備ではICU病棟の整備、あるいは救急部門の充実、さらにはことしNICUの整備、それにあわせて医局の環境整備などを行ってまいりました。これらのインフラの整備が都市部には劣らない、医師が働きやすい環境を整備できたものでないかと思っております。

次に、2点目は、研修医などの確保、教育面に臨床教育病院として力を入れてきたことが評価されたのではないのかなと思っております。旭川医大からは、毎年研修医の受け入れなどに取り組んできました。これらが一定の評価をされたものと思っております。

次に、3点目は、地方センター病院として救急を含めまして急性期完結型の医療提供を行ってきたことではないかと思っております。消化器内科が一時的に休診をして、改めてその必要性が認識をされたものと思っております。

最後に、4点目なのですけれども、これが一番の大きな理由かなと思っておりますので、このよ

うな中核病院であります名寄市立総合病院の現状を理解いただいた中で、医師派遣の決断をくださいました旭川医大第3内科の高後教授の特段の配慮があったものではないかと思っております。大学の医局といえども医師が潤沢にいる時代ではありません。このような中で決断をしていただいたことには、私ども深く感謝をしているところでございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 先ほど三谷部長のほうから病診連携についてお話があったのですが、全部が全部聞き取れていないのですけれども、その中で休日の当番医が病診連携の大きな取り組みというふうに聞こえたのですけれども、私の考える病診連携というのは決して休日当番医だけではないかというふうに考えるのですが、先ほど松島病院事務部長のほうからのお話があったので、ついでにちょっとお伺いしたいのですが、名寄の市立総合病院ではオープンベッド、開放病床というのがあるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） オープンベッドということで、余り聞きなれない言葉なのですけれども、通常開放型病床、オープンベッドと言っているようで、以前は当病院にもあったというふうに診療のほうから聞きましたけれども、現在はしておりません。わかりやすく言いますと、地域のセンター病院というか、拠点病院とかかりつけ医などの先生方と連携をして、一定程度病床を確保して治療とか診察、お互いに初期かかりつけ医の先生や何かも来ていただくというところの病院が多いようで、現時点では市立病院としてそのようなことをやっておりますし、病診連携協議会から開業医の先生からそのような意見、要望があるというふうにも伺ってはおりません。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。病診連携の中で最も医療資産を相互で活用するということなのですけれども、オープンベッドがないということでしたので、わかりました。

つい最近なのですが、名寄市内の開業医の先生とお話をする機会がありまして、その中でおっしゃっていたことがございますので、ちょっと紹介したいなと思います。医科大学を卒業されて研修を積んだ医師の中で、開業の適齢期を迎えているお医者さんがいるのだと。だけれども、御自分で開業するほどの資力が無い。それをサポートする受け皿がないと、よほどの縁故がない限り市内での開業は困難だろうと。市内での開業は困難というのは、稚内、士別で開業医の誘致条例が制定されて、それぞれ3人の医師、2人の医師が開業するに至るというような新聞報道がございました。そうした中で名寄の病診連携というのは、先ほど申し上げたように開業医の方の高齢化が進んでおります。高齢化というふうに一口に言ってもアウトなので、私ちょっと調べてみました。お一人お一人の年齢を苦労しながら調べたところ、平均年齢62歳ということになりました。決して若くもなければそう前期高齢者でもないということになります。ただ名寄市の医療行政をかんがみるときに、勤務医が定住できるような環境づくりも必要だろうと。あるいは、名寄出身の医学部在学をしている子弟の方の把握といいたいまいしょうか、あるいは医師を育てる、看護師を育てる奨学制度、あるいは卒業後に戻ってこられるような対策がこれからは名実ともに病診連携を構築していく上では欠くことのできない手だてだろうと思っております。いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員調査をして62歳というお話でございました。私のほうでも北部医師会を通じまして調べさせていただいて、ほぼ近くて60歳ちょっとということでございます。

す。それで、今議員お話しのように、この60歳の今のお医者さんたちの年齢が10年後には70ということになります。ある病院では、それぞれ後継者がいて、それ育成をしてという部分も聞いてございますけれども、大部分では今の現在では後継者の部分は多くは見込められないようなというお話も聞いている状況であります。今議員お話しのように、お隣の土別、それから稚内ではそれぞれの誘致の条例をつくって、それで運転資金、開設資金、機械の購入費等々、いろんな形での援助している部分は私のほうも承知をしている段階でございます。先ほどお話ししましたように、北部2次医療圏の中では非常に少ない医師数でありますけれども、現時点では名寄地域においてはそのような形で充足していると考えております。ですから、今時点ではそのような部分は現在考えてございませんけれども、やはり将来10年後、20年後の部分で考えると、そういう事態も推測されるのではないかと考えておりますので、その時点には早目に対応できるような形の情報収集も進めていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 先ほど総合病院のほうで3人の医師が4月から勤務医として診療していただけるというのは、総合病院のほうのこれまでの取り組みが評価されたということなのだというお話もいただきました。ただ、土別と稚内に挟まれた挟み将棋のような形ではありますけれども、こうした将来の医療行政を見据えた政策を行っている両市の間で、名寄市もぜひ船に乗りおくれることのないようにビジョンを持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、空き家についてお伺いをいたします。事前に市民部の環境衛生課のほうでお聞きしたところ、21年度に行った危険家屋実態調査では41件を数えて、21年度、22年度にそれぞれ7件ずつ、23年度には8件の計22件の危険家屋の解体に着手したというお話でした。ただ、まだ平

成19年度に行われました空き家の実態調査では113件空き家があるということでございました。こうした管理不全に陥った空き家に対して、持ち主に対してもっと指導的に助言、勧告あるいは立入調査、そして悪質な場合は氏名の公表、そして時には代執行で行うというような法的な拘束力を持った取り組みも必要だろうと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 空き家につきましては、当然所有者に管理責任がございます。老朽家屋、危険家屋の多くは、所有者本人が死亡していたり、あるいは相続、あるいは権利関係でこれが複雑になっている、あるいは経済的な事情など多くの問題が絡んで、適切な管理や処理、これができない状態で家屋が放置されている、こういうものが多ございます。これまで市といたしましては、所有者のわかるものに対しては改善を要請をしているところですが、なかなかすぐには解決しないという状態です。多くの自治体で同様の問題を抱えているところでもございます。前段お話ししました問題点、いろいろございますけれども、対策を講じるべく情報の収集と、それから研究に努めてまいりたいというふうに考えております。どうぞ御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 研究に努めてまいりたいということでしたが、けさほど建設水道部にちょっとお電話をして確認をしました。名寄市の垂直積雪量は1.4メートル、3月12日現在では積雪は96センチ、2月の中旬で1.15メートル、あと25センチで垂直積雪量を超える積雪になろうとしていたということがございました。垂直積雪量については、皆さんでお調べいただひて理解をしていただきたいと思ひますが、岩見沢で倒壊した家というのは大体垂直積雪量を超えた積雪に伴って、建物が耐えられなく壊れてしまっ

たというところではございますが、建設水道部の野間井部長に一度確認をさせていただきたいのですが、建物を建てる時には建築確認申請、建築基準法で第6条で申請をやっているのだらうと思いますが、すべての建物が違法建築でない限りは多分建築確認申請を行っている。資産価値がない、社会的な価値もない、直しても住むことができないというような家屋が無人のままに放置されているという現状をかんがみて、果たして建築基準法の中で何とかならぬものかということがありますが、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 建築基準法にはあるのかは、ちょっと私も承知していませんけれども、市民部長も言っているとおり個人の資産でございますから、基本的には個人の対応が正解だというふうに感じているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 私ちょっと教えていただいたり、調べてみたりして、建築基準法の第10条に保安上危険な建築物に対する措置というのがありました。これを見ていくと、できるようになっているのです。ただ、制限がございまして、建物の階層だとか広さで、できる建物、できない建物がありました。何とか名寄市には景観条例もないし、空き家の対策条例もないということで、土屋部長のお話のとおり持ち主と確認をとった上で危険家屋については23年度までに22件の解体に着手したと。ただ、私前後の事情がわかりませんが、平成19年度ではまだ113件の空き家があるということですから、皆さんもまちを歩いて山ほど積もっている雪の無人の家をざらんになっているのだらうと思いますので、ぜひとも保安上、防災上、景観上からもこうした空き家対策については先進地の事例に倣って十分な調査の研究をしていただきたいというふうに思います。

続けて、生活保護、生活援護、支援についてお聞きをしてみたいです。三谷部長の健康福祉部と

して、今回道央の、道東のほうではちょっとあれですけども、道都のほうで起きた姉妹の非業の死と申しますか、こういった事件についてどのように受けとめておられますか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 先ほども答弁させていただいたように、非常に痛ましい事件だと考えてございます。私個人の年齢でいくと60歳になる年齢で、小さいときには隣近所の例えばみそを借り、しょうゆを借りから始まって隣のお母さんからたたかれた、怒られたというようなコミュニケーションが、やはり昔はつながりが非常に強かったのではないかと考えております。その当時から比べますと、30年、40年の経過がたちますと現在の社会情勢が昔のつながりとはやはり違った環境になってきているのではないかと考えております。例えば私たちの担当している子育ての部分もそうだと思います。名寄市に来る転居されているお母さんの約半分が地元で親戚ですとか、そういうなくて外部から入ってきている方ですから、そういう方には相談をする場所がないということが課題になって、子供支援のほうも含めて担当のほうから出かけて行って支援をしていきたいということを24年から進めさせて、そのような1つをとらえてでもやはり地域のコミュニケーションが非常に少なくなっているというのが現況。それが原因でだんだんそういう事件、事故が起きてきているのではないかと考えております。やはり町内会を含めた地域の人たち、市民一人一人が自覚をしていただいて、近所、地域でそれぞれの一つ一つを確認し合うことが非常に大切ではないかと常日ごろ考えているところです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

そして、先ほど御答弁いただいた中で生活保護の相談件数についてお話をされていました。おおむね80件、このうち保護の開始が20件と。差

し引き60の相談者が生活保護の対象から外れているということになりますけれども、この保護開始に至らなかった60件の相談内容というのはおおよそどのようなものなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 24年の最近の情報で、現時点では約73件というお話をさせていただきました。その内訳でございますけれども、一番大きいのはやはり生活苦によるものがそのうちの66件、医療にかかわるものが7件ということで、合計73件であります。生活苦による相談の中には、病気やけが等による稼働ができないというものが12件、それから稼働、仕事をしていないということが22件、年金の問題が14件、それから収入、仕事をしているけれども、収入が少ないということが9件、その他国の制度等についての問い合わせが9件ということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） そうすると、保護開始にまで至らなかったというのは保護を認める、それに条件に満たないということなのですね。それは、極めて基準というのでしょうか、感覚的なものではなくて、何にはかって保護開始にまで至らないという明確なものがあって行われているのですよね。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） さきの質問の中にも答弁をさせていただきましたように、相談のケースにつきましてはすべて相談の調書をつくらせていただいております。その中には、国で示してございますそれぞれの要件に従いまして、世帯主、家族構成、収入源、状況、仕事の中身、そういうような形もすべて項目を入れさせていただいて、その最後に本人の意思確認をさせていただいている部分がございます。その項目に従いまして、進めさせていただきますので、安易に人を、こういうことはございませんけれども、安易な形の事務処理はしていないという認識を持っていま

す。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

事前に社会福祉課のほうで聞いている数字があるということで、これをもとにちょっとお聞きをしたいと思います。生活保護率というのは、千分率でパーミルという単位を使いますね。名寄は、たしか社会福祉課のほうでお知らせいただいたのは10.4パーミルだったというふうに記憶をしています。このうちの高齢者の方が、65歳以上の方が155人ぐらいいるなというお話でした。名寄の高齢化率というのは、1月末現在で27.52%です。4人に1人以上が65歳の高齢者ということになります。国立社会保障・人口問題研究所というところがあるのですが、こちらの数字で見ますと名寄市は2015年に31.9%の高齢化率になるというふうになっていました。つまり3人に1人が高齢者となるというふうになります。先ほど申し上げたように、生活保護を受けている方の大方が、155人の方が65歳以上と。加えて3年後の2015年には3人に1人の高齢者と。高齢者、独居高齢者あるいは高齢者世帯の中には所得の低い方、年金額の低い方がいようかと思いますが、今でさえ155人。さらにふえていく、高齢化率が高まっていく中で、こうした高齢者に対する福祉のセーフティーネットの網というのは新たに考えておられるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 高齢者ばかりでなく、障害者をも含めて福祉サービスにつきましては、先ほどの答弁にもさせていただきましたように要援護者台帳を4月から進めさせていただきますので、その台帳にのっとりまして、それにプラス住民、市民、町内会等々を含めた民生委員の情報を加えた台帳にのっとり行政を進めさせていただきますと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 次に、知的障害者にか

かわる障害者福祉についてお聞きをしてみたいです。

これも事前にお聞きしている数字があるのですが、療育手帳を所持している方で、療育手帳にはAとBがあるというふう聞いています。Aは重度、最重度、あるいはBは中程度、軽度というふうになっているというふう聞いていますが、お聞きしている208人のうちの最重度の障害者というのは何人いらっしゃるのかおわかりになりますか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 大変申しわけありませんけれども、今手元にその数字は持ってございません。後ほど議員のほうに御報告させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） Aでも限りなくBに近いAの方、あるいはAの方でも最上位にいらっしゃる、いろんな方がいらっしゃるのだと思いますが、療育手帳の申請を行っていない潜在的な対象者はどなたかの質問で把握できていないというようなお答えがあったかなと思うのですが、把握し切れないではなくて、今後どのように把握をしていこうというふうに考えておられるのか、構想があればお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 先ほどのAとBについては、現在道内の自治体ではAとBしか、その区分しかございません。ですから、今議員言われるようにAのうち重度がどのぐらいだとか、例えば札幌ではA、B、Cという3段階ぐらいに分かれていると聞いていますけれども、それ以外の自治体についてはAとBの2段階しか分かれてございませんので、先ほどの私のほうで後ほどというのは、そのうち本当に重度の方はどのぐらいかということは後ほど御報告させていただきたいと思っております。今後の部分につきましては、先ほども申し上げましたようにやはり要援護者台帳、そ

の台帳のそれののっとなって進めさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 時間がなくなってまいりましたが、療育手帳を持っている方でデイサービスや福祉サービスの利用をしていて、あるいは福祉施設に入所している方を除いて、何らかの事情でしばらくの間動静がつかめないというようなケースについては、どのようにその方の動静を探ることになるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員言われるようなケースは、当然出てくると思っております。しかしながら、現在今のところでは何かのことが起きなければその部分が出てこないというのが実態だと思っております。しかしながら、先ほど何回も言わせていただきましたように、今後要援護者台帳につきましては今の障害者、高齢者のそれぞれのデータを一本化して、家族構成を含めてその実態を把握していこうと考えておりますので、その部分で対応していきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） ちょっと時間がなくなってまいりましたが、中心市街地活性化に向けての取り組みについてお聞きをしておきます。

このうちの中心市街地の活性化基本計画から、都市再生整備計画にステージを移行して進められている事業の複合交通センターなのですが、複合交通センターのオープン後のビジョンというのはお持ちなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） ビジョンと申しますか、基本的には複合交通センターですので、市民の利用度を上げることが最重要の課題だと思っております。また、利用しやすい施設にすること、あるいは利用を高めるための方策が必要だと思っております。また、当然それに並ぶ商店街の活性化というものも重要だということにあわせて考え

ております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

あすは午後1時から会議を開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 4時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 東 千 春

平成24年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成24年3月14日（水曜日）午後1時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

事務局長 田中 澄 昭  
書記 佐藤 葉 子  
書記 三澤 久美子  
書記 高久 晴 三

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加藤 剛 士 君  
副市長 佐々木 雅 之 君  
副市長 久保 和 幸 君  
教育長 小野 浩 一 君  
総務部長 扇谷 茂 幸 君  
市民部長 土屋 幸 三 君  
健康福祉部長 三谷 正 治 君  
経済部長 寺崎 秀 一 君  
建設水道部長 野間井 照 之 君  
教育部長 鈴木 邦 輝 君  
市立総合病院  
事務部長 松島 佳寿夫 君  
市立大学  
局長 鹿野 裕 二 君  
営業戦略室長 湯浅 俊 春 君  
上下水道室長 石橋 正 裕 君  
会計室長 竹澤 隆 行 君  
監査委員 手間本 剛 君

1. 出席議員（20名）

議長 18番 黒井 徹 議員  
副議長 14番 佐藤 勝 議員  
1番 川村 幸 栄 議員  
2番 奥村 英 俊 議員  
3番 上松 直 美 議員  
4番 大石 健 二 議員  
5番 山田 典 幸 議員  
6番 川口 京 二 議員  
7番 植松 正 一 議員  
8番 竹中 憲 之 議員  
9番 佐藤 靖 議員  
10番 高橋 伸 典 議員  
11番 佐々木 寿 議員  
12番 駒津 喜 一 議員  
13番 熊谷 吉 正 議員  
15番 日根野 正 敏 議員  
16番 谷内 司 議員  
17番 山口 祐 司 議員  
19番 東 千 春 議員  
20番 宗片 浩 子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1 番 川 村 幸 栄 議員

17 番 山 口 祐 司 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

新名寄市農業・農村振興計画について外1件を、日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） ただいま議長より指名がありましたので、本定例会において大項目2件、10点についてそれぞれお伺いをいたしたいというふうに思います。

初めに、新名寄市農業・農村振興計画についてお伺いをいたします。1点目の前期計画の達成度と後期計画の課題についてお伺いをいたします。名寄市の恵まれた自然環境を生かした魅力と持続性のある農業を確立し、活力と潤いのある農業、農村を実現するため、合併後の平成19年に農業、農村の新しい中長期的な指針として新名寄市農業・農村振興計画が策定され、計画の前期5年が経過をいたしました。この間農家戸数は約100戸減少し、高齢化比率や限界集落の増加、また国の政権交代、それに伴い農業政策も大きく転換し、過去実績に伴うウエートを置いた品目横断的経営安定対策から現在は数量払いを重視した戸別所得補償政策が実施され、稲作農家にとっては過去の制度よりは評価が高いように感じますが、畑作、専業農家については近年の天候の関係も含め依然厳しい現状があると受けとめています。また、今

後TPPの問題もあり、先の見えない農業情勢ではありますが、この5年間名寄市の農業状況を振り返り、農業・農村振興計画の大きな目的である活力と潤いのある農業、農村の実現に近づいたのか、見解をお伺いいたします。

また、今後永続的な農業、農村の発展に欠かせない課題についてはどのようにとらえているのかお伺いいたします。

2点目に、有害鳥獣対策補助事業の電牧さくなどの扱いについてお伺いいたします。毎年名寄市においては、3,000万円を超える農業被害が有害鳥獣により出ている現状で、今後においてもさらに被害がふえていくことが予想されています。自分の農作物は自分でしっかり守っていくという観点から、現状は中山間地域等直接支払制度の事業を活用し、電牧さくや狩猟免許取得やわな購入に対する補助を行っていますが、農水省の事業メニューの中にも鳥獣被害防止総合対策として事業化されているものもございます。これらの事業も取り入れ、対策の強化を図るべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目に、農地の流動化促進について。条件のそろった農地については、農地の流動は今のところ滞ってはいないと受けとめていますが、不利な条件の農地については買い手がつかず、耕作放棄地になりつつあることも見受けられ、スムーズな農地の流動のためにもあっせんの制度、機構の拡充が必要であると考えますが、御見解をお伺いいたします。

4点目に、農業担い手支援センターについて。平成24年度から始まる新規就農総合支援事業では、新規就農者に対して今まで以上に手厚い支援となっており、今後新規就農者がふえることに期待が高くなっています。そのためにも農業後継新規就農者や北の大地名寄にあこがれ、全国から訪れる新規就農者の起点となる施設整備が必要で、特に研修所や宿泊所やそれにかわる制度が必要と考えます。今後の対応についてお伺いをいたしま

す。

5点目に、新規事業の積極的な対応について。農林水産省の平成24年度事業が公表されていますが、林野庁、水産庁事業を除き8部局272の農業関連推進支援事業がメニュー化されています。名寄市においても戸別所得補償を初め中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金、新規事業の新規就農総合支援事業など大型事業については説明会や事業広報、JAとも連携し、情報を発信をしていることは理解をしますが、そのほかの事業についても市内農業者に該当する事業が多くあると考えますが、積極的な対応を求めますが、見解をお伺いいたします。

6点目、担い手結婚対策の強化について。昨年の全国的な結婚年齢は、全国平均で夫で30.4歳、妻28.6歳、全国的に年々結婚年齢が遅くなっている傾向があります。この10年で男女とも1歳ずつ晩婚になっている傾向が出ております。未婚率もふえていく傾向であります。農業を続けていく上でやはり1人で農業を営むというのは作業効率や安全面でも非常に厳しいものがあります。これまでの対策と評価についてお伺いをいたします。

7点目、作業事故防止の強化について。毎年農作業による事故死は全国で400人を超える件数があり、道内においても20人前後が死亡事故で亡くなっております。負傷者においては、北海道においても2,500人前後は把握されています。実際は、これらのデータよりはるかに多い農作業事故の件数が起きているものと思われれます。事故を防止するには、啓蒙のPR紙を配布するだけでなく、参加、対話型の研修等の工夫も必要と感じますが、今後の対応についてお伺いをいたします。

大項目2点目、ふうれん望湖台自然公園の活用についてお伺いいたします。昨年9月の第3回定例会にも質問させていただきましたが、あの時点では存続の請願を提出された団体も含め、関係利用者との協議がなされていなかったこともあり、

その後の協議の経過はどのような話し合いをされたのか、経過についてお伺いをいたします。

2点目、今後の利用計画について。センターハウスの再利用の考えを初め、憩いの場としての頻繁に利用していただいていた各団体や個人に対する今後の対応についてはどのような対策を考えて対応するのかお伺いいたします。

最後に、望湖台自然公園の振興計画策定について。春にはエゾヤマザクラやツツジが咲き、沢沿いにはミズバショウと黄色い小さな花をつけたヤチブキが群生し、田植えの終わった6月の初めにはスズランが群をなし白い花をつけ、その後途切れることなく1万5,000株に及ぶ青い花をつけて咲くシベリアアヤメや色とりどりに咲くジャーマンアイリス、夏には黄色い小ぶりのユリの花に似たヘメロカリスが咲き、南側には忠烈布湖、施設についてはコテージ1棟、バンガロー5棟、オートキャンプ場20サイト、キャンプ場ではリースペース、林間スペース合わせて240サイト、全長10キロに及ぶハイキングコース、バーベキューハウス、パークゴルフ場、テニスコートと自然を満喫する観光資源としては市内はもとより近隣市町村も含めてもナンバーワンと言っているほどのポテンシャルを持った自然公園と言えると思っております。この資源をしっかりと生かすためにも将来を見据えた振興整備計画を持って対応を進めるべきだと考えますが、お考えをお伺いいたします。

この場からの質問は以上とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） ただいま日根野議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は営業戦略室からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

まず、大項目1、新名寄市農業・農村振興計画についての小項目1、前期計画の達成度と後期実施計画の課題について申し上げます。新名寄市農

業・農村振興計画につきましては、平成19年度に策定し、計画期間を市の総合計画とあわせ平成28年度までの10年間とし、前期計画が平成23年度までの5カ年とし、後期計画が平成28年度までの5カ年に分けて計画を実施するための必要な施策を分野ごとに具体的に策定しているところであります。前期の5カ年につきましては、国のこれまでの価格政策から所得政策へと大きく転換が図られ、担い手重視の政策に方向を定め、品目横断的経営安定対策が創設され、生産調整関連では新産地づくり対策から国が直接生産者へ支援する農業者戸別所得補償制度に移行されております。農業生産基盤整備として、道営農業農村整備事業の6地区が完了し、継続の名寄東地区が平成26年度の完了を目指して推進しています。さらに、農地・水・環境保全向上対策が打ち出され、市としても積極的な推進を図るとともに、国、道などの施策を考慮しながら、市の単独事業を通じて産地づくりを推進してきたところです。

策定に当たっては、農業生産基盤の整備、農畜産物の安定生産、経営支援システムの充実、担い手の育成等に御意見をいただいておりますが、後期実施計画の中では土づくり対策で集約的堆肥の調査研究を追加して、堆肥センターのあり方を研究してまいりたいと考えております。担い手の支援では、国の新規事業で新規就農総合支援事業が創設されたことにより、その基本となります人・農地プランを策定し、取り組んでまいります。また、振興作物の取り扱いにつきましては、前期計画で選定したアスパラ、カボチャ、パレイショ、カキ、ユリ根、イチゴ、ナンパクナガネギ、トマト、ピーマンの変更はありませんが、特産物の振興とブランド化の中でモチ米、グリーンアスパラを地域特産物の振興作物として選定していましたが、後期におきましてはトマトジュース、ひまわり油などの商品が注目されていることもあり、あえて2品目に限定せず、地域特産物の特色を生かしたブランド化を図ることとしております。市

の現状においては、高齢化、担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が懸念され、今後においても農地面積の減少が見込まれており、優良農地の確保と耕作放棄地の解消も必要不可欠な課題となっており、今後も農業者、関係機関と連携しながら、課題解決に向けて取り進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、有害鳥獣対策補助事業の電牧さくの取り扱いについて申し上げます。国は、野生鳥獣による被害の深刻化、広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止策等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援する措置として鳥獣被害防止対策総合交付金事業を創設しております。この事業採択になるためには、市町村における被害防止計画を策定することとしており、名寄市におきましても平成22年度から平成24年度を計画期間として名寄市鳥獣被害防止計画を策定し、箱わななどの事業採択を受けているところです。市内で被害防止効果を上げております電牧さくにつきましては、5年の耐用年数以下であることから、事業採択要件から外れており、いわゆる被害防止フェンスがこの事業の対象となっているところです。このことから、電牧さくの助成におきましてはこの間取り組んでおります中山間地域等直接支払制度交付金事業を活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目3、農地流動化促進について申し上げます。まず初めに、名寄市における最近のあっせん状況についてですが、平成20年度は31件、123.7ヘクタール、平成21年度は45件、139.6ヘクタール、22年度は31件、98.6ヘクタール、23年度は24年4月末現在で30件、101.3ヘクタールとなっております。現在のところ農業委員並びに農地流動化推進委員の方々の御努力もあり、流動化されてはいますが、近い将来には条件不利地などにおいて農業者の高齢化や担い手不足などを背景に経営規模の縮小や離

農する農業者の農地の中には引き受け手のない農地が増加することが懸念されます。これらのことが風連地域において話題とされていたことから、昨年の暮れに風連各地域の代表者、農業委員にお集まりをいただき、意見交換会を開催する中で、こういった流動化推進体制の必要などを初め、自地域内において引き受け手がない場合の他地域との連携方法など、当面の対応策などについて一定の方向性を確認しているところであり、今後におきましてもこうした情報交換など協議の場の必要性について改めて認識したところでございます。

一方、名寄地区の各農用地流動化推進委員の方々につきましても担当の農業委員を中心に地区内での対応を初め御努力をいただいているところですが、将来的にはこういったことが全市的な取り組みとして必要になってくるのではと考えているところでございます。

次に、小項目2の農業担い手支援センターの実現について申し上げます。農業担い手支援センターは、新規就農者の研修施設の拠点施設としてこの間この整備について検討してきたところです。平成22年度においては、旧名寄農業高校の利活用を目的に名寄農業高校農場活用に関する検討委員会の中で1年間御検討いただきましたが、名寄市が要望しております内容で使用が困難なことから、広域的な観点から取り進めることとして、新たな方策を検討することといたしました。新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画では、名寄市農業担い手育成センターの充実と機能強化を図り、総合的な農業支援機構の確立として現在の新規就農における検討機関である名寄市農業担い手育成センターの委員構成を検討しまして、現行の受け入れ農家での研修のほか、名寄市農業振興センターでの研修などを含めて、今後の受け入れ方策を平成24年度早々に策定していきたいと考えております。また、受け入れに当たりましては、宿泊施設も重要であるため、既存の市の空き住宅を有効活用することで検討してまいります。

次に、小項目5、新規事業の積極的な対応について申し上げます。名寄市においては、この間国の新規事業については事業説明会に出席するなど情報収集し、積極的に取り組んできているところです。農林水産省での補助メニューが多岐にわたっていることから、生産者からの要望把握が重要であると考えております。日ごろから生産者と結びつきがある生産団体とも連携し、国の主な事業内容につきましては毎年発行しております「名寄市農林業施策の概要」で紹介し、要望把握を喚起する紙面の工夫をしながら、取り組んでまいりたいと考えております。新名寄市農業・農村振興計画の推進に当たっては、課題解決に向けて国、道の施策を有効活用することは重要なことだと考えておりますので、今後も新規事業などにおける情報収集を積極的に行ってまいります。

次に、小項目6、担い手結婚対策の強化について申し上げます。独身担い手の出会いを促進する窓口につきましては、名寄市、名寄市農業委員会、道北なよろ農業協同組合、てしおがわ土地改良区、上川農業改良普及センター名寄支所、名寄市結婚相談センター、名寄地区グリーンアドバイザー協議会、上川北農業共済組合などの関係機関、団体で構成する名寄市農業後継者対策協議会が中心となってその一翼を担っており、各種出会いのパーティーなどの情報を提供しているほか、美深町との共催により平成21年度まで10年間にわたって年1回のみのお機会として行ってきました関西方面の独身女性との農業体験ツアーを平成22年度からは道内の独身女性を対象に年間3回にわたる体験交流の場の提供として企画内容を変更して実施しているところでございます。参加状況につきましては、平成22年度が男性12名、女性11名、平成23年度が男性8名、女性7名となっています。以前の10年間のツアーの中では、10組が成婚まで至っております。現在の道内女性対象のツアーでは、まだ成婚に結びついてはおりませんが、ツアー後も交際されている方もいら

っしゃいますので、今後ともこの協議会を中心に事業を進めてまいりたいと考えております。また、一般市民を対象とした相談活動といたしましては、民間による名寄市結婚相談センターが設置されており、経験のある方々がボランティアにより毎週定期的に相談業務を行うとともに、他市町村相談所の情報交換、出会いの場にかかわる情報発信、創出などの活動を行っているところです。

一方、都市と農村の交流や農業経営の多角化を推進するとともに、農業、農村への理解を深める仕組みとして関心が高まってきていますグリーン・ツーリズム推進事業では、名寄市立大学の講義にも取り込まれ、学生さんが年3回にわたって農業を体験するなど、こういったことも触れ合いの場になるものと考えているところです。

次に、小項目7、作業事故防止策の強化をについて申し上げます。初めに、名寄市の農作業事故状況についてですが、平成21年度は7件、平成22年度1件、平成23年度上期3件となっており、毎年農作業事故が起きております。事故の内容はさまざまですが、一歩間違えば死亡するケースも少なくないことから、生産者への注意喚起は重要であると考えております。名寄市では、3月上旬に全戸に配布する郵便物に注意喚起を呼びかけるチラシを発送したほか、生産者への説明会に事故防止を呼びかけるなどの取り組みを行っており、生産団体でも独自の取り組みを行っております。今後とも注意喚起に向けてチラシ等の発送のほか、市の会合はもとよりJAとも連携しながら注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁となります。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、大項目の2、ふうれん望湖台自然公園の活用についてお答えをいたします。

最初に、小項目の1、地域利用者との協議経過についてお答えをいたします。昨年9月以降、平成24年3月末をもって閉鎖となる望湖台セン

ターハウスのその後の対応について、各地域の老人クラブや風連地域町内会など延べ15団体の皆さんと話し合いを行い、意見や要望をいただきました。代替施設となり、新たな憩いの場となるなよろ温泉サンピラーへの利用のお願いについては、センターハウスを例会の場所として定期的に利用されていた団体の皆さんから、無料送迎バスの運行やなよろ温泉サンピラーを利用した場合にこれまでのようにくつろげる環境の確保及び利用料金について、また地域の町内からは閉鎖後のセンターハウスや自然公園の維持管理について意見、要望がありました。その後地域の皆さんに意見、要望についての対応を説明し、一定の御理解をいただいたところであります。

次に、小項目の2、今後の利用計画についてお答えをいたします。閉鎖となるセンターハウス以外のキャンプ場、コテージ、バンガロー、トイレ、風扇館や花木園や野草園などの自然公園については、これまでどおり維持管理を行ってまいります。冬期間は閉鎖する予定であります。また、望湖台センターハウスを利用していた市民の皆さんの4月以降の対応について、なよろ温泉サンピラーの指定管理者である名寄振興公社が団体等で利用される場合は、バスによる送迎により、また憩いの場となるようこれまで望湖台を利用していた市民の皆さんに御不便をかけないよう最大限取り組んでまいります。

次に、小項目3、望湖台振興計画の策定についてお答えいたします。望湖台自然公園については、忠烈布湖畔の景観を含めて長く地域の方々に愛され、キャンプ場や温泉、宿泊施設などと順次整備されてきて、憩いの場であり、観光施設であります。地域の皆さんとの協議においても白樺まつりでのにぎわいや自然環境のすばらしさを残していくべきとの御意見があったところです。今後においては、キャンプ場や自然公園など維持管理をしてまいります。市民の皆さんの有効な利活用に対する御意見を参考にしながら、センターハウス

閉鎖後におけるキャンプ施設や自然公園の利用状況、市全体の公園施設の状況等を勘案し、利用者の皆さんに喜ばれる施設運営に当たってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） それぞれ答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、新名寄市農業・農村振興計画についてお伺いしたいと思っておりますけれども、この振興計画の大きな目標であります活力と潤いのある農業、農村を目指してということで、こういうことを目指して名寄市は進んでいくのだろうというふうに思っておりますけれども、この活力と潤いのある農業、農村というのは、具体的にはどういう姿を求めておられるのか、またどういうことがあれば活力と潤いのある農業、農村が実現するというふうに考えておられるのかお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 現在一番問題になっておりますのは、農業者の高齢化、後継者不足等が一番問題かと存じておりますので、若い人たちが定着して、希望のある農業をやれることが活力ある農業になるのかなと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） そのためにはどうするかということなのですが、私が考えるにはやはり経済力が1つだというふうに思っていますし、あともう一つは時間的なある程度のゆとりが必要だろうと。それからまた、もう一つは、地域間あるいは町内会、全市的な互助の助け合いといいますか、そういった部分も必要になってくるのだろうというふうに、これは共通認識としてそれぞれ持っていかなければならないかなというふうに考えていますけれども、その辺一昔前というか、私の父親の年代や、あるいは私の年代もそうなのなのですが、当時は春先は両親とも朝早

くから外へ出て仕事をして、春作業が一段落したら父親は日雇いの土建会社や建設会社へ働きに行き、また秋収穫が終わると府県に出稼ぎの日雇いというか、そういった部分で非常に暇がないといえますか、農家を続けるために、あるいは農地を守るために、農家だけでは食べていけないのですから、そういった部分ではほかの仕事もしながらやってきたというのが現実だろうなというふうに思っていますし、そういう姿を子供たちが見ている、当然子供たちは尊敬はしているけれども、まねはできないなということでだんだん後継者が減っていったのだろうなというふうに考えています。この振興計画を見ますと、そういった経営的な戦略といいますか、事業だとかいっぱいしているのですが、そういったもう少しソフト面といいますか、ゆとりのある時間をつくって農家といえども月2遍ぐらいは定休日を設けるだとか、あるいは地域で研修だとか、そういった部分に旅行に出かけたりだとか、そういった部分も後期計画には必要だろうなというふうに考えているのですけれども、その辺の見解についてお伺いしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 当然そういうゆとりのある農業がなければ、担い手の若い方々もなかなか農業を継ごうという気持ちにはならないのかなと私どもも考えております。それで、例えば畜産関係ですとヘルパー制度とかございます。また、コントラクター等の農業支援システム、そういう形のもも地域全体の中で考えていかないと、なかなか個々の農家の方の中でゆとりある営農ができるかということはちょっと難しいかと思っておりますけれども、そういう形の中でも経営支援システムの充実も必要になってこようかと思っております。総体的にそれらのことは、いろいろこの計画の中では検証しているつもりでございます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 各事業では、そう

いった部分もあるのかなというふうに思っているのですけれども、前段の中では非常にウエートが少ないといえますか、活力と潤いある農業、農村という部分についてはもう少しそういった呼びかけといえますか、そういう部分も大切なかなというふうに考えています。これは、共通認識として持ってほしいなというふうに思います。

それから、ちょっと気になることがこの間の代表質問で、熊谷議員からTPPの関係、今後の課題について出されていたのですけれども、その中で名寄市の受けるダメージの中で、米が1割程度しかダメージを受けないというような答弁があったのですけれども、それについてはどんな試算でそういうことになったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 米につきましては、1割程度になるということで、ダメージ的には9割という答弁でございます。これにつきましては、昨年2月18日に名寄地域の農業セミナーの中でJA北海道中央会旭川支所のほうで資料提供させていただきました。その中でお米につきましては考え方として外国産米の価格は国産の4分の1程度でございまして、品質格差も今後の品質転換などにより解消可能ということで、輸入がふえてくる。また、米国では輸出量が現在約400万トンあり、それにアジア諸国などの輸出量を含めると我が国の生産量を上回る水準となっております。国産米のほとんどが有機米といったこだわりのあるものになるのではないかとということで、その今こだわりあるお米が生産量の約10%ということで、その10%が残るのでないかという農水省の計画になっております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） けさもインターネット、市長の答弁見直したのですけれども、そういう答弁にはなっていなかったものですから、1割しか減らないよというような答弁だったもので

すから、確認をさせていただきました。

課題なのですけれども、土づくりの関係も答弁で出ていたのですけれども、堆肥センターを検討していくというようなこともあったのですけれども、これから検討ですから、検討して、堆肥をつくるだけではなくてできれば散布まで、散布までできなければ、散布する機械までリースといえますか、貸していただけるぐらいのことまでやらないと、農家で堆肥だけつくって、あとは持っているてまいてくれと言われても農家はまた散布する機械を調達しなければならぬということがあるので、その一連の流れを補完できるような計画でお願いしたいなというふうに考えています。これは、今後検討するということでありますので、このことに見解があれば見解を言っていただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 堆肥センターにつきましては、要望を聞き取る中でこういう御意見もございまして、下川、士別市では集約的な堆肥センターがございまして、当然補助事業等を目指さなければ実現不可能なのですけれども、まず調べることとしましては堆肥を要望されている生産者の方がどの程度いるか、またその規模によりましてふんとか尿とか提供できるところがどの程度あるか、また米、麦稈、稲わら等、副産材を提供できる方がどの程度いるかということ調査して、それがうまく合ったところでの堆肥センターの規模となってきますので、それも含めながら、それを農地にまく方法等もその場で検討されてくることとなりますので、まだ当分の間調査研究が必要かなと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 今のところ調査研究ということなので、そういうことで、これから土づくりはとても大事なことになってくるだろうなというふうに思っていますので、よろしくお願

いしたいのと、それからもう一方で堆肥まくとなれば非常にコストもかかると。労力もかかるということで、今いろんなところで混播技術といいますが、緑肥とあわせた生産物をつくるというような、例えば小麦であれば、秋小麦であれば今の時期に去年まいた秋小麦の上にアカクローバーをまいて、それを収穫するところはまだ小さいですから、邪魔にならないということで、そんな技術もありますし、幌加内のほうではソバと一緒にアカクローバーをまいて奨励しているという支援策も出ていますので、それとあわせて研究もして、先進的な取り組みにはそれなりの誘導策をとっていただきたいというふうに考えています。その辺も振興センターもあわせて研究をしていくべきだというふうに考えていますので、心に置いて進めたいというふうに思っています。

それでは、1問目の2番目、有害鳥獣の関係でぜひお伺いしたいのですが、この辺で入っている電牧については5年の耐用年数しかない、未満だということで、国の事業では5年以上というようなことがあるのですが、メーカーに確認したら耐用年数どのぐらいだというのは本体が7年、電気を発するもの。それから、支柱や線は5年から7年というお答えが来たのですが、その辺どういうふうに確認されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） これは、上川振興局のほうから電牧さくの補助事業対象にならないかということで問い合わせして、そういう意見をいただいております。上川北部電牧さくがほとんどなのでありますが、補助事業でやっているところはございません。例えば中山間とか市の単費でやっているところがほとんどだと思います。固定もされないということで、毎年下げますね。そしてまた、ほかのところにも移せるということで、そういうこともありますし、線ですから、それがすべて7年もつかといたら、そういうこともな

かろうかと思えます。これは、道のほうの見解でこういう形で回答いただいております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 道が正しいかどうかというのはちょっとよくわからないのですが、メーカー自体は5年から7年ということを行っていますし、また税の関係ではそれは7年で見ているわけで、その辺もう少ししっかり確認といえますか、していくべきだというふうに思っていますし、またフェンス、金網についてもできるのではないかと。この間の中山間の会議に私も出席させていただいたのですが、中からももう電牧については非常に効き目が悪いと。特に秋になりますと、シカの角はもう神経通っていませんので、ひっかけてばらばらにして入ってくるというような、それからまたなれてきてしまって下からくぐって入ってくるとか、そういった部分で余りかなくなっているということで、ワイヤフェンスというか、ワイヤの網のものも出ていますので、それらについては国の補助も完全に受けられると思いますので、電牧の関係とその辺のことをもう一度見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） もう一度電牧さくにつきましては、補助該当になるかならないかということをもた確認したいと思います。

フェンスにつきましては、対象となっておりまして、富良野方面ではフェンスをやっております。ただ、メーター2,000円、そのうち2分の1補助という形で富良野方面はやっております。電牧さくにつきましては、メーター300円という中で、中山間事業でその2分の1を補助しながら現在やっております。上川北部のほうでは、まだフェンスを施行しているところはないわけですが、ただ電牧さくがきかなくなればということも考えながら進めていかなければならないのかなと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 金網も私メーカーに確認して、積雪地帯の東北等でよく使われているものもあるのですが、2,000円は全然かからないみたいで、網だけで一般的に使われているのはメーター750円、支柱も合わせても、丈夫な支柱を使ってもプラス500円です。だから、メーター千二、三百円でできるというようなお話ですので、ただ、今そのつくっている工場が東北地方にあるものですから、物がちょっと少ないというような話もあるのですが、その辺もちゃんと確認して進めていっていただきたいというふうに思いますし、もしこれが電牧もそうですけれども、国の事業に乗れるとなれば進めていっていただけるのかどうか、その辺確認をしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） メーター2,000円というのは、富良野で実際補助事業でやっている単価となりますので、その1,200円、1,300円というのが施工費込みなのかということも確認しなければならぬと思いますけれども、確認させていただきたいと思います。

フェンス等につきましては、電牧さくと違って個々でやると延長的に莫大な量となりますので、地域がまとまった中で周辺に囲んでいくことが必要かと思っておりますので、その辺も含めまして名寄市の状況がどうなっているのかということ調べて、また希望を取りまとめながら調査していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 調査して、必要とあらば国の事業に乗るということでいいのですか。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 農家負担も出てきますので、その辺も含めながら調査、また希望の取りまとめとなろうかと思っておりますので、御理解願

います。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 電牧については、中山間で500万円ほどの補助を使って行っていますので、それがなくなれば中山間でもっと自由な別な部分で使えるということで、ぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、農地の流動の集積についてなのですが、ある程度理解をいたしましたけれども、今後組織も検討していくということで、若干連携部分がふえたというような話もされたのですが、今後とも全市的な取り組みになるように進めていかなければ後で大変なことになるなと思っていますので、進めていくべきだというふうに思っています。

それから、担い手支援センターの関係なのですが、今後空き住宅を利用しながらということで進めていくというような話もありましたので、進めていっていただきたいというふうに思いますけれども、道の担い手支援センターのホームページ見ますと、名寄市も出ているのですが、その中でほかの市町村はできる研修項目もホームページに載せているのですが、名寄市はできる研修項目が出ていないということで、それらについても今後しっかり載せるように、ホームページ見ても何が名寄で研修できるのか、どういう受け入れ態勢があるのかということも出ていませんので、その辺進めていくような、ちょっと見解を求めたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 名寄市担い手育成センターの強化を図っていくという答弁させていただきまして、その中で農業振興センターを活用したのも考えております。具体的には、今までは作物特定しないで名寄に来てくださいという形でございましたけれども、実際就農される方は最初は投資もありまして、施設園芸が主でございます。それで、施設園芸作物を中心とした研修の場と位

置づけさせていただきまして、研修プログラムも二、三程度設定しながら募集活動を行ってまいりたいと思っております。

また、周知の方法といたしましては、先ほど議員がおっしゃいました北海道担い手センターのホームページ、名寄市のホームページを活用するほか、札幌や東京で行われる新・農業人フェアに出展させていただき、また新年度から杉並区に派遣される職員を窓口として、区などの広報手段を活用させていただきながら、名寄市の新規就農者対策をPRすることで進めてまいりたいと思っておりますので、御理解願います。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 積極的に進めていただきたいと思います。

それから、新規事業の積極的な取り組みということで、毎年農林業施策で紹介をしているということなのですが、あれを見ますと今やっている事業と、それからある程度大きな事業が何点か載っているという部分だけで、小さな事業についてはほとんど載っていないと。先般代表質問で山口議員も言っておられたのですけれども、6次産業に向けて農家がやるのは大変だということなので、その中間をする事業もよく見たら載っています。地域における産学連携支援事業というものもありますので、そういった部分も利用しながら進めていくべきだなというふうに思っていますのですけれども、それらの各事業、272今回出ているのですけれども、しっかり担当がその事業の中身を把握して名寄市に該当するかどうかという協議というか、そういう時間を課内で持っているのか。これは、農業だけでなく全部の課に当てはまるのですけれども、その辺ちょっとやっているのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） その補助事業に対する情報集めは、絶えず道なり国なりの研修会等出

ながらやっております。ただ、その中で本当に細かいところまでその研修出ただけで把握できるかといったら、これまた少し疑問がございますので、課内の中で名寄市にとってこの事業が該当になるのではないかというものにつきましては掘り起こしながら、進めてまいりたいと思えます。

また、周知の方法としまして、現在出しています施策の概要の中に各項目、多岐の項目ございますので、それをある程度整理しながら載せていただきまして、当然生産者の方と相談しながら進めていかないとその事業に乗れるか乗れないかという判断ができませんので、ぜひ生産者の方がこの事業なら乗れるのかなという形で相談受けやすいような体制の紙面づくりをしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 最近各事業が役所から来るのではなくて農機具メーカーから。こういう事業があるというのを農機具メーカーから先に来るというのは、行政として非常に情けないのではないかなというふうに思っていますので、農家が直接役所へ行って相談するというのは、それは一番理想的なのかもしれませんが、事業があるかなしにわからないのに相談にも行けないということがありますので、ぜひ農林業施策の紹介の中で名寄市一件でももしかしたら該当するかもしれないという部分は概略だけでも、そんな詳しく書いたらすごく膨大な資料になりますので、もうちょっと親切な情報紙の提供というのが必要になってくるというふうに考えますので、その辺しっかり行っていただきたいというふうに。何か。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 日根野議員のほうからは、情報の提供も含めて十分でないということで、補助メニューについては情報入手に努力するというのももちろんでありますけれども、農家個々のやりとりも含めて担当者会議等々で説明を受けた後に課内でそれぞれ相談させてもらうという話を

今部長のほうからもお答えしましたけれども、その中で道や国とのやりとりも十分にこれから進めさせていただいて、適切、的確な情報発信をさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） そういうふうに進めていただきたいと思います。

それから、担い手結婚対策なのですけれども、これそれぞれ各組織努力されているということですので、なかなか成果が上がってこないというのも何となくはわかるのですけれども、ただ全道的な取り組みで今美深とやっているということで、それもいいことだというふうに思うのですけれども、やっぱり近間の地元の人だとか、あるいは年齢制限についても40歳までが適正なのかとか、本当に切実なのはもう40過ぎてからでないかなというふうに思っていますので、その辺のところも今後検討されるのかどうかもちよっと見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 地元の男性を募集するときになかなか出してもらえないのが現状でございまして、委員会等でどうですかという、個別に当たりながら参加を促しているところでございます。また、45過ぎるとか、そういう形になりますとなかなか参加してもらえないのが現状でございまして、また近郊の女性との出会いの場という場合も農業だけ限定してしまいますとかなり狭くなってしまいますので、またこれも参加男性を募るのが非常に厳しい状況かと思っておりますので、その辺も考慮しながら方策を考えていきたいと思っておりますので、御理解願います。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） これは、ちょっと難しい。どういうふうに解決したらいいかわからないので、次に進めたいと思っておりますけれども、作業事故についても文書での啓蒙というのは結構来

ているのですけれども、文書というのはそれを読んで深く理解してというのはなかなか。来てなかなか読まないというのが実態だと思うのです。ですから、事故現場の写真をちゃんとわかるようにするとか、そういった工夫も必要ではないかなというふうに考えていますので、その辺もちよっと考えてみてください。

次に、望湖台の関係なのですけれども、今代替バス、団体バスです、運行させて、なよろ温泉サンプラーのほうに無料で送迎するということなのですけれども、今はセンターハウスがなくなって、温泉がなくなって、その代替ということである程度の市民は理解はしてくれると思うのですけれども、長期的に何年も続いたら、そういったこともだんだん薄れていって、ちょっと不公平ではないかなというようなことも出てくるのではないかなと思うのですけれども、その辺の中長期的な展望を考えておられるのかどうかお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 団体の送迎については、今までもサンプラーでもずっとやっていることですので、これはずっと続けていくということで確認をとっております。いろいろ1団体幾らだとか、1人単価幾らだとかと、そういう議論もあったのですけれども、それはサンプラーのほうと協議をして、送迎を頼んでくださいということで御了解をいただいております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 長期的に見たときにある程度次の策も考えていかなければならぬなと思っておりますけれども、その辺の答弁がなかったのかなというふうにも考えているのです。ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、あればお答えをいただきたいと思いますし、また9月の質問で民間のセンターハウスの部分も探していくというような話も出ていたのですけれども、その辺の今後の見通しも含めてお伺いしたいなど。

それから、今後公園だけになりますと、だんだ

ん利用者も減っていくのではないかなというよう  
な懸念もありますので、その辺継続的に利用客、  
お客さんをふやすような計画をしっかりとって  
いてほしいなというふうに思いますけれども、そ  
の辺の見解を聞いて、私の質問を終わりたいと思  
います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） バス運行につきまして  
は、先ほど営業戦略室長のほうから答弁いたしま  
したとおり、当分の間振興公社とタイアップして  
ということであります。全市的な団体の送迎等に  
ついては、振興公社とも十分に今後ともサンピラ  
ー温泉の利用促進という見地からも検討させて  
いただきたいというふうにお答えをさせていただ  
きたいと思えます。

それから、民間からの問い合わせということで  
2件ほどございまして、今調整中でありますけれ  
ども、基本的に望湖台自然公園という一つの役割  
を担っているものでありますので、その公園機能  
に即した民間の方々の、最終的に賃貸になるのか、  
売買になるのか、それはまだ検討しておりませ  
んが、そういうことを配慮した上での協議になっ  
ていくのかなということで、まだ具体的な話には  
なっておりませんが、新年度に入りましてからさ  
らに問い合わせがある個人、企業とも話も詰めて  
いきたいというふうに考えております。

さらに、望湖台の振興計画につきましては、今  
後とも自然公園の機能と、それから森林関係で  
いますと保安林の指定を受けているという公園で  
もありますので、従来の旧風連町時代から長い  
間林構事業だとか治山事業でそれぞれの施設を  
整備してまいりましたので、その手のその辺の  
ことも振り返りながら、そしてさらに観光振興  
計画等々の調整を図りながら、今後整備計画を  
進めていきたいと思えますので、御理解をいた  
だきたいと思えます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で日根野正敏議員

の質問を終わります。

名寄市農業の今後の展望について外1件を、  
山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） 議長より御指名を  
いただきましたので、通告に従いまして、順次  
質問をまいりたいと思えます。後半のほうで  
ございまして、さきの代表質問、一般質問に  
立たれた先輩議員と一部重複する内容もござ  
いりますが、御理解をいただきたいと思えます。

初めに、大項目1点目、名寄市農業の今後  
の展望について3点にわたってお伺いをいた  
します。

1点目は、新名寄市農業・農村振興計画後  
期実施計画についてであります。当市におい  
ては、活力と潤いのある農業、農村を目指し  
てという目的のもと、地域農業の基本指針  
である新名寄市農業・農村振興計画を平成  
19年度から28年度までの10カ年の計画  
期間で定めております。今年度において前  
期実施計画の5カ年が終了し、平成24年  
度から28年度までの後期実施計画へと入  
っていくところですが、前期実施計画の実  
績、効果の検証、それらを踏まえての後  
期実施計画の策定のポイントについてお  
知らせをいただきたいと思えます。

2点目、人・農地プランの策定について  
お伺いをいたします。農水省は、平成24  
年度を食と農林漁業の再生元年と位置づけ  
、24年度予算の概算決定をもとに昨年10  
月に政府決定した我が国の食と農林漁業  
の再生のための基本方針・行動計画に基  
づく施策を展開することとしています。担  
い手不足の深刻化や高齢化に対応し、中  
心となる経営体の育成や農地集積の加速  
化、新規就農者の定着を促進するため、  
青年就農給付金や農地集積協力金などの  
支援策が新設されます。これらの支援策  
を実施するに当たり、市町村において今  
後の地域農業のあり方や地域の中心とな  
る経営体などを定めた人・農地プラン、  
いわゆる地域農業マスタープランを策  
定することが求められておりますが、当  
市における策定に向けての基本的な考え  
方、今

後の取り組みやスケジュールなどについてお知らせをいただきたいと思います。

3点目に、農業と観光振興の結びつきについてお伺いいたします。総合計画のアクションプランと位置づけた名寄市観光振興計画が平成24年度からスタートいたします。実効性の高い計画として観光を充実させることで交流人口の拡大による経済効果を生み出し、名寄市全体の活性化につながるものと大いに期待をしております。先般計画の概要が示され、メインイメージは星、モチ米ということでありました。モチ米は、名寄市が全国に誇れる地域資源であり、地域農業の基幹農産物でもあります。このことから名寄市の基幹産業である農業が観光振興に果たす役割も非常に重要であると認識をしておりますが、名寄市観光振興計画において農業と観光をどのように結びつけ、計画を推進していくのか、具体的な戦略についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、大項目の2点目、名寄市の教育行政について4点にわたってお伺いいたします。1点目、学校適正配置計画と連動した学校施設整備の取り組みについて伺います。当市においては、子供たちの良好な教育環境を保障していくという目的のもと、適正な学校規模を安定的に確保し、計画的な学校施設の整備を図るため、名寄市立小中学校適正配置計画と名寄市立小中学校施設整備計画に基づいた取り組みが進められているところです。先般名寄市街地区公立学校統廃合検討委員会の報告を受け、市街地区小学校を5校体制から4校体制に再編する方針を示しましたが、今後の保護者への説明のあり方について、また廃校となる学校施設の利活用についてどのように考え、地域に説明をされようと考えているのかお知らせをお願いします。

また、今後は風連市街地区、郊外、農村地区においても取り組みが進んでいくことになると思いますが、両地区における適正配置の考え方、実施時期等についてのお考えをお知らせください。

2点目に、中学校新学習指導要領の全面実施における対応について伺います。平成23年度の小学校での全面実施に続き、平成24年度より中学校においても新学習指導要領が全面実施されることとなりますが、中学校では保健体育において武道が必修となり、各学校において柔道、剣道、相撲のいずれかを選択をすることとなります。授業が安全かつ円滑に実施されるよう指導者、指導方法、用具などの安全対策についてどのような対応をとられているのかお知らせをお願いします。

3点目に、教育改善プロジェクトの進捗状況についてお伺いいたします。さきの教育行政執行方針の中にもありましたが、確かな学力を育てる教育を推進するため、新年度より名寄市教育研究所に（仮称）教育改善プロジェクト検討委員会を組織し、校内研究の充実、指導方法の改善、地域の教育資源の活用など学力向上に関する取り組みや体制づくりを推進していくとのことでありました。当市における教育課題の解決、教育環境のより一層の充実に期待をしておりますが、現在までの進捗状況についてお知らせをお願いします。

4点目に、地域の特色を生かした教育のあり方についてであります。地域の特色、いわゆる名寄らしさということになるかと思いますが、名寄らしさといえばやはり豊かな自然環境であると思います。ここでは、この名寄市の自然環境、気候、風土からとりわけ雪を中心とした冬を生かした教育のあり方について伺いたいと思います。名寄市のキャッチフレーズ「星・雪・きらめき 緑の里なよろ」、そして当市においては名寄の冬を楽しく暮らす条例も制定されており、また名寄市教育目標の1番目、北国の風土に生き、たくましく成長する人をはぐくみますとうたわれております。1年のうち約半年間まちは雪に覆われ、厳しい寒さが続きますが、その雪と寒さが日本一の雪質のパウダースノーや神秘的なサンピラー現象を生み出すように、雪、冬は名寄らしさを学び、感じるための重要な教材であり、貴重な財産です。

雪、冬を楽しむ活動を通じて冬を元気に過ごし、北国名寄の子供としてたくましく成長していくための学習活動のあり方についていま一度見直し、名寄ならではの教育をより一層推進していくべきと考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） ただいま山田議員から大きな項目で2点にわたり御質問いただきました。1点目は私から、2点目は教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、大項目1、名寄市農業の今後の展開についての小項目1、新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画について申し上げます。本計画は、合併後の平成19年度を初年度とし、10カ年の計画を策定し、平成23年度で前期5年が終了することにあわせ、前期計画の検証も含め総合計画後期計画との整合性を図るため見直しを行い、平成24年度から後期5年間の実施計画を策定するものです。この間国の農業政策を大きく変える戸別所得補償制度が導入されるなど、国の農業政策が多岐にわたり変更されており、国際的にはTPP対応について国論を二分するような状況となっております。ただ、地方における農業、農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、農村の活力低下など依然として大きな問題を抱えているのが現状でございます。策定に当たりましては、JAの生産部会や青年部、女性部などから幅広く意見をいただき、この地域に合った農業、農村振興施策を進めるための方向性を示すとともに、時代に即した独自の施策を展開するため、実施計画に盛り込むなどしており、より実効性のある内容としております。実施計画の推進に当たっては、情勢の変化に即した施策の検討など弾力的に行い、国や北海道の農業施策を活用しながら、時代に即した独自の施策を関係機関、団体とも十分協議しながら実行してまいります。

次に、小項目2の人・農地プランの策定につきましては、農林水産省の平成24年度の戸別所得補償経営安定推進事業という新規事業の中に盛り込まれ、新規就農総合支援事業とともに農林漁業再生のための重要施策の一つに位置づけされております。土地利用型農業におきましては、今後5年間で高齢化などで多くの農業者のリタイアが見込まれていることから、地域での合意形成を図りながら、中心となるべく経営体に農地が集積されることがスムーズに進むようプランを立て、出し手となる農業者に対しても農地集積協力金を交付するものです。名寄市においてもこの事業を活用するために3月上旬に全市の説明会、さらに地区別の個別説明会で農家周知を図るとともに、あわせて今後の農業経営のあり方についてのアンケート調査を全農家対象に行い、それらをもとに5月末のプラン策定に向けて関係機関、団体と連携して進めてまいります。

続いて、小項目3、農業と観光振興の結びつきについて申し上げます。今年度策定されます新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画と名寄市観光振興計画との関連性については、農商工連携による農産物を利用した特産物開発やブランド化による物産振興、本市で生産される農畜産物の安全、安心及び高品質の特性を生かしたストーリーの構築によるPR戦略、油用ひまわり振興事業を初めとするサイクル型観光資源開発、グリーン・ツーリズムと連携した教育旅行誘致事業の検討など観光交流の推進を図る上で必需アイテムである食を中心に両計画が連動し、各種事業が展開されていくことが必要と考えています。特に市民に対し本市の代表的なもののイメージをお聞きすると、返答の中で取り上げる項目には農産物に関する項目が多く、これは本市が豊かな自然に恵まれ、そこから素晴らしい食資源が生産されていることのあるあらわれでもあります。このことは、観光振興計画の中で目標達成への戦略プロセスでも述べているストーリーの構築へとつながり、本市の農業者が

長年にわたり栽培技術の確立に尽力されてきたたまものであると考えます。現代の成熟消費社会においては、商品そのものを売るのではなく、商品に付随するストーリーを売ることが求められており、これらのストーリーが付随した情報提供こそが本市を訪れたいとする動機づけや消費行動の喚起を促し、これらのことが観光振興と両輪である物産振興に寄与し、観光振興計画の基本目標である交流人口の増加による経済効果の拡大につながっていきます。名寄市の基幹産業である農業が観光事業に果たす役割は、食や体験、イメージなど大きな可能性を持った重要な要素であります。今後も農業生産者の方には、本市の食の原点を支えていただき、ともに観光振興に御尽力いただければと考えております。

以上、私からの答弁となります。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目の2、小項目4点にわたり答弁をいたしたいと思っております。

まず、1点目、学校適正配置計画と連動した学校施設整備の取り組みについてでございます。名寄市市街地区小学校の適正配置につきましては、1月の末に名寄市街地区公立学校統廃合検討委員会により3項目の諮問事項に対する検討結果の報告を受けまして、2月開催の教育委員会会議において適正配置に関する基本的な考え方を作成をしたところであります。現在パブリック・コメント手続条例に基づきまして、統廃合の対象校や通学区域の見直しなど基本的な考え方について意見を募集をしておりますが、あわせて今後関係する町内会や学校ごとに説明会を開催をすることとしております。今後は、市民の皆さんの意見を伺いながら、教育委員会として適正配置の方針を決定をし、新年度に予定をしております基本設計の実施に向けて建設準備委員会などを設置をして意見を反映してまいりたいと考えております。

また、統廃合の対象校となっております2校の

学校の校舎は、いずれも耐震化を満たしていない現状がございます。名寄南小学校の校舎などについては、新校舎の建設にあわせて解体をすることとなります。また、豊西小学校の跡地などの活用方策については、周辺の浅江島公園や平成26年度に完成予定の（仮称）市民ホールと隣接することから、一体的に利用していくことが望ましいとは考えており、今後関係部署との協議を進めてまいりますので、御理解を願いたいと思っております。

小項目1点目の2点目、郊外、農村地区の適正配置の手法と実施時期についてでございます。名寄市内小中学校の適正配置につきましては、名寄市街地区、それと風連市街地区及び郊外、農村地区の3地区に分類をし、それぞれ段階的に推進をしていくとしております。郊外、農村地区につきましては、智恵文地区も該当いたしますけれども、適正配置計画推進の第1期段階として適正配置の検討を行い、その方向性を決定して再編を実施することから、教育委員会といたしましても地域の方々に対して児童生徒数の今後の推移の提供など十分な情報提供を行い、地域との共通理解を得ながら適正配置の方向性を定めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、小項目2点目、中学校新学習指導要領の全面実施における対応、特に武道の必修化に伴う安全対策でございます。平成24年度から中学校におきましても新学習指導要領に基づいた教育活動が全面実施をすることとなります。各中学校におきましては、平成22年度から先行措置で実技を実施をしながら、教育課程の編成に取り組んでいるところでございます。特に今回の改訂では、日本の伝統や文化に関する教育の充実が求められており、男女とも武道が必修となります。教育委員会といたしましては、用具類の整備を平成21年度から進めてきており、また指導する教職員の研修につきましても参加の案内をしてきているところであります。本年2月16日に実施をいたし

ました上川教育局主催の中学校武道、ダンス必修化に係る保健体育担当教員説明会には、名寄市からも5名の教員が参加をしております。武道は、礼に始まり礼に終わるといった伝統的な考え方を理解をし、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視をする運動科目であります。そのためにも学習のねらいを明確にして指導することが重要であり、簡単な競技も行いますので、安全面に十分に配慮することが必要であると考えております。教育委員会としましては、今後も用具類の整備に心がけるとともに、授業に当たっては生徒の体調の変化などに気を配ったり、危険な動作や禁じわざを用いないこと、自分の技能、体力に応じてわざに挑戦するなど、指導の徹底を図るよう各学校に指導してまいります。

また、北海道教育委員会によりますと、札幌市内を除き全道の64%の中学校が柔道を選択していると示されておりますことから、事故につながりやすい行為や万が一にも事故が起きた場合の対応の仕方などについて今後も指導する教員の研修の機会の充実に努めてまいります。

小項目3点目、教育改善プロジェクトの現在の進捗状況でございます。名寄市では、学力向上など緊急な課題や継続的に改善を図っていかなければならない課題がございます。この解決のため、子供たちの生きる力の育成に向けて名寄市の小中学校の教育を総合的、計画的に改善、推進を図ることを目的に（仮称）名寄市教育改善プロジェクト委員会を名寄市教育研究所の中に組織をすることとし、過日準備委員会を開催をしたところであります。準備委員会では、平成24年度は学力向上の取り組みを効果的に進めるために、学力向上対策プロジェクトを立ち上げることを確認をいたしました。そのための組織や内容につきましては、指導方法の工夫改善や加配教員の活用などについて検討する指導法工夫改善プロジェクト、巡回指導教員の活用や外部指導者の招聘などについて検討する指導力向上プロジェクト、天文台や地域人

材、電子黒板などの活用について検討について活用する教育資源の活用プロジェクトの3つのプロジェクトを設定することといたしております。また、この取り組みを進めるために市内の全学校の教職員が互いに英知を結集し、力を合わせて参加する組織体制づくりになるよう検討しているところであります。今後は、目的や内容、組織について再度吟味を進め、各学校に周知をしたり、上川教育局の指導、助言を得ながら、6月には第1回目の教育改善プロジェクト委員会を開催をしてみたいと考えております。

4点目の地域の特色を生かした教育のあり方、特に名寄らしさであります雪や冬を教材とした教育活動のあり方についてであります。議員御指摘のとおり、名寄市では平成18年に名寄の冬を楽しく暮らす条例を定め、雪や寒さを生かして冬の生活をより暮らしやすくする、また楽しいものにするを目的に冬のいろいろな活動の展開を市民の方々と協働で推進を図っているところであります。名寄市には、豊かな自然や施設など教育資源がたくさんございますが、とりわけ自然の持つ教育的な価値をとらえて効果的に活用することは、心豊かでたくましい子供たちを育成する上で大切なことでもあります。特に名寄の冬の雪質は日本一と言われており、貴重な財産であります。各教科や特別活動、総合的な学習の時間などにおいてそれぞれの目標を達成するために、名寄の冬や雪、寒さを生かした身近な教育資源として活用することは重要であることと考えております。そこで、各学校におきましては、スキー学習や歩くスキー、カーリング体験など体育の授業に位置づけをして取り組んでおります。また、名寄東小学校の地域と連携をしたランタンづくり、西小学校の雪と灯りの集い、日進小学校のスノーフェスティバルなど各学校においては名寄の冬を積極的に楽しむ活動を行っております。また、社会教育におきましては、北海道大学北方生物圏フィールド科学センターなどと共催をして、冬の森の自然に触れる森

のたんけん隊であるとか、博物館では雪と遊ぼうなどを企画をして、冬ならではの自然体験活動を実施しております。教育委員会としては、今後もこれらの豊かな教育資源の効果的な活用について総合的に検討しながら、名寄ならではの教育課程の編成や社会教育における冬の自然体験メニューの充実など、実施に向けて支援、指導を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、農業・農村振興計画についてであります。この件に関しては先ほど日根野議員のほうからも詳しく質問がありましたので、私のほうからの再質問は割愛させていただきたいと思いますが、いずれにしても前期計画の検証をもとにして後期計画、やはり現場の実情ですとか、農業者の生の声、しっかりと把握していただきながら取り組んでいっていただくことを求めて、次に進みたいと思います。

人・農地プランについてであります。まず、1点目、最初に基本的なことをちょっとお伺いしておきたいと思います。今回の人・農地プラン、地域農業マスタープランを策定するに当たっての行政として策定をする主体、これは行政が策定するのか、それとも農業者が策定するのか、この基本的な考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） この人・農地、マスタープランですか、これにつきましては補助事業をもらうためのプランとなりますので、生産者の方々の意向を聞きながら、それがこの補助事業に該当すればこのプランにのせていくこととなりますので、行政としましては生産者の方々の意向を聞きながら、それが補助事業に乗るようなタイミングであればこのプランにのせていく形となりま

す。ですから、行政は補助事業に乗せるお手伝い、生産者の方は移動によってその部分が補助対象になるかならないかという部分のお尋ねいただければ、またアンケートもとりますので、自分がこういうことをしていきたいということを書いていたければ、その中で行政が補助事業に乗れるか乗れないかということ判断していきたいと思いません。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ちょっと資料を私も何点か見させていただいた中で、こういう文言があるのです。地域において徹底的な話し合いを行い、地域が抱える人と農地の問題を解決するため、未来の設計図となる地域農業の将来像を記載した地域農業マスタープランを策定する等々とあります。また、市町村は話し合いを受けて人・農地プランの原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催しますと。いろんな資料を見ても、まずやはりこれ地域においての徹底的な話し合いをしてくださいと。その上で、市町村はその話し合いを受けた上でプランの原案を作成してくださいというような進め方が書いてありますが、そういう中でこの間私のところにも来ました、このアンケート。5月末までにつくられるということなので、果たしてこれで地域の将来像というものができるのでしょうか。その辺お伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 土地の流動化におきましては、地域の方々とお話ししながらという形になるかという具体的なものは進めてまいりますけれども、とりあえず24年度の補助事業に乗るためにはこのプランにのせておかないと補助対象になってこないわけです。この事業につきましては、絶えず見直しをかけながら、事業に乗れる方々の意見を聞きながら、また地域での将来に向かった流動の形を聞きながらプランにはのせていき

ます。ただ、24年度分につきましては、もう早急にこのプランにのせておかないと補助事業と、対象となりませんので、それを把握するために最初の段階としてアンケート調査をさせていただきます。ただ、それでこの計画終わったわけではないので、まだ次年度の計画に向けながら、また地域の方々話し合いながら、その辺は進めてまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 事業に乗るということも非常にこれ大事なことだと思います。2ヘクタール以上70万円、0.5ヘクタールから2ヘクタールまでの間が50万円の集積に対してのそういった支援の金額もあるわけですから、非常に大事なことではあるのですが、それよりもまず大事なことというのがあると思ひまして、作成に当たりましては行政の事務的な部分のサポート、また合意形成に向けたアドバイスもこれ当然必要だと思いますが、やはり今回の地域農業マスタープランは地域の農業者みずからが作成し、みずからの地域農業のためにこれ実行する計画であるべきだと思います。今回のことは、本当に事業のお金だけの問題ではなくて、地域農業の将来像を農業者自身がやはり真剣に考えるきっかけにならないのではないかなと、これ私今回の支援策、プラン等の説明書を見ても感じるのですが、ぜひ事業に乗ることはこれ非常に大事なことで、そういう形でアンケートをまとめて、事業に乗るという形、これは進めていただきたいと思うのですが、いずれにしてもきちんとした形で話し合いの場、農業者が地域の将来の農業に対して今後どうしていくのかと話し合える場をしっかりとつくっていただきたいと思います。その辺に関してお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） それは、もう当然のことでございますが、地域で将来的にどのような形がよいのかというのは当然のことでございます。

ただ、こちらの流動化はちょっと農業委員会の流動化と違ひまして、円滑化団体という昨年つくりました部分への白紙委任という形もございますので、従来やっています農業委員会のあっせんともまた違った形となっております。それで、北海道には合っていないという形でよく言われているのが現状でございます。そういうこともありますので、実際の流動化については農業委員さんともいろいろ検討しながらやっていただきまして、こちらのほうで乗れる部分はこちらのほうで乗るといふ、そういう仕分けも必要かと思ひますし、いずれにしても地域が担い手としてどういう人を選定していくかとか、将来的に農地をどうやって動かしていくかとかということも地域の中で十分話し合われることが最重点といえ重点です。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） そこがまず基本になると思ひますので、それに対してのやはりサポートという部分で、これは必ずお願いしたいと思ひます。私ちょっとたまたま説明会も出席しないで言うのもなんなのですが、出席した若い担い手の方とお話しする機会がありまして、その方も今回の人・農地プランの策定に関しては非常に期待をしていたというか、内容に関してやはりそういう地域農業の将来を考える機会になるのではないかと、そんなことをおっしゃってました。事務的なことばかりでそういうお話が全くなかったものから、ちょっと残念だったなというようなお話も聞きましたので、そのあたりしっかりと今後の説明会の中で、今後そういう事務的な手続があつて5月末までにはプランという形はつくらなければならないけれども、将来の地域農業をどうしていくかという話し合いの場は必ず設けていくということ行政のほうから農業者の皆さんに趣旨も含めてきちんとした形で説明をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

次に進みたいと思ひます。農業と観光振興の結

びつきについてということで、さきの議員協議会でも観光振興計画の内容に関して御説明をいたしております。計画について私自身は、さまざまな角度から現状分析、また課題の洗い出しですとかされていまして、また実証実験、アンケートの調査の結果に基づいた戦略も立てられておりました。全体的に非常によくできた計画だと感じております。改めまして策定に当たられました市民懇話会の皆さん、また庁内検討委員会の皆さんに敬意を表したいというふうに思います。

ただ、1つここで申し上げさせていただきたかったのは、物産振興という面で、この計画における、ちょっと拝見させていただいた中では農業の位置づけがもう少し具体的に見えてくるとよかったなど。昨年の第2回の定例会で私農工商連携について質問させていただいたのですが、それに対して名寄市の農産物、加工品のPR、また販売促進、販路の確立など観光振興計画の中においても強くうたうようにしたいと、そのような御答弁をいただいておりますので、もう少しそういう部分があってもよかったのかなと思います。物産振興イコール観光ということではありませんけれども、名寄市の知名度向上、またPR、ブランド力の強化という部分では重要な要素ではないかと思っております。確かにひまわりにしてもグリーン・ツーリズムという部分にしても農業が観光にかかわる大変重要な部分なのですけれども、今回の計画の中ではメインイメージにモチ米、そしてその下のサブイメージにアスパラとうたわれている中で物産振興にという、そういう物産振興という部分での具体的な戦略がちょっと見えてこない、そんな感じがしたものですから、その点に関して改めてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 名寄市の農産物のすぐれた点については、もう今さら申し上げるまでもないのですけれども、実は観光振興計画の中で農業に関しては先ほどもちょっとお話をさせ

ていただいたのですが、食ばかりではなくて例えば体験の可能性も持っている。先ほど言ったイメージの可能性も持っている。ただ、食といたって例えば直販ですとか加工ですとか、あるいはそれを食事に提供するとかという、農業の可能性というのは非常に高いものを持っていますし、地元生産物として絶大なる有利性を持っているという部分なのです。それで、今後もちろん名寄に来られた方へのおもてなしだとか、それから食でのおもてなしなのか、あるいは体験のおもてなしなのか、そういったメニューもありますし、さまざまな場面で農業の方には農業関係についてはかかわり合いがあるというふうに思っています。それで、一応ことしの4月にオール名寄体制で新たな体制を、名寄市観光交流振興協議会というのを立ち上げようと思っています。その中に農業者の立場、あるいは例えば直販をされている立場ですとか、そんな中から御意見をいただいて、事業に、主体となるのですけれども、その主体のそこに必ず農業がくっついているという、そういうイメージでぜひ御参加をいただきたいと思っておりますし、いろんな提言、意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） やはり農業者もいわゆる経済効果という部分での物産振興の戦略ももう少しはっきり見えてこない、なかなか観光という部分に行き着かないのかなと思います。改めて具体的な戦略を示して、また改めて検討して進めていっていただきたいなと思います。また、オール名寄体制というお話出ました。やっぱり農業関係といえば農協を中心とした各関係団体と、また行政がしっかりと連携していただいて、ここはまた農業者も一体となって取り組む体制と、また意識というのが大事になってくるのかなと思います。農産物の販売は農協、観光は行政と、そういうことではなくて、確かに主たる役割というのはそれぞれあるのですけれども、それぞれが一緒になっ

てお互い重要な役割を担っているという意識になってこないとうまくいかないのかなと思いますので、特に名寄に関しては一自治体一農協という、そういう理想の形が整っていると思いますので、これは観光振興計画に限らず地域の農業政策を進める上での理想的な形だと思っておりますので、しっかりと連携して進めていただきたいということを求めておきたいと思っておりますし、私自身も今回の観光振興計画に関しては期待をしている一農業者として、また一市民として精いっぱい協力させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、学校適正配置計画のほうに移りたいと思ひます。御答弁いただきまして、保護者の方、また地域への説明のあり方については理解をさせていただきましました。一番は子供たちにとって望ましい教育環境を何よりも優先させるべきだと思いますけれども、その上でやはり保護者、地域の理解、合意形成というのが不可欠な要素であると思ひますので、今後もそのように丁寧に進めていっていただきたいなと思ひます。

一昨日山口議員のほうからも同様の質問をされておられました。御答弁の中でもありました智恵文地区に関して、今後の取り組みということでお伺ひしておきたいと思ひますので、御理解いただきたいと思ひます。御承知のように智恵文地区に関しては、児童生徒数減少の中にあっても小中それぞれ独立した形でありまして、複式ではありますけれども、小中とも今のところ欠学年がないという状況になっています。ただ、小学校の校舎が築後35年経過しておりますので、施設の老朽化という面からも地域としてやはり学校教育の将来を考え始めなければならない時期に来ているのではないかなと思ひます。一昨日山口議員の質問に対して教育長から、地域からの要望があれば地域の将来の教育のあり方などについて共通認識に立つという視点で、適正配置と施設整備に関して地域と行政が語り合う場を設定して対応するとの御答弁をされましたが、このことは今後の智恵文地

区の学校問題においても同様の認識をさせていただいてよいのかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 学校の適正配置、特に郊外、農村地区の部分につきましては多くの方がまた関心を持っておられる部分ではないかなと思ひております。基本は、郊外地区につきましては今議員の御指摘もありましたように特色ある教育活動が展開をされているとか、それから地域コミュニティの中心であるということ、そして住民と学校との関係が大変密度が濃いと。こういった部分で、あくまでも地域での合意が大前提で統廃合を進めていきたいと考えている基本姿勢は変わっているものではございません。山口議員からの質問にもありましたように、ただ教育委員会としては待ちの姿勢だけではなかなか地域の方の御理解も得られない部分あるかと思ひますので、今後につきましては地域からの要請、要望があれば地域内での意識、それから認識をお伺ひするために出向いていくということ、また児童数等の正確な情報を提供するということがあります。その上で地域と教育委員会が共通の理解、認識に立つて、その立場に立つて協議の場を進めていくという部分で、ある意味で一步踏み込んだ考え方を認識を持っておりますので、先日の教育長の答弁どおり御認識をいただければと思ひております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ありがとうございます。理解をさせていただきたいと思ひます。やはり地域のことは地域で決める、これは基本だと思ひます。ただ、行政の方針、また今おっしゃったように正確な情報を理解しないまま地域だけが先に進んでしまっても、これはうまくいかないと思ひますし、もちろん行政が勝手に決めるというものでもないと思ひます。まず、お互いがそういった共通の認識を持ってスタートラインに立つて、その上で連携をしながら協議をしていくということが大事だと思ひます。私どもの地域としましても、

今後まず子供たちにとって何が一番望ましいかを第一に、その上で地域特色いろいろありますので、地域コミュニティの核としての格好をどうしていくかということをしっかり考えていける体制づくりを進めていきたいと思っておりますので、すべて未来を担う子供たちのためでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

時間が大分なくなってきましたので、中学校の新学習指導要領の全面実施ということで、10日の新聞だったでしょうか、道新に柔道の事故の道に賠償命令ということで、保護者の方から非常に不安な声がたくさん出ていて、必修化は延期をとという声が上がっているそうです。文科省が安全確認をしっかりした後に中学校の授業を開始してくださいと各都道府県、教育委員会に通知をした。このような通知、名寄市のほうにも来ているのかと思っておりますけれども、そういった安全対策について先ほど答弁いただきました。いろいろな対策を講じてきたということではありますが、この通知を受けて何か名寄市としての対応、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 昨今の新聞報道にもありますように、特に武道、またその中でも柔道の、武道に当たっての保護者の安全に対する危惧があるというのは教育委員会としても認識をしております。昨日の新聞報道にもありましたように、脳に負った傷というのはなかなか外見からは判断ができないということで、担当の教員だけでなく学校全体で危機感を共有する必要があるとか、それから実技講習会、研修会については専門的な知識とか、競技団体と連携して実施をするという指摘もございます。3月、文科省からの通知では、1点目には学校の指導体制、2点目には事故発生時の対応、それから3点目には武道場の安全管理という部分につきまして、教員が指導できる水準に達しているか、また安全に配慮した指導計画がつけられているか、用具の安全点検の確保がなさ

れているか、また事故発生時の救急対応等緊急連絡体制が確立されているかという部分が指摘をされております。教育委員会といたしましても道教委と連携をとりながら、この部分についてはしっかりと認識をして、24年度からの実施に向けて指導等をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 学習指導要領の中での伝統や文化に関する教育ということで、御答弁にもあった礼に始まり礼に終わるといふ、非常に大事なことだと思います。ただ、その中でやっぱり保護者の方の不安というのも当然これあるのかなと思っております。また、事故が起きてからでは遅いので、私はこういう伝統的なそういった武道授業というのはどちらかといえば賛成なのですが、いろんなやはり非常に心配される保護者の方が多いというような報道もありました。市内でもやっぱりそんな声も聞いたりもしますので、十分な対策、対応を求めていると思っております。

教育改善プロジェクトについて御答弁いただきました。先ほど現在の進捗状況を御説明いただきました。新年度から具体的な取り組み始まるかと思っております。非常に私も保護者の一人として期待をしておりますので、新年度と、そして今後の具体的な取り組みについてありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今御質問ありました件につきましてでございますけれども、今後の進め方につきまして内容と方向等について若干補足をさせていただきたいと思っております。

先ほど部長のほうから説明がありましたように、子供たちの生きる力の育成に向けまして名寄市小中学校の教育を総合的、計画的に改善、推進を図ることを目的としたプロジェクトを名寄市教育研究所に組織いたしまして、過日準備委員会を立ち上げ、3回ほど会議を積み重ねてきているところ

でございます。現在の名寄市の小中学校の課題の一つは、これまでもお話ししてきましたように北海道の課題でもあります子供たちに確かな学力を身につけさせることでございます。また同時に、豊かな心と健やかな体を育てることも求められています。このようなことから、基本的にこの2点を大きな柱として教育研究所の機能を生かして教育改善プロジェクトを推し進めてまいりたいと思います。とりわけ平成24年度につきましては、学力向上の取り組みを効果的に進めるために、学力向上対策プロジェクトということの立ち上げに取りかかっているところでございます。この中で学力の向上にかかわる道教委の指定事業や本市独自で行っている事業、例えば放課後子ども教室ですが、またこれから予想される指定事業などを総合的にとらえまして、学力向上に関する取り組みがより一層効果的に進められているか点検、評価したり、それらの成果を各学校にしっかりと波及させていく取り組みを進めていきたいと思っておりますけれども、その際先生方の英知を結集いたしまして、名寄市として学力向上に関する共通テーマを掲げたり、市内すべての小中学校が何らかの形でかかわっていけるような、全学校体制で進めていけるような検討を考えているところでございます。

先ほど部長のほうからは3つのプロジェクトの内容についてお話ししましたが、それはその説明のとおりでございます。現在教育改善プロジェクトについては、基本的にこのような取り組みを進めていくために校長会、教頭会、教育研究所と連携しながら、基本的プロジェクトづくりの作業を進めております。ただ、4月異動の問題もありますので、内容及び組織づくりについては4月から5月にかけて体制を固め、具体的なスタートは6月と考えております。

なお、豊かな心、健やかな体を育てるプロジェクトについてですが、これは学力向上のプロジェクトが軌道に乗る数年後、今のところ26年度をめどにスタートさせていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 理解をいたしましたので、しっかりと教育環境の整備、また子供たちの学力向上に、これは非常に繰り返しになりますが、期待しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

最後になります。地域の特色を生かした教育のあり方ということで、雪、冬ということで質問させていただいたわけなのですが、さまざまな取り組みされているという御答弁いただきました。名寄は、やはり約半年間冬なわけです。その中で子供たちが冬の楽しみを見つける。そうすると、毎年冬が待ち遠しくなって、そこから郷土に対する愛情が生まれ、生きる力というのがはぐくまれていくのではないかなと思います。幅広く伺ったのですが、ちょっと時間もないので、ウィンタースポーツに限って、合併まで市技として指定されていたスキーに関してなのですが、というのも先般市内在住のスキー指導員の江島絵美さん、多分御存じの方もいらっしゃると思いますが、先日長野県で行われた全日本のデモンストレーター選考会においてスキー指導者の最高峰であるナショナルデモンストレーターに認定されたということであります。簡単に言いますと、これ基礎スキー界のトップアスリートとでもいうのでしょうか、全国で認定される女子選手は10名にも満たない数で、大変な荣誉です。今後地域だけではなくて、これ北海道、そして全国のスキー振興に力を発揮していただけるものと思っております。そんなすばらしい人材が名寄にもおりますので、スキーに関して、ちょっと学校におけるスキー授業に関してなのですけれども、道内でもスキーの授業を減らす、またなくすという学校がふえてきている。大変残念なことなのですが、いろんな要因があると思っておりますけれども、名寄に関しては授業を減らさずに時間を確保している状況だと認識しておりますが、例えばスキー授業の時数を名寄市独自、単独で今

後ふやすということは可能なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 冬の学習活動の中でも名寄市は、スキーという部分につきましては大変重要な位置を占めております。現在スキー授業につきましては、用具、それから人員の配置でバス等手配をしてスキー場に行っている実情でございますので、今後中身、特に教育課程の中で授業もゆとりの時間から少しずつ厳しい教育課程になってきておりますので、その辺は学校側と相談をしながら、また一部予算を伴うものもございますので、その辺については相談をしながら検討をさせていただきたいと考えておりますので、御理解ください。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。人材活用という部分でもそういったすばらしい人材もおりますし、うまくこれから地域ボランティアというか、そういったものも活用していったらいいのではないかなと思いますので、よろしく御検討をお願いしたいと思います。冬、スキー含めた雪の上でのスポーツ、単に体力づくりだけが目的ではないと思っております。体力づくりだけでしたら、暖かい室内でもやれるわけで、北国の文化、そして北国名寄独自の教育としてやはり普及、発展させていくことに意義があると思いますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

以上で私の質問終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時19分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

市立総合病院にかかわって外2件を、竹中憲之

議員。

○8番（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、代表質問も含めて10名既に質問がされておりますけれども、さきの通告に従いまして、大項目で3点について質問させていただきますが、何名かの方が同様な質問をされておりますから、答弁については簡略でお願いをしたいというふうに思います。

大項目の1点目は、市立総合病院にかかわって3項目についてお聞きをいたします。名寄市立総合病院は、地方センター病院として名寄市だけでなく道北の医療を担う重要な役割を持っていることは言うまでもありませんが、医師の確保も大きな問題ではありますが、医療技術や看護師などの医療スタッフ全体の問題であると私は考えています。そこで、小項目1点目は、医療スタッフの動向についてであります。年度末から年度初めの退職者数と採用数について、また現時点でのスタッフの総数についてと年度初めのスタッフの総数についてお知らせを願いたいというふうに思います。

小項目2点目は、新年度のスタッフ体制についてであります。佐古院長の並々ならない御努力と関係機関の御理解あるいは御協力によりまして、半年ぶりに消化器内科が新年度より再開をいたします。昨年9月まで診療を受けられておりました患者さんの声として、精神的にも肉体的にも非常に楽になるという話を聞きました。そこで、再開に伴う各科におけるスタッフの体制が整うのか危惧をしております。今日まで特に看護師の採用条件を緩和をしても応募が少ないとのことですが、どのような対策を考えているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

小項目3点目は、スタッフの労働条件についてお聞きをしたいというふうに思います。外来にしても病棟にしても診療科や、あるいは病棟によって違いはあると思いますけれども、退庁時間に帰宅ができないとの声も聞きます。精神的にも肉体的にも休暇がとれないことによる医療ミスが起き

ると、患者さんもスタッフも不幸な事件につながるといふふうに思います。そこで、代休の消化状況と有給休暇の取得状況についてお知らせを願いたいというふうに思います。

大項目2点目は、空き家対策についてですが、3項目についてお聞きをいたします。小項目の1項めは、名寄市内における空き家の件数がわかれば総件数をお願いを申し上げます。

小項目2項目めは、今冬は暖気の日が少なく、屋根に積もった雪が落ちづらく、空知を中心に倒壊する家屋が多く出ただけでなくて、倒壊や倒壊のおそれのある家屋が増加をしました。名寄市において雪による倒壊をした家屋があれば、件数をお知らせを願いたいというふうに思います。

小項目の3項目めは、安全のための対策をどのようにされたかであります。危険家屋の問題と安全面を考えたときに、特に歩道に面した家屋等についてどのような対策や指導をしたのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

大項目3点目は、指定管理者制度についてですが、一昨年の3定で同様の質問をさせていただきました。平成15年に地方自治法改正に伴って、名寄市では風連と合併した18年度に導入をしたと記憶をしておりますが、その内容は民間活力を活用しての施設の管理等コスト削減をし、住民サービスの向上を図るということにありました。そこで、小項目1項めは指定管理施設における正規雇用者と非正規雇用者の雇用数について、通年雇用、短期雇用別についてお知らせを願いたいというふうに思います。

小項目2点目は、指定管理施設の指定の見直しについてであります。一昨年の3定以降議論がされた経緯があればお知らせを願いたいというふうに思います。

小項目3点目は、正規雇用者と非正規雇用者の年収についてわかればお知らせを願いたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただき

ます。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 竹中議員からは、大きな項目で3点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は市民部長から、3点目は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、市立総合病院の医療スタッフの総数についてお答えをいたします。3月1日現在の職員数は、医師が11人の研修医を含めて57人、看護部所属の看護師が正職員が263人、臨時職員が20人、パート職員19人、合わせて302人、薬剤師が8人、医療技術系の正職員が46人、事務部等の正職員が34人、その他の補助業務の臨時、パート職員を含め全体で640人となっております。

なお、平成23年度当初の4月1日現在では、職員が398人、臨時職員が216人の合計614人でしたので、職員で1人の減、臨時職員で27人の増、全体では26人の増加となっております。

次に、平成24年4月1日時点での、これは予定でありますけれども、医師が7人の研修医を含めて58人、看護部所属の看護師が3月末の退職予定14人に対し、新採用予定者が18人、医療技術系の正職員が新採用3人となっております。現在各種職員の退職及び採用の調整を行っている段階で確定はしておりませんが、総数では10名程度増加する見込みとなっております。

次に、(2)の今後のスタッフ体制、消化器内科の再開に伴うスタッフ体制についてであります。昨年10月からの休診以降も糖尿病・代謝内科の配置と兼ねていたため、大幅な減員は現在も行っておりません。また、4月以降において外来、透析室、集中治療室の機構を一部見直す予定であり、全体的な調整の中でスタッフの配置を行います。消化器内科の部門では、検査業務がスムーズに実施できる体制を整えることとあわせて、受け付け

業務で新たに臨時のクレークを1名増員する予定でおります。

次に、スタッフの労働条件について申し上げます。主に看護部門における代休消化の状況についてであります。各部署ともおおむね消化できておりますが、部署によっては数名のスタッフが3日から5日程度の未消化があります。しかし、看護課長の職では、最少ではゼロから最大で23日の未消化があり、ばらつきが生じております。これは、スタッフの消化を優先していることに起因をしております。先ほど申し上げました機構の見直しなどで調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、有給休暇の取得状況についてであります。平成23年度における正職員の有給休暇の取得状況については、診療部で26.4%、薬剤部で45.7%、看護部で16.6%、医療技術部で52.6%、医療安全管理部で32.2%、事務部で33.8%の消化率となっております。診療部、看護部において消化率が低い状況となっておりますが、業務量と人員数のバランスに起因するものにとらえております。いずれもスタッフの確保に苦慮している職種であります。充足できるように今後も努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私から大項目2、空き家対策についてお答えをいたします。

まず初めに、小項目1、市内における空き家の件数についてであります。合併前の名寄市において、平成13年度に町内会の協力を得て空き家の実態調査を実施いたしました。民家で139件、事業所等で31件、合わせて170件の報告をいただいたところであります。さらに、平成19年度に名寄地区市街地域の空き家住宅現況調査を実施いたしました。113件の空き家を確認しているところであります。以降全市的な調査は行っ

ておりません。

次に、小項目2、雪による倒壊件数についてお答えをいたします。この冬の豪雪の影響で、道内では空知地方を中心に空き家の倒壊が報道されております。名寄市では、現在まで消防署、警察署等に確認をしたところ、住宅の倒壊はなく、車庫が1件倒壊し、隣り合った車庫にも影響を与えたことを聞いております。

次に、小項目3、安全対策についてお答えいたします。空き家に対しての雪おろし等については、当然所有者が管理する責任がありますから、まずは所有者に連絡をして対応を依頼しております。しかし、市に寄せられる苦情の多くは所有者が不明であったり、親族が遠方であったりしています。市の対応といたしましては、極力所有者または親族に連絡して除雪等のお願いをしているところであります。また、町内会から所有者等と連絡がつかない、危険で緊急を要すると相談があり、町内会の方々と協力し、屋根の雪おろしをしたところもございます。

なお、歩道等に落雪のおそれがあり、通行等に危険、支障のある箇所につきましては、注意喚起看板を設置しているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の3、指定管理者制度についてお答えをいたします。

まず、指定管理施設における正規雇用者と非正規雇用者の雇用数についてであります。現在本市における指定管理者制度導入施設は32施設ありますが、そのうち東病院、社会福祉事業団4施設、西部集落センター等町内会3施設の合わせて8施設の公的部門を除いた24施設の雇用者数についてお答えをいたします。なお、複数施設で指定管理者となっている業者につきましては、効率性の面から当該複数施設を兼務で勤務をしている場合がありますので、若干の重複を含むことをお断りしておきますが、24施設総計では正職員3

5人、通年雇用の非正規職員がパートを含めて74人、季節雇用が同じくパートを含めて97人ほどとなっております。

次に、指定管理施設の見直しについてお答えをいたします。本市では、平成18年4月から指定管理者制度を導入しておりますが、指定管理者制度については平成19年の新名寄市行財政改革推進計画の策定時及び新名寄市総合計画の前期及び後期計画の策定時におけるそれぞれの議論の中で、民間活力の活用として指定管理者制度の積極的な活用を掲げております。指定管理施設の指定の考え方につきましては、平成22年12月の総務省通知で指定管理者制度は公の施設としての設置目的を効果的に達成するために必要であると認められる場合に活用できる制度であるとされ、民間のすぐれたノウハウを活用し、より効率的な管理運営を行い、市民サービスの一層の向上に結びつけることを目的としております。しかし、本市におきましては指定管理者制度がすべての施設で可能もしくは十分な効果が期待されるものとは判断しておりませんで、その施設の設置目的や特性、市民サービスの向上及び雇用の創出など制度導入の可否につきましては十分な検討を行い、対応を行っております。

次に、指定管理施設における正規雇用と非正規雇用の年収についてお答えをいたします。勤務する方の勤務内容、勤務年数等、また指定管理業者の業種や形態等の関係で年収額もかなりばらつきがございます。通年の正規雇用者で200万円から500万円、非正規雇用で150万円から200万円程度となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それぞれ答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど中身的に退職者の数等々含めて答弁をいただきましたけれども、ここ数年50歳以上の看

護師を中心にした早期退職者が実は結構多いというふうには思いませんが、しかしいるなというふうに思っております、そういう方々は再就職をほとんどしていないというのが状況だろうというふうに思っていますが、ここ数年の50歳を超えた方の早期退職者にかかわって、どのぐらいの数がいるのか含めて、あるいはなぜ早期退職をするかということも含めて分析をしておられればお答えを願えればというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 再質問のほうにお答えさせていただきたいと思っております。

主に看護部ということで、おおむね50歳以上ということで調べてみたのですが、退職の事情というのは個人によってさまざまでありまして、正確に把握できるというのは正直言って難しい部分はあるのですけれども、把握できる範囲ということで平成20年度以降についてお答えをさせていただきたいと思っております。平成20年度が1名、21年度が1名、22年度と23年度はそれぞれ2名ということで、4年間で6名ということで、これらにつきましては結婚ですとか転勤ですとかではない、いわゆる個人の体調ですとか、そういうのも含めまして、そうではないのかなという想像の部分もあるのですけれども、一応このような状況になっております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） ちょっと聞いたところによりますと、若干業務の内容がきついかどうかは別にして、ついていけないなということでやめた人の話も聞いたところでありまして、何がついていけないのかということも私はそこで聞くところまではいきませんでした。労働条件が悪いのか、あるいは人間関係なのかわかりませんが、そういう意味でいくと家庭的に生活ができるという状況であればそれはそれでいいのですけれども、しかし状況的に厳しい家庭環境の中にあってもや

めざるを得ないという方がいるとしたら、非常に不幸なことでありますから、そういった意味ではできれば早期退職者の方との綿密な話し合いをしながら、今後の扱いについてきちっと対応していけるようなものにしていただければというふうに思っているところであります。

労働条件の扱いの問題で、労働条件といっても先ほども言いましたように病棟によっても違うでしょうし、あるいは科によっても違うでしょうけれども、年休消化の問題でいきますとそんなによい消化率ではないかなというふうに私は思っています。先ほど言いましたけれども、年休あるいは代休も含めてきちっと消化をすることによって、私はリフレッシュがされるというふうに思っています。事故があったときには大変な問題になるわけですから、そういう意味でいくとやっぱりきちっと休暇をとれる体制をとっていかなければならないのだと思うのです。特に看護師さんのところでは、厳しい状況の科もあるようでありますから、そういった意味ではきちっと対応をしていくというのは必要かというふうに思っています。

過日行財政改革アンケートを読ませていただきました。それを読ませていただいたのですが、実は行財政改革にかかわらないことが結構多かったかなと、本庁にしても病院にしても。その中で気になったのが先ほども言いましたように労働強化、あるいは定時刻に帰れない、あるいは代替がない、休めないというのが多くあったというふうに私は記憶しておりますけれども、こういう体制も科によって違うかもしれませんが、今後の看護師さんの採用にかかわって名大等の扱いもありますし、あるいは中途からの一回退職した方の採用の問題、いわば年齢制限も撤廃したわけありますから、そういう条件を今後きちっとつくっていかねばならないというふうに思っていますけれども、その辺の扱い、あるいは議論がきちっとされているのかどうかについてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 御承知のように、病棟によってすごく勤務条件が違うことによりまして定時で帰れない職場があって、今回の行革のアンケートにつきましては私も全部読まさせていただきますけれども、職場の苦情といえますか、なかなか人材確保ができない現状の厳しい労働条件を訴える声もあったのは事実でございます。今後の看護師の確保策についてなのですけれども、1つはさきの代表質問等でも市長のほうからお話ししましたように、学資金の貸付枠の拡大、あるいは特に市立の大学とはより一層の連携を図っていかなければならないのかなと。具体的には、看護部長、大学の看護学科長との定期的な、今でも情報交換、協議をしていますけれども、それを密にしていく。あるいは、大学の学生の募集の段階から情報を共有して、特に今看護師のパンフレットを市立病院で余り今までいいのがなかったものですから、4月から5月にかけてできる予定なのですけれども、それをつくっております。それらを活用していただいて、高校訪問のときから一緒に相互で連携を図っていく。あるいは、今後は大学の教員と市立病院との現場との人事交流なんかも含めて、同じ市立の機関ですので、それらを連携を合せて看護師の確保に努めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 過日の東議員の質問にも同じようなことで話がされましたけれども、より一層名寄大学との密にしながらやっていかない限り幾ら金をかけてもそこは労働条件が悪かったりすると来ないという、特に中身的には大学から病院に来て、それぞれ数年たたないうちにやめていくという方も何人か私承知をしておりますけれども、そういう状況にならないような体制が必要かなというふうに私は思っているのです。現状で努力をしながら、看護師の配置が15対1から1

0対1に実はなっているのですけれども、中身の今後の扱いとして、医療費の問題もありますけれども、労働条件の改善も含めれば院内で7対1の中身が、これ私勉強していませんから悪いのでありますが、科によってできるのかどうか別にしても7対1にできるような体制を整えるのかどうか、あるいは院内での議論がされているのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 7対1に向けた導入の課題等については、御指摘のように一昨日の東議員の代表質問でも質問いただきました。昨年の夏から秋にかけて消化器内科の休診が始まって患者数が落ちてきたことによって、副次的に相対的に7対1がとれるような状況になっておりました。7対1を取得するには、1年間の病床数の実績というのが必要になります。それがクリアできて初めて申請されることとなります。具体的にこれからどうするのかということでありまして、消化器内科が4月から再開をされることによりまして患者数の増加が予想されます。導入に向けては、患者数の調整と看護師の確保がこれからの大きな課題かなというふうに思っております。参考までに最近6カ月間の一般病床の月平均の患者数なのですけれども、300に対してですけれども、9月が219人、10月が232人、11月が237人、12月が205人、1月が211人、2月が247人となっております、2月までのいわゆる直近の1年間の平均では230人となっております。12月、1月というのはNICUの改修工事なんかもありまして、3階西病棟を閉鎖していたものですから減少したのですけれども、2月以降は小児科、脳神経外科、整形外科、眼科などを中心に伸びている状況であります。最近また、看護師、助産師の産休ですとか育休ですとか、短時間勤務者がふえているのも事実でございます。このような看護師の増員が見込めない中で7対1を導入するとなりますと、患者数

の調整、ベッドコントロールというのが必要になってきます。そこで、2月末に院長と各診療科の医長の先生方の面談を行いまして、私も初めて入らせていただきました。4月からのベッドの、いわゆる診療科ごとのベッドの一定程度の割り当てを話をさせていただきました。その中では、4月は10対1のまま、そのままいくと。2カ月から3カ月間様子を見て、患者数が思ったよりも伸びないで、現行の看護師数で導入が可能ということであれば、実施をしていきたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 消化器内科だけでなくほかの診療等々含めて大きく院内が変わることがあって、それはドクターだけでなく看護師も、あるいはスタッフ全体の中身になっていくわけですから、相当数議論をして割り振りをしない限り恐らくもたないのではないかと。私はもってほしいのですけれども、そういうふうに思っております。ドクターの扱いについては、今回3人来るということで非常にいいのでありますけれども、たまたま先月の下旬に北海道新聞に載っていた道の医療アンケートを見たのですが、これは地方センター病院25病院あるうちの中身で、アンケート、ドクターだけのアンケートですけれども、されていまして、この中で実は業務が多忙というのが、これは私はドクターだけでないというふうに思うのですが、35%。いわばセンター病院の勤務環境の改善が必要だというのがそういうふうにはなっているのです。その次に多いというか、中身はやっぱり拘束時間というか、勤務時間が非常に多い。80時間以上というのはちょっと大きいのであります、60から80時間というのが38%もいると。これは、名寄も一部当てはまる場所あるのかなというふうに思っていますが、現状先ほど答弁ありましたように看護師だけの問題でいくと、それから努力をしながらということでもありますから、しかし一方でドクターの

問題も今の4月2日以降の中身であぐらをかきことなく、ドクターの配置をもう少しやっつけていかないといけないのかなというふうに私は思っていますから、そういった意味でこれは設置者であります加藤市長も努力をしていただいて、精いっぱいドクターも含めた増員も必要かなというふうに思っていますので、御努力をお願いを申し上げたいというふうに思います。

あと、先ほど年休消化、あるいは有給休暇の消化や、あるいは代休の問題でありましたけれども、日常、ふだんの看護にかかわって看護師さんの扱いであります、特に病棟に行きますと忙しいということもあって、人間性もあるのかもしれませんが、にこやかさが無いというか、どうもその辺が気になっているところなのです。病院へ行って苦虫つぶしたような顔していても仕方がないのでありますが、ここに看護部の理念としてということで、心のこもったとか、信頼されるとか、そういう安全面も含めたことがあるのですが、そういった中身について常日ごろから看護だけでなく全体スタッフの勉強会とか、そういうのはどのような形でやられているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 院内の研修体制についてちょっとお話をさせていただきたいと思うのですが、特に議員からお話ありましたように看護部につきましては教育担当に専任の参事、課長職を配置しておりまして、各病棟に2人いる係長のうち1人は教育担当ということで、各病棟それぞれ毎年のように新人が入ってきますので、それらを含めて研修には力を入れております。また、院内全体の研修につきましては、院内に異動してきた者については外部講師を含めて毎年接遇ですとか、そういう病院としての基本的な研修をしております。ただ、看護部に比べるとちょっとほかの部では教育の部分、そういう部分では少し足りないのかなと思っております

ので、それらについては今後検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） そのところについては、努力をお願いをしたいというふうに思います。

次に、空き家対策の扱いであります。歩道等々の扱いについてそれぞれ所有者に注意喚起、あるいは看板を立ててということでもありますけれども、中身的に聞くとところによると農業倉庫も倒壊をしているというふうにも聞いていますし、あるいは昨日も名寄大学の南側で屋根の雪落ちて車庫がつぶれているのを見ましたけれども、非常に住宅だけでなく全体的な家屋の倒壊もあるというふうには私は思っているのです。これは、住宅でないからいいということではなくて、その中にもし財産が入っていれば大きな損失にもなるわけですから、そういったことも含めてきちっと私は行政として押さえるべきだというふうに思っています。特に私が気になるのは、通学路がある、いわば住宅や倉庫等々が続いている、そういうところの扱いです。もう既にことはある程度雪が落ちて、そのようなことがないのかなというふうに思っていますけれども、しかし雪の落ちる時間帯は昼前ぐらいから午後にかけてが多い時間帯だというふうに私思っています。たまたま通学路のところでは私が見たのは、危ないと思ってその家主に話をしなければならぬかなと思ったら、二、三日後に雪をおろして、過日見たらそれは壊されて撤去されていたという、そういう家もありましたけれども、しかし特に通学路、歩道の扱いについては非常に危険度は高いというふうに私は思っています。これは、建設部とのかかわりもあるのですけれども、そういうところでもし空き家等々で雪が落ちた場合の後整理や何かというのはどのようにされているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） ただいま御質問のありました、特に通学路等の問題であります。道路管理上、当該建物の所有者に一時的には改善を依頼をしているところでありますけれども、そういった残ったといいますか、そのままになっているところ、空き家でそうなっているところにつきましてはなかなか所有者に連絡がつかない、そういった場合が多うございます。そういった場合につきましては、屋根の雪が落ちる前の部分につきましては緊急的に注意喚起の看板を設置しております。

なお、雪が落ちて通行の支障になると。そういった場合につきましては、建設部のほうで随時除排雪を行っているというところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 冬季は、そういうことで努力をされているということでありますから、一定の理解をさせていただきますが、危険な空き家対策、これは夏場の問題も含めて、防犯、防火の問題も含めて出てくるというふうに思っています。3年前には国の対策事業で何件か解体をいたしましたけれども、危険な空き家の解体、非常に各市町村では苦慮をしながらやっています。過日も大石議員のほうから空き家対策条例という話もありました。東北では何市町か条例をつくっていますし、北海道でも条例をつくることを今進めている市町もありますけれども、何ぼ家主に言っても解体をしないということであるとしたら、対策で使えるかどうか別にして、災害対策基本法の中で一定程度使えるような気も私はしているのですが、撤去する。個人の持ち物ですから、簡単に撤去することは厳しいのでありますけれども、この基本法で解体をすることができるのかどうか、その辺の考え方についてちょっとお知らせを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） ただいま議員のおっしゃったことにつきましては、まだ実は私どもも

十分勉強していないというところであります。他市町村で類似した条例等も制定をしているところもございまして。今の言われたこともあわせて今後研究をして、早急に対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 中身的に研究をしてということは、余り進まないのかなという気がしないでもないのですが、本当に高齢化が進んで、ひとり身になって娘さんのところ、息子さんのところに行ってしまう。家を解体をしていくのならいいのですが、置いていったままというのはそのままにしておく結果的には危険家屋になってしまうというのが状況だと思うのです。特に現状の中でいきますと、年金の高い人は、収入を得ている人は壊していくのでしょけれども、国民年金で厳しい生活している人は移住するにしても解体をしてまで行けないという状況も実はないわけではないのでありまして、そういった意味では解体をできる唯一の、結果としては市で解体したら市で金を出すのか、あるいは持ち主に払わすのかというのはいろいろありますけれども、そういう施策も一方で私は考える必要があるというふうに思いますから、精いっぱい努力をしていただいて、危険家屋のないような安心できるまちづくりのために努力を求めておきたいというふうに思います。

次に、指定管理者制度の扱いであります。一定程度額も含めてわかったわけではありますけれども、ただやっぱり非正規雇用の年収が150万円から200万円と。きのうも奥村議員のほうから公契約の扱いでワーキングプアの問題も含めてちょっと話があったというふうに思いますけれども、指定管理者の扱いも同様の扱いだなというふうに私は実は思っています。前段質問をした中でも指定管理者制度の扱いについても行政としては中身的にどのような扱いかというようなことで、民間活力、あるいはコストの削減、住民サービスの向上

というふうに実はなっていますけれども、一方で指定管理を受けた業者はもうからなければどこにしわ寄せが行くかという、やっぱり労働者にどうしてもしわ寄せが行かざるを得ないということなのです。そういった意味からすると、人数がどのぐらいいるかというのは私後で調べれば大体相当出てくると思いますが、通年雇用の扱いでいくと74名、非正規雇用者、季節雇用者74名ということであります。正規雇用者35名でありますけれども、非常に正規雇用者でも200万円から500万円という低い年収になっていると。私は、この中でも60歳以下、いわば30後半から50ぐらいの人がどのぐらいいるかちょっと聞こうと思ったのですが、今すぐ聞いても答えが出てこないと思いますからやめますが、なぜそれを聞こうかという、やっぱり一定程度子供がいる、あるいはお金がかかるといふ人たちがそこで働いてはいないのかなというふうに思っているのです。必ずしもそういうわけではないかもしれませんが、私ぐらいの年代だと年金ももらえますと。150万円ぐらいあればどうにか暮らせますといふのであればいいのでありますけれども、若い人だと厳しいのであります、子供がいて、生活が。下手すると、生活保護者よりも低い生活状況になっているのかもしれませんが。そういう意味では、再度指定管理制度についても私は何でもかんでも管理コスト削減ということではなくて考えていく必要があるというふうに思いますが、そのことについてもしお答えあればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） ただいま雇用も含めてのお話をいただきました。改めてちょっと説明をさせていただきますけれども、この制度ができた背景としましては、これまで官公庁が担ってきましたいわゆる公の施設の管理運営形態の硬直化が進んでいると。まして非効率な状況が生じていると、そんな認識は前提としてありまして、その

管理にいわゆる民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上、それから経費の節減も図るというような中身なのであろうかと思えます。本市におきましても全国的な状況を含めて同じように厳しい財政状況が1つありまして、多様化する市民ニーズに対応するため、行政と、それから民間とが持つノウハウをお互いに出し合いながら、アイデアを出して、いわゆる公民連携の手法というふうに考えております。ただ、どうしても経費の節減ということになりますと、一定程度労務費積算等につきましてもやはり民間の標準的な仕様をベースにということになりますから、潤沢な人件費を払えるような、そんな内容にはなかなかないということがあります。ただ、しかしながら雇用をいわゆる確保して、ひいてはサービスの向上にしっかりつなげていくということであれば、ほとんどが人件費によるところが大きいということもありますので、そのところの確保は必要という認識は当然持っております。

それで、平成22年6月に加藤市長の名前で指定管理業務実施に係る労働条件等の遵守についてということで、依頼の文書を各指定管理者に出しております。その中では、いわゆる賃金の支払いについてということで、労務単価も含めて適正に配慮していただきたいと。少なくとも最低賃金はしっかり守っていただくということが1つでありまして、もう一つは労働者の福祉の向上についてということで、必要な保険等の対応についてもしっかり加入をしていただくということでもあります。もう一つは、労働基準法の遵守であります。特に労働条件に係る労働時間の問題等ありますから、その辺についてはしっかり労働基本法に合わせた対応をしていただくと。あわせて、いわゆる休暇の関係についてもしっかり付与をしていただくということのお願いもしております。最後に、あわせて労働者の雇用拡大ということでありまして、民間活力を適正に活用していただくということになりますと、広く雇用機会をふやしていただくと

いうことも当然必要になってまいりますので、そういった4点にわたるお願いを指定管理者には文書をもってしていただいておりますので、一定程度私どもも指定管理者の導入に当たりましてはこういった面についてしっかり配慮させていただいているというふうにとらえております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 指定管理者制度の問題、あるいはそこで働く労働者の雇用条件、あるいは賃金の問題含めて両方がかかわってくるわけですが、実は承知のように全国で1,200万とも言われるワーキングプアがいるわけですが、過日新聞で札幌の指定管理施設の賃金状況が載っておりました。この中で正規雇用者が29%、非正規雇用者が70%なのですが、そのうちフルタイムが27%しかいないと。パートが43%。この収入を見ますと、正規雇用者、名寄より若干真ん中へ寄っているのですが、300万円から400万円が80%を超えていました。フルタイムでも100万円から300万円が88%なのです。非常に低い賃金で働かざるを得ないという状況だと思う。あと、パートの扱いについてはどういう中身なのか、清掃を含めてなのかどうかは別にしても100万円以下が83%いるという、こういう状況に私はびっくりしたのであります。ですから、今回こういう質問を実はさせていただきまして、賃金を上げれば名寄に少しでも潤いがあるということも出てくるわけですから、そういった意味でいくと指定管理者制度の中身についても、先ほど状況的には加藤市長の名前でそれぞれ各関係の受けているところに労務価格の問題も含めてきちっとするというところで出されているということでもありますから、一定の安心もしているところでもありますけれども、中身的にはもう少し強い姿勢で、あるいは制度の活用も含めて考えていただくことを求めているというふうに思っています。

ちょっと議長にお願いがあるのですが、予特の

関係もあって実はどうしようか悩んでいるのですが、指定管理の関係で若干気になったところありますから、2点ほどちょっとお聞きをしたいのでありますが、よろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） はい。

○8番（竹中憲之議員） 実は、昨日でしたか配られました会計予算説明書資料の中で、51ページ、健康の森がことしたしか予算の中に組まれているのでありますが、非常にこの数字だけ見るとびっくりしたのでありますが、人件費の中で人件費総額が2,462万7,000円、主な支出の内訳見ますと役員給与が765万5,000円になっているのです。これは何かの間違いかと思うのですが、修正あれば修正をしていただければというふうに思いますが、もしわかればそのことについてお聞きをしておきたいと思ひますし、もう一つ、同じように50ページに木材需要拡大センターが実はことし再契約であります、ここで支出見込みが628万1,000円になっているのですが、収入が30万円しかないのです。支出見込みの30分の1しか収入がないという、こういうことについてどのようにお考えなのか、考え方についてあればお聞かせを願いたいというふうに思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 先になよろ健康の森の関係なのですけれども、役員給与765万5,000円、これ予算委員会で正誤表で訂正させていただきますけれども、役員等給与の間違いとなっております。それで、内訳としましては、7人分の給与となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、木材需要拡大センターの収入の面でございますね。これについて今ちょっと調べさせますので、少々お時間いただきます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 木材需要拡大センターのは、予特でもやりますから、それは結構です。

というのは、今後の指定管理の扱いで、複合交通センターも実は指定管理になっていくのだろうと思うのです。同じような状況の中で指定管理をするということになれば、行政として本当にメリットがあるのかどうなのかということも一方で私は考えるのであります。同じようなことがあればです、もし。中身的に使い勝手がいいかどうかは別にしても、木材需要拡大センターの扱いは年間通して使われている方もいますが、結果として1月、2月、雪祭りで使えないのです。そういう状況もあるわけです。使いたくても使えないと。そういう流れの中であそこが管理されているわけありますから、そういう状況が複合交通センターもあるとしたら、かなりの問題になるのかなというふうに私は思っていますので、その扱い、今すぐ建つわけではありませんけれども、基本的な考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 現在正式に使用料等についてはまだ定めておりません。それで、今現在の市民会館の総体の数字ちょっと手持ちにありませんけれども、それプラス幾らになるかというのが申しわけありません。数字的にちょっと申し上げられません。ただし、管理費についてはそれを必ず上回ることはもう間違いないというふうに思っています。ですので、管理費と収入がバランスがとれるということは施設の性格上ないかなというふうに今は感じております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員）（仮称）複合交通センターの扱いは、また別なところで議論させていただきたいと思います。

中身的に指定管理制度の扱いでありますから、ちょっと直接今行政にかかわらないのかもしれませんが、実は道立公園の扱いの問題で、これは結構シビアな問題もあるのです。というのは、雇用の問題もあるのであります。稚内も声問にある宗谷ふれあい公園でしたか、道立。あそこも今市

移管の話が出ているやに聞いています。かなり厳しいという話が、厳しいというのは廃止しても受けても厳しいという話がされているようでありますけれども、雇用の問題についていけば廃止も厳しいのでありますけれども、道立トムテ文化の森の移管の問題がたしか浮上しているというふうに思ったのであります。現状どのようになっているのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 道立トムテ文化の森の関係なのですけれども、北海道では昨年から今まで名寄市との協議の場を設定しまして、今まで2回検討会を開催しております。その状況は、常任委員会でも1度説明させていただいておりますけれども、道としましては本施設を名寄市へ移管できないかということでの検討会となっております。平成24年度、25年度につきましては、道が管理していくこととなっておりますが、その後の取り扱いについての協議を行っているわけです。北海道では、道立の同様の施設が名寄市のほか3市町村施設ございます。同様の協議を始めています。名寄市では、道立ということで整備されましたので、道民の憩いの場として今後も道が管理していただくことが一番と考えているわけですが、道は更地にしての移管も検討されています。同施設は、健康の森での他の施設と一体化した施設でございますので、また年間1万1,000人の利用があることから、廃止にはできないと考えているところでございます。検討委員会では、移管する場合の条件等も協議しながら、24年度中には結論を出すことで北海道と協議をしております。今週もあさってになるのですか、3回目の検討委員会の開催を道のほうから求められておりまして、検討委員会をしていくことになっております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 道立のトムテ文化の森

の扱い、あるいは今後可能性等出てくるのはもう一カ所大きなところがありますから、きちっと議論をしておいて、あるいは市民の声も聞いておく。あそこを壊して更地にすることによってすぽっと穴があくわけでありますから、そういった意味でいくと大変な問題になりますし、今後の管理費の問題も一方では出てくるわけでありますから、議論等市民との接点も含めて持っていていただくということで求めて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

名寄市教育相談センターハートダイヤル（安心カード）について外2件について、宗片浩子議員。

○20番（宗片浩子議員） 議長の御指名により、通告に従いまして、質問をしてみたいです。今定例会の最後の質問となりました。昨日の川村議員のお答えと重複することがあると思いますが、よろしく願いいたします。

昨年3月11日の東日本の大震災、そして原発事故による大災害は、1年たつ現在も被災された方々は困難な日々を送られております。早い復興を願うばかりです。また、この冬の豪雪で雪解けによる災害が心配されるところです。

それでは、質問をいたします。初めに、大きな項目の1、名寄市教育相談センターハートダイヤル（安心カード）についてお尋ねいたします。子供自身がどんな小さな悩みでもSOSを発信して相談できる窓口を開設し、いつでもすぐ目につきやすく、どこにでも入れられる形にとテレホンカードの大きさのカードを市内全児童生徒に配るよう平成14年6月定例会で提案させていただきました。早速8月、夏休み明けに名寄市内全小中学校に配付され、また旧風連町と旧名寄市の合併前年の平成17年、風連町の全小中学校にも配付されました。子供が持っているのを親が見て、親からの相談も多くあると聞いております。今年で配付されてから10年になりますが、安心カードを

通して子供からの相談や親からの相談などこの間の相談内容の変化や傾向についてお知らせください。

また、相談件数の状況についてもお知らせください。

1人で悩むのもうやめようの安心カードの今後の扱いについての考え方をお知らせください。

次に、大きな項目の2、児童虐待についてお尋ねいたします。昨日川村議員も質問されておりましたが、私からも質問をさせていただきます。厚生労働省は、平成16年度から11月を児童虐待防止推進月間と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、その期間中関係省庁、地方公共団体、関係団体などと連携した集中的な広報啓発活動を実施しております。しかし、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度は1万1,631件でしたが、平成22年度は5万5,154件、ただし平成22年度は宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値であるとしております。平成22年度は、平成11年度の4.7倍の増加となっております。また、子供虐待による死亡事例は厚生労働省の調査によりますと平成21年4月1日から平成22年3月31日までの12カ月間に発生し、明らかになった事例は88人と公表いたしました。このように子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件は後を絶たず、児童虐待は社会全体で取り組むべき重要な課題となっております。そこで、名寄市の取り組みについて伺ってまいります。虐待にも身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト等がありますが、名寄市においてどのぐらいの事例があるのか、あるとすれば4つの分類でお知らせください。

虐待を受けた子供を保護する施設として、年齢や治療の必要の有無により保護される施設が違いますが、名寄市から保護された児童がいるのか、いるとすればどの施設に入所されているのかお知らせください。

また、児童虐待防止対策として発生予防、早期発見、早期対応、保護、支援の具体的な取り組みを実施していくことが有効とされておりますが、名寄市の取り組みについてお知らせください。

最後に、大きな項目の3、名寄市食育推進計画についてお尋ねいたします。国は、平成17年6月、健やかな心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に食育基本法を制定し、平成18年3月に食育推進計画が策定されました。名寄市においても新名寄市食育推進計画が平成20年度から24年度までの5カ年計画として策定されております。食に対する活動や意識はますます広がり、子供から高齢者までさまざまな形で取り組んでいるところです。そこで、食育推進は「豊かな食材、家族いっしょに楽しい食事」をテーマに7つの推進目標と年次ごとの取り組み目標を定め、食育を推進しておりますが、推進目標と年次ごとの進捗状況についてお知らせください。

また、目標達成状況を評価するために経年的に食育の推進状況について評価を行う最終評価の平成24年度は、平成20年度から平成24年度の評価の結果をもとに最終的な食育の推進状況について評価を行うとしております。このことについてお知らせください。

国では、食育推進計画は食育基本法に基づき食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針や目標について定めるものとしております。国は、平成18年3月に決定された最初の計画の期間が平成22年度末に終了し、今回新たに平成23年度から5年間とする第2次食育推進基本計画がつけられました。新しい計画のポイントは、現行計画との主な違いとして3つの重点課題を掲げており、コンセプトは周知、実践へとしております。また、北海道においては食育を具体的に推進するための計画として北海道食育推進計画（第2次）、どさんこ食育推進

プランの概要が示されております。名寄市食育推進計画は24年度で終わりますが、その後の計画をどのように考えているのか、考え方をお知らせください。

以上でこの場の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま宗片議員からは、大項目で3点の質問をいただきました。大項目1は私のほうから、大項目2は健康福祉部長から、大項目3は経済部長からの答弁となります。

大項目1、名寄市教育相談センターハートダイヤルの安心カードについてでございますが、その中で小項目1、子供からの相談、親からの相談内容の傾向についてでございます。安心カードを配付をいたしました平成14年から17年までの当初は、青少年センターの中にハートダイヤルがありました。中でも相談範囲が稚内から旭川までの市町村から電話や面談にも対応をしたり、相談内容も多岐にわたっていたということがあったと聞いております。相談項目では、不登校を初めとして当初9項目で分類をしておりましたが、現在はもう少し細かく、しつけ、異性問題、性にかかわる問題などの項目が加わり、全部で15項目の分類になっております。子供からの相談内容の傾向では、相談者ごとの報告数は集計しておりませんが、順番として不登校、人間関係、素行、暴力、発達障害、家庭関係、いじめの順になっており、当時の生徒の素行、暴力の心配がうかがえるかと思えます。また、平成21年から23年度の小中学生の相談の傾向では、不登校が最も多く、次いでいじめの順となっております。また、保護者からでは不登校や登校渋りの問題が最も多く、次いでいじめ、家庭内での親子関係や生活相談も関連して多い傾向となっております。相談される方は、一様に子供たちの抱えている不安や不満を解決できずに相談に訪れますけれども、十分に時間をかけて聞き取ることで1回の相談で解決に向かう例も多くなっております。また、中には学校

や関係機関の協力を得なければならないケースもあり、継続して対応していくこととなる場合もございいます。

小項目2の相談件数の状況についてですが、平成21年度から23年度1月末までの小中学生の電話相談件数では平成21年度は4件、22年度は1件、23年度では3件となっており、直接の面談件数では平成21年度26件、22年度44件、23年度では80件とこの2年間で3倍にふえている現状であります。これは、不登校者の相談の中で適応指導教室の入室時の事前面談として1人につき数回の面談の件数も含まれている数字でございます。一方、保護者の電話相談件数では、平成21年度70件、平成22年度35件、平成23年度26件とこの2年間では約3分の1に減っておりますけれども、逆に直接の面談件数では21年度34件、22年度25件、平成23年度は61件と2年間で約2倍にふえていることから、教育相談センターの認知度が上がっているという結果と考えております。また、面談で相談することも大変効果的であるということが一般に周知されてきたのではないかと分析をしているところであります。

小項目3点目、安心カードの今後の扱いということですが、現状と今後についてお知らせをいたします。安心カードは、現在3,000枚印刷をし、小中学校の生徒全員に配付をしております。また、いつでも気軽に相談できる印象を持ってもらいたいと考えて、平成23年度からの月2回の夜間相談の案内も含めた新しいパンフレットも作成をし、小中学校の生徒へ配付するほか、高校や保健センターなど20カ所の公共施設の窓口にもカードとパンフレットを設置をしております。このことにより、相談者の中にはカードやパンフレットを見て電話をかけましたと言葉をいただく場合もございいます。これからも不登校を初めいじめ、家族や友人関係で悩む児童生徒やそれを取り巻く保護者や学校関係者などからの電話相談に応じることに

よりまして、それぞれが抱えている問題の解決と支援に向けて今後も安心カードの配付や広報活動を続けてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大項目2の児童虐待についての小項目1の4つの分類がありますが、名寄においての事例について申し上げます。

児童虐待防止法は、平成12年に児童虐待が心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待防止に関する国及び市町村の責務、虐待を受けた児童の保護のための措置を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的に制定されており、児童虐待には育児放棄などのネグレクト、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の4区分が定義とされております。本市における児童虐待の実態は、平成19年度8件、身体的7件、ネグレクト1件、平成20年度は9件、身体的4件、ネグレクト3件、心理的2件、平成21年度は20件、身体的14件、ネグレクト6件、平成22年度ではネグレクト18件、身体的9件、合わせて27件で、そのうち2件を旭川児童相談所に一時保護をいたしました。平成23年度におきましては、3月1日現在26件あり、ネグレクト11件、身体的8件、そのうち父の暴力5件、母の暴力2件、母の内縁の夫の暴力1件、心理的2件、通報情報が5件となっており、これらのうち2件を旭川児童相談所に一時保護を行ったところであります。

次に、小項目2の保護される施設に名寄市からの入所についてを申し上げます。一時保護した児童は、現在道内の児童養護施設や里親のもとで養育をされております。児童養護施設とは、児童福祉法に定める児童福祉施設の一つであり、道内には25施設、2歳から18歳までの児童が虐待や何らかの理由で親の養育が難しいと判断された児

童が生活している家にかわるところであり、児童相談所での一時保護中に適正な判断のもと、児童が安心して生活できる施設を選択し、入所を行っているところでもあります。里親のもとで養育されている児童は、管内の里親の家庭で家族の一員として養育をされておりますが、平成23年度中では一時保護した児童の保護者と面談を繰り返し、今後虐待のおそれがないと判断され、厳しい条件の中一時保護が解かれ、保護者のもとに戻った事例などは、その後も児童相談所と連携を図りながら見守りを続けているところでもあります。

次に、小項目3の児童虐待防止対策として名寄市の取り組みについて申し上げます。本市においては、児童虐待の未然防止、早期発見等のため、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、保健センター、民生委員児童委員、警察、医療機関、保健所、法務局、児童相談所などの地域の関係機関、団体の関係者が連携を図り、協力して取り組んでいくことが重要であることから、児童福祉法第25条の第1項の規定により、平成20年2月に名寄市要保護児童対策地域協議会を設置いたしました。同協議会では、代表者会議、実務担当者会議を開催し、定期的な情報交換を行い、個別の検討会議では要保護児童の具体的な支援の検討を実施してきております。平成22年度では、代表者会議と実務担当者会議を1回、ケース検討会議は4回、平成23年度では代表者会議と実務担当者会議を1回、ケース検討会議は3回開催いたしました。平成21年度には、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、児童福祉法が一部改正され、このことによりこれまでの被虐待や非行などの児童以外に養育支援が必要である児童やその保護者、妊婦が同協議会の支援対象として拡大されたところでもあります。

現在保健センターで実施されていますこにちは赤ちゃん事業は、生後ゼロカ月から4カ月の全赤ちゃんを対象に保健師が訪問し、健診の案内や子育て情報の紹介、育児相談を行っており、この

事業と情報共有化を図るとともに、子育て支援センターでは孤立しがちな家庭の訪問など出向っていく支援事業の実施を予定しております。また、平成22年、23年度に北海道の児童虐待対策強化事業、地域支援力アップ事業、おやおや安心サポートシステムに市立3保育所が参加、保育所の子育て支援機能を活用し、発生予防の観点から保健所、名寄市立大学の協力のもと、保育所での支援の取り組みを学び、母子保健と保育所が連携した要支援家庭、要支援児への支援体制づくりに努めているところでもあります。

また、通報、相談におきましては、家庭児童相談員を配置し、個々のケースに応じた適切な対応を図っているところであり、子供へのかかわりについては地域住民に普及、啓発を行うとともに、さらなる関係機関との連携、協力を緊密にしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

---

**○議長（黒井 徹議員）** ここであらかじめ会議時間の延長をいたします。

---

**○議長（黒井 徹議員）** 寺崎経済部長。

**○経済部長（寺崎秀一君）** 私からは、大項目3、名寄市食育推進計画についてお答えいたします。

初めに、小項目1、推進目標と年次ごとの進捗状況についてですが、名寄市食育推進計画は平成17年6月に食育基本法が国において制定され、食育推進計画が示され、北海道においても北海道食育推進計画が策定されたことから、名寄市民がより健康的な食習慣を身につけ、地域の食文化を大切にし、健康の保持、増進を図るため、平成20年度から平成24年度までの5カ年の計画として策定いたしました。特に名寄市は、農畜産物の宝庫であり、新鮮で安全、安心なしゅんの野菜などがすぐに手に入る環境にあることや教育ファームなどでは生産体験や収穫などを通し、食の大切さを身をもって学んでおります。また、計画では

それぞれのライフステージを乳児期から中高年期まで8段階に分け、成長段階別に食生活や食育についての目標を立て、教育や健康、福祉などの分野でそれぞれ実施しております。さらに、食育の推進目標と年次取り組みとして、家族一緒に食事から名寄は食材の宝庫、食に関する正しい情報、知識を身につけようまで7つの目標を設定しており、おおむね年度ごとの目標は達成されていると考えておりますが、多くの団体、機関で数多くの取り組みが行われており、各分野の活動を取りまとめる作業が十分とはなっていないので、平成24年度において十分検証していきたく考えていますので、御理解願います。

次に、小項目2、最終的な食育推進状況の評価につきましては、平成24年度をもって計画期間が終了することから、教育、保健福祉など各分野別の活動を持ち寄り、名寄市食育推進協議会を開催する中で、先ほどの7つの目標について一定程度の評価、検証を行うことと目標値として9項目、21の目標を平成19年度の現状から平成24年度の目標数値としておりますので、その検証も行いたいと考えております。それらの評価、検証をもとに次の計画に生かせるよう取り組んでまいります。

次に、小項目3、今後の食育推進計画の考え方につきましては、平成24年度で名寄市食育推進計画が終了することから、5年間の検証も含め、生活環境や食を取り巻く環境も策定時から変化していることから、実践に合った形で第2次に当たる計画が求められております。国や北海道においても第2次の計画がそれぞれ樹立されており、また昨年の東日本大震災に伴い、食の安全性がより一層注目されています。地元で生産される安全で安心な農畜産物の活用が学校給食でも年々増加しているなど、地産地消を進め、この地域の優位性を広めるとともに、食生活全般を通して食育を推進するため、関係機関、団体などと連携し、平成24年度中の策定に向けて努力してまいります。

以上、この場からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 宗片議員。

○20番（宗片浩子議員） それぞれ御答弁をいただきました。それでは、再質問に入らせていただきます。

名寄市教育相談センターハートダイヤル、これについてですが、子供からの相談、親からの相談内容傾向については広域的に多くの御相談があるということをお聞きしました。相談項目も9項目から15項目と多くなっていることですが、これは相談内容が多岐にわたっていることときめ細かな対応をされていることではないかと思えます。

2つ目の相談件数の状況については、小中学生の直接面談件数はこの2年間で3倍にふえ、また保護者の直接面談件数も2年間で約2倍にふえているとお答えがございましたが、教育相談センターが本当にこの存在ですが、大変重要でないかというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

3つ目の安心カードの今後の取り扱いについては、23年度から月2回の夜間相談の案内や公共施設等の窓口にもカードとパンフレットを設置していくとお答えでありました。手にとりやすく、多くの場所に設置されるとのことで、電話相談や面接相談の窓口がわかりやすいようになったのではないかと考えます。今後も継続されることでしたが、安心カードを活用していただきたいというふうに望みます。

それでは、再質問いたします。ただいまの答えの中に高校に安心カードを設置しているとのことですが、高校生からの相談はあるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうから高校での安心カードの設置とその対応ということでございますけれども、ハートダイヤルとして小学校から中学校の義務教育にとどまらずに、高校生からも直接ハートダイヤルに電話をいただいている事例がございます。高校の窓口を設置したカードを

見て電話があるかどうか逐次は確認をしておりますけれども、毎年小中学校のカードの配付も続けていることから、中学生が高校生になって、その段階で何らかの悩みを抱えるときにそのカードを思い出してハードダイヤルの相談につながっているということだと思いますので、その部分では高校生もハートダイヤルを認識いただいていると考えております。

○議長（黒井 徹議員） 宗片議員。

○20番（宗片浩子議員） お聞きしたのは、何年前かなのですが、地方の名寄から親が転勤していった子供、親子です。地方に行って、地方に行った高校生からハートダイヤルの安心カードを持って行って、そこから相談しているという事例をお聞きしておりましたので、ちょっとお聞きしてみました。

相談内容によっては、関係機関との協力や支援もあるようですが、どのように対応されているのかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 相談の具体的な内容につきましては、かなりプライベートであったり、デリケートな面を持っていることから、詳しいことのお話はできませんけれども、特に相談の中から虐待に関するケースにつきましては、健康福祉部のこども未来課との連携をとり、ケース検討会議等を開催する中で対応してございます。

また、不登校のケースにおきましても、この場合は子供の家庭生活とか、それから学校生活と深くかかわる体系がございまして、関係機関と連携し、学校との打ち合わせであるとか、保護者や学校と懇談会を開催しながら、検討しながらという部分でございまして。

またなお、平成23年度からは教育推進アドバイザーを配置をいたしております。アドバイザーからは、学校との連携であるとか、教育相談センターにかかわる諸問題などにつきまして多角的な見地から助言、指導をいただいております、相

談センターの事業全体にかかわっていただき、事業の推進を図っているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 宗片議員。

○20番（宗片浩子議員） それぞれありがとうございました。相談内容によっては、それぞれの関係機関と連携されているとのことでした。また、23年度から教育推進アドバイザーが配置されて、さまざまな諸問題に助言や指導をされているとのことのお答えがありましたが、このことがしっかりと生かされていってほしいと思います。子供も親も周りに相談する相手がいなくて悩みを抱え込んでしまうことがあります。電話での相談でも悩みが少しでも解消したり、次へと進むことができることも多々ありますので、1人で悩むのもうやめよう、勇気を持って相談して、きっと力になれるからですので、十分な対応をお願いしたいと思います。

次に、児童虐待についてお伺いします。今のお答えでは、平成19年度8件、平成20年度9件、21年度20件、22年度27件、23年3月1日現在で26件とのことのお答えでありました。どの年度においても身体的虐待とネグレクトに集中されております。このうち2件が旭川児童相談所に一時保護されているとのこと、この数はますます増加しているような状況ではないかと思っております。今年度も残すところわずかとなりましたけれども、これ以上件数がふえないよう望んでおります。

また、どのような施設で保護されているかにつきましては、児童養護施設や里親のもとで生活をしているということですが、子供らしい気持ちを取り戻して、安心した生活を取り戻してほしいと思います。

また、児童虐待防止対策としての名寄市の取り組み、今お知らせいただきましたけれども、地域の関係機関や各団体と連携を図って虐待防止に取り組んでいる様子うかがわれました。また、生後ゼロ歳児からの育児相談を初め、孤立して育児している家庭の支援や保育所では保育所や大学は協力して支援体制づくりをしている様子うかが

われました。先日ニュースで若い母親が生まれて間もない双子の子供が夜泣きがとまらないことでパニックになり、床に子供をたたきつけて、1人は3カ月、1人は1カ月の重症を負わせてしまったという報道がありました。こういう母親の、子育て中の親たちへの支援を強く望みたいと思います。

それでは、質問いたします。先ほど里親についてお答えがありましたが、里親制度について内容をお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 里親制度につきましては、家庭に恵まれない子供を里親の家庭で家庭の一員として迎え入れ、温かい愛情を持って育てていくという児童福祉法にのっとった制度であります。この制度の種類につきましては3種類ございまして、1つは養育里親ということで、養子縁組をせず、子供の保護者が引き取れるようになるまで、あるいは子供が社会に自立するまでの間養育するという里親であります。2つ目は、短期里親ということで、子供の家庭の事情によりますけれども、おおむね1カ月から1年の間保護者が引き取ることのできる子供の養育に当たる里親と。3つ目につきましては、養子縁組里親ということで、その名のおり将来その子供の養子縁組を希望して養育に当たるという里親になっているところであります。現在里親のもとで養育されている児童は、一時保育の当時ゼロ歳児ということもありまして、里親のもとで養育をされている1人ということになっている状況であります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 宗片議員。

○20番（宗片浩子議員） 今のお知らせというか、内容で、里親にも3種類あるというお話でしたが、いずれも里親のところに引き取られ、養育されるということですが、幸せに育ってほしいと願います。

次に、名寄市のこの5年間、平成19年度でよ

ろしいので、相談件数の状況についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 相談の総数であります。平成19年度91件、虐待を含む養護相談が38件、障害相談が45件、育成相談が8件。平成20年度は90件、養護が38件、障害が46件、育成が6件。平成21年度では97件、養護が30件、障害56件、育成が11件。平成22年度では110件、養護が40件、障害61件、育成9件。平成24年3月1日現在では117件で、相談件数はこの数字のごとく年々増加傾向にあるところであります。今後も個々のケースに応じまして適切な対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 宗片議員。

○20番（宗片浩子議員） ありがとうございます。今お聞きしましたら、相談件数は平成19年度91件、平成20年度90件、平成21年度97件、平成22年度110件、平成23年、この3月1日現在で117件、ますますふえている状況にありますが、名寄市ではあらゆる関係機関や団体と連携を図って児童虐待の防止に当たっているとのことでした。地域とも情報の共有や連携を図りながら、児童虐待防止に向けて取り組んでいただきたいと思います。児童虐待は、子供の心に大きな傷となって残り、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響があると言われております。平成十一、二年のころから子供、児童同士のいじめでみずから命を絶ったり、親からの虐待で幼い命が奪われるなどの報道が多くされるようになり、年々増加の一途をたどっている調査結果が報告されております。このような悲惨な状況は絶対にあってはならないと思っております。

次に、名寄市食育推進計画について伺います。ただいま年次ごとの進捗状況は、おおむねいっているというようなお答えでした。最終的な食育状況の評価についても検証を十分にされて、次期の

食育推進計画に生かしていただきたい。また、取り組んでいただくよう求めておきます。

また、今後の食育推進計画は3つの重点課題として、生涯にわたるライフステージに応じた間断のない食育の推進、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、家庭における共食の推進となっております。これまでもこれらの取り組みはされておりますけれども、より強化されておりますので、十二分に検討され、次の計画に取り組んでくださるよう求めておきます。

それでは、質問いたします。新たに5カ年計画を策定するに当たって、食育推進策定市民委員会等の新たな委員がまたできるのでしょうか。また、新たに設置することがあるのでしょうか、お答えください。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 前回の計画策定時では、名寄市食育推進計画策定市民委員会を立ち上げまして、20名の委員とオブザーバーで構成されました組織で計画を策定しております。今のところ次期計画策定に当たりましても新たに策定委員会を設置し、進めることになろうかと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 宗片議員。

○20番（宗片浩子議員） 新たに策定市民委員の皆様が立ち上がるということですので、どのような方が選任になるのか、当面見てみたいと思います。

国は、国民の生活に密着した生活を行っているボランティアの役割が重要であることから、ボランティア活動の活性化とその成果に向けた、また向上に向けた環境の整備を図って地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう支援するとしております。また、すぐれた活動を奨励するため、民間の食育活動に対する表彰を行うとしておりますが、名寄市の考え方があればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 食育に関するボランティア活動への表彰の考えはということですが、国におきましてはそのような表彰等の食育に絡む部分がございますけれども、ボランティア活動は食育だけではなく、さまざまな分野で多くの市民の皆様が活動されていると思います。また、名寄市において市全体での表彰がございます。その中で食育推進での独自表彰がふさわしいかどうか検討が必要と考えますので、御理解願います。

○議長（黒井 徹議員） 宗片議員。

○20番（宗片浩子議員） 名寄市は、さまざまなボランティアの皆さんが活動されております。本当にこれは、名寄市にとっては大変うれしいこととありますけれども、食育、これもまた特殊なボランティアが必要であるかと思っておりますけれども、検討をお願いしたいと思います。

名寄市食育推進計画は、現在経済部の農務課が所轄しております。国では、内閣府となっております。食育は、生涯全般にわたることでありますので、担当部署を考察してみたいかがでしょうか。考え方あればお答え願います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 前回策定時点では、北海道におきましては農政部が計画策定を行っていた関係で、名寄市でも経済部が策定を担当したところでございます。食育につきましては、幅広い部署に関係しますので、内部で検討させていただきたいと考えますので、御理解願います。

○議長（黒井 徹議員） 宗片議員。

○20番（宗片浩子議員） この恵まれた大地、きれいな空気、おいしい水、この環境の中で食育を進めるということは、名寄は本当に恵まれた土地であるのだなというふうに思います。農業も大切なのですが、ほかの部署、おなかにいるときからあの世に行くまですべてのことにかかわることですので、ちょっと考察してみたいと思います。

近年国民の食生活をめぐる環境の変化などによ

って、いろんな隔たりですとか、不規則な食事、生活習慣病の増加など問題が提起されております。日ごろから食を意識することは、健康を維持することで、健康で長寿社会を構築することができ、結果として医療費、介護費の削減という効果をもたらすとされております。健やかな体と豊かな心の増進に一層推進を図ってくださるようお願いいたします。

署名議員 川村幸栄

時間が余りましたけれども、以上で終わります。ありがとうございました。

署名議員 山口祐司

○議長（黒井 徹議員） 以上で宗片浩子議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月15日から3月21日までの7日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月15日から3月21日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午後 5時09分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

平成24年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成24年3月22日（木曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- |      |   |       |   |
|------|---|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名   |       |   |
| 日程第2 | 議案第8号 名寄市介護保険条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告）                     |       | 議案第32号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） |
|      | 議案第11号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び名寄市介護保険事業計画を定めることについて（市民福祉常任委員長報告） |       | 議案第33号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）  |
| 日程第3 | 議案第10号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告）                   |       | 議案第34号 平成24年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）       |
| 日程第4 | 議案第25号 平成24年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）                       | 日程第5  | 請願第1号 仮称・市民ホール建設計画に関わる請願（総務文教常任委員長報告）       |
|      | 議案第26号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）                 | 日程第6  | 議案第37号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について              |
|      | 議案第27号 平成24年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）                   | 日程第7  | 議案第38号 名寄市教育委員会委員の任命について                    |
|      | 議案第28号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）                  | 日程第8  | 意見書案第1号 若者の雇用推進を求める意見書                      |
|      | 議案第29号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）           |       | 意見書案第2号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書                   |
|      | 議案第30号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）                 |       | 意見書案第3号 平成24年度畜産物価格決定等に関する要望意見書             |
|      | 議案第31号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員長報告）               | 日程第9  | 報告第2号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告について                |
|      |   | 日程第10 | 閉会中継続審査（調査）の申し出について                         |

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 議案第8号 名寄市介護保険条例の一

- 部改正について（市民福祉常任委員長報告）
- 議案第11号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び名寄市介護保険事業計画を定めることについて（市民福祉常任委員長報告）
- 日程第3 議案第10号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告）
- 日程第4 議案第25号 平成24年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第26号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第27号 平成24年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第28号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第29号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第30号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第31号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第32号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第33号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第34号 平成24年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長

- 報告）
- 議案第35号 平成24年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 日程第5 請願第1号 仮称・市民ホール建設計画に関わる請願（総務文教常任委員長報告）
- 日程第6 議案第37号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 名寄市教育委員会委員の任命について
- 日程第8 意見書案第1号 若者の雇用推進を求める意見書
- 意見書案第2号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書
- 意見書案第3号 平成24年度畜産物価格決定等に関する要望意見書
- 日程第9 報告第2号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告について
- 日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出について

#### 1. 出席議員（19名）

議長	18番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	勝	議員
	1番	川	村	幸	栄 議員
	2番	奥	村	英	俊 議員
	3番	上	松	直	美 議員
	4番	大	石	健	二 議員
	5番	山	田	典	幸 議員
	6番	川	口	京	二 議員
	7番	植	松	正	一 議員
	9番	佐	藤		靖 議員
	10番	高	橋	伸	典 議員
	11番	佐	々	木	寿 議員
	12番	駒	津	喜	一 議員
	13番	熊	谷	吉	正 議員
	15番	日	根	野	正 敏 議員

16番	谷	内	司	議員
17番	山	口	祐	司議員
19番	東		千	春議員
20番	宗	片	浩	子議員

## 1. 欠席議員（1名）

8番	竹	中	憲	之議員
----	---	---	---	-----

## 1. 事務局出席職員

事務局長	田	中	澄	昭
書記	佐	藤	葉	子
書記	三	澤	久	美子
書記	高	久	晴	三

## 1. 説明員

市長	加	藤	剛	士	君
副市長	佐々	木	雅	之	君
副市長	久	保	和	幸	君
教育長	小	野	浩	一	君
総務部長	扇	谷	茂	幸	君
市民部長	土	屋	幸	三	君
健康福祉部長	三	谷	正	治	君
経済部長	寺	崎	秀	一	君
建設水道部長	野間	井	照	之	君
教育部長	鈴	木	邦	輝	君
市立総合病院事務部長	松	島	佳	寿	夫
市立大学事務局長	鹿	野	裕	二	君
営業戦略室長	湯	浅	俊	春	君
上下水道室長	石	橋	正	裕	君
会計室長	竹	澤	隆	行	君
監査委員	手間	本		剛	君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に8番、竹中憲之議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 奥村英俊 議員

4番 大石健二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第8号

名寄市介護保険条例の一部改正について、議案第11号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び名寄市介護保険事業計画を定めることについて、以上2件を一括議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成24年度第1回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第8号 名寄市介護保険条例の一部改正について並びに議案第11号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて、委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

委員会は、3月7日、3月15日の2回にわたり、三谷健康福祉部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容などについて詳細に説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第8号は、提案理由の説明にありましたように、介護保険法第117条により3年を1期とする介護保険事業計画を定め、第5期平成24年度から平成26年度の介護保険料はこ

の介護保険事業計画に定められた3年間の要介護数や介護サービス量、介護保険事業費の見込みにより改正するものであります。

条例の内容について説明を受けた後、第1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、介護保険料の改定に当たり、事業量が2割ほど増加し、介護準備基金1億円を取り崩して料金を抑えたが、残った準備基金1億円の目的と今後の見通しについての質疑には、道の財政安定化基金の交付額2,339万円と市の準備基金1億円を取り崩し、本来であれば保険料を2割ほど負担増が見込まれる中1割で抑えることとした。第5期の見通しでは、初年度の平成24年度は少し余剰金が出る予定で、25年度は同額、平成26年度に24年度の余剰金を解消する予定だが、予想以上に利用が多くなれば残った基金を支消し、計画どおりにいけば第6期において負担の軽減に基金を利用していききたいとの答弁がありました。

また、保険料設定段階をふやし、多段階の料金設定も考えられたのではの質疑には、今回第3段階に特例第3段階を設け、6段階8区分の保険料の設定にして負担の軽減を図るもので、第3段階から特例第3段階に該当する人は797名になる見込み。特例第4段階は4期からの継続。今回の料金増は1割で、これが2割、3割増ということであれば段階の設定も変わってくると考えるが、今回は新しく特例第3段階を追加したという答弁がありました。

また、介護施設の数人口比で他市と比較したらどのようになるのかの質疑に対し、すべての介護施設のベッド数でいうと隣の士別市では14対1、名寄市は23対1、道内同規模の2万から4万人の自治体12市の中でいうと中間に位置し、特養だけで比較すると45対1で、同規模自治体の中で一番多いとの答弁がありました。

質疑終結後、2回目の委員会では、討議、討論を行い、各委員から出されました主な意見では、さらに介護準備基金の取り崩しを行い、保険料を

下げるべきである、これからも高齢化が進行していく状況が見込まれ、第6期に向け現在の2分の1の1億円程度の基金は必要である、保険料設定段階をふやし、低所得者の負担をさらに抑えるべき、基金を使い切ると次回の第6期保険料上げ幅が大きくなることが予想されるため、今回の改正は妥当などの意見が出されました。

以上、議論の結果、議案第8号 名寄市介護保険条例の一部改正につきまして採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

引き続き議案第11号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて、委員会における審査の経過並びに結果を報告を申し上げます。

付託された議案第11号は、提案の理由の説明にもありましたように、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定により策定するものであり、名寄市議会基本条例第10条の規定により議会の議決を求めるものであります。

計画の内容について説明を受けた後、第1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、地域介護予防活動支援事業で具体的なボランティアの推進事業内容はの質疑には、介護予防サポーター養成講座を開き、ボランティア登録をしていただき、自主的に地域で毎年介護予防に取り組めるように研修やボランティアフォローアップ教室を行っている。現在40名ほどの登録になっていますが、まだ地域で活発に活動するには人数が少ないため、今後も取り組んでいくとの答弁がありました。

認知症高齢者支援チェックリストで認知症がしっかり把握できる内容なのかの質疑には、対象は65歳以上で、介護認定されていない方に25項目の簡単なチェックリストを配付し、判定をして該当した場合、地域包括支援センターで該当者と連絡をとり対応していくとの答弁がありました。

基本理念3の高齢者などが要介護状態になった

場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援しますとあるが、本人が居宅を希望していればよいが、強制的に居宅介護を押しつけているようにも受けとめられるとの指摘には、住みなれた地域で暮らし続けることができるようにグループホーム等も居宅に入る。認知症の方は、環境が変わると症状が強くなることもあり、医療法人とも連携をとり、長い間住みなれた地域や施設で過ごすことができるように支援を進めていくとの答弁がありました。

介護予防と保健福祉の役割分担はの質疑には、介護予防は地域支援事業で主に65歳以上を対象として行い、保健のほうは健康づくりが主になると考えているとの答弁がありました。

第4期の施設サービスの中に小規模多機能の記述があったが、第5期の計画ではどのようなようになったのかの質疑には、小規模居宅介護施設は通って、泊まれて、ヘルパー派遣ができる施設で、長期にわたり入所する施設とは異なるため、介護保険居宅サービスの中に整理をしたとの答弁がありました。

以上の議論の結果、議案第11号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることにつきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託された議案の審査経過並びに結果について御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対し一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第10号 名寄市営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、山口祐司副委員長。

○経済建設常任副委員長（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成24年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第10号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について、委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

委員会は、3月15日、野間井建設水道部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の改正内容などについて詳細に説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託されました議案は、第1次地域主権一括法が平成23年5月2日に公布されたことにより、平成24年4月1日をもって公営住宅法で規定する同居親族要件が撤廃されることから、名寄市営住宅管理条例において当該要件を規定するために条例の一部改正をするものであります。今般の改正により、今後は地方自治体が現行政策を基本と

しながら、地域の実情に応じた施設の整備や管理の基準を設定できるようにしようとするものであり、名寄市の現状に合った市営住宅管理条例に改正しようとするものであります。

条例の改正内容について説明を受けた後、委員会において各委員から出されました主な質疑では、公営住宅における一般若年単身者の応募率と同居親族を要件としない場合、若年単身者の応募がふえることにより応募倍率が上昇しているが、根拠はに対しては、一般応募倍率は3.5倍、若年単身者応募倍率は3.6倍です。若年単身者の応募がふえる根拠としては、若年単身者住宅は公営住宅の7%（71戸）で、若年単身者の入居期間が比較的長いこともあり、入居応募率が高くなると答弁がありました。

また、近郊町村では定住対策として単身者用住宅の建設を進めているが、名寄市は民間との兼ね合いがあり、取り組んでいないが、今後の住宅マスタープランの中で需要と供給のバランスもあるが、若年単身者用住宅建設の考え方について及び都市部と同様に名寄市の単身者用住宅の家賃は高いとの声を聞くが、民間との家賃格差はどのくらいになっているのかに対しては、若年単身者住宅の建設については将来的には検討していかなければならないと考えている。住宅マスタープランの中で見直しに取りかかりたい。単身者住宅の家賃は、1LDK、2DKでは民間は3から4万円で、公営住宅は2万円以下になっているとの答弁がありました。

さらに、今回の改正は恒常的と解釈すべきなのか、地域事情で見直すこともあり得るのかに対しては、将来的には状況変化があれば検討していくとの答弁がありました。

議論の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、付託議案の審査経過並びに結果について御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告

に対し質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第25号 平成24年度名寄市一般会計予算、議案第26号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第27号 平成24年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第28号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第29号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第30号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第31号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第32号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第33号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 平成24年度名寄市病院事業会計予算、議案第35号 平成24年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、山口祐司委員長。

○予算審査特別委員長（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第25号 平成24年度名寄市一般会計予算及び議案第26号から議案第35号までの平成24年度各特別会計予算並びに各企業会計予算の11件について、委員会の審査経過と結果の御報告を申し上

げます。

第1回委員会は、2月29日に開会し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長に私山口が、副委員長には奥村英俊委員がそれぞれ選任されました。

第2回委員会は、3月16日に開会し、審査日程を3月16日、19日、21日、22日の4日間と定め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、それぞれ説明並びに答弁をいただき、慎重に審査をいたしました。

その経過につきましては、詳細に御報告申し上げるところでございますが、当委員会では全議員をもって構成された委員会ですので、これを省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げます。御了承をお願いいたします。

議案第25号 平成24年度名寄市一般会計予算及び議案第26号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計予算並びに議案第33号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、議案第27号から議案第32号までの平成24年度各特別会計予算及び議案第34号並びに議案第35号の各企業会計予算の8件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上を申し上げまして、簡単ではございますが、委員会の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第25号外10件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第25号 平成24年度名寄市一般会計予算について委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。  
よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第26号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。  
よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第33号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。  
よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成24年度名寄市介護保険特別会計予算から議案第32号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計予算までの6件及び議案第34号 平成24年度名寄市病院事業会計予算、議案第35号 平成24年度名寄市水道事業会計予算について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第27号から議案第32号までの6件及び議案第34号、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 請願第1号 仮称・市民ホール建設計画に関わる請願について、付託しました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 議長よ

り御指名をいただきましたので、今定例会で当委員会に付託されました請願第1号 仮称・市民ホール建設計画に関わる請願についての審査の経過と結果を御報告いたします。

委員会は、3月12日、15日、19日と3日間にわたり開催しました。

1回目の審議では、提出された徳田地域企業振興会からの請願書の趣旨についての確認と議会基本条例第5条第6項並びに委員会条例第28条に定める請願者の意見を聞く機会を設ける原則に従い、請願者に参考人として出席を求めることの可否について協議を行いました。

まず、今回の請願趣旨は、道北の中核都市を目指す名寄市が既存の名寄市民文化センター隣接地で計画している（仮称）市民ホールでは、住宅地区内ということでもあり、市内外から訪れる人たちにわかりづらいことなどから、十分な敷地を確保でき、旧風連町と旧名寄市の間地点でもある徳田地区での再検討を求めるとともに、市民の30年来の夢である（仮称）市民ホールが旭川以北の中核都市として一定グレードが高く、近隣住民にも誇れる規模とする整備を求めるものであります。また、請願者の意思を十分把握するために、委員会への出席を求めることも確認いたしました。

2回目となる15日の委員会では、最初に教育委員会からホールの進捗状況の説明を受けました。その後、教育委員会関係職員の退席をいただき、請願者である徳田地域企業振興会の相談役、川原彰氏より参考人として請願内容の趣旨を述べていただきました。

請願の趣旨としては、建設場所については方向性が示されていることに理解をしているものの、1つに徳田地域は高速のインターチェンジが予定されている地区であり、上川北部圏の市町村の拠点とも言える地域、また幌加内を入れた近郊の市町村との交通アクセスからもわかりやすい場所として希望していること、2つに利用する市民並びに団体の希望も考慮して、市民団体と歩調を合わ

せて進めていただき、道北の中核都市として市民だけでなく近隣住民からも集まりやすい利便性のよい場所である程度の規模の施設にさせていただきたいということでありました。また、徳田地域企業振興会としても行政にお願いするだけでなく、一市民として協力する。一緒に歩調を合わせて（仮称）市民ホールの計画に参加する。この種の計画では、多くの市民の賛同を得るとともに協力することが何よりも大きな財産となる。市民が後押しすることで地域に夢を与えることを考慮していただき、再検討していただきたいとも述べられました。

その後、各委員との質疑応答に入り、委員からは規模の席数と固定式、可動式についてどう考えるのかの質疑に対しては、稚内市が1,293席、旭川市が1,546席、近隣の数から1,000席規模を望みたい。座席の可動、固定についても両市が固定なので、固定式のイメージをしているなどの答弁がありました。

また、徳田地域企業振興会の会員数と活動、請願にかかわった経過はの質問に対しては、活動は徳田地区の歩道や下水道などの整備と防犯等、その他細かい地域活動にも努めている。会員は、現在120社の150人。請願の経緯は、新聞等の報道から3月5日に企業立地委員会があり、その場で相談して7日に提出、本来は臨時総会の事案であるが、会員数が多いことと日にちがながいことから、このような経過となったとの答弁がありました。

さらに、現在報道されている選択肢の中で500の数は市民の懇談会と利用者の話し合いで出た選択肢の中での数字、またホールを利用しない多くの市民の声も理解していただきたい。企業立地委員会で相談された人数と1,000席にこだわる思いはの質問では、委員会は役員だけで7人、1,000人規模は道北の類似した都市の公共施設の数をもとにしてしていると答弁がありました。

以上で参考人の質疑を終了し、施設規模等につ

いて共通の認識を確認して、この日の委員会を終了しました。

これまでの審議経過を踏まえ、19日に開催した委員会では、委員間の討議となりましたが、立地場所での変更については平成22年9月22日の定例会において文化センター西側の予定とする方向性が示され、翌23年3月16日に地質調査が行われるとともに、同年5月31日の定例会において財産の取得案件が議決されていることから、建設場所の変更は不可能ということで委員全員が確認しました。また、委員から請願の道北の中核都市としての役割を果たす思いは理解しながらも、席数については現在進められている市民懇話会並びに利用団体と市民説明会の話し合いの過程で混乱する要因にならないように考慮すべきことと少子高齢化社会において財政面でも将来的に大きな負担とならない配慮と利用する人から使いやすい意見も多く聞いていく必要があるなどとそれぞれ共通した発言がありました。

以上、全委員からの発言を集約し、請願第1号 仮称・市民ホール建設計画に関わる請願については全会一致で不採択とすべきものと決定をしました。

なお、多くの委員から請願者の名寄を思う意思を十分に理解すべきものであること、今後の基本設計策定時には参考とすべきものであること、市民や利用団体の話し合いの中で席数と座席の固定、可動についても選択肢として残るものであること等がございましたが、請願者の趣旨が徳田地域に1,000席規模というものであったため、不採択と決定しました。

以上、今定例会で当総務文教常任委員会に付託されました請願第1号 仮称・市民ホール建設計画に関わる請願について審査の経過と結果の御報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第6 議案第37号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第37号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、職員派遣に伴う地域手当等の新設や関係条文の整理及び職員給与の独自削減を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容について申し上げます。まず、職員派遣に伴う改正についてであります。本市では本年4月から東京都杉並区へ職員派遣を行います。このことに伴い、新たに地域手当及び単身赴任手当の規定を設けるとともに、期末、勤勉手当や住居手当等の関係条文について整理を行おうとするものであり、当該規定につきましては今後北海道等への職員派遣が行われた場合にも適用するものであります。

次に、職員給与の独自削減であります。平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間行政職給料表適用職員に対して給料の1.7%または2.7%を削減しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第38号 名寄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第38号 名寄市教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

名寄市教育委員であります松田潤子氏が本年5月15日をもって任期満了となりますが、本件は同委員を再度教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めらるるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第38号は同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 意見書案第1号 若者の雇用推進を求める意見書、意見書案第2号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書、意見書案第3号 平成24年度畜産物価格決定等に関する要望意見書、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外2件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外2件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 報告第2号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成24年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

---

閉会 午後 1時42分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

署名議員 大 石 健 二

## 質問文書表（代表質問）

平成24年第1回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 千 春 (P 54)	1. 加藤市政の折り返し地点での評価と未来について 2. 名寄市の財産を活かしたまちづくりについて (1) 大学、病院、市民の連携のまちづくり (2) 大学と行政機関の交流について (3) 保有財産の有効活用について (4) 気象条件を活かしたまちづくり 3. これからの市役所のあり方について (1) 国や道、または民間企業との派遣及び人事交流について (2) 職員の道外出張の考え方について (3) 国や財団などが行う補助メニューの研究について (4) 職員の名刺のあり方について (5) 給与のあり方について (6) 職員の見える、プラス評価について (7) 懲戒処分の考え方について (8) 管理職の外部からの登用と適職人事 4. 名寄市立総合病院について (1) 名寄市立総合病院を核とする望ましい地域医療の姿は (2) 看護基準7対1への対応について 5. 市内の経済と産業振興について (1) 仮称・複合交通センターの利用促進について (2) 観光協会と市民活動の情報提供について (3) 公共工事の発注について 6. 名寄のインフラ整備とまちづくりについて (1) 道路舗装率の向上について (2) 老朽危険家屋対策について (3) 建築が予定される公共施設の色調やデザインについて 7. 仮称・市民ホールの設計について

<p>2</p>	<p>熊谷吉正 (P 76)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2012年度執行方針と予算編成について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 就任2年の加藤市政の自己評価と「目標とする将来像」</li> <li>(2) 憲法理念と現実社会の現状認識について</li> <li>(3) 予算編成と財政展望について</li> </ol> </li> <li>2. 市民目線のまちづくりについて             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 名寄市自治基本条例と市政運営について</li> <li>(2) 「地域主権」の確立と自治体の対応への課題</li> </ol> </li> <li>3. 行財政改革について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新・行財政改革推進計画の策定に当たって</li> <li>(2) 人材育成と職員研修について</li> </ol> </li> <li>4. 保健、福祉、医療行政について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 少子化と子育て支援について</li> <li>(2) 安心の福祉施策について</li> <li>(3) 安心の地域医療の確立について</li> </ol> </li> <li>5. 経済・建設行政について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) TPP参加反対と今後の取り組みについて</li> <li>(2) 国の農業政策の評価と名寄市農業振興について</li> <li>(3) 中心街活性化と商工業団体等の取り組み推進</li> <li>(4) 普通建設事業等のあり方</li> <li>(5) 労働者の現状と労働行政のあり方について</li> <li>(6) 今後の災害発生対応について</li> </ol> </li> <li>6. 教育行政について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育に関わる執行方針について</li> <li>(2) 校務支援システム問題について</li> <li>(3) 仮称・市民ホール建設について</li> <li>(4) 名寄市立大学の今後の課題と展望について</li> </ol> </li> </ol>
<p>3</p>	<p>山口祐司 (P 101)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財政健全化に対する取り組みについて             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 行財政運営の今後の見通しについて</li> <li>(2) 将来に対する市民の不安をどう払拭するか</li> </ol> </li> <li>2. 市政運営の折り返しを迎えて             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政経営の3大要素（人・物・金）について</li> <li>(2) 将来を見据えた産業振興に対しての考え方は</li> </ol> </li> <li>3. 福祉行政について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域福祉計画での相互扶助体制について</li> <li>(2) 福祉行政に対する市民の期待と不安について</li> </ol> </li> </ol>

		<p>(3) 特定健診と生活習慣病予防対策について</p> <p>4. 男女共同参画社会の形成</p> <p>(1) 行政としての支援と考え方について</p> <p>(2) 官民連携に対する考え方について</p> <p>5. 農業振興について</p> <p>(1) 6次産業化への取り組みと現状について</p> <p>(2) 農地集積と担い手対策について</p> <p>6. 教育行政について</p> <p>(1) 全市的な小中学校適正配置と学校施設の整備計画について</p> <p>(2) 学校給食に対する保護者の要望把握について</p>
--	--	--

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 4 年 第 1 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	川 村 幸 栄 (P 1 1 8)	1. 平成 2 4 年度 市政 執行 方針 から “安心 して 健 や か に 暮 ら せ る ま ち づ くり” について (1) 高 齢 者 福 祉 の 充 実 について (2) 障 が い 者 福 祉 の 推 進 について (3) 子 育 て 支 援 の 推 進 について (4) 地 域 福 祉 の 推 進 について 2. 平成 2 4 年度 教 育 行 政 執 行 方 針 から (1) 健 や か な 体 の 育 成 について (2) 豊 かな 地 域 文 化 の 継 承 と 創 造 について
2	高 橋 伸 典 (P 1 2 9)	1. 孤 立 死 へ の 対 応 は (1) 福 祉 サ ー ビ ス や 福 祉 施 設 を 利 用 し て い な い 高 齢 者 ・ 障 が い 者 の 状 況 について (2) 生 活 実 態 調 査 について (3) 電 気 ・ ガ ス ・ 灯 油 ・ 水 道 供 給 業 者 と 行 政 の 連 携 について (4) 行 政 の 対 策 は 2. 自 転 車 走 行 環 境 の 整 備 について (1) 交 差 点 の 改 善 と 自 転 車 レ ー ン の 設 置 について (2) 自 転 車 保 険 (対 人 賠 償) について 3. ス ポ ー ツ 観 光 へ の 取 り 組 み について (1) 企 業 や 観 光 協 会 と ス ポ ー ツ 団 体 の 連 携 と 現 況 は (2) 市 民 の 健 康 づ くり ・ 青 少 年 健 全 育 成 と ス ポ ー ツ 振 興 について (3) ス ポ ー ツ イ ベ ン ト の 誘 致 について (4) ス ポ ー ツ を 活 用 し た 観 光 ま ち づ くり について 4. 来 庁 者 の 各 種 申 請 ・ 相 談 等 へ の 対 応 について
3	奥 村 英 俊 (P 1 3 9)	1. 教 育 行 政 について (1) 学 校 教 育 に お け る 平 成 2 4 年 度 の 重 点 施 策 (2) 全 国 学 力 学 習 状 況 調 査 の 分 析 結 果 から

		<p>(3) 豊かな自然を活かした授業の取り組みについて</p> <p>(4) 少人数学級について</p> <p>2. 公契約条例制定に向けて</p> <p>(1) 背景及び必要性について</p> <p>(2) 発注された事業における労働実態と労働行政について</p> <p>3. 東日本大震災被災地のがれき受け入れについて</p> <p>(1) 北海道の対応について</p>
4	川 口 京 二 (P 1 4 9)	<p>1. 冬の観光について</p> <p>(1) 北の天文字焼きについて</p> <p>(2) 滞在型観光について</p> <p>2. 除雪・排雪について</p> <p>(1) 除雪の出動回数は</p> <p>(2) 市民からの苦情は</p> <p>(3) 今年度の重点は</p> <p>3. 町字名変更について</p> <p>4. 名寄庁舎周辺の冬季の安全管理について</p>
5	大 石 健 二 (P 1 5 8)	<p>1. 名寄市の市政運営から</p> <p>(1) 加藤市長の市政執行について</p> <p>ア 市政執行 2 年を省みて</p> <p>2. 名寄市の行財政運営から</p> <p>(1) 経済成長戦略について</p> <p>ア 観光振興計画等の具現化への取り組みほか</p> <p>イ 中心市街地活性化への取り組みとその後</p> <p>(2) 生活弱者への生活援護について</p> <p>ア 生活困窮者と障がい者の孤立死より</p> <p>(3) 市民生活の環境整備と改善について</p> <p>ア 雪害による市民生活への影響より</p> <p>3. 名寄市の医療行政から</p> <p>(1) 名寄市の地域医療拡充について</p> <p>ア 病診連携と医師確保の具体策ほか</p>
6	日根野 正 敏 (P 1 7 2)	<p>1. 新名寄市農業・農村振興計画について</p> <p>(1) 前期計画の達成度と後期計画の課題は</p> <p>(2) 有害鳥獣対策補助事業の電牧柵等の扱いについて</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 農地流動化促進について</li> <li>(4) 農業担い手支援センターの実現を</li> <li>(5) 新規事業の積極的な対応を</li> <li>(6) 担い手結婚対策の強化を</li> <li>(7) 作業事故防止策の強化を</li> </ul> <p>2. ふうれん望湖台自然公園の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域、利用者との協議経過について</li> <li>(2) 今後の利用計画について</li> <li>(3) 望湖台振興計画の策定を</li> </ul>
7	山田典幸 (P183)	<p>1. 名寄市農業の今後の展望について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画について</li> <li>(2) 人・農地プラン策定について</li> <li>(3) 農業と観光振興の結びつきについて</li> </ul> <p>2. 名寄市の教育行政について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校適正配置計画と連動した学校施設整備の取り組みについて</li> <li>(2) 中学校新学習指導要領の全面実施における対応について</li> <li>(3) 教育改善プロジェクトの進捗状況について</li> <li>(4) 地域の特色を生かした教育のあり方について</li> </ul>
8	竹中憲之 (P194)	<p>1. 市立総合病院にかかわって</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療スタッフの動向について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア スタッフの総数について</li> <li>イ スタッフの退職数と採用数について</li> </ul> </li> <li>(2) 今後のスタッフの体制について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 消化器内科の再開に伴うスタッフの体制について</li> </ul> </li> <li>(3) スタッフの労働条件について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 代休の消化状況について</li> <li>イ 有給休暇の取得状況について</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 空き家対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内における空き家の件数について</li> <li>(2) 雪による崩壊件数について</li> <li>(3) 安全対策について</li> </ul> <p>3. 指定管理者制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定管理施設における正規雇用者と非正規雇用者の雇用数について</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 指定管理施設の見直しは</li> <li>(3) 正規雇用と非正規雇用の年収について</li> </ul>
9	宗 片 浩 子 (P 2 0 5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 名寄市教育相談センターハートダイヤル（安心カード）について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもからの相談、親からの相談内容の傾向は</li> <li>(2) 相談件数の状況は</li> <li>(3) 安心カードの今後の扱いについて</li> </ul> </li> <li>2. 児童虐待について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 4つの分類があるが、名寄においての事例について</li> <li>(2) 保護される施設に名寄市からの入所者について</li> <li>(3) 児童虐待防止対策として名寄市の取り組みは</li> </ul> </li> <li>3. 名寄市食育推進計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 推進目標と年次ごとの進捗状況は</li> <li>(2) 最終的な食育推進状況の評価について</li> <li>(3) 今後の食育推進計画の考え方は</li> </ul> </li> </ul>

平成 2 4 年 第 1 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 2 4 年 2 月 2 9 日 ~ 平成 2 4 年 3 月 2 2 日 2 3 日 間  
 本 会 議 時 間 数 1 8 時 間 4 3 分

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本 会 議
		付 託 年 月 日 付 託 委 員 会	議 決 年 月 日 審 査 結 果	議 決 年 月 日 議 決 結 果
平成 2 3 年 第 4 回 定 例 会 付 託 議 案 第 1 号	名 寄 市 畜 産 物 処 理 加 工 施 設 条 例 の 制 定 に つ い て 【 経 済 建 設 常 任 委 員 長 報 告 】	23. 11. 30 経 済 建 設 常 任	24. 2. 28 修 正 可 決 す べ き	24. 2. 29 修 正 可 決
平成 2 3 年 第 4 回 定 例 会 付 託 議 案 第 2 8 号	名 寄 市 公 設 地 方 卸 売 市 場 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て 【 経 済 建 設 常 任 委 員 長 報 告 】	23. 12. 19 経 済 建 設 常 任	24. 2. 28 原 案 可 決 す べ き	24. 2. 29 原 案 可 決
第 1 号	名 寄 市 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	— —	— —	24. 2. 29 原 案 可 決
第 2 号	名 寄 市 基 金 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	— —	— —	24. 2. 29 原 案 可 決
第 3 号	名 寄 市 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	— —	— —	24. 2. 29 原 案 可 決
第 4 号	名 寄 市 公 民 館 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て	— —	— —	24. 2. 29 原 案 可 決
第 5 号	名 寄 市 児 童 ク ラ ブ 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	— —	— —	24. 2. 29 原 案 可 決
第 6 号	名 寄 市 乳 幼 児 等 医 療 費 の 助 成 に 関 す る 条 例 及 び 名 寄 市 重 度 心 身 障 害 者 及 び ひ と り 親 家 庭 等 の 医 療 費 の 助 成 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	— —	— —	24. 2. 29 原 案 可 決
第 7 号	名 寄 市 総 合 療 育 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	— —	— —	24. 2. 29 原 案 可 決
第 8 号	名 寄 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	24. 2. 29 市 民 福 祉 常 任	24. 3. 15 原 案 可 決 す べ き	24. 3. 22 原 案 可 決
第 9 号	名 寄 市 土 地 改 良 事 業 分 担 金 等 徴 収 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て	— —	— —	24. 2. 29 原 案 可 決
第 1 0 号	名 寄 市 営 住 宅 管 理 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	24. 2. 29 経 済 建 設 常 任	24. 3. 15 原 案 可 決 す べ き	24. 3. 22 原 案 可 決
第 1 1 号	名 寄 市 高 齢 者 保 健 医 療 福 祉 計 画 及 び 名 寄 市 介 護 保 険 事 業 計 画 を 定 め る こ と に つ い て	24. 2. 29 市 民 福 祉 常 任	24. 3. 15 原 案 可 決 す べ き	24. 3. 22 原 案 可 決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 2 号	市道路線の廃止について	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 3 号	市道路線の認定について	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 4 号	平成23年度名寄市一般会計補正予算(第6号)	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 5 号	平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 6 号	平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 7 号	平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 8 号	平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 9 号	平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 2 0 号	平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 2 1 号	平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算(第1号)	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 2 2 号	平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 2 3 号	平成23年度名寄市病院事業会計補正予算(第4号)	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 2 4 号	平成23年度名寄市水道事業会計補正予算(第4号)	—	—	24. 2. 29
		—	—	原案可決
第 2 5 号	平成24年度名寄市一般会計予算	24. 2. 29	24. 3. 22	24. 3. 22
		予特委員会付託	原案可決すべき	原案可決
第 2 6 号	平成24年度名寄市国民健康保険特別会計予算	24. 2. 29	24. 3. 22	24. 3. 22
		予特委員会付託	原案可決すべき	原案可決
第 2 7 号	平成24年度名寄市介護保険特別会計予算	24. 2. 29	24. 3. 22	24. 3. 22
		予特委員会付託	原案可決すべき	原案可決
第 2 8 号	平成24年度名寄市下水道事業特別会計予算	24. 2. 29	24. 3. 22	24. 3. 22
		予特委員会付託	原案可決すべき	原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 2 9 号	平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	24. 2. 29 予特委員会付託	24. 3. 22 原案可決すべき	24. 3. 22 原案可決
第 3 0 号	平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	24. 2. 29 予特委員会付託	24. 3. 22 原案可決すべき	24. 3. 22 原案可決
第 3 1 号	平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算	24. 2. 29 予特委員会付託	24. 3. 22 原案可決すべきもの	24. 3. 22 原案可決
第 3 2 号	平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	24. 2. 29 予特委員会付託	24. 3. 22 原案可決すべき	24. 3. 22 原案可決
第 3 3 号	平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	24. 2. 29 予特委員会付託	24. 3. 22 原案可決すべき	24. 3. 22 原案可決
第 3 4 号	平成24年度名寄市病院事業会計予算	24. 2. 29 予特委員会付託	24. 3. 22 原案可決すべき	24. 3. 22 原案可決
第 3 5 号	平成24年度名寄市水道事業会計予算	24. 2. 29 予特委員会付託	24. 3. 22 原案可決すべき	24. 3. 22 原案可決
第 3 6 号	名寄市固定資産評価員の選任について	— —	— —	24. 2. 29 同 意
第 3 7 号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	— —	— —	24. 3. 22 原案可決
第 3 8 号	名寄市教育委員会委員の任命について	— —	— —	24. 3. 22 同 意
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	— —	— —	24. 2. 29 適任と認める
請 願 第 1 号	仮称・市民ホール建設計画に関わる請願 【総務文教常任委員長報告】	24. 3. 12 総務文教常任	24. 3. 19 不採択すべき	24. 3. 22 不採択
意見書案 第 1 号	若者の雇用推進を求める意見書	— —	— —	24. 3. 22 原案可決
意見書案 第 2 号	父子家庭支援策の拡充を求める意見書	— —	— —	24. 3. 22 原案可決
意見書案 第 3 号	平成24年度畜産物価格決定等に関する要望 意見書	— —	— —	24. 3. 22 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	24. 2. 29 報告済
報 告 第 2 号	例月現金出納検査報告及び定期監査報告について	— —	— —	24. 3. 22 報告済

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	24. 3. 22
		—	—	決 定